

ノルウェーの94年・97年初等中等教育改革の 概括的調査研究

課題番号 11610298

平成11年度～平成13年度科学研究費補助金基盤C (2)
研究成果報告書

平成14年3月

研究代表者 **北川 邦一**
(大手前大学社会文化学部教授)

目 次

はしがき	1
(一) ノルウェーの初等中等教育と教育行政	3
(二) ノルウェーの 10 年制基礎学校教育の原則と方針	3 5
(三) ノルウェーの 10 年制基礎学校教育課程	
(1) 日本教育学会第 60 回大会・発表要旨	4 5
(2) 同・別冊配付資料『10 年制基礎学校教育計画書』(抄訳)	4 8
(四) ノルウェーの高等学校—現地視察を踏まえて—	
(1) 日本比較教育学会第 37 回大会発表要旨	6 9
(2) 同発表別冊配付資料(聴き取りノート等)	7 5
(五) ノルウェーの「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」	
(1) 要点と特徴	1 0 2
(2) 翻訳	1 0 4
(六) その他	
(1) コムーネ法 目次と抄訳	1 4 0
(2) 教員制度	1 4 4
(3) 高等学校授業クラス編成例	1 4 6
(4) MINIFACTS ABOUT NORWAY 2001 14. EDUCATION	1 5 0
(七) ノルウェーの学校教育	
——その概要、共通教育理念と後期中等教育制度——	1 5 3
(大手前女子短期大学研究集録第 16 号・1996 年 12 月・掲載)	
(八) ノルウェーの学校教育(その 2)	
——オスロの小、中学校調査を踏まえて——	1 7 8

この目次頁で数字で示し、ファイルの各頁の最下段に〈?〉で示す頁番号?は全ファイル通し頁である。

このファイルの各頁末下から2段目に通常 -?-で示す頁番号は初出稿の頁である。

はしがき

研究の目的・目標

本研究は、ノルウェーにおいて 1994/95 学年度から始められた高等学校教育課程の改革、及び 97/98 学年度から始められた義務教育についての修業年限 1 年延長(就学 1 年早期化)及び教育課程の改革の概括的把握を目的として、次の諸点を解明することを研究期間内の目標として科学研究費助成を申請し交付を受け、研究を始めた。

- ① 94 年、97 年両改革を通じるノルウェーの学校教育改革の理念、特に共通教育理念
- ② 高等学校希望者全入制の下での多様な高等学校の学科・教育課程の制度と実態
- ③ 選抜試験によらない高校の学科・学校選択と、中学校による指導、教育行政機関による調整の仕組み
- ④ 中学校、高校の自然科学、社会科、算数・数学及び英語の諸科目における共通教育内容の質・水準
- ⑤ 中学校卒業時の全国中学校一斉共通学科試験(ノルウェー語、数学、英語)の実態
- ⑥ 父母代表参加・中等学校生徒代表参加、教職員代表参加を伴う学校運営の制度・実態
- ⑦ 環境教育、異文化学習、キリスト教・市民道德教育等、同国に特徴的な教育の内容・方法
- ⑧ プロジェクト学習・課題学習の大幅導入、学級外の学習グループの多用等の教育方法の実態
- ⑨ 高等学校教育と連携した職業実習(見習い)の制度・方法とその具体例
- ⑩ 高等学校中退者を公的機関でフォロー・アップする制度の実態

成果と残した課題

省みれば、本研究の目的は、94 年後期中等教育改革、97 年初等教育及び前期中等教育改革途上にあったノルウェーの初等中等教育を比較教育学的に概括することであった。この点から言えば、本報告書によってノルウェーという国の、以前にはわが国で殆ど知られていなかった初等中等教育制度の概況は格段に明らかにすることができたと思う。それがこの研究の成果である。

もっとも、字義どおりの目的に照らすと、「94 年教育改革、97 年教育改革」の基本的解明はできていない。両改革以前のノルウェーの初等中等教育の概括そのものができていないのであるから、それを基準にして改革を評価することはできないのである。そのような評価は、ノルウェー自身による評価も踏まえなければならないが、それ以上に、文化や心性の差異を超えてノルウェーの教育を理解することが先決課題と思われる。過去に遡及するノルウェー教育の研究は、遥かな今後の課題と言わざるを得ない。

具体的な目標に関しては、上記の当初目標のうち①、②、③、⑥、⑧は、本報告書によって概ね明らかにした。

⑤に関しては、部厚な試験問題集を入手したが、ノルウェー語読解の困難を考えると、試験問題評価という部分的問題よりは、④、⑦の方がより基本的、本質的課題であると思われる。⑩についても県教育部が用いている中退生徒把握書類の形式はもらったが、それ以上に高校教育の内容程度と方法の全般的把握が課題と考える。

④、⑦に関しては、本報告書の(三)で部分的に明らかにした。

⑨に関しては、企業における具体例の実態把握のための聞き取り・見学は実現していない。また、比較教育的評価をするためには、我が国の職業教育の実態把握が重要であり、なお多くの準備研究を要することが判った。

次の研究課題

結局、④及び⑦の本格解明並びに⑨が基本的に残した研究課題である。このうち④、⑦の本格的解明に取り組むべく、平成 14-17 年度、「ノルウェーの初等中等教育課程の原則と方針、実態に関する比較教育学的調査研究」という題目の下に、下記の解明を目標とするとする科研費助成を申請した。

- (1) 宗教・道德教育、数学、社会科、理科、英語・外国語等に関する普通教育科目及び教科合同的総合的なテーマ学習・プロジェクト学習を主とし、その他の教科等も含めた教科書・教育内容の概括の実態と特色。
- (2) 社会科と連携しての学級・生徒会活動、学校の管理運営への生徒代表参加等、参加型民主主義教育の実態。
- (3) 国の定める教育課程、その下での地方自治体と学校における自治的裁量、学校の管理運営への生徒・親の代表参加を枠組みとして成立している学校の教育課程ないし授業計画の編成と運用の原則と方針、実態

本報告書の内容

(一)は、2001 年 11 月 18 日、日本教育制度学会において「ノルウェーの初等中等教育・学校管理制度」の題目で発表した要旨の同学会紀要への投稿を膨らませたものである。その分、凝集性は薄れたが、より豊かな事例を紹介しておきたいという意図による。(二)は学会誌に掲載されたもの、(三)～(五)は学会発表の要旨とその際配付した資料である。(六)はともかく状況を踏まえるための最小限の素材である。(七)、(八)は科研費受給に至る予備的研究調査時期のものであるが、本研究の一環を成すものとして再録した。特に(七)に抄訳した「基礎学校、後期中等教育及び成人教育のための教育計画 一般篇」は、94 年、97 年の教育改革の理念を述べたものであり、一般教育・共通内容教育を重視した、まさに教育改革理念と言うふさわしい香り高いものである。

感想、謝意と研究推進

人々は総じて素朴で心暖かいが国家としては戦略に長けている、というのが私が知り得たノルウェーという国とその人々の印象である。その教育研究の過程は、知る喜びに満ちている。

現地訪問の援助をして下さった Eivind Lande さん、Andersen 福田雅子さん、最初のノルウェー訪問に同行してくれた京都府立大学の宮嶋邦夫さんをはじめ、親切に説明や資料提供し、見学の機会を与えて下さったノルウェーの多くの方々、事務に当たって下さった本学の職員の方々、学界の知己友人など、多くの方々の好意と援助にあらためて感謝の思いを深くし、御礼申し上げる。

それを踏まえ、この冊子のまとめを一つのステップとして、さらにノルウェー教育研究を進めたい。

研究組織

研究代表者：北川邦一（大手前大学社会文化学部教授）
(単独研究)

交付決定額(配分額)

	直接経費	間接経費	合 計
平成 11 年度	110 万円	0	110 万円
平成 12 年度	100 万円	0	100 万円
平成 13 年度	60 万円	0	60 万円
総計	270 万円	0	270 万円

研究発表

- (1)学会誌 1)ノルウェーの 10 年制基礎学校教育の原則と方針
日本教育政策学会年報第 8 号、2001 年 6 月、212-224 頁。
- 2)ノルウェーの「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」の解説・検討
日本教育法学会年報第 30 号、2001 年 3 月、202-203 頁。
- (2)口頭発表 1)ノルウェーの『基礎学校及び後期中等教育に関する法律』の解説・検討
日本教育法学会、2000 年 5 月 27 日。
- 2)ノルウェーの 94 年・97 年初等中等教育改革——その概括的調査研究
日本教育学会、2000 年 8 月 30 日。
- 3)ノルウェーの高等学校——現地視察を踏まえて
日本比較教育学会、2001 年 6 月 24 日。
- 4)ノルウェーの 10 年制基礎学校教育課程
日本教育学会、2001 年 8 月 28 日。
- 5)ノルウェーの初等中等教育行政・学校管理制度
日本教育制度学会、2001 年 11 月 18 日。

2002 年 3 月 18 日 記す

北川 邦一

ノルウェーの初等中等教育と教育行政

目 次

はじめに ——ノルウェーという国とその特徴—— 1

- (一) 学校教育の概要(注 10) 3
 - (1) 義務教育 3
 - (2) 後期中等教育 3
 - (3) 初等中等教育のその他の特色 4
 - (4) 高等教育、幼児教育 4
- (二) 立法、政治、行政と学校制度 5
 - (1) 国の立法・政治制度 5
 - (2) 学校制度法規・行政制度法規 6
 - (3) 学校教育行政の権限配分 6
 - (4) 地方制度と行政権限 7
- (三) コムーネの政治行政・教育行政 10
 - (1) コムーネの政治・行政組織 10
 - (2) コムーネの教育行政 14
 - (3) コムーネにおける子ども参加 16
- (四) 県の政治行政・教育行政 17
 - (1) 教科書の説明と政治・行政組織図 17
 - (2) ウストフォル県の教育行政組織 19
 - (3) スル・トロンドラグ県の政治行政・教育行政 20
- (五) 学校管理への生徒参加・父母参加 23
 - (1) 学校の利用者参加組織に関する教育法の規定 23
 - (2) 基礎学校の協同委員会 25
 - (3) 高等学校管理への生徒参加 26
- (六) 企業における職業教育実習 27
 - (1) 職業実習委員会に関する教育法の定めと委員会構成 27
 - (2) スル・トロンドラグ県の職業実習委員会と事務局の活動 28

注 30

ノルウェーの初等中等教育と教育行政

本稿は、はじめにノルウェーという国の概要と特徴を略述した後、初等中等教育の学校制度、行政制度に重点を置いて、この国の学校教育の概要と特徴を概説する。

はじめに ——ノルウェーという国とその特徴——

ノルウェーは、スカンジナビア半島の北西半分に位置する国土約 38 万 5000 m²、人口約 450 万人（2002 年現在）の国である。半島南東のスウェーデンと隣接し、北部はフィンランド、ロシアと国境を接している。国土の北部約 2/5 は北極圏に含まれている。海を隔てて南にデンマーク、南西にイギリスがある。国民の大部分は、デンマーク、スウェーデンと共通するノルマン人の子孫でこれら 3 国は言語も近似している。ノルウェーは、8 世紀以降のヴァイキング時代を経て 1060 年頃までには一つの王国を形成したとされている。1397 年以降は、デンマークを盟主としスウェーデンを含む 3 国同君連合の下で事実上デンマークに支配された。スウェーデンは 1523 年に独立した。1813 年のナポレオンの敗北に伴い、ノルウェーはデンマークの支配を離れスウェーデンとの同君連合に組み込まれたが、その変動期にデンマーク王の甥 Kristen Frederik の下で 1814 年 5 月 17 日、エイズヴォルに議会が招集され、ノルウェーが自由な憲法、国民代表、政府及び徴税権を有する独立国の地位を有することを定めたノルウェー王国基本法 Kongeriget Norges Grundlov が制定された。その後修正は行なわれているが、これがノルウェーの現行憲法とされ、5 月 17 日は国の祝日とされている。その後、ノルウェーは 19 世紀後半の海運業等の発展を背景に外交権を含む国家としての独立要求を強め、1905 年、一方的な独立宣言によって戦火を交えずスウェーデンから独立した（注 1）。ノルウェーの産業は、伝統的には海運・水産・捕鯨、造船、林業・パルプ・紙工業であり、山岳の豊富な水力が金属工業や化学工業のエネルギーを供給し、産業労働者の増加とともに全国労働連合が成立し（1899 年）、全国経営連名が設立された（注 2）。

宗教は、1000 年頃に入ってきたとされるキリスト教の伝統が強い。宗教改革の流れの中でデンマーク王クリスチャン 3 世（在位 1534-59）の支配下でルーテル新教が導入されたと見られる（注 3）。「福音主義ルーテル派宗教に関しては、憲法で宗教の自由を認めるとともに（第 2 条第 1 項）、伝統的なキリスト教「福音主義ルーテル派は Den evangelisk-luthersk Religion は国教であり続ける」と定めている（同条 2 項）。ノルウェー国教会の牧師も公務員であり、2001 年現在、ノルウェー国教以外の人、国の統計では総計 28 万人余にすぎない（注 4）。後述の「教育法」もキリスト教的な民主主義と寛容の精神を

育てることを教育目的として掲げている (§ 1-2)。

政治的には、第一次大戦後から社会民主主義政党である労働党(略号 A。以下、各政党の日本語での党名はノルウェー大使館の用語による。)の影響が強い。同党は、数年間、コミンテルンに参加していたが 1923 年にこれと決別し、27 年には先に党を去っていた社会民主主義グループと再統合した。労働党は 1928 年には第一党となって第 1 回労働党内閣を組閣し(安定政権は 35-40 年)、40-45 年の挙国連立期の後、1945 年から 61 年までは過半数、国政選挙では常に最大票を得、第二次大戦後から現在までの期間の合計約 3/4 は政権に与ってきた(注 5)。

外交的には、ノルウェーは、スウェーデンからの独立後、中立政策を維持してきた。しかし、1940 年 4 月にナチス・ドイツの急襲を受けて国土は 5 年間、占領支配された。戦後、ノルウェーは東西の「架け橋政策 brobyggingspolitikk」の理念の下に「スカンディナヴィア同盟構想」を追求したが、49 年 1 月の同構想の挫折の後、同年 4 月 NATO 条約に署名、条約は同年 8 月発効した。東西対立の時代、ノルウェーは北端部でソ連と国境を接する前線となったが、その枠内では、NATO 合同演習時を除き、自国が攻撃の脅威を受けない限り、外国軍隊も基地もおかず核兵器の導入も行なわないという政策を、少なくとも建前上、堅持した。他方でノルウェーは、1953 年、各国議員代表からなる北欧会議 Nordisk Råd(外務省訳では北欧理事会)を設立し、デンマーク、スウェーデン、アイスランド、フィンランド(56 年加盟)との間で北欧諸国間の地域協力を追求してきている(注 6)。

現在のノルウェーは、先進工業国であって、若干の指標を示せば、1999 年の 1 人当たり GNP32880 米ドル(日本 32230、米国 30600)、同年の平均余命 78(日本 80、米国 77)、90-99 年の一人当たり GNP の年間平均増加率 3.4 %(日本 1.1 %、米国 2.2 %)である(注 7)。北海の油田もあってヨーロッパでも例外的に景気が良くて高校や大学卒業生の就職難の心配はないという。資本主義国であり急速な私企業化の兆しも察せられるが、後述の労働党の長年の影響もあって病院は公営しかない(少なくとも)など多分に「社会主義」的であり、選挙の投票日にはアルコール販売を禁止しているなど、気まじめな国民性と思われる。北方の先住遊牧民族サーメ(国内に約 7 万 000 人)の権利を尊重していること、高福祉、積極的異文化対応・難民支援、子どもオンブズマン制度創設、女性の政治行政参画制度の発達、国連での「持続可能な開発」理念の先導、パレスチナ問題「オスロ合意」(注 8)の仲介、EU 加盟を求める国民投票での 2 度の否決等にもノルウェーの独自性ないし特色が見られる。

現在の政治では、前述の労働党は、近年勢力漸減傾向にあり、97 年 9 月の選挙では 35%の最大得票は得たものの連立政権を組織できず下野した。キリスト教民衆党 KrF のヘル・マンネ・ボンデヴィック氏を首相とし、Krf、保守党 H、民主党 V、中央党 Sp を与党とする少数連立政権となったが環境問題で政策が対立し、2000 年 3 月から労働党中心の政権となった。2001 年 9 月の選挙で労働党は得票率 24.2 %で最大得票党ではあるが、

キリスト教民主党 Krf の Kjell Magne Bondevik ボンディヴィック氏を再び首相とし、今度は Sp(5.6 %)が参加しない KrF(得票率 12.5 %)、H(21.2%)、V(3.9 %) 3 政党の少数連立連立政権となっていた(注 9)。極右政治勢力が無いに等しいこと、かつてのソ連寄りの共産党 NKP 及び中国共産党と親密な赤色選挙同盟 Rv、極右政党が殆ど国政に影響力を有しないこと、1973 年に発足して公共企業の私企業化・規制緩和に積極的な進歩党 Frp が急速に伸びており、今回 14.7 %第 3 党の地位を得たこと、労働党の NATO 政策党に批判的な左派社会党 SV も今回は伸びて 12.4 %になっていることが現在のノルウェーの政党の勢力分布である。

(一) 学校教育の概要(注 10)

(1) 義務教育

義務教育は基礎学校 grunnskole で行なわれ、97 年改革で始期が 1 年早められ原則 6 歳からの 10 年間の課程である。教育課程は、第 1-4 学年 småskole(第 1-4 学年)、mellom(5-7 年)、ungdom(8-10 年)の三つの段階 trinnet に大別されており、殆どの場合、前 2 段階は小学校 barneskole、最後段階は中学校 ungdomsskole で行なわれており、構成科目は日本に類似しているものが多い。比較して特徴事項を挙げると、①第 1 学年から英語教育が行なわれている、②「キリスト教知識・宗教・道徳」科目が各学年週 2 時限ありノルウェー国教のルーテル派福音主義キリスト教知識教育を主としているが「涅槃」やコーランの内容など他宗教宗派の内容にまで踏み込んだ異文化理解教育も行なっている、③教科統合・横断的なテーマ学習・プロジェクト学習を重視し第 1 学年では授業時数の約 80 %、漸減して中学校段階で約 20 %の時数を充てている、④数学は「科学であり、芸術であり、技術であり、言語であり、かつ道具である」、数学教育は「創造力を用い」「美的側面の経験へと招待する」としている、⑤理科の代わりに「自然及び環境」科目が置かれている、⑥生徒会活動を含む学級活動の時間が時間割りに組み込まれている(ノルウェーで初等、中等教育を通じて使われている eleve を本稿では「生徒」としておく)、⑦国が定める教育課程の基準で、コムーネ及び学校の教育課程編成の自由が「50%くらい」認められていることなどである。

(2) 後期中等教育

後期中等教育は、義務教育終了後、志願者全員に 3 年間(障害者は 5 年間)の全日制の教育を受ける権利が保障されている。志願者は、高等学校第 1 学年に設けられている基礎コース grunnskurs(略称 GK。2000/01 学年度では 15 種類設置。)の中、希望 3 コースのいずれか 1 つとその上の上級コース videregående kurs(略称 VK)で学ぶことができる。15 の基礎コースの中、一般・経済行政、音楽舞踊演劇、体育の 3 コースは、概ね進学、他の 12 コー

ス(電気、保健福祉、ホテル及び食料、造形美術、自然利用、建築、建築関連技術、機械、化学及び化学工程、木工、会場及びサービス、メディア及びコミュニケーション)は概ね職業資格取得に繋がっており、進学、職業コースとも進級毎に細分化し、職業コースは職業資格に応じて最終的には約 200 コースに分化している。後期中等教育は基本的には高等学校で行なわれるが、過半の職業コースの上級第 2 段階 VK II (後期中等教育の第 3 年度以降)は職業実習 *opplæring* と理論学習を含めて企業内の 2 年間で行なわれ、職業実習生 *lærling* は、半ば労働者としての権利と義務を有する。企業実習生はそのコースで取得する資格を得た新任従業員 1 年分の給与と同額の給与をその 2 年間で受ける。後期中等教育へは 2000 年現在、基礎学校修了者の約 95 %が進学しており修了はそれよりやや少ない。進学コースと職業コースへの分化は前者がやや多いが、政府は生徒数比 50:50 を目標としており、その目標は概ね達成されているとしている。

(3) 初等中等教育のその他の特色

以上のほか、一般共通教育重視、教育を受ける権利の重視、キリスト教的伝統文化及び異文化理解の重視、ノルウェー語の両言語形態 *målformer*、ブックモール *bokmål* とニューノルスク *nynorsk* による教育・両言語形態の教育の重視、少数言語(フィンランド語、サーメ語)による教育・少数言語の教育の尊重、国際交流の重視、少人数学級編制の法定(上限第 1-7 学年 28 人、第 8-10 学年 30 人、高等学校普通科目 30 人、専門科目 15 人)、疎少人口に対応した通学送迎・宿泊措置等は、ノルウェーの初等中等教育を通じる特色である。

(4) 高等教育、幼児教育

高等教育は、前記④、⑥、⑦、⑨の法律に基づき中央政府・UFD の所管である。4 つの総合大学 *universitet*(99 年在籍学生総数 74,135)と 26 の国立専門大学 *statlige høyskole*(同 74,145)、若干の私立専門学校(17,639)その他で行なわれている。専門大学は 2 - 4 年課程で *høyskole kandidat* 又は *høyskoleingenior* の学位を与える。以上の高等教育を受けた人の比率は、1996 年、25-29 歳の女性の 33.6 %、男性の 27.2 %であるが、急速に増しつつある。総合大学は通例 3 年半 - 4 年課程、又はより長期の課程で各種の *candidata* または *candidatus magisteri* の与える。その上に 1 年半 - 2 年の日本の修士に相当する課程、及び通例更に 3 年の研究を行なう博士 *doktor* の課程がある。また初等中等教育でも私立学校が認められており、義務制で約 1.6 %の生徒、高等学校で約 4 %の生徒が在籍する(注 11)。

幼児教育は、幼稚園に関する 1995 年 5 月 5 日の法律第 19 号(幼稚園法) *Lov 5 mai i 1995 nr.19 om barnehage*(略称 *barnehageloven*)に基づいて行なわれており、国の機関では児童家庭省 *Barne- og familiedepartementet*(BFD)の所管である。ノルウェーの幼稚園 *barnehage* は、より広い教育の一環としての教育と両親の勤務時間中の子どもの保護とを目的としている。

2000 年末現在、幼稚園数は全国で公立 2984 園、私立 2849 園、在籍園児は 4、5 才児の 80 %、1-5 歳児全体の約 62%、0-5 歳児のうち週 33 時間以上の在園契約は 33.1%、従業員 52,579 人のうち就学前教員 førskolelærer 資格保持者は 16,465 人であり、園長 styrelsen は就学前教員資格を有する(注 12)。幼稚園は、省の定める「幼稚園基準計画」Rammenplan for barnehagen に基づいて運営され、その教育課程領域 fagområder では社会・宗教・道徳、美術、言語・読み書き・コミュニケーション、自然・環境・技術、身体活動・健康の 5 領域にわたり、子どもに経験、知識取得、技能習得、態度発達の機会を提供することを目ざしている(注 13)。

(二) 立法、政治、行政と学校制度

(1) 国の立法・政治制度

①国の議会であるストーティング Stortinget(原意は大議会。以下「国会」という。)の議員は、議席 165 のうち 157 が 19 の地域としての fylke を選挙区とする大選挙区、8 議席が全国区の比例代表・秘密選挙によって選出され、国会が法律を制定し内閣を形成する。②国会議員の選挙は、1919 年以降は性、所得、社会資産、社会手当等による差別が撤廃されており、1979 年以降は 18 歳以上の国民が選挙権を有しており、議員の任期は 4 年である。③国会には政府による解散も議会による解散もなく任期途中で国民の審判を問うことは全くできない。④現行憲法は、1814 年 5 月 17 日に制定されたノルウェー王国基本法 Kongeriget Norges Grundlov であり、国王は国家元首である。⑤国会はその議員の 1/4 をラーグティング lagtinget、残りの 3/4 をオーデルスティング odelstinget に指名し(基本法第 73 条)、法案提案権はオーデルスティング議員と政府にあり、法案はまずオデルスティングで審議される。立法に関してラーグスティングは主としてチェック機能を果たす。法律は形式的には国王によって承認されるが、承認に関する国王の拒否権は 1905 年より後には行使されていない。制定された法律は官報 Norsklovtidend で公布される。⑥政府は、国会において、政党または政党の組み合わせで各党が合意した時は、それにより組閣され、政党間での政府形成交渉が不明確なときは議会の議長が政権形成を指導する。国王の役割は承認だけである。⑦基本法では「行政権は国王にある」(第 3 条)とされているが、現在ではこの場合の「国王」の概念は、「国王個人を指すものから議会の責任下にある政府を意味する」ものへと変化して解されており、「実際の政府の仕事への関与は、閣僚会議を主宰すること、重要な政府決定について署名を通じて承認すること」である(注 14)。

政府には内閣官房と 17 省が置かれており、従来、教育は教会教育研究省 KUF の所管事項であつが、2002 年 1 月からは教会・宗教事項が文化教会省に移管され、教育は教育研究省 Utdannings- og forskningsdepartementet (UFD)の所管になった。また初等中等教育を含む

地方行政には、コムーネ・地域省 Kommunal- og regionaldepartementet (KRD) が関与する。

(2) 学校制度法規・行政制度法規

法規及び教育関係に有力な出版社 Cappelan Akademisk Forlag が編集発行した『学校法規集 1999-2000』が収録している主な学校法及び行政法は次のとおりである(注 15)。

学校法 Skolelover

- ①幼稚園に関する 1995 年 5 月 5 日の法律第 19 号(幼稚園法。前出)
- ②基礎学校及び後期中等教育に関する 1998 年 7 月 17 日の法律第 61 号(教育法)
Lov av 17. juli 1998 nr.61 om grunnskolen og den vidaregåande opplæringa (opplæringslova)
- ③教育法についての 1999 年 6 月 28 日の施行令第 722 号
- ④総合大学及び専門大学に関する 1995 年 5 月 12 日の法律第 22 号
- ⑤私立基礎学校及び後期中等教育を行なう私立学校への補助金に関する 1985 年 6 月 14 日の法律第 73 号(私立学校法)
- ⑥私立専門大学に対する審査と国庫補助金に関する 1986 年 7 月 11 日の法律第 53 号(私立専門大学法)
- ⑦学生の福祉に関する 1996 年 6 月 28 日の法律第 54 号
- ⑧成人教育に関する 1976 年 5 月 28 日の法律第 35 号
- ⑨民衆専門大学に関する 1984 年 6 月 8 日の法律第 64 号

行政法 forvaltningslover

- ⑩行政の公共性に関する 1970 年 6 月 19 日の法律第 69 号
- ⑪コムーネ及び県に関する 1992 年 9 月 22 日の法律第 107 号(コムーネ法)
Lov av 25 september, 1992 nr.107 om kommuner og fylkeskommuner (kommuneloven)
- ⑫幼稚園及び学校等における環境保健福祉に関する 1995 年 12 月 1 日の政令第 928 号
- ⑬児童及び親に関する 1981 年 4 月 8 日の法律第 7 号(児童法)
- ⑭児童福祉サービスに関する 1992 年 6 月 17 日の法律第 100 号

上記で、③の「施行令」は当時の担当省：教会教育研究省 KUF が定めた法規、⑫の「政令」は内閣が定めた法規であるが原語で同じ forskrift である。forskrift は、「行政法規の中、公権力の行使の下に見られ、かつ、不特定数の私的な人又は集団に権利及び義務を定めている決定についての指令」(注 16)と説明されている。

(3) 学校教育行政の権限配分

学校教育行政責任は、大学・高等教育に関しては、主として前記(二)の(2)の④の法律によって国が行政責任を担っている。幼稚園教育・幼児教育に関しては、同じく(2)の①の幼稚園法によって国の機関では児童家庭省、地方ではコムーネが責任を負っている。

初等中等学校については教育行政、学校管理も含めて、前記の略称「教育法」(1999 年

8月1日施行)がその基本を定めている。これは1994年に始められた後期中等教育改革 *Reform 94* 及び97年に始められた義務制教育改革 *Reform97* とそれらに伴う諸改革を集大成した法律である。この法律は、公立学校及び実習企業における基礎学校教育及び後期中等教育を主たる対象とし、部分的には私立学校教育、家庭で行なわれる義務教育、コムーネ・県が責任を負う成人教育も対象としている(同法 § 1-1)。その規定内容は次の章 *Kapittel* 構成に見られるとおり初等中等教育の全般に亘っている(便宜上、章番号を○番号で示す。)

- ①目的と適用範囲 ②基礎学校 ③後期中等教育 ④企業における後期中等教育
⑤児童、少年及び成人のための特殊教育 ⑥サマー語教育 ⑦運送と宿泊 ⑧授業組織
⑨学校の運営、機能、設備、教材 ⑩学校の職員 ⑪学校の利用者参加組織
⑫企業における職業訓練と連携した機関 ⑬コムーネ、県及び国の責務 ⑭監督と統制
⑮行政法の適用。通報義務⑯実施及び移行規定、他の法律の改正。

特にこの第13章(⑬)では、初等中等学校教育の行政責任区分は、基本的には、コムーネは、公立基礎学校教育と特殊教育援助、第7章に基づく基礎学校通学の権利保障、成人の基礎学校教育、県は高等学校及び企業での後期中等教育刑務所における後期中等教育、成人の後期中等教育、県福祉医療施設在籍生徒の基礎学校教育、特別な場合の公立基礎学校教育、第7章に基づく高等学校教育を受ける通学・宿泊の権利保障、国は、コムーネ及び県の行政責任の遂行に関する規則の制定又は個別訓令の発令、コムーネ及び県の出費への補助金支出、とされている。なお、オスロ・コムーネはこの法律で県のもものと定められている権限を有し義務を負うとされている (§ 13-8)。

また、関連して、同章では、成人教育については、国は全般的な責任、コムーネは成人の基礎学校教育の責任(認可を受けた学習協会への委託可)、県は成人の後期中等教育の成人教育の責任を負うこと、コムーネは児童 *barn* と青少年 *unge* のための音楽及び文化学校(広義)並びに第1-4学年の児童のための学童保育を提供すること、が定められている。

さらに、教育法第14章では、国の教育研究省が、教育法による活動に関する事項の助言と指導を行い、コムーネ、県、私立学校設置者と協同し、教育法による活動を監督すること、教育法による活動の報告と評価に関する規則を定める得ることが規定されている。

なお、ノルウェー語の *administrasjon* という語は、「行政」 *offentlig administrasjon* についても、又、学校の部局としての *administrasjon* という用例があるように、「管理」(の機能ないしその部局)についても使われている。

(4) 地方制度と行政権限

結局、オスロを例外として、初等中等教育行政は、原則的には、基礎学校はコムーネ、後期中等教育としての高等学校及び企業内職業教育は県の所掌である。そして、その場合、コムーネ法が一般法、教育法特にその第13、14章が特殊法という関係にある。

そこで、本節では、国との関係におけるコムーネ及び県の制度と権限を概観しておく。

ノルウェー全国は 19 の地域としての fylke から成り、各 fylke は県 fylkeskommune として一定の自治的な政治決定及び行政権限を有する。例外として Oslo と Akerushus の両 fylke は合一してアケルシュス県とされている。県はさらに全国 435 のコムーネに細分され (2000 年)、各コムーネは同時に自治的政治行政体でもある。国は県及びコムーネに対して優越的権限を有し監督を行なうが、県とコムーネには行政上の上下関係はない。県及びコムーネの活動の基準は、立法及び地方政府財政に関する国会の決定によって定められている。

現在、国、県、コムーネへの行政権限の配分は、大略、次のようである (注 17)。

【中央政府】 高等教育及び総合大学、軍隊、国道網、鉄道、労働市場・訓練計画、裁判所、警察、刑務所、外交、難民移民政策、国民保険計画、児童養護施設及び薬物アルコール濫用者養護施設、専門的保健サービス、並びに、国立病院及びノルウェー・ラディウム病院

【県】 高等学校及び企業内実習を含む後期中等教育、高等学校レベルの成人教育、病院、特別な保健サービス、児童養護施設、薬品及びアルコール濫用者養護施設、県道、交通及び美術館。

【コムーネ】 乳児園／幼稚園、児童福祉、小中学校教育、成人教育、公立図書館、基本的保健サービス、福祉対象者財政支援、高齢者・障害者養護、消防、港湾、コムーネ道路、水道、下水、ゴミの収集処分、コムーネ内の土地の用途地域設定。

県、コムーネ組織の業務内容を経費支出の割合から見ると下表のようになる。

表 1 コムーネ、県の運営費支出の主要項目別割合 1998 年。数値は%。

項 目	コムーネ	県
保健及び福祉サービス	37	59
教育	32	23
行政及び調整費	14	6
文化及び教会	4	2
住宅、商業及び工業並びに環境措置	4	2
交通	2	8
都市計画及び技術サービス	7	—
合計	100	100

資料源：KRD, 'The main functions of county municipalities and municipalities in Norway'. October 2000,

<http://odin.dep.no/krd/engelsk/publ/veiledninger/> (2002.02.23)、参照。

次に、以上に関する平易な説明であり、教科書を紹介しておく教育学的意義もあると思われるので、基礎学校第 8 学年用のある社会科教科書『社会科 8』からの引用を示す。

国会はコムーネの仕事内容を定める

県は県道を造るが、国道は造らない。これは国がすることである。コムーネは基礎学校を造り、県は高等学校を造り、国は総合大学および専門大学を造る。国は至る所に見られる。国の職員である人たちがコムーネの中で働いている。保安税務官 *lemsmenn* ※と警官、福祉事務所 *trygdekontoret*、労働事務所 *arbeidskontoret* 及び税務署 *likningskontoret* の職員はすべて国の仕事をしている。

法律をつくるのは国である。国道が造られるべきか否かを決定するのは国であってどのコムーネでもないことは、国会で決められる。現在では国会がつくった計画及び建設法ができている。これはコムーネに例えば新しい国道あるいは新しい産業施設の建設を止める権限を与えている。国会は、コムーネに暮らしのために設定すべき義務を負わせる新しい法律を絶えず決定する。国会は、どれくらい多くのお金・移行金 *overføringer* をコムーネが国から得るべきかをも定める。それゆえ国は、コムーネが何の仕事をするべきかについて強い影響力を持っている(注 18)。

なお、上記文中※印のレンスマン *lemsmann* は地方のコムーネで秩序を維持し税を徴収するノルウェーの行政官である(注 19)。

さて、ノルウェーのコムーネは長い伝統を有し 1837 年の *formannskap* 法によってコムーネの自治 *kommunale selvstyret* を伴って導入された基礎的地方自治体である。*formannskap* というのは、本稿ではその機能を考えて「コムーネ執行委員会」と訳すが、「コムーネにおける同僚的 *collegial* な政治組織であり、1896 年以来 *formannskap* 委員はコムーネ議会の議員によってその中から選ばれている」(注 20)という。これに対して広域圏 *fylke* の地方政治行政においては、「1976 年になってようやく直接選挙システムが導入された」(注 21)。

現在は、93 年 1 月から施行されコムーネ法によって地方自治制度の基本が定められている。そのうち教育行政に関わる要点部分をまとめると次のとおりである。

- ①コムーネ及び県は、その活動のための計画 *plan* を作らなければならない。県計画は、国、その県、その県内のコムーネの活動を調整するものでなければならない(§ 5)。
- ②コムーネ議会 *kommunestyret* 及び県議会 *fylkestinget* は、コムーネ及び県の最高の機関 *organer* である。当該議会は、法規又は権限委任決定による他の決まりのない限り、コムーネ又は県に代わって決定を行なう(§ 6)。
- ③議会は、それぞれ 5 名以上のコムーネ執行委員会 *formannskap*、県執行委員会 *fylkesutvalg* を当該議会議員の中から選ぶ(任期 4 年)(議会執行制 *parlamentarisk styreform* を採用するコムーネ、県の場合は異なるが説明省略)。その選挙は、1 名以上の議員から要求がある場合は比例代表制、それ以外は多数決で行なわれる。コ

ムーネ執行委員会及び県執行委員会は、経済計画、年間財政及び税決定の提案を扱う。その他については、ムーネ議会及び県議会がムーネ執行委員会及び県執行委員会の活動分野を定める。ムーネ執行委員会及び県執行委員会は、法による別の定めのないすべての事項について決定権限を与えられることができる(以上、§ 8)。

- ④ムーネ議会、県議会は、執行委員の中からムーネ議長 *Ordfører*、県議長 *Fylkesordfører* 及び副議長 *Varaordfører* を選ぶ。それぞれの議長は、その議会を主宰し、ムーネ又は県を代表する。議長は、原則問題を含まない個別事項あるいは諸類型の業務について議会から決定権限を与えられることができる (§ 9)。
- ⑤ムーネ議会、県議会は、当該自治体及びその部分的活動のため、ムーネ、県の常設委員会 *faste utvalg* を設置することができる。議会は、常設委員会の活動領域を定め、法規に反しない範囲であらゆる決定権限を与えることができ、委員及びその中から委員長・副委員長を選任する。その委員は3名以上でなければならない。常設委員会は、そのその委員長又は、作業委員会 *arbeidsutvalg* に個別の問題又は原則問題を含まない事項の諸型について決定を下す権限を与えることができる (§ 10)。
- ⑥ムーネ議会及び県議会は、当該ムーネ、県の行政長 *administrasjonssjef* を任命しなければならない (§ 22)。行政長は、当該自治体の最高行政職員である (§ 23)。

(三) コムーネの政治行政・教育行政

ノルウェーの場合、地方自治に関しては県よりもムーネが基本になっており、教育における地方自治の原則を重視すると、ムーネの制度から述べるのが適切と考えられる。

(1) コムーネの政治・行政組織

まず、前と同じ理由で前記の教科書『社会科 8』の説明と図を引用する(注 22)。

① コムーネとはなにか(社会科教科書記述)

ムーネは、*lokal demokrati* である。*demokrati* は、《*folkestyre*》を意味する(《*Demos*》は《*folk*》を意味し、《*ktati*》は《*Styre*》を意味する。)。 *lokaldemokrati* は、ムーネの住民が彼らに関する事項と共にあっていくらか決めることができることを含んでいる。ムーネはまた *administrasjon* でもある。*administrasjon* という言葉を私たちは、ムーネにおける管理 *ledelse* 及び管理のための常勤職員 *fast ansatt* について使う。行政 *administrasjonen* の長は行政長(ロードマン) *rådmann* と呼ばれる。ムーネ行政は、部分に分割されており、部分はそれぞれの職務を有している。これらの部分は、また部 *etat* または局 *sektor* と呼ばれる。

上記引用で、本稿で下線を付した部分のノルウェー語、斜字、《 》は原文のまま残した教科書の感じを活かすためと、やや説明を要するという理由による。

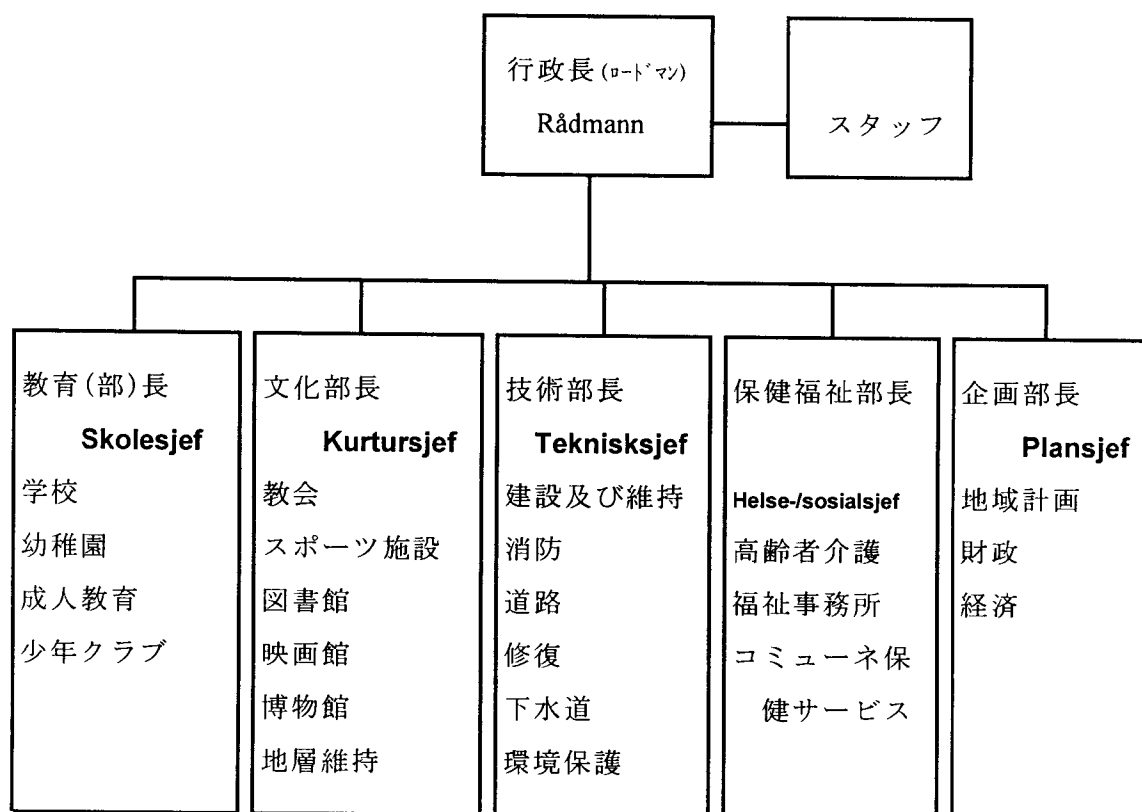
以上について若干補足・説明すると、ノルウェー語の lokal は英語の「local」、folk は、この場合、英語の「nation 又は people」、styre は「統治」の意味である。

文中及び図中の rådmann は、råd が英語の advice、counsel、mann が英語の man に当たり、「助役」と訳している例もある。実際には従来からのこの名称が広く使われているが、コムーネ法では専ら administrasjonssjef という語で規定している（前記 § 22）。本稿では特に必要のない限り rådmann、administrasjonssjef をともに「行政長」と訳しておく。

教育部長 Skolesjef またはこれに類する職とその部局については後述する。

図 1 あるコムーネの行政機構

Administrasjon i en kommune



② コムーネ政治家 (社会科教科書記述)

コムーネ議会 kommunestyret はコムーネにおける最高機関である。コムーネの政治を決定するのはコムーネ議会の議員である。行政機関の職員はコムーネ議会のために事案 saker を準備し、コムーネ議会が定めたことを遂行しなければならない。

コムーネ議会選挙で4年毎に住民はコムーネ議会に席を占める人を選ぶ。新年に満18歳の人はずべて投票権を有する。

コムーネ議会の議員であることは政治的職務 *politisk verv* である。このような職は次の選挙で失うことがあり得る。

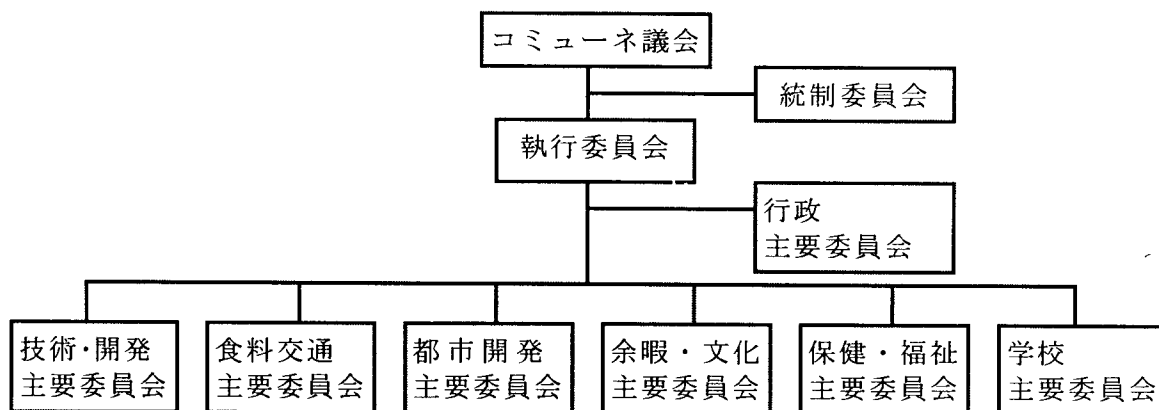
コムーネ議会は議長 *ordføreren* を選ぶ。議長はコムーネの指導的政治家でありコムーネ議会の会議を指導し、コムーネの代表である。議長は執行委員会 *formannskapet* とともにコムーネ議会の会議を準備する。執行委員会の構成員は、コムーネ議会の構成員の中から選ばれる。執行委員会は、定められた事項の範囲内で、及び、コムーネ議会を招集する時間がないとき、決定することもできる。

コムーネ議会議員は様々な主要委員会 *hovedutvalg* の委員になる。主要委員会はコムーネ行政機関が準備した事項を処理するが、彼らが重要と考える事項を取り上げることができる。

コムーネがどのような主要委員会を有するかを決めるのはコムーネ議会である。選挙が行われた時、新コムーネ議会が必要と考えるなら新しい主要委員会を設置することができる。政治家はコムーネの多くの他の会議や委員会の委員になる。

図2 コミューネの政治指導部

Den politiske ledelsen i en kommune



以上の説明及び図に関して若干説明しておく。

まず、主要委員会 hovedutvalg については、コムーネ法にこれに関する直接的規定は無い。コムーネ法では「常設委員会」faste utvalg に関する次の規定がある。実際に数ヶ所調査聞き取りを行なったコムーネや県で示された組織図に hovedutvalg はいつもあったが faste utvalg の文字は無かった。「主要委員会」はおそらく法的には常設委員会と解される。

§ 10. 常設委員会 Faste utvalg、委員会 Komiter.

1. コムーネ議会及び県議会は、自らコムーネ若しくは県の目的のため、又はコムーネ及び県の活動の部分のためにコムーネ及び県の常設委員会を設置することができる。この常設委員会の委員は、3名未満であってはならない。
2. コムーネ議会及び県議会は、自ら常設委員会の活動領域を定める。この委員会は法律によって別に定められていないあらゆる決定をする権限を与えられ得る。
3. コムーネ議会及び県議会は、自らその委員並びに委員の中から委員長及び副委員長を選任する。
4. 常設委員会は、コムーネ議会又は県議会によって別に定められていないところで、その委員長又は作業委員会 arbeidsutvalg に個別の問題又は原則問題を含まない事項の諸型について決定を下す権限を与えることができる。(5. 以下略)

なお、「統制委員会」kontrolle utvalg は、コムーネ議会及び県議会が「コムーネ及び県の管理を継続的に監督する責任を負う」ために設置することがコムーネ法 § 60 で義務づけられている内部監督組織であり、コムーネ議会及び県議会が選任する。コムーネ及び県の常設委員会委員等一定の政治決定責任者及びコムーネ、県の職員は選ばれない。

③ コミュューネの収入及び支出 Kommunens inntekter og utgifter (社会科教科書記述)

kommune コミュューネの財政の中で、私たちはkommune コミュューネがどこからその収入を得るかを知ることができる。主要な収入は次のようである。

kommuneskatten コミュューネ税 住民が自己の収入から支払う。

kommunale avgiften コミュューネの使用料 住民が修復、水、下水道サービス、煙突の清掃のために支払わなければならない。

barnehage, hjemme- og helsehjelp 自己負担 幼稚園、ホーム・ヘルプ等、住民が利用するkommune コミュューネ・サービス

bedriftsinntekt 企業収入 電気事業、映画館、バス・市電等、kommune コミュューネ所有の企業からの収入

overføringer 移入金 kommune コミュューネが国から得る金を意味する。」

次に、教科書はベルゲン・kommune コミュューネの歳入歳出例を円グラフで示している。表2はそれを表にしたものである。ただ、全国435のkommune コミュューネの半数以上は人口5千人以下、人口5万人以上のkommune コミュューネは全国で8つのノルウェーでOsloに次ぐ人口約23万の国際都市Bergenの例がどの程度一般的かは、なお考察を要する。

表2 ベルゲン・コミューネの1995年歳入歳出

歳 入	%	歳 出	%
税収	4 6	保健福祉サービス	4 5
国のからの補助金/医療費還付金	2 9	学校	3 0
販売及び貸し付け収入	1 7	余暇、文化及び教会	7
企業収入	3	技術開発	6
その他の収入	5	産業及び交通	5
総計	1 0 0	中央行政	4
		市街地開発	3
			1 0 0

(2) コムーネの教育行政

さて、コミューネの教育行政は、例えば前記図2の「学校主要委員会」Hovedutvalg for skoleなどの政治的決定組織、及び、例えば上記図1の教育長 skolesjef 部局で行なわれる。

しかし、教育行政だけを担当する主要委員会を設置することがどのコミューネにも義務づけられているのではなく、したがって、教育行政を担当する委員会の名称も様々である。コミューネ法によれば、コミューネ議会及び県議会は自らのコミューネ及び県にどのような政治組織、行政組織を設けるかについて広い裁量権を有する。ヒアリングによれば、コミューネ及び県に法的設置義務がある常設委員会は、執行委員会の他は kontrollutvalg とコミューネ及び県の plan を作成する委員会だけであり、後者はいずれかの常設委員会が plan 作成を担当することが定められておれば名称も他の権限分野の兼任も自由とすることであった。

ハルデン Halden コムーネ

1999年9月7日に訪ねたハルデンというコミューネの例を挙げる。この市はノルウェー南部海岸のスウェーデン国境近くの Østfold 県にあり人口約26000人である。

市の教育に係る政治決定組織としては、49名で構成される市議会の下に「教育児童少年委員会」Hoved utvalg for undervisning og oppvekst が設けられている。この委員会の構成員は7名。委員長は給料を貰い、他の6人は他に仕事をもっており会議に出る毎に手当を貰う。7人に決定権がある合議制であり、任期は市議会と同じ4年間。この委員会が教職員の労働組合代表や父母代表等を必要に応じて招集しオープンな会議を行なう。傍聴は自由。

教育行政関係担当市職員は、教育長 skolesjef、学校視学兼次長 skoleinspektør/nestleder、教授担当次長 pedagogisk veileder、特殊教育担当、幼稚園アドバイザー、事務員の6名である。

教育長を含む3人の教育行政担当者からの聞き取り内容の一端は次のようである。

主要委員会や学校委員会では、教育内容ではテーマ学習・プロジェクト学習、コンピューター導入授業の進め方などが議題になっている。同市では学校の一般教員の採用は、公募への応募者の中から上記主要委員会の政治家、教職員組合の代表、校長の3名が決定する(他コミューネでは別であり得る。)。97年改革で教科書(生徒に無償貸与)が新しくなっ

たので費用がかかる。ムスリムの背景をもった生徒が市で 70 ～ 100 人くらいいる。この子たちは「キリスト教知識・宗教・道徳」科目(概ね週当たり 2 コマ)のキリスト教に係る内容の時は出席しなくてもよい。代替授業はしておらず運動場で遊んでいる。市の中学生の 95 %は概ね第 1 志望の高校学科に進学している。希望どおりにならない生徒の調整は県の仕事である。ハルデン市には 3 つの中学校がある。国は毎年全国の中学校に対して国は各学校毎に英語、数学、ノルウェー語の中から 1 科目を選んで全生徒に課す筆記試験(1 日 6 時間)を行なっている。その際、市は社会科、理科、キリスト教知識・宗教道徳の 3 科目の口頭試問試験を行っている。

クラブ Klæbu コムーネ

2000 年 9 月 6 日、トロンハイム近郊のクラブというコムーネの庁舎を訪問した。

議会議長 Ordfører av Klæbu kommune であるイヴァル・シャイ氏 Ivar Skei から受けた説明のうち、既述の制度記述と重複する事項のいくつかを省いて述べると次のようである。

自分は、現在で議長 10 年目である。

kontroll utvalget の仕事は、①行政機関のきまりどおりの行政の執行、及び②行政機関の予算どおりの財政執行を管理することである。例えば昨年は、①訪問ケアのプロジェクトの実行状況の質と財政面を調べた。また、②もう一つは、市の購入の合理性を監察した。

kontroll utvalget 任命の基準であるが、法律による基準としては、他の行政機関の役員、委員であってはいけないというのがある()。実際は慣例によって政党の勢力関係に応じている。これは他の委員会も同様。(その他、省略したが議長は既述のコムーネ法規定の説明を的確丁寧に説明してくれた。)。また、k.u.には経験豊かな人がなっている。

この町では utvalget for p plan og økonomi が町政執行部である。(この町の議会の常設委員会で?)法で設置が定められているのは、utvalg for p. og økonomi だけである。執行委員会の委員は、議会の政党議員数に比例した政党人数で選んでいる

議会の委員会は、多くの議員はどれかの委員会の委員をしているが、委員会の委員には議員以外の委員もいる。

(「多数派の横暴を抑制する仕組みは?」との質問に対して)

80 年代半ばまでは左右が対立し多数派が支配していた。それ以降、左右を超える連合が成り立った。

Rådmannen は町行政のトップであり、任命は、候補者の中からコムーネ議会が行っている。

fylkesmann の設置は、1918 年の(department の?)設置法に基づいている fylkesmann は、国の官吏であって、①環境問題、②事故・戦争の災害への対応、③保健・社会問題(幼稚園を含む)、④予算の承認(kommune、fylkeskommune の予算の承認)に関与

しているが、学校教育には関与していない。予算の承認は毎年であり、3年ごとに予算をチェックする。

クラブ・コムーネでは、前日、学校教育主事アスビョン・スチェルン氏からも説明を受けた。(Asbjørn Stjern, Fagleder skolesektor av Klæbu kommune i Sør-Trøndelag)。

スチェルン氏は元中学校の教員、1972年から教頭 *inspektør*、81年から15年間校長をし、96年12月、責任が重く労働時間が長い校長職を辞して現職に就いた。青少年・学校教育部長 *Oppvekstsjef* オーレフォランド Ole Foland 氏の下で仕事をしている。Klæbu は、現在人口約4900の町。12月には5000に達する見込みである。かつて精神障害者施設があったところを今は成人教育センターとして機能させている。そこで精神障害者のための教育と移民のためのノルウェー語教育を行っている。移民はボスニアからの難民で、多いときは30人いたが、今はトロンハイム、オスロに移り、何人かはボスニアに戻ったという。(この町の Sørborgen 小学校を見学した。)

(3) コムーネにおける子ども参加

既に何回か用いてきた同じ社会科教科書から、さらに3つ、ノルウェーにおける子どもの権利尊重精神を表していると思われる記述を訳出して示しておく(注23)。

①子どもと若者は一緒にいて計画するべきである

Barn og unge skal være med og planlegge (s.106-)

計画—建設法 *plan- og bygningsloven* は、計画に関わりのあるすべての人が計画に加わり影響を与えるべきことを求めている。これは新聞で知らせるだけで充分ではない。計画は、みんなが計画作成に加わることができるよう活発な情報活動を指導しなければならない。

子ども *barn* と18歳以下の若者 *unge* は投票権をもっていない。例えば子どもの親が投票権と政策をもっているとしても、子どもと若者が政策を聞いてもらうのは難しいことがあり得る。それゆえ国会はコムーネの計画作成に子どもと若者が関与するよう保障することに大きな重点を置いた。

建設委員会には子ども代弁人 *barnetalsperson* (children's spokesman) が席を占めている。これは子どもの利益を守る人である。特に、この人は当然にコムーネの職員であって、子どもと若者についての「専門家」である。

大人が政治選挙で子どもと若者のために話すだけでは充分ではない。政治家と計画作成者は子どもと若者に計画作成に参加する機会を与え、また、若者の願望と考え *oppfatning* (conceptoin, perception, interpretation) を記録しなければならない。子どもと若者を会話に入れる一つの方法は、子どもと若者からの聴聞 *høring* (hearing) を設定することである。聴聞は、彼らに関わらせることであり、事柄について自分を表現してもらうことである。これは文書でまたは会合で行なわれ得る。聴聞会は、討

論会 debattmøter (debate meeting)ではなく、情報を集めるための会である。いくつかのコミューネは、子どもと若者委員会をもっている。

計画作成者及び政治家はいつも子どもと若者の要求に自分を向けているのではない。そのことは、勿論、公式には正しい ha selvfølgelig myndighetene rett til (have self-followingly an authoritative right)。(-s.107)。

②オステボルの若者委員会 Ungdomsråd i Austevoll (s.106。囲み記事)

オステボルのコミューネ議会(政府)kommunestyre は木曜日、コミューネに独自の若者議会を設立することに関する提案を取り扱う。

学校管理部は、コミューネの若者が政治決定に影響を及ぼすもっと多くの水路が既にあるので、この会議のような提案をすることが正しいかどうか疑わしいとしている。オーシルド・ダーレン(SV sosialistisk venstreparti 社会主義左党)は、教育文化委員会において一つの提案をする。それは採択される。この提案の中で委員会が若者委員会の契約を勧告すると言われている。若者委員会は中学校及び漁業専門学校の生徒委員会からのここへの代表を委員にする。この委員会は今、生徒委員会が行なっているのと同じ方法で仕事をする。(ベルゲン新聞 1996年5月22日)

③チョーメの子ども道

ヴェストフォルのチョーメ・コミューネでは、小学生が、遊んだり出かけたりサイクリングその他の活動をした時に何処で休憩したかを地図の上に示す課題を与えられた。彼らはどの道が危険だったかも示すことにされていた。子どもたちの記録は、一つの地図に集められ示された。自然保護の権威や計画作成者が、けもの道を記録し配慮するのと同じやり方で、このような地図を伴う計画を作成する人は「子ども道」を配慮する。

(四) 県の政治行政・教育行政

(1) 教科書の説明と政治・行政組織図

これに関しても、標準的基本的な説明として同じ社会科教科書の説明と県の政治指導部・行政機構組織図を示しておく(注24)。

県 fylkeskommunen

県は、その全県域 hele fylket に共通であり、各コミューネには大きすぎる課題を解決する。このことは特に高等学校、病院、保健業務、大きな道路開発、計画作定 planlegging、食料生活の増進及び文化に当てはまる。

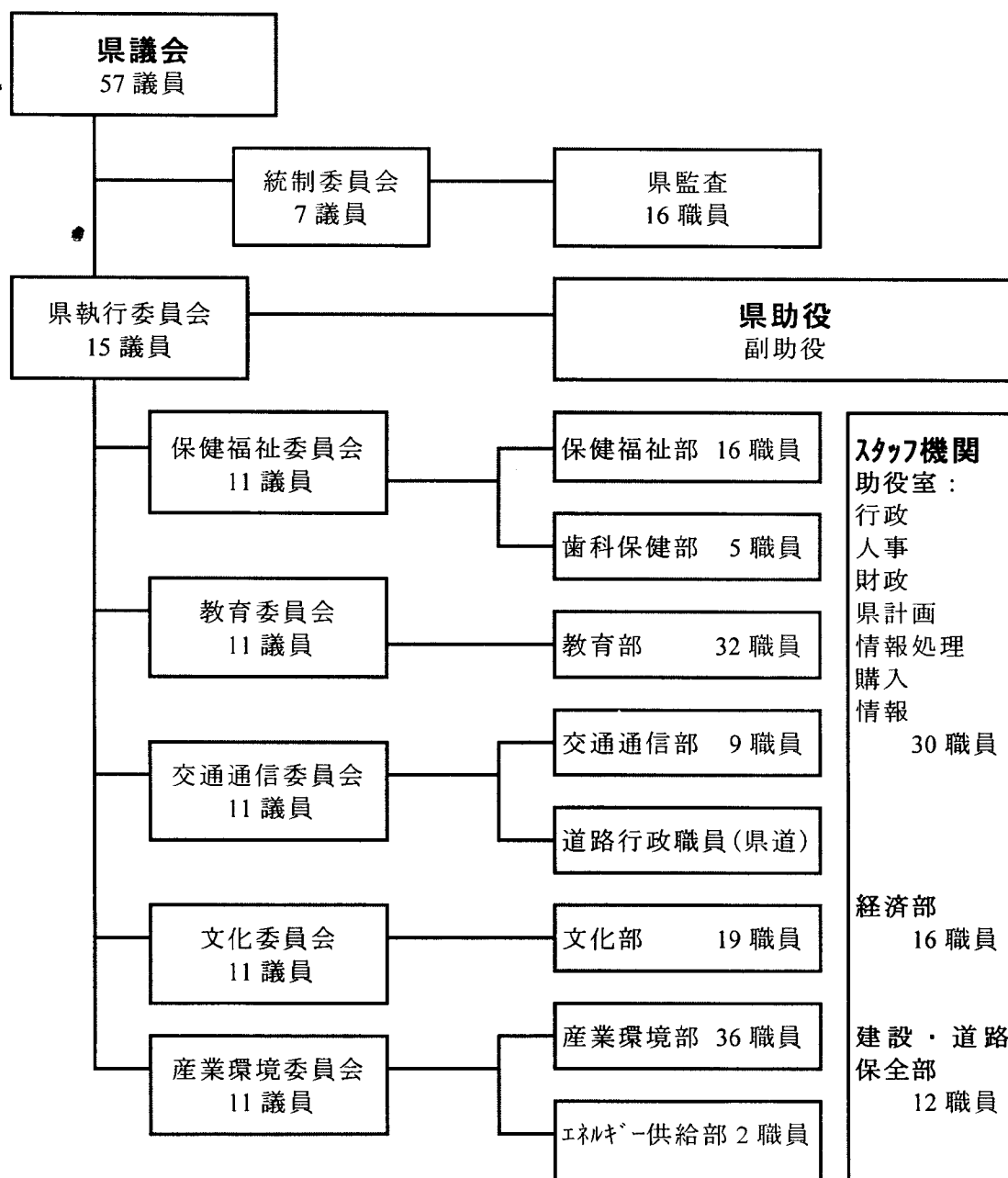
県は、**県議会 fylkesting** に管理される。県議会の議員は、県の住民から4年間の任期で選ばれる。現代では、コミューネ議会の議員に投票することが生じる。

図3 ムーレ・オ・ロムスダール県の政治・行政

Politisk og administrativ ledelse i Møre og Romsdal fylkeskommune

政治指導部 politisk ledelse

行政機関 administrasjon



原注)ムーレ・オグ・ロムスダール・コミュニーネには 57 人の議員がいて7つの各委員会に分属する。行政機関には約 200 人の常勤職員がいる。図は彼らがどういう仕事をしているかを示す。

県議会はそんなに多く会議をしない。ブスケルーでは、例えば年に約4回、会議をする。県議会で政党はその指導的政治家を**県執行委員会 fylkesutvalget**に選ぶ。これは、コミューネの執行委員会に相当する。県執行委員会は、より細かい事項を決定し、県議会よりも多くの会議をする。県議会議長は、県の最高の政治家であり、県議会の長である。

コミューネと全く同じように県は一つの行政及び一つの政治指導部の中で分割されている。私たちが何かに関して尋ねるとき、私たちが会うのは県の職員である。

県には、例えば病院で働いている人や高等学校の教員など多くの職員がいる。例えば、ムーレ・オグ・ロムスダール県では1996年に約9000人の職員がいた。

(2) ウストフォル県の実行政組織

次に、前述のハルデン市を含むウストフォル県 Østfold fylkeskommune について述べる。

この県は、サルプスボル Sarpsborg 市所在の県庁提供資料によれば、人口約24万人、県内には人口1万以上の市5つを含む18のコミューネがあるが、面積は県では2番目に狭い4140平方kmである。主たる産業は農業、林業、工業であり、スウェーデンに通じる2つの国道が通っており、「ヨーロッパへの門」である。県の行政実務的課題は、病院、保健福祉施設、歯科保健、高等学校及び企業における後期中等教育、地域政治的課題は文化的イニシャティブ、環境保護、交通・コミュニケーション、産業開発、地域計画である。県は約100の部局、施設、学校に約6000人の従業員、精神病院1つを含む6つの病院と小規模保健施設、合計11,000定員の13の高等学校と1民衆高等学校(成人向け社会教育施設)、およそ45の歯科診療所、薬局、県立図書館、約1000kmの県道に責任を有している。

図4は同県提供の政治、行政両組織図を合わせたものである。

県議会は、別の県の例では年4回開催される程度である(同前)。常時政務に当たるのは執行委員会 fylkestinget であり、ウストフォルでは13人の委員が月例会議を行なっている。県行政長 fylkesrådmannen 以下の行政機関は議会及びその委員会に責任を負う。政治組織図左側の「行政委員会」には3人の政治家(議員)が入っている。ノルウェー語では utvalget と komiteen と呼称の別がある6つの委員会がある。

この図の「行政委員会」に類する委員会は、前記のムーレ・オ・ロムスダール Møre og Romsdal 県の組織図では見られないが、執行委員会は一段上位に位置づけられた。

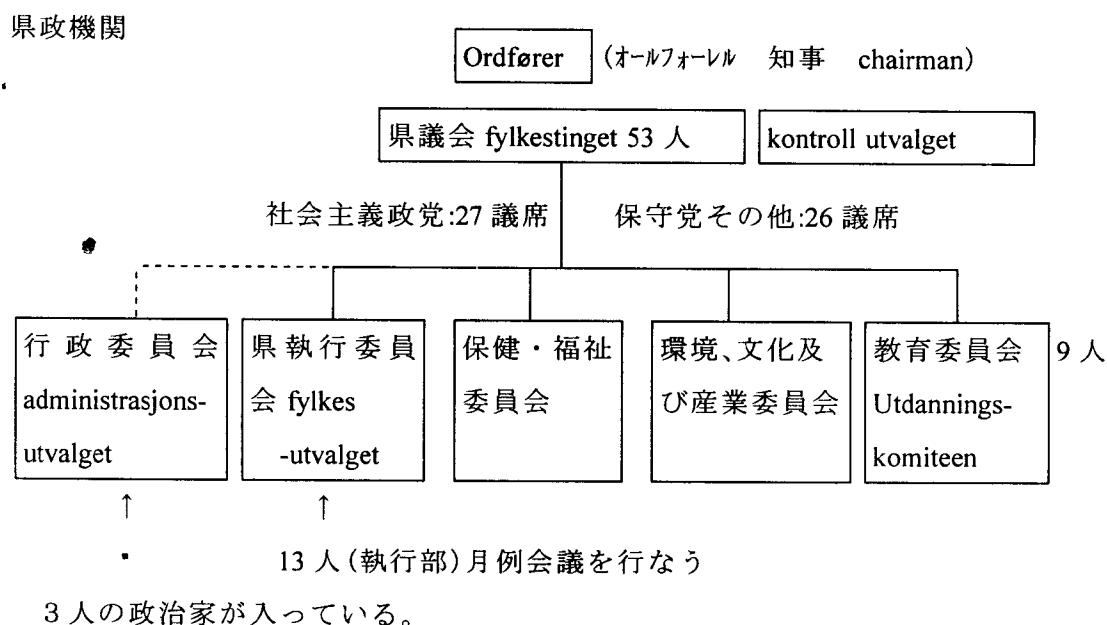
ウストフォル県の教育委員会 Utdanningskomiteen は9人の政治家で構成されている。

県の予算は、31億ノルウェー・クローネ≒400億円である(1 NOK ≒ 13円として)。

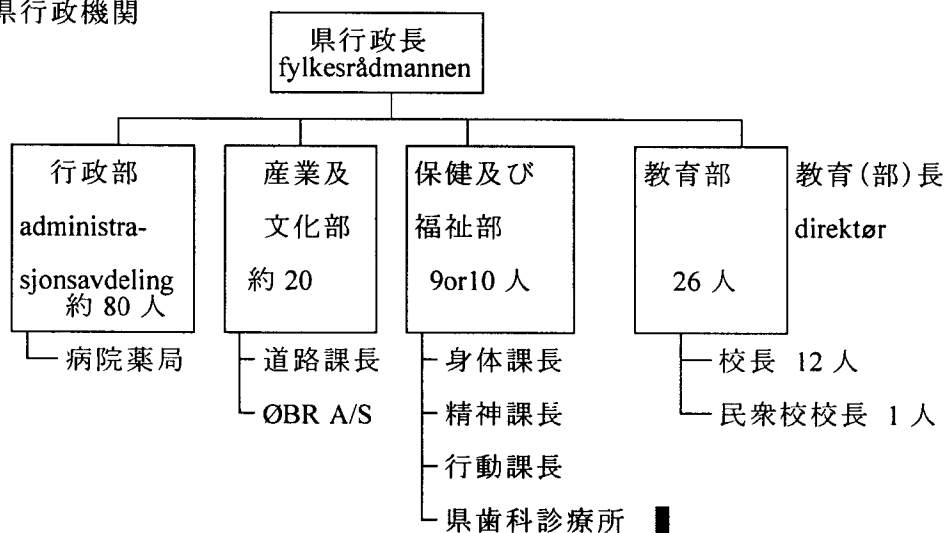
行政組織の教育部は職員26人であり、12の県立高等学校と民衆高等学校 folkeshøgskole 他の成人社会教育を所管している。主要業務は高校への生徒の入学・学習、企業での後期中等教育職業実習、入学時卒業時の試験、それらの条件整備及び人事であり、毎週月曜午

前中、定例全職員会議をしている。当県の教員は、高校長 rektor は県執行委員会、副校長・教頭又は主任に類する inspektør は県行政委員会、一般教員は各学校の skoleutvalget が採用する。

図4 ウストフォル県政治行政組織図



県行政機関



(3) スル・トロンドラグ県の政治行政・教育行政

もう一つ、先に触れたスル・トロンドラグ Sør-Trøndelag 県の例を述べておく。

この県は、地理的にはノルウェー中部西海岸側にあり人口約 26 万、県庁はノルウェー第 3 の都市 Trondheim(人口約 15 万)にあり、2000 年 9 月 8 日に訪問した。以下の叙述は教育長 Direktør av divisjon for utdanning から受けた説明による。高校教職員、病院の医者、看

護婦、管理公務員を含む県の従業員数は 98 年で 9321 人、うち高校教員が 1500 人が、その他の高校職員が 500 人である。平均的な県で平均的な雇用者数だという。高校生徒及び見習い実習生が約 10,000 人である。県は、保健、教育、道路、産業開発に責任を負う。県民が県に払う所得税は県の収入のわずか 7.5%ということが教育部長の不満であった。

政治、行政の組織図は、図 5 のとおりである。

政治組織では、議会(議員 53 人)には執行委員会(13 人)、統制、保健福祉、教育、産業通信・文化、行政の各委員会 Hovedutvalg がある。執行委員会と統制委員会は、他の 4 つの委員会とは別格に位置づけられている。県の議長及び 4 委員会の委員長は、県議会選挙の後の議会で決め、各委員会の委員は、議会の構成に応じて各委員長が決める。

この県の議会の教育委員会 Hovedutvalg for utdanning は 11 人の議員と 2 名の高校生代表で構成されている。ただし生徒代表は、発言権はある。決定権と選挙権はない

行政組織の最高責任者 Fylkesrådmann は、募集して応募した中から議会が選び職は身分保障があり、この県では任期は無い。この県の行政組織図では、秘書、広報、法制の部局が行政長直属スタッフ stab 組織として明示されている。また保健福祉、経済、自治体計画、企業、歯科保健、職業実習などの avdeling とともに産業通信文化と教育の diivisjon が描かれている。職業実習部 Avdeling for yrkesopplæring は、この県の場合例外的に教育部 Division for utdanning から独立に設置されている。この県では教育部長を含むこれら各部の部長は議会が選任する。教育部の職員は教育部長が選任する。28 校の高校の校長は応募者の中から部長が選任する。教育部長という職の設置は、法で義務づけられておらず県による。その職務は行政長から委嘱されているので行政長に反対の提案はできない。

教育に関して議会が取り上げるのは大きな問題だけである。例えば、現存するある(職業学科だけの?)高校を 2004 年までに一般教育及び職業教育の学科の高校にする問題などである。これに関して、2004 年以降 16-19 歳人口が急増することもあり県教育部は教育計画を作った。これに関しては県議会の予算の承認が必要な側面がある。予算の全体枠については地方債が大きかったが、県予算に関しては fylkesmann が承認しない場合がある。

なお、fylkesmann というのは自治制度発足以前はいわば県知事であった。コムーネ法実施以降、その権限は変化縮減したがなお国の代表として各県域に置かれ一定の権限を有するものである。しかし、こと教育に関する国の監督や指示等は、各県におかれている国の教育事務所 statens utdanningskontor の教育局長 utdannings 以下の UFD 組織を通じて行なわれ、fylkesmann が直接に果たす役割は全くないという。

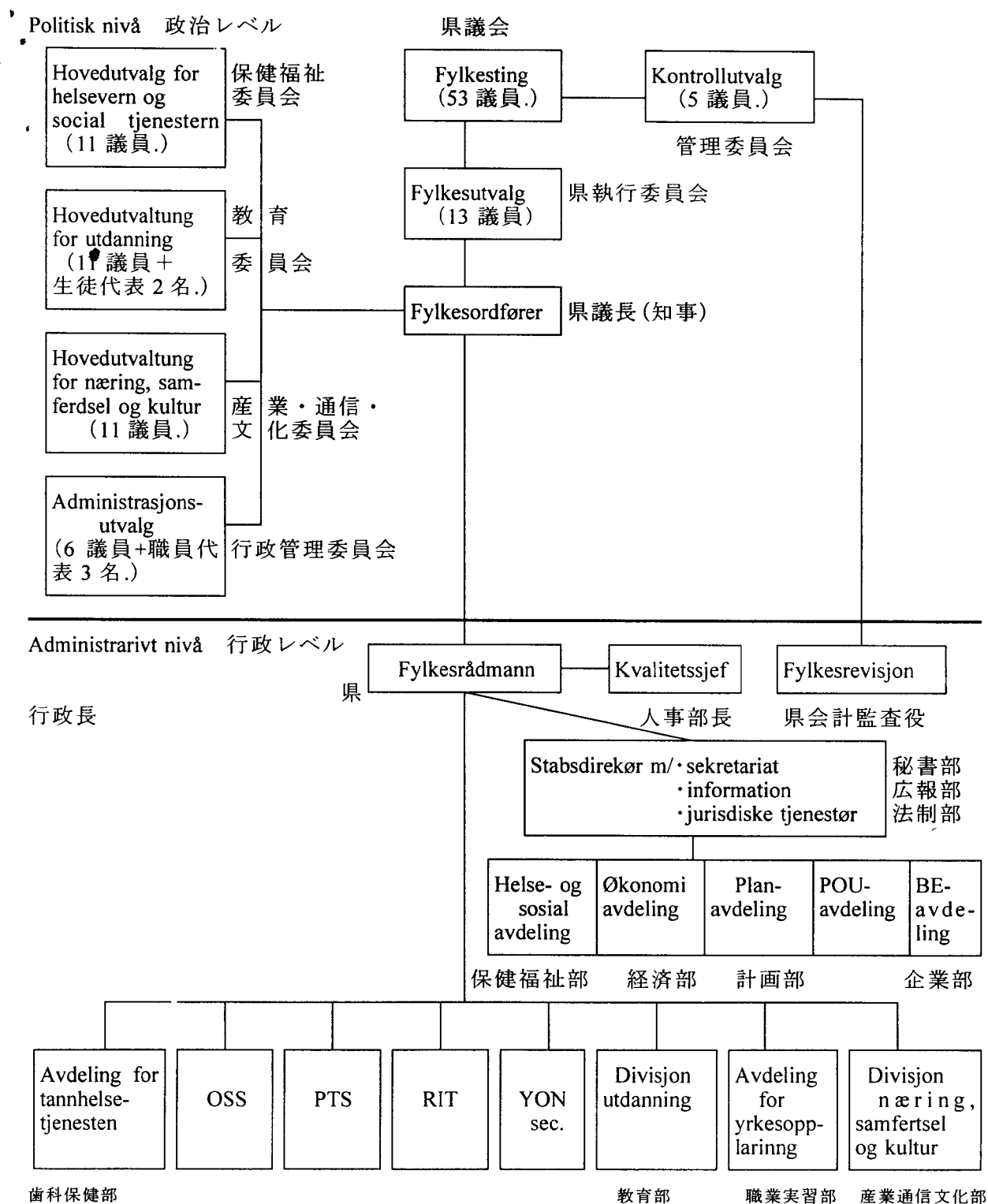
教育内容面では、94 年改革以降、高校は「みんなのための高校」inkluderende skole ということになり、生徒のニーズに応じた教育をしなければならない。教員の一部には、「生徒の勉学意欲や態度に関して『保護者』のような役割をしなければならないが、自分たちはそのような教員養成教育は受けてこなかった」という意見もあり、新しい教授法の開発研修の必要性も言われているという。

図5 スル・トロンデラグ県組織図

Sør-Trøndelag fylkeskommune, ORGANISASJONSKART.

1996年以来の組織図

2000年9月現在も同じ。



(五) 学校管理への生徒参加・父母参加

(1) 学校の利用者参加組織に関する教育法の規定

特に学校管理に関しては、教育法第 11 章で、基礎学校に協同委員会 *Samarbeidsutval*、生徒評議会 *Elevråd*、学級評議会 *Klasseråd*、父母評議会 *Foreldreråd*、高等学校に学校委員会 *Skoleutval*、生徒会 *Elevråd* 及び生徒総会 *allmøte* を設置するとしていることが重要である。これらを通じて生徒、父母は直接間接に学校管理に参加することになる。学級レベルの会議まで法規で設置を定めているのは諸国の中でも稀と思われる。やや長くなるが、§ 11-8、§ 11-9 を除いてこの章の条文を記しておく (§ 11-8、-9 については後に触れる。)。

第 11 章 学校の利用者参加組織 *Organ for brukarmedverknad i skolen*

§ 11-1 基礎学校の協同委員会

それぞれの基礎学校には、教員代表 2 名、その他の職員代表 1 名、父母評議会代表 2 名、生徒代表 2 名、コムーネ代表 2 名による協同委員会を置く。コムーネ代表の内の 1 名はその学校の校長とする。生徒代表は、事項が法律又は規則による秘密に属するときには出席してはならない。

コムーネが協同委員会に行政上の職務を委任するときには、コムーネは協同委員会にさらに代表を加えることができる。コムーネは、協同委員会をコムーネ法第 11 節に定める学校の理事会 *styre for skolen* に指定することができる。コムーネが協同委員会以外のものを学校理事会に指定するときは、2 名以上の父母評議会代表が理事会の議席を有する。生徒、職員、父母のいずれの集団も単独で理事会の多数を占めてはならない。校長は、会議に出席し、話し、提案する権限を有する。

コムーネは、基礎学校とコムーネ立幼稚園の連絡協同委員会を設置することができる。同意によって私立幼稚園とコムーネ学校との連絡協定を作ることができる。委員会には、学校の生徒代表 2 名、教員代表 1 名、他の職員代表 1 名、幼稚園代表 2 名、学校の父母評議会代表 2 名、幼稚園の父母評議会代表 2 名が含まれなければならない。第 1 項及び第 3 項によるコムーネの代表に加えて、幼稚園の所有者は 2 名の委員を任命することができる。

§ 11-2 基礎学校の生徒評議会

各々の基礎学校に各学級 1 名の代表による第 5 - 7 学年の生徒評議会 *elevråd* を 1 つ、第 8 - 10 学年の生徒評議会を 1 つ置く。代表は秋期始業の第 3 週に選ばれる。

その学校の教員 1 名が職務として生徒評議会活動を援助する。生徒評議会担当教員は生徒評議会の会議に出席し発言する権限を有する。

生徒評議会会長 *leiaren for elevrådet* は、生徒評議会担当教員と相談して生徒評議会の会議を招集することができる。生徒評議会は、その構成員の三分の一又は校長

が要求するときはいつでも招集される。

生徒評議会は、学校の生徒の共通の利益を増進し良好な学習環境・学校環境をつくるために働く。生徒評議会は又、生徒の地域的環境に関する事項について意見を表明し提案をすることができる。

§ 11-3 基礎学校の学級評議会

基礎学校の各学級にその全生徒で構成する学級評議会を置く。学級担任学級教員は、学級評議会の活動について学級を支援する。学級担任は学級評議会の会議に出席し発言する権限を有する。

学級評議会は学級の生徒の利益を増進し教員及び父母と協同して学級の良好な環境をつくるために活動する。学級評議会は生徒評議会から得る事項に関して発言する。

§ 11-4 基礎学校の父母評議会

各基礎学校に、その学校の生徒の親全員を構成員とする父母評議会 foreldre- råd を置く。

父母評議会は、父母の共通の利益を増進し、生徒及び父母が良好な学校の環境をつくることに積極的に参加することを確保するよう援助する。父母評議会は、学校と家庭の連帯の雰囲気を増進し、生徒の福祉と積極的発達の基礎をつくり、学校・地域共同体間の交流を形成するために働く。

父母評議会は執行委員会 arbeidsutval を選ぶ。執行委員会は、協同委員会のための 2 人の代表とその補欠〔複数〕を選ぶ。執行委員会の長 leiaren は、この代表の中の 1 人でなければならない。

§ 11-5 高等学校の学校委員会

各高等学校に職員及び県の代表並びに生徒評議会によって選出された 2 名の代表で構成される学校委員会を置く。校長は、県の代表でなければならない。

委員会は当該学校に関するあらゆる事項について意見を表明する権限を有する。

県は、学校委員会をコムーネ法第 11 節の定める学校の理事会 styre for skolen と定めることができる。県が委員会以外の学校理事会を定める場合は、2 名以上の生徒評議会代表が理事会に席を有しなければならない。生徒評議会代表の集団、職員代表の集団のいずれも単独で理事会議席の多数を有することがあってはならない。

校長は、出席し話し提言する権限を有する。

§ 11-6 高等学校における生徒評議会及び生徒総会

各高等学校に生徒 20 人に 1 人ずつ以上の構成員で構成される生徒評議会をおく。生徒評議会は無記名投票用紙で選出される。

とりわけ生徒評議会は、生徒の学習環境、勉学条件及び福祉的利益を改善するために働く。

生徒評議会又は生徒の五分の一が要求するときは、学校の生徒全員を対象とする生徒総会が行なわれる。学校の生徒の過半数が出席し投票するとき、生徒評議会は、招集に掛けられた事項に関する生徒総会の決定に拘束される。

§ 11-7 共通規定

§ 11-1 から § 11-6 による評議会及び委員会は、その長、次長 *nestleiar* を選ぶ。それらは書記 *sekretær* をも選ぶ。

なお、上記 § 11-5 にいう「コムーネ法第 11 節」の規定は、次のとおりである。

コムーネ法 § 11 企業、施設等の理事会等 *Styre for bedrift, institusjon o.l.*

1. コムーネ議会及び県議会は、自らコムーネ又は県の企業、施設等の固有の理事会 *eget styrets* を設立することができる。これらの理事会は少なくとも 3 人の構成員を有しなければならない。
2. コムーネ議会及び県議会は、それらの理事会の構成について自ら定める。理事会は全体的又は部分的に行政長から任命され又は関係企業もしくは施設の職員の中からあるいは施設の利用者から選ばなければならないと定めることができる。これらの措置で任命されない又は選ばれない構成員は、コムーネ議会又は県議会から選ばれる。
3. このような理事会のいくつかは、活動の運営及び組織に関する決定に適合する権限を委任されることができる。

（「4.」は省略一引用者）

（2）基礎学校の協同委員会

前述のハルデンでは、教育長によれば各学校に「決定機関」として *skole utvalg* が置かれている。その構成は教育児童少年委員会から選ばれた政治家 1 名、校長 1 名、学校職員代表 2 名、父母代表 2 名、生徒代表 1 名の 7 名である（法定の学校の協同委員会と構成が若干異なるが聞き取りのママ）。生徒会代表は、秘密会では出席させられないこともある。

99 年 9 月 7 日訪問した同市立ストゥルーペ中学校 *StrupeUngdomsskole* は、生徒数 290 人、第 8-10 学年の全校で 11 クラス。教員は常勤 33 人と 5 人の補助教員。問題を起こす子が 5 人くらいいる。協同委員会には生徒代表から「換気が悪い。空調設備を改善して欲しい」（冬が長いので重大）、「学校の食堂でアイスクリーム、炭酸水、ヨーグルトも売って欲しい」等の要求が出された。後者に関しては、学校には生徒 3 人、教員 2 人による食堂委員会が設けられ、今は生徒 4 人が食堂の運営に当たり、生徒が仕入れて売っている。

協同委員会とは別に、学校では毎週 1 回、管理職と全教員参加の会議をしている。予算、勤務時間の問題も扱う。なお、教員の給料は基本的には教員組合の全国連合会と省の交渉で教員の受けた教育、勤務年数に応じて基本が定められるという。

なお、この県で義務教育の学校教員を対象として「いじめ」と「からかい」について研修会がもたれた。この中学校でも問題行動を起こす生徒が 5 名くらいいるという。また、

授業理解を含む学習上の問題に関しては、学校は必要ならばコムーネに教育学心理学センター pedagogisk-psykologisk teneste の協力と援助を受ける。このセンターは、教育法 § 5-1 に定める「通常の教育から十分に利益を受けない生徒又は受けることができない生徒」の「特殊教育を受ける権利」を保障する仕組みの一つであって、各県、コムーネに設置が義務づけられており、「特別の必要を有する生徒のための教育の適応性を改善するために組織の開発及び専門的知識の開発について学校の仕事を援助する」。

(3) 高等学校管理への生徒参加

高等学校管理への生徒参加については、法的には、既述のとおり、教育法の § 11-5 高等学校の学校委員会以下に詳細に規定されている。

ウストフォル県の場合、既述の教育部での聞き取り(1999 年 9 月 6 日)によれば、この県高等学校の学校委員会 skoleutvalget の構成は次のようである。

委員 8 名	4 名	学校の管理職
		・ rektor(校長) 県の代表でもある。校長の投票権は 2 票である
		・ inspektør(副校長乃至主任。各学校に 3～6)のうちの 3 名
	2 名	教職員組合代表
	2 名	生徒会代表

なお、この委員会は学校・県の現場では、しばしば samarbeidsutvalget「協同委員会」と呼び慣わされている既述のように、この県の学校委員会は、当該学校の一般教員も選任するのであるからその権限は大きく、生徒代表の責任も大きい。

もっとも、上の委員会構成や、インスペクターが笑いながら「校長が 2 票もっている」と言っていたことからすれば、事柄は相当に管理職主導で決められそうでもある。

ノルウェー政府が法的保障だけでなく高校生の自治的活動と教育内容・方法を含む学校管理への生徒参加を実質的に促進しようとしていることは、国立教材センターが発行した英文 A4 判全 48 頁に亘る高校生活・学級活動・生徒会活動のガイドブック "The Guide" を読むと充分に知ることができる(注 25)。

過去 10 校くらいの訪問見聞では、高校生とその代表が憲法記念日の祝賀行事や学校行事、国政選挙前の模擬投票、いじめや麻薬追放に積極的に参加している様子、生徒代表と教員が総じて好ましい関係にあることは折々に感じられた。しかし、それ以上に、学校的生活規律内規や教務規定、教育内容、方法に関する学校管理への生徒参加がどのような効果を挙げているかの把握は殆ど全く今後の課題であると述べておくに止めざるを得ない。

(六) 企業における職業教育実習

企業内での職業教育制度への実習生代表参加も基本的には今後の課題である。

それ以上に、企業内教育実習の実態把握が基本的な課題であるが、企業内教育実習現場への訪問・見学・聴き取りは実現できていないが、今となって省みると、意図したものの、それによって有効な知見を得るには、職業教育実習についての相応の予備知識が必要だったのであり、拙速に訪問しさえすれば良いものでもなかったと思われる。

しかし、公教育としての企業内職業教育は、ノルウェー教育の特色を成すものであり、スル・トロンドラグ県の企業内職業実習について、2000年9月8日トロンハイムの事務所同県の職業実習部(職業教育委員会事務局)次長から説明していただいたことは、今後これについての研究を進める上での貴重な情報であると考え。そこで本節で、企業における職業実習に関する法の定め、並びに、企業における職業実習に関するスル・トロンドラグ県職業教育実習委員会とその事務局の活動について述べておく。

(1) 職業実習委員会に関する教育法の定めと委員会構成

教育法第4章「企業における後期中等教育」Vidaregåande opplæring i bedrift についての定め概要は、次のとおりである。

- ①実習生は文部省令の定める職業資格試験受験を目指して企業と実習契約を結ぶ。
- ②実習生は実習期間中、実習企業の被雇用者として法律と労働協定に定める権利と義務を有し、かつ実習生固有の権利を有する。
- ③実習企業は、県の職業教育委員会の承認を受け、実習内容に関して省令の要件を満たし、かつ実習監督の有資格者を保有しなければならない。
- ④実習は定められた研修計画に従って行なう。
- ⑤実習企業は教育研究省令の定めによって県から補助金を受け取る。
- ⑥以上の他、実習契約の修正、解除に関しても定めている。

この企業内後期中等教育の管理に関しては、同法第12章「企業内職業教育との連携機関」Organ knytte til fagopplæring i bedrift で国の制度も含めて詳細に定められている。

下記の表は、教育法の定めによる委員の構成及びスル・トロンドラグの県の場合を示す。

職業実習委員会は、県が任命する(具体的には県議会の定めによって執行委員会または教育担当の常設委員会が任命する。)。なお、同条項に基づいて各委員(=代表)には補欠(副代表)が定められる。任期は、正副とも法規によって実習生代表以外の委員は4年、実習生代表は2年である。ただし、この県では職務の連続性を保つため正大表と補欠は実際は対等に扱われていて、それぞれが正と副を2年ずつで交代して合わせて4年を務める。

表 職業実習委員会 yrkesopplæringsnemnd の構成

教育法 § 12-3 の定める委員 7 名の内訳	スル・トロンデラグ県の場合 2000 年 9 月
被雇用者組織の勧告に基づく委員 2 名	・ Stig Klonsten: 委員会副委員長 建築の地盤・壁作り職人。ノルウェー労働者党の県書記長 ・ Synnove Bergan: 商業事務 (handels) の労働組合の専任 (2 名とも LO の代表)
雇用主組織の勧告に基づく委員 2 名	・ Eivind Jonsen: 委員会委員長。約 20 年間雇用者側の連合組織 NHO の代表の職にある ・ Arve Haugan: ペンキ塗りの仕事 (マスターの資格) (当県では 2 名とも NHO。雇用者組織は KS が代表の県もある。)
実習生の代表 1 名	・ Ingen Ronesen 実習生の代表。ドレス・スーツの刺繍の勉強をしている。
産業及び雇用問題に特別の識見を有する委員 1 名	・ 県議会の産業委員会の代表
学校問題に特別の試験を有する委員 1 名	・ 県議会の教育委員会 Hovedutvalg の代表

職業実習委員会 yrkesopplæringsnemnd の主たる職務は、①企業における実習の監督、②労働生活における職業実習の促進、③実習企業への実習契約をした生徒の確保、④職業資格を行なう試験委員会の任命、④職業資格免許状の交付である (教育法 § 12-4)。

(2) スル・トロンデラグ県の職業実習委員会と事務局の活動状況

次に、2000 年 9 月 8 日にスル・トロンデラグ県の職業実習部 (職業教育委員会事務局) で次長から聞き取った職業実習委員会とその事務局の活動内容を述べる。

職業教育委員会の長と副長は日常的に仕事をし、又、その仕事を事務局に委嘱している。

職業実習委員会の事務局は、県職員 14 人が実務に当たっている。実習生の席 (実習の場) をを見つけるための企業訪問・受け入れ依頼、実習の応募の受付、実習途中に実習生を訪問し途中の連絡や細かい問題を解決すること、職業資格試験を実施し、資格証明書発行すること等であり、業務に関しては年次報告書を出している。

この県の職業実習を巡る状況であるが、8 月からの学校年度で実習の席がなかった人で権利のある人が 62 名あり、その生徒のために VK II を学校でやらねばならない (通常、上級職業教育課程の第一段階 VK I は 1 年間で高等学校で行ない、VK II はその第 2 課程

で企業内実習ができれば企業の2年間で行なう。)。実習の成績がなかった生徒の多くは、
・それまでの成績が悪い人、・欠席が多い人である。他方で、進学したいので学校でのV
KⅡを目指す人がある。学校でのV KⅡは1年で終わることができるからである。

これをなくす努力をしなければならない。V KⅡを学校のクラスで作ると予算がかかる。
(1人当たり6万~7万NOK/年。84万円~98万円)。その費用をこの機関が払わなければ
ならない。しかし、法律によれば席を与えると断ることはできない。これはこれから厳守
させたい。

一般教育40%、職業教育60%にするのが県議会の指針である(2表が示された。本冊子では省略)。

実習委員会は2000-2003年の行動計画をもっている。

目標は、・学校に見習い生を考慮した教育をさせること。

・企業に、学校で得た教育を踏まえて見習いをさせること。

調整のためには労使の協力が必要である。

今、ビーオーセンに、2004年に完成予定の高校を建てている。学校に車を修理する企
業を作っている

実習席の設置の時は、常に雇用情勢を考慮している。失業に向けて訓練をする事は避け
ようとしている。

いま伸びる可能性がある職業は、厚生(看護婦 etc.)や・トロンハイムでの建設関係の職
業である(この町の病院の建て直しがある。)

企業と生徒が実習契約を結ぶとき、企業側の実習生受け入れ事務所 opplæringskontor を
通じて結ぶが、職業実習委員会が取り上げている課題は、それを例えば、○厚生社会、○
建築・建設、○事務 のように職業別に設けるべきか否かである(従来は、kontor が職業別
にあった。)。職業教育委員会では、業界別に席を見つけるべきだとして、建設業界の
kontor の申し出を断った。

見習い生の実習の改善のために企業において見習い計画を作ってもらっている。法の定
めで、99年以降は、計画書無しには実習生を受け入れることができなくなっており、県
も法定どおりにしている。

職業実習の取り消しは、選択が間違っていた、体験して不適性が判った等、殆どが実習
生(見習い生)の方からである。企業から職業実習を解消した例はほとんどない。今年では
2つ目を扱っている。一つは、実習生が大きな間違いを繰り返している。もう一つは、サ
ボリと窃盗の場合である。取り消しはKUFに報告している。

(注 1) <http://odin.dep.no/odin/engelsk/norway/> (2002.02.10) の 'The history of Norway'、及び、CD-rom : Microsoft (R) Encarta (R) Encyclopedia 2001. (C) 「ノルウェー」の項、参照。なお、武田龍夫『物語 北欧の歴史』1993 年、中央公論社は、「ハーラル美髪王(在位 900 年頃 - 940 年頃)がノルウェーを統一した」としている。22 頁。

(注 2) 武田龍夫・前掲書 176 頁。(注 3) 前注書 43-44 頁。

(注 4) (注 1) の URL 所載の表 Religious denominations and other ideological associations 及び <http://www.ssb.no/english/> 中の Statistisk sentralbyrå, minifacts about norway 2001、参照。

(注 5) 武田龍夫・前掲書 174-175 頁、及び、オロフ・ペタション著・岡沢憲英監訳『北欧の政治』(原著 3 版 1995 年、早稲田大学出版部 1998 年刊) 42-43 頁、参照。

(注 6) ① 百瀬宏編『ヨーロッパ小国の国際政治』1990 年・東京大学出版会第 2 章大島美穂「ノルウェー」59-74 頁、② 武田龍夫『北欧の外交』東海大学出版会・1998 年、165-172 頁、③ 北欧会議については百瀬宏・村井誠人監修『北欧』1996 年・新潮社、86-100 頁、参照。

(注 7) unicef『2001 年世界子ども白書』収録統計表 1、表 6、参照。

(注 8) パレスティナ暫定自治協定 Declaration of Principles on Interim Self-Government Agreements のこと。1993 年 9 月にアメリカのホワイト・ハウスでイスラエル首相ラビンと PLO (パレスティナ解放機構) 議長アラファートとの間で調印された、ヨルダン川西岸地区とガザ地区でのパレスティナ人による暫定自治実施に関する取り決め。締結準備の秘密交渉がノルウェーのオスロでおこなわれたため、オスロ合意ともよばれる。これにより自治は、第 1 段階：94 年 5 月に第 3 次中東戦争以来 27 年間つづいたイスラエルによるガザ地区とヨルダン川西岸エリコでの先行自治、第 2 段階 1995 年 9 月の自治拡大協定(オスロ合意 II) に基づくエリコ以外のヨルダン川西岸地域への自治の拡大拡大、96 年 1 月のパレスティナ自治政府議長と評議会議員選挙の実施、自治政府議長にアラファートを選出と進められた。第 3 段階では、その後 5 年未満の暫定自治終了に伴いヨルダン川西岸地区、ガザ地区の最終地位の交渉がおこなわれることになっていた。Microsoft (R) Encarta (R) Encyclopedia 2001 「パレスティナ暫定自治協定」の項、参照。

(注 9) 注 1 前記 URL の 'The Norwegian monarchy' 頁及び注 4 前記 <http://www.ssb.no/english/> 所載の Minifacts about Norway の Government administration の頁、参照。

(注 10) 本節の(1) - (3) に関する詳細は本報告書所収の諸論文、諸資料を参照のこと。

(注 11) 資料源、高等教育：<http://odin.dep.no/ufd/engelsk/education/higher> (2000 年 8 月。詳細記入漏れ) 及び <http://www.ssb.no/emner/04/utdaning/as/200005.pdf> (2002 年 2 月 7 日)、私立学校：<http://odin.dep.no/ufd/engelsk/publ/veiledninger/014081-120040/index-dok000-b-n-a.html> (同年同日)。ただし高等教育歴の人口比率の資料源は、後出の(注 10)に同じ。

(注 12) ① The Norwegian Ministry of Children and Family Affairs, 'OECD - Thematic Review of

Early Childhood Education and Care Policy 29th December, Background Report from Norway, 1998.
及び② http://www.ssb.no/english/subjects/04/02/10/barnehager_en/ (2002.02.26) 所載 Statistics Norway, *'Children in kindergartens. Final figures, 2000'*, June 2001、参照。

(注13) Barne- og familiedepartementet, *"Rammenplan for barnehagen"*, ISBN 82-992731-3-7, 1977, Oslo. 英文による概要: <http://odin.dep.no/bfd/engelsk/regelverk/rikspolitiske/> (2002.02.26)

http://odin.dep.no/bfd/norsk/familie_og_barnehager/barnehager/004005-990084/index-dok000-b-n-a.html

(注14) 注5 前掲書『北欧の政治』、参照、① 52・53 頁、② 12・13 頁、③ 95・96 頁、⑤ 79-81 頁、⑥ 94 頁、⑦ 18・19 頁。また、④に関して <http://odin.dep.no/odin/engelsk/norway/history/> (2002.02.10 日付) 所収 *'The history of Norway'* の頁、及び、CD-rom: Microsoft (R) Encarta (R), *'Encyclopedia 2001'*. (C) 「ノルウェー」の項、参照。また①—⑦全体に関して、上記 URL の */norway/system* 所収 *'The Norwegian monarchy'* の頁、参照。

(注15) *"SKOLE LOV SAMLINGEN 1999-2000"*、1999 年 10 月第 8 版, Oslo、目次、5 頁。

(注16) Jon Gisle, *'JUSLEKSIKON'*, Kunnskapsforlaget, 1999, Oslo, ISBN 82-573-0862-5, s.97.

(注17) 以上の段落及び以下の権限配分、KRD, *'The main functions of county municipalities and municipalities in Norway'*, October 2000, <http://odin.dep.no/krd/engelsk/publ/veiledninger/> (2002.02.23)、参照。

(注18) Kari Blom, Jonas Christophersen, Ingrid Vennerød, *"SAMFUNNSKUNNSKAP 8"*, Aschehoug, 2000, ISBN 82-03-30132-0 (96 年国立教材センター Nasjonalt læremiddelsenter 認可)、114 頁。

(注19) Lars Otto Grunt *"Stor Norsk Fransk Ordbok"* Universitetsforlaget, 1994, 2. utgave, Oslo.

(注20) 注7 前掲 *"JUSLEKSIKON"*、93 頁。

(注21) 前掲『北欧の政治』136 頁。

(注22) 図1、①、③、表2は103頁。②、図2は110頁。見出し、図表題目とも原文。

(注23) 前掲 *"SAMFUNNSKUNNSKAP 8"*、①② 106 頁、③ 107 頁。

(注24) 前注書・文章、図とも113頁。

(注25) The National Centre for Educational Resources, *"The Guide"*, 1994, Oslo. なお、北川「ノルウェーの学校教育」128-130 頁の簡単な説明、参照。

— 2002 年 3 月 17 日 —

ノルウェーの10年制基礎学校教育の原則と方針

——わが国の教育課程改定方針との比較観点から——

北川 邦一

(日本教育政策学会年報 第8号(2001年6月)212-224頁掲載)

ノルウェーでは、1994/95 学年度から後期中等教育の制度改革が行われ、義務教育修了後、希望する者全員に3年間（障害者は5年間）の高等学校教育を受ける権利が保障されるとともに、高等学校の教育課程の改革が行なわれた。又 97/98 学年度から義務制初等・前期中等学校である「基礎学校」も、制度改革が行われ就学が1年早められ、6歳からの10年間にされるとともに、教育課程の改革が行なわれた（1999/2000年度完了）。99年8月1日から実施された「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」（98年7月17制定・法律第61号。LOV OM GRUNNSKOLEN OG DEN VIDAREGÅANDE OPPLÆRINGA。略称OPPLÆRINGSLOVA「教育法」）は、これら近年の初等中等教育改革を法的に集約整備したものである（注1）。さらに、その後、手話で初等中等教育を受ける権利の保障及び後期中等教育を受けていなかった成人にその教育を受ける権利を保障する「教育法」の改正が行われた。（2000年8月1日）。また、以上に並行して教員養成制度の改革が行われてきている。

本稿では同国の初等中等の制度と教育目的、教育改革の理念に関して最小限度の説明をした後、わが国教育課程改革との比較関心に基づいて標記に関する資料を紹介する。

（一）教育の目的・制度の概要

（1）教育の目的

「教育法」の§1-2は、「教育の目的」を次のように定めている。

「基礎学校は、家庭の協同と理解を得て、生徒をキリスト教的倫理的に成育させ、精神的身体的に発達させ良好な一般的知識を与え、彼らが家庭と社会において有益で独立した人になるよう援助しなければならない。

後期中等教育は、生徒が仕事と社会での生活が行なえるよう技能と理解と責任を発達させ、生徒と職業実習生の個人的な発達を援助しなければならない。後期中等教育は、基本的なキリスト教的人間的価値についての自覚と理解、この国の文化遺産、民主主義の理念、並びに科学的思考方法及び労働方法を増大させることに貢献しなければならない。

基礎学校教育及び後期中等教育は、人間の平等、精神の自由と寛容、生態学的理解及び国際的協同責任を促進しなければならない。

教育は、より広い教育及び学習の基礎を提供し、共通の知識、文化及び基本的価値の基礎ならびに人々の高い水準の能力を支えなければならない。

教育は、生徒及び職業実習生各個人の能力と適性に応じたものでなければならず、教員と生徒、職業実習生と企業、学校と家庭、学校と労働生活の間に良好な協同の形態を創ることを重視しなければならない。学校及び実習企業に関与する者は、生徒及び職業実習生が損なわれ攻撃的な言語及び行為に晒されないよう努力しなければならない。」

(2) 基礎学校

「教育法」は、10年間の基礎学校教育を受ける権利を保障しており、3ヶ月以上ノルウェーに定住が見込まれる子どもについてその権利を認め、基礎学校教育が児童生徒の義務であることを明記し、私立学校の外、家庭での義務教育代替実施を認め、基礎学校教育は教科書教材を含め無償と定めている(高等学校の教科書・教材等の費用は別)。

(3) 後期中等教育

①基礎学校の修了者は、志願申請によって3年間(障害者は5年)の全日制の後期中等教育を受ける権利を有する。②志願者は省令によって設置される高等学校 videregående skole の下記13の基礎コース grunnkurs (GK)の中から3つまでへの入学志望を申請でき、そのうちのどれか1つへの入学が保障され、その上に設置されている2年間の上級コース videregående kurs (VK) のどれかで引き続き教育を受ける権利を有する。③公立高等学校及び実習企業での後期中等教育課程は無償である(以上、「教育法」)。

高等学校のGKは2000/2001年度現在、①一般・経済・管理経営②音楽・舞踊・演劇③スポーツ④保健・福祉⑤自然利用⑥造形学科⑦ホテル・調理⑧建築⑨建築関係技術⑩電気⑪機械⑫化学・加工⑬木材加工の13があり、①～③は高等教育機関に接続しており、④～⑩が職業資格に接続している職業教育学科である。

なお、現在、同年齢層の約95%が高校に、およそ半分が高等教育機関に進学している。

職業学科は、第2学年=VK I、第3学年=VK IIと進級するにしたがって細分化し、VK IIは取得職業資格の数に応じて約200に分化している。また職業学科のVKの学習は、実際は過半の場合、高校で1年間のVK Iと企業で2年間のVK IIとなっている。2年間の企業内職業学習には理論学習も含まれている。同国ではVK IIの職業教育は可能な限り企業内の2年間で行うことが望ましく止むを得ない場合に限り高校の1年間で行うとされている。企業内・職業公教育のこのような積極的位置づけは、①企業で行う方が現場の最新の施設設備・労働方法によって学習でき、②職業資格を目指す多くの生徒は仕事をしながら学ぶ方が楽しく学習するので効果があり、③ノルウェーの企業と学校は良い協力関係にあるなどの要因によるという(2000年9月5日、教会教育研究省 DET KON- GEKEGE KIRKJE, UTDANNINGS- OG FORSKNINGSDEPARTMENT : 略称KUFのSør-Trøndelag県Ola Mø教育局長の説明)。

なお、職業学科のVK Iに進んだ生徒も不足の普通教育科目の補充学習によって高等教育に接続する一般教育・経済学科に進路を変更することが大幅に可能であり、筆者は実際にそのような補充クラスの授業を見学した。

(4) 企業における職業実習(職業見習い)

①職業実習生 læring(英: apprentice 企業内で職業教育を受ける生徒)は、KUF省令の定める職業資格試験受験を目指して企業と実習契約を結ぶ。②実習生は、後期中等教育としての職業実習を受ける固有の権利を有する外、実習期間中、実習企業の被雇用者として法律と労働協定に定める権利と義務を有する。④職業実習委員会は、職業実習場所を確保しなければならない、などと定められている(以上、「教育法」)。

(5) 教育の時間と内容

①KUFは、教育法に基づいて基礎学校の総学習時数と教育計画(læreplan 授業の目標・内容・方針の計画)の基準と日々の授業時間の枠組み、後期中等教育の総授業時数・企業実習期間の総計と教育計画の基準、授業時間の枠組み、学業及び職業実習の成績評価、評価に対する不服申し立て、職業実習の実習企業承認条件について省令を定め、又教育職員の資格・常勤の学校職員の資格について省令で定める外、毎年、全基礎学校毎に数学、ノルウェー語、英語のいずれかの科目を選んで第10学年生徒全員に学力テストを行なうなどの権限を行使している。②以上を前提として、基礎学校教育にはコミューネが、後期中等教育には県が責任を負う。その際、コミューネ-県間には指導・監督等の上下関係はない。

(6) 一般教育(普通教育)理念

94年以降上述の改革を主導してきた教育理念は、KUFが94年1月に発行した次の冊子文書に示されている(A4判全46頁カラー刷り。全紙面の約1/3が図版・写真)。

Læreplan for grunnskole, vidaregåande opplæring og voksenopplæring generall del

「基礎学校、後期中等教育及び成人教育のための教育計画 一般篇」

執筆者は、当時の教会教育研究大臣 Gudmund Hernes 氏で元来社会学者、現在はオスロ大学の教授である。政権は当時の労働者党から97年選挙後、中道連立政権に移り2000年3月また労働党が政権に復帰したが、ノルウェーでは有力政党間で教育、特に理念問題の大きな対立はなく、中道政権時代も通じてこの理念は尊重されてきているという(注2)。

この英語版が94年4月に"Core Curriculum for Preimary, Secondary and Adult Education in Norway" という題名で発行されている。思い返せば題名には合点がいかなかったが、この英語版を読んだことが筆者のノルウェー教育改革調査研究への関心を大いに強めた。その内容には批判すべき内容も当然あるが(注3)、それ以上に学ぶべき内容が多いと思われる。その最も注目すべき部分を次に示す(注4)。

教育計画一般篇(抄訳)

①教育は、自己の権利の主張及び他者の権利の主張を決意すること、並びに、それらの侵犯に対して立ち上がることを発達させなければならない。

②教育は継承した実践の更なる発展及び新しい知識の獲得に学習者自身が参加できるような方法で構成されなければならない。

③教育は、…… どのように現存の基準が試行錯誤によって継続的に改善されてきたかを伝えなければならない。

④科学的思考と労働方法とにおける熟練は3つの機能の訓練を要求する。

- ・疑問に思い新しい問題をたてる能力
- ・人が観察した現象に対する可能な説明を考案する能力
- ・他人の説明をその源泉、経験あるいは観察によって試す能力

⑤私たちの社会の幸福と全存在は高度な技術に基づいている。しかし、その同じ適用された科学と技術が破壊的な目的に使われ得る。…技術が統御されず又は間違っ使用されるときは、それは地球を使い尽くし次の世代の存在の基礎を破壊しうる。

……私たちの技術的遺産をよく知ることは一般教育の不可欠な要素である。

⑥学校教育は、多面的で全面的な一般教育を提供するべきであり、この一般教育は、広い視野と見通しを与え得る人間と社会と自然についての具体的な知識、生活の実践的社会的個人的な課題に対する方法と熟練、人々の協同を容易にし人々が共に暮らすことを豊かで魅力的なものにする特質と価値を備えたものでなければならない。

⑦情報を秩序づける知識が、学ぶことを学ぶため又知らないものを把握するのに知っているものを用いるために求められている。

前後の脈絡、統一性と見通しを与えるためには学科と分野を超えて授業を計画し調整しそれら相互の関連が開かれ、より統合された理解が出現するようにすることが重要である。

このような参照枠組み *frame of reference* が全人民の共通の財産でなければならないということ、さもなければ能力の差異が社会的な不平等の中で表面化し非民主主義的な力によって悪用されることを避けるために一般教育を統合する一つの部分でなければならないということは、人民啓蒙の中心的な信条である。

それゆえ、共通参照枠組みと近代技術の熟知とが全集団に共有されて民主的参加のための条件における不一致を避けるようにすることは、必須である。

⑧今日では……若者は労働の世界における仕事から大きく遠ざけられ、それに対する少しの責任又はそれに対する少しの統制力しかもっていない。それに加えて、増大しつつあるマス・メディアに曝されていることが彼らを観客という受動的な役割におき、彼らを対立する見解や価値に曝している。

…代理的経験の成分が直接経験を犠牲にして増加してきた。

…学校を社会的熟練の発達のための仕事の共同社会として開発することが重要である。学校は、学習者の活動が他の人々に対する結果をもたらすようにし、学習者が自分の決定の影響から学ぶことができるように構成されなければならない。

⑨もし私たちが持続可能な開発を確保すべきであるとするならば、経済、生態及び技術の相互作用は、私たちの世代に、科学的、倫理的な一つの要求をするに違いない。……もし持続可能な開発が実現可能であるなら、世界の貧しい人々との兄弟関係と団結が一つの推進原理でなければならない。それゆえ教育は自然における諸相互関係についての、及び人間とその生態環境の相互作用についての広い認識を与えなければならない。

(二) 10 年制基礎学校教育の原則と方針

KUF は、97 年からの基礎学校教育改革に当たって 96 年 9 月、次の著作を刊行した。

LÆREPLANVERKET FOR DEN 10-ÅRIGE GRUNNSKOLEN,

1996, Oslo, Nasjonalt læremiddelsenter

verket は英語の work に当たり「著作(書物、本)」の意味であり、この書名を『10 年制基礎学校教育計画書』と訳しておく。この書物の内容は、①上述の初等中等教育・成人教育の教育計画一般篇、②基礎学校の教育計画の原則と方針、③基礎学校の各科目等の授業内容・方針に大別できる。ノルウェーではこの③部分に記された目標や内容、方針は当然守るべきものとして扱われており、日本の学習指導要領や指導書のような性格を帯びている。しかし、日本の教課審答申内容に相当する②を含んでおり、全体的に実践方針だけでなく教育学的説明を重視している点などが、日本の指導要領と異なっている。

なおこの教育課程改革は、①男女平等、②児童生徒のニーズに適合した教育、③子どもの能力を伸ばし得る教育という考え方を授業方法に取り入れたものであるという(注 5)。

以下、「基礎学校教育の原則と方針」部分に焦点を当てて、大項目の目次と頁によってこの著作の構成を示し、次に特徴的部分の抄訳を示し、最後に科目配分と時間配分を示す。

(1) 『10 年制基礎学校教育計画書』(A4 版全 344 頁) の構成

・ 基礎学校、後期中等教育、成人 教育の教育計画一般篇(注 6) … 9 頁	・ 理科と環境科 … 205
・ 基礎学校教育の原則と方針 … 53	・ 英語 … 221
・ キリスト教知識と宗教・道徳 … 87	・ 音楽 … 235
・ ノルウェー語 … 109	・ 家庭科 … 251
・ 第一言語としての手話 … 130	・ 体育 … 261
・ 数学 … 151	・ 選択科目 … 277
・ 社会科 … 173	・ 学級活動・生徒会活動 … 325
・ 芸術と手工 … 189	・ 学校選択科目及び生徒選択科目 … 331

(2) 「基礎学校教育の原則と方針」の内容構成(ローマ数字は訳者が附加)

I 導入 … 55	V 科目教育計画を有する地域的学習… 70
II 統一学校ー共同と適合 … 56	VI 主要教育段階の特質 … 72
III 成長と教育の環境 … 60	VII 学習方法、教材及び評価 … 75
IV 科目教育計画。内容と構成 … 63	VIII 科目配分と時間配分 … 80

(3) 「基礎学校教育の原則と方針」抄

以下、内容の階層構造を示すため、原文の見出しに「II-4-②-3」の例で番号を付す。

IV-2 構成 oppbygging

科目（のための）教育計画は共通内容を与え、次の事項に関する原則から作成される。

- ・ 中央で定められ教育事項、地域の教育事項及び適合
- ・ 進歩
- ・ 漸増的科目分化、全体性及び一貫性

これらの原則は、地域的学習とその教育計画並びに教育実践において展開され追求されなければならない。（68 頁）

IV-2-① 構成の原則-1 中央で定めた教育事項、地域の教育事項及び適合

科目教育計画の構成は、共通性と適合の原則に基づく。目標及び主要要素に定式化されている教育事項は、中央で定められた共通事項であり、全ての生徒が始めに学ばなければならない。共通事項は、学年段階の進行とともに増加し、前期中等教育段階（第 8-10 学年）で最大である。このことは、具体性と選択を有する地域的教育事項が初等教育前半段階（第 1-4 学年）では大部分を占めるということである。

教育の（生徒への）適合は至上の原則である。全生徒は、それを目指して自分を伸ばし、それによって成長でき、やり遂げ熟達することができるような課題や挑戦に出会うべきである。各個人の必要に出会うためには、共通教育事項及び地域的教育事項の両方が、最高度に生徒に適合されなければならない。多様な取扱い及び深化、並びに、種類、難しさ、量、テンポ、進行の変動がなければならない。

多学年で構成される学校では、中央で順序と年齢段階を考慮して定めた教育事項を含む学習は、教授学的に最良でかつ各主要教育段階毎に最も実践的なようにされなければならない。前期中等教育段階では、学習は、できる限り当該学年の教育事項によって行われなければならない（以上 68-69 頁）。

IV-2-①-3 科目分化、合科学習

教育事項は科目に整えられており、教育計画は諸科目が互いに強め合え得るよう編成されている。科目の目標及び主要要素の相互関係は、全体性と連関に注目しつつ、科目の内部と相互間との両方において見なければならない。前期初等教育段階では、教育の大部分はテーマ tema に編成するべきである。全学校行程を通じて科目と科目領域の間の連関性と構造を利用するべきである。これは、生徒の全体的理解を発達させる目印であり、彼らが自分自身で科目を超えて知識と熟練を利用し得ることでもある（69 頁）。

V 科目教育計画の地域的学習

科目教育計画（について）の地域的学習は、主として各学校又は学校間の協同の中で遂行されるべきである。それは、どのように教員が学級及び生徒レベルの教育を計画するか
の基礎を与えなければならない。この学習の中で、次のことに重点が置かれなければならない。

○多様な科目の計画の詳細化。これは特に次のことを含む。 ・ 科目の主要要素内容の
具体化、重点化及び調整 ・ 主要要素を充足する補足選択 ・ 学習方法の選択及び編成

- 科目と時間の配分による週の時間割
- 複数科目の近接する内容の、合科学習を見通した調整
- 教育内容のテーマによる編成及びプロジェクト学習の計画
- 「学校選択及び生徒選択」の計画

科目教育計画を有する地域的学習は、中央で定められた教育内容と地域で形成された教育内容とに良い連関を与え、(教育計画の)一般部分の目標並びに教育の原則及び方針(の実現)を追求しなければならない。

地域的補足選択及び具体化は、教育内容を充実、深化し、それを実生活化し、生徒の経験と適性に適合されなければならない。学習方法と活動の選択は、地域的環境の中で得ることができる手段に適合されなければならない。内容の重点化と調整においては、主要要素をそれだけで見るのではなく相互に関連させて見るのが重要である。そのようにして教育における全体性と連関が形成される。

教育計画書を有する地域的学習は、協同を要求し、教員が地域への適合及び生徒個人への適合を確保するために科目についての判断を用いる余地を与える。科目教育計画を有する地域的学習は、地域的な発展学習との連関で見られるに違いない(70-71頁)。

V-1 教育内容のテーマ編成

教育内容のテーマ編成においては、複数科目の主要要素が意味を持った単位(テーマ)に調整される(括弧書は原文。)。テーマ編成は、科目教育計画の目標に気を配らなければならない。調整は地域的教材をも含む。テーマ編成は次の事項を考慮しなければならない。

- 生徒の経験、興味、現実理解
- 近接環境との結合
- 時事性

あるテーマは、教育内容において科目それ自身の重心を持つことがあり、また他の科目の内容がそれに結び付けられることもあり得る。テーマ編成においては、重心が多様なテーマのなかで変化させられ多様な科目間に分配されることが重要である。テーマの選択と形成は、主要教育段階の特質及び多様な年齢段階の生徒が有する適性に適合されなければならない。前期初等教育段階においては、テーマ編成と遊びが共に見られ、互いに強め合い充足し合わなければならない。より高い学年段階では教育内容のテーマ編成は、生徒が科目間の関連及び科目内部の多様な領域を見ることができるようになされなければならない。

多様なテーマ内部での学習も、プロジェクト学習の基礎であり得る(71-72頁)

V-1-① 合科における知識領域

科目教育計画においては、中心的知識諸領域は、いくつかの科目の内容の部分である。それらは、問題領域の全体性と広さが示されるように科目を超えて扱われなければならない。知識領域のなかで、そのような種類と領域として次のようなものが挙げられる。

- 社会と私たちの時代

自然と環境、国際理解、人権と平和活動、技術、情報・コミュニケーション技術、メディ

ア知識、労働生活知識と職業指導、消費知識

○個人と集団結合 samspel

家族知識、共同生活知識、同性愛、保健労働、中毒物予防活動、犯罪予防活動、集団暴行と暴力（72 頁）

Ⅶ-1 学習方法

科目教育計画は、生徒が活動的、行動的で自立的であるべきことに重きを置く。生徒は、活動的な学習の中で、行うこと、見つけだすこと、経験することによって学ぶことができ、そして新しい知識と認識に向かう。

学習方法は、生徒に新しい見通しを発展させ衝撃を与え能動的な学習と自分の努力で能力と自尊心を高める挑戦に出合わせなければならない。適合された教育は生徒が多様な能力と適性を有することを考慮する多様な学習方法を前提とする（75 頁）。

Ⅶ-1-③ 実践的学習

教育においては、生徒は、根拠のある答えを求める問いを請け出すことができるような実践的で具体的な課題に出会わなければならない。このことは、各科目学習、合科領域、並びにテーマ学習及びプロジェクト学習に妥当する。このような方法で、生徒は、実践と理論、行動と知識の結びつきを見ることができる。教育において、生徒は、実践的学習課題を計画し、組織し、遂行しなければならない（76-77 頁）。

Ⅶ-1-④ 自立的学習と深化

教育は、科目、知識領域、テーマ及びプロジェクトに自立的学習及び深化の余地を残さなければならない。生徒が学習技術を導入すること及び自立的な学習、協同及び深化の基礎となる良い学習習慣を取得することが重視されねばならない。このことは生徒が多様な源泉から情報を見つけたし批判的に評価することを助けるはずである（77 頁）。

Ⅶ-1-⑤ プロジェクト学習

プロジェクト学習は、生徒が一つの問題領域、一つの問題設定又は一つの現実的課題に基づいて、作られた物、具体的結果又は実践的解決についての考えによる正しい学習を定め遂行する一つの学習形態である。作られた物、具体的結果又は実践的解決についての要求は、経験、冒険及び知識が他人に対して配慮され提供されるようにするはずである。

プロジェクト学習の計画、遂行及び評価は、生徒と教員との近しい協同の中で実行されなければならない。教員は、指導者及び助言者として重い役割を担う。

プロジェクト学習は、科目内及び合科の両方で遂行され地域的選択及び具体化に結び付けられ得る。問題領域の広がりの変動し得る。学校行程を通じて科目分化が増すに連れて教員間の協同がより強く求められる。プロジェクト学習は、生徒の年齢、関心及び適性に適合されなければならない。基礎学校の最終学年に生徒は文書で評価されるプロジェクト課題を遂行しなければならない（77 頁）。

（4）科目及び時間配分等

教育計画書による基礎学校の科目及び時間配分等は表 1、図 1 のとおりである。

表1 基礎学校科目の授業時間配分

数値は授業単位数。授業1単位時間は45分。

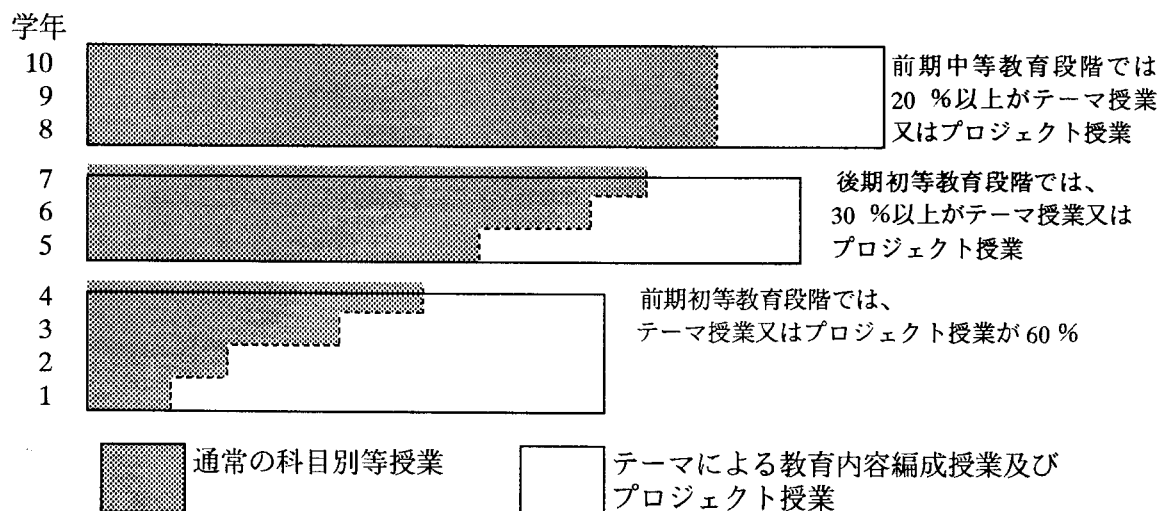
科目名等	第1-4学年	第5-7学年	第8-10学年	合 計	科目名等ノルウェー語
①キリスト教知識・ 宗教・道徳	266	266	247	779	Kristendomskunnskap med religions- og livssynsorientering
②ノルウェー語	912	589	532	2033	Norsk
③数学	532	437	418	1387	Mathematikk
④社会科	190	285	380	855	Samfunnsfag
⑤芸術・技術	228	380	228	836	Kunst og håndverk
⑥理科・環境科	152	247	342	741	Natur- og miljøfag
⑦英語	95	266	342	703	Engelsk
⑧音楽	152	228	114	494	Musikk
⑨家庭科	38	114	114	266	Heimkunnskap
⑩体育	228	266	304	798	Kroppsøving
⑪補足選択			304	304	Tilvalsfag
⑫学級活動・生徒会活動			95	95	Klasse-og elevrådsarbeid
⑬自由活動	247			247	Frie aktiviteter
①-⑬授業時数合計	3040	3078	3420	9538	Brutto årstimer
⑭学校・生徒選択	152	114	152	418	Skolens og elevens valg
⑮第2言語としての フィンランド語/サミ語				1111	Finsk/Samisk som andrespråk

訳注1. 補足選択[×]は次の3つのうちから選ぶ。(※ わが国で俗に言う「選択必修」の類)

- ①第2外国語(ドイツ語、フランス語又は学校が提供できるその他の外国語から生徒が1つの言語を選ぶ。
独、仏、フィンランド語について教育計画書がある。)
 - ②補充言語学習(ノルウェー語、ノルウェー手話、英語については教育計画書がある。)
 - ③実践的計画学習(特別の教育計画要領が用意されている)
2. 学級活動・生徒活動は、1-4学年では年間40時限、5-7学年では年間75時限を地域で定めて、他の科目及び活動に代えて位置づけて総合時間割に組み込む。
 3. 学校選択科目及び生徒選択科目は、特定の主要教育段階についてその全学習時数の中から地域的に選ばれる。実践的時間及び理論的時間の両方から充てることが望ましいとされている。
 4. 自由活動の時間は、遊び及び異年齢児童が自由に交流する時間に充てられる。

(出典：LÆREPLANVERKET FOR DEN 10-ÅRIGE GRUNNSKOLEN 80-82頁)

図1 テーマ編成授業及びプロジェクト授業の学年別時間配分



注) 学年間に線がないのは、大きく「主要教育段階」で時間配当を考えて良いことを示している。

(出典：LÆREPLANVERKET FOR DEN 10-ÅRIGE GRUNNSKOLEN 83頁)

授業科目や時間配分の特徴の第1は、初等教育の初期ほど思い切ってテーマ学習・プロジェクト学習の時間を多くして自発的自主的学習を促し、次第に教科学習を多くするという戦略的な教育課程編成である。これらの授業は、それを通じてKUFが図の3大教育段階毎に設定している教育目標や内容を遂行することが求められている点もわが国の総合的学習の時間とは異なっている。第2は、英語教育が第1学年から行われていることである。初期は数え歌のような遊びの要素を取り入れている。第6,7学年ともなると外国人と英語でちょっとした日常会話はできるくらいになっている。第3は、わが国の「道徳」時間に代わるかのように「キリスト教知識・宗教・道徳」の時間がしかし週当たり2単位時間以上に設けられていることである。この時間はお祈りやお説教などキリスト教教そのものの時間ではなく他宗教も含んだ知識と理解の時間であり生活道徳の時間であるとされている。また法的には他宗派等の代替授業を受ける権利が認められているが、実際には「イスラム教の子どもたちはその時間は遊んでいる」という地域もある。

注

1) 以上に関して次の拙稿、発表等を参照のこと。①「ノルウェーの学校教育——その概要、共通教育理念と後期中等教育制度」・大手前女子短期大学『研究集録』第16号・1996年。②「ノルウェーの学校教育、その2——オスロでの小、中学校調査を踏まえて」・同前第18号・1998年。③「ノルウェーの『基礎学校及び後期中等教育に関する法律』の解説・検討」・日本教育法学会2000年6月定期大会発表(要旨:2001年3月発行『年報』30合202-3頁掲載予定)。④ノルウェーの94年・97年初等中等教育改革——その概括的調査研究」、日本教育学会2000年8月定期大会発表。その際資料として⑤「教育法」のほぼ全訳400字詰112頁相当を配付した。

2) 前記KUFのOla Mø局長の同日の説明。

3) 公教育におけるキリスト教倫理や価値の重視について、政教分離の観点からの私の疑問に対してKUFのオスロ・アケルシユス教育局長ビョルグ・エルスタット Bjørg Ølstad 女史は、「私自身はキリスト教を信仰していないが、圧倒的に多くの人々が信仰しており、寛容の精神で人権尊重と両立させているのだから、それくらいは認めて良いと思う。なにしろノルウェーでは教会の牧師も公務員なのです」と答えた(97年9月5日)。

4) 以下の引用は英語版。①10頁、②12頁、③12頁、④14頁、⑤17頁、⑥25頁、⑦26頁、⑧30-31頁、⑨36-38頁。

5) 注3に前記の聞き取りにおけるビョルグ・エルスタット教育局長の説明。

6) この部分は本稿1の(6)に既述の94年教育計画一般篇の再録。

本稿は1999-2001年度科学研究費助成研究である。 基盤C(2)課題番号11610298

—— 2001年1月19日 ——

ノルウェーの10年制基礎学校教育課程

——その原則と方針、各科目等教育内容・方法の特徴——

発表要旨

2001年8月28日日本教育学会第60回大会

(一) ノルウェーでは、97/98 学年度から義務教育学校である「基礎学校」の改革を行い、就学を1年早め6歳からの10年間に改めた新教育課程を1999/2000 学年度迄に実施した。

(二) この基礎学校教育改革に当たって、同国の教会・教育・研究省(KUF)は、*LÆREPLANVERKET FOR DEN 10-ÅRIGE GRUNNSKOLEN*『10年制基礎学校教育計画書』を発行し(A4版343頁、1996年)、①「初等中等教育・成人教育の教育計画 一般篇」(一般教育理念)、②「基礎学校教育の原則と方針」、③基礎学校の各科目等の授業内容・方針を示した。

(三) 「基礎学校教育の原則と方針」 ここでは、次のような原則・方針が示されている。

- (1) 中央で定めた教育事項の地域的具体化及び生徒の発達段階・個性への適合
- (2) 教育内容の目標・主要構成要素を重視した科目分化とその相互関連づけ
- (3) 科目教育計画の地域化の重点事項 多様な科目の計画の詳細化、複数科目の近接する内容の合
科を見通した調整、テーマ編成及びプロジェクト学習の計画、「学校選択及び生徒選択」の計画
- (4) テーマ編成の際の配慮事項 生徒の経験・興味・現実理解、近接環境との結合、時事性
- (5) 合科的知識領域 科目教育計画において、中心的知識諸領域は、問題の全体性と広さが示されるように科目を超えて扱われなければならない。その例：○社会と私たちの時代(自然と環境、国際理解、人権と平和活動、技術、情報・コミュニケーション技術、メディア知識、労働生活知識と職業指導、消費知識)、○個人と集団結合 *samspel*(家族知識、共同生活知識、同性愛、保健労働、中毒物予防活動、犯罪予防活動、集団暴行と暴力)
- (6) 生徒は活動的な学習の中で、行い、見つけだし、経験することによって学ぶことができ、
そうして新しい知識と認識に向かう。学習方法は、生徒に新しい見通しを発展させ衝撃を与え能動的な学習と自分の努力で能力と自尊心を高める挑戦に出合わせるべきである。
- (7) 教育において、生徒は根拠のある答えを求める問いを請け出すことができるような実践的で具体的な課題に出会わなければならない。
- (8) 教育には、自立的学習及び深化の余地が残されねばならない。
- (9) プロジェクト学習 作られた物、具体的結果又は実践的解決についての要求は、経験及び知識が他人に対して配慮され提供されるようにするはずである。

(四) 科目等時間配分、授業内容の特徴 ①初等教育の初期ほど思い切ってテーマ学習・プロジェクト学習の時間を多くして自発的自主的学習を促し、次第に教科学習を多くするという

戦略的な教育課程編成、②英語教育が第1学年から行われていること、③「キリスト教知識・宗教・道徳」の時間が週当たり約2単位時間設けられていること、④算数・数学は従来のわが国の内容に比して極めて基礎的と見られること、など。(表1、図1、参照)

英語版序文(資料 p.1、2)

(以下、配布資料冊子『10年制基礎学校教育計画書(抄訳)』の要点)

(五)新教育課程の特徴・背景・周辺事情

- (1)97年新教育課程(97年 Lærplan = L97)は、(地域の事情、生徒の個性的発達への適合を配慮した)法的拘束力あるカリキュラムとして国が制定したものである。
- (2)①2つの形態のノルウェー語(bokmål と nynorsk)、②先住少数民族サミ、③手話による教育(→2000年8月、手話によって高校教育を受ける権利の法定)、④フィンランド系の住民 Kvener への対応、等、様々な言語の問題を重視した教育的対応をしている。
- (3)新科目「キリスト教知識・宗教・道徳」は、従前のキリスト教教育科目とその代替科目である一般宗教・道徳教育科目とを発展的に統一したものである。
- (4)第7学年までは評定点による成績評価は行わず、前期中等教育段階(第8-10学年)で評定点評価が行われ、第10学年では国によるノルウェー語、数学、英語の3科目試験(学校毎にいずれかの1科目)と地域的な口述試験が行われる(→高校進学の内申資料)。

いくつかの科目の教育目標・内容

(六)キリスト教知識・宗教・道徳(p.3～。以下、p.は資料の頁を示す)

- (1)キリスト教の宗教教育そのものではなくお祈りやお説教は行わず、キリスト教についての知識を教える、寛容の精神と民主主義を主としたキリスト教の基本的価値に親しむことを目的とする、他の宗教・道徳に対する知識とそれらの尊重の精神を育てる、などが目標とされている。(p.3 この科目の領域の全般目標)
- (2)教育内容は、聖書学習、キリスト教の歴史、現代のキリスト教生活観、他の諸宗教、倫理／哲学の5分野で教育段階毎・学年毎に構造化されている。
- (3)前期初等教育段階では、天地創造を含む聖書物語、盗みや借用、正と悪、許しに関する道徳などを含む第1学年で始まり、ユダヤ教、イスラム教、ヒンズー教、仏教人道主義 humanism、ギリシャ神話などが教えられている。特に、人道主義の内容として世界人権宣言や子どもの権利条約が取り上げられていることが注目される。

キリスト教教育的基調による教育内容と共に、その域を超えた、異文化理解・現代的民主主義のための知識教育を行う科目という位置づけが、教育内容に具体化されている。

- (4)第5学年では、イスラム(p.6 下～p.7)、第7学年のヒンズー教、仏教(p.7 下～p.8)など大部分の日本人成人が殆ど知らないのではないかとと思われるくらい立ち入った異文化知識の教育、並びに、貧富の格差を含む現代的問題の教育(p.8)に踏み込んでいる。

- (5)第 8-10 学年では、キリスト教を通じた近代史、現代史・現代世界理解(p.9)、並びに、テクノロジー・遺伝子技術、権威及び性を含む現代倫理問題(p.9・10)、並びに古代ギリシャ文化の伝統(p.10)の教育を重んじている。

(七)英語

- (1)第 1,2 学年では、(視察例では「私の名前は〇〇よ、あなたのお名前なんて言うの」というような繰り返し・リレーの歌遊び、「インディアンが 1 人、2 人、3 人来ました…」という数え歌など)大きく遊びの要素を取り入れて英語教育をはじめている(p.11)。
- (2)(多様な海外交流の必要やその促進教育と相俟って)前期中等教育段階(8-10 学年)となると、英語で映画、新聞、雑誌を理解するなど既に実用の段階に入っている(例えば p.13 の中程)。

(八)数学

- (1)①「科学であり、芸術であり、技術であり、言語であり、かつ道具である」(p.14 第 3 段落)、②「創造力を用い」「美的側面の経験へと招待する」(同第 5 段落)、③「労働生活と余暇活動に参加するための基礎」を与える(同前)、などという数学、数学教育の規定・性格付けは、特徴的と思われる。
- (2)科目の構造化では、「数」(前期中等教育段階では「数と代数」)、「幾何」(前期初等教育段階では「空間と図形」))と並んで「日常生活における数学」、「データ処理」(情報科目を特立しないことも関連)という細領域を立てている(p.15 表。前期中等段階ではこれらに細領域「グラフ及び関数」が加わる)。
- (3)第 2 学年では、第 1 学年に引き続いて遊びやゲーム、実践的課題と結びつけて数学学習を導入しているとともに、既に電卓やコンピュータを用いることとしている。(p.15)
- (4)pattern の重視が随所に見られることが特徴的に思われる(第 2 学年の「数」・16 頁最終行、「空間と図形」p.17 第 5 行、第 10 学年の「幾何」p.18 第 1 行、など)。
- (5)視察印象によると、第 3 学年の 20 迄の数の加算・減算の学習、高校 1 年の当初授業など、進度はわが国の算数数学と比べると極めてゆっくりとしていた。

(九)社会科

- (1)学校の「協同委員会」への生徒代表 2 名参加などと相俟って(p.22(6))、参加民主主義を当然の価値として教え育てることを社会科の目的として明確にしている(p.19)
- (2)教育内容は各学年・教育段階とも「歴史」「地理」「社会科学」の細領域で構成している。
- (3)第 10 学年では、①「争いと協同並びに軍縮、平及び国際正義の達成」(p.20 第 6 行)、②世界学習における「平等と不平等」の観点重視(同第 12 行・見出し)、③性アイデンティティ、堕胎、胎児診断、遺伝子技術、医療技術とその倫理的選択など」極めて現代的な問題の取り上げ、などが注目される。(以上)

日本教育学会第 60 回大会 研究発表

ノルウェーの 10 年制基礎学校教育課程

——その原則と方針、各科目等教育内容・方法の特徴——

資 料

ノルウェー教会教育研究省著作

『10 年制基礎学校教育計画書』

ノルウェー国立教材センター 1996 年発行 (A4 版全 344 頁)

(抄訳)

目 次

英語版序文(抄).....	2
キリスト教知識・宗教・道徳.....	4
英語.....	12
数学.....	15
社会科.....	20

資料源 : DET KON- GEKEGE KIRKJE-, UTDANNINGS- OG FORSKNIGSDEPARTMENT,
LÆREPLANVERKET FOR DEN 10-ÅRIGE GRUNNSKOLEN, 1996, Oslo,
Nasjonalt læremiddelsenter

英語版 : The Royal Ministry of Education, Research and Church Affairs,
THE CURRICULUM FOR THE 10-YEAR COMPULSORY SCHOOL IN NORWAY, 1999,
Oslo, National Center for Educational Resources

北 川 邦 一

(大手前大学社会文化学部)

2001 年 8 月 28 日 於・横浜国立大学

英語版序文(抄)

97 年改革：新教育課程(抄)

新教育課程は、より広範な 97 年改革の一部であり、…… 97 年改革から生じる最も重要な変化は、次のとおりである。

- 学校教育 6 歳就学(従前 7 歳)
- 10 年制(従前 9 年制)
- L97 とされる新教育課程

国定教育課程 A national curriculum(抄)

新教育課程は、命令として as a directive 発せられたものであり、全国の地方当局、学校及び教員にとって法的義務である。しかしながら、それは……共同と適用の原則に基づいている。

様々な言語(抄)

……ノルウェー語には、bokmål と nynorsk という二つの形態があり、かつ、……第一言語がサミ語の重視すべき人数の Sami 人がいる。……

ノルウェー語を話す生徒は、主要言語としてノルウェー語の一つの形態を選び、……前期中等教育段階から両形態のノルウェー語で授業を受ける。

サミの生徒は第 1 言語としてサミ語、第 2 言語としてノルウェー語の一形態を選ぶことができ、あるいは第 1 言語としてノルウェー語の一形態、第 2 言語としてサミ語を選ぶことができる。

今回初めて、聾(ろう)の生徒のためにノルウェー手話言語が導入された。……

少数言語を第 1 言語とする生徒は、第 2 言語としてのノルウェー語の課程を受ける権利がある。彼らは科目としても他の科目の授業を受ける手段としても彼ら自身の言語を教えられることができる。……彼らは、通常、多様な科目をノルウェー語で受けることが出来るレベルにノルウェー語が達ししだい、通常のノルウェー語の学級に通わなければならない。

フィンランド語は Finnmark 及び Troms 地域のフィンランド系(Kvener)の生徒に対しては第 2 言語として位置づけらる。

宗教及び道徳教育(抄)

新しい改革が開始させるまでノルウェー国教会又は他のキリスト教宗派に属する生徒は学校で宗教教育を受けていた。一般宗教・道徳教育はキリスト教教育の免除を認められた生徒に代わりとして提供されていた。この二つの科目は今回、キリスト教知識・宗教・道徳教育と呼ばれる全生徒のための科目に置き換えられた。

サミ教育課程(略)

評価(抄)

初等教育段階では点数評価はない。前期中等教育段階でのみ点数評価が導入される。
(評定は1～6の6段階で6が一番よい。)

試験(抄)

第10学年の生徒は全て中央が設定した3科目(ノルウェー語、数学及び英語)のうちの一つの筆記試験を受けることを要求される。……

大部分の生徒は、地域的に組織された口述試験を受けなければならない。口述試験は、家庭科、体育及び美術・技術以外の科目で行われうる。

キリスト教知識・宗教・道徳

導入（略）

この科目の領域の全般目標 **general aims**

- 生徒が聖書と文化遺産及び信仰、道徳性及び人生観の生きた源泉としてのキリスト教を完全に知っている *thoroughly acquainted with* ようにすること。
- 生徒を学校教育の基礎であるキリスト教及び人道主義 *humanist* の価値に親しむようにすること。
- 生徒が信仰、道徳性及び人生観としてのその他の宗教および指導方針 *orientations* をよく知ること
- 信仰と人生の道徳的指導方針の問題についての異なる意見の間での理解と尊重と対話の能力を助長すること。
- 徒の個人的成長と発達を刺激すること。

キリスト教知識・宗教・道徳の学習への接近（抄）

キリスト教知識・宗教・道徳 科目の構造

科目の構造

	前期初等教育段階	後期初等教育段階	前期中等教育段階
聖書学習	聖書のよく知られた話	聖書の主要物語	聖書の種類、文書としての聖書、聖書史
キリスト教の歴史	重要なエピソード	初期キリスト教史：動向、人物、文化的表現	近代史：動向、人物、表現
現代のキリスト教生活観	祭り、象徴、共同体におけるキリスト教	キリスト教信仰と道徳	キリスト教諸宗派、類似と差異
他の諸宗教	他の諸宗教と方向付け、物語と祭り	イスラム教、ユダヤ教、ヒンズー教、仏教、世俗主義	現代における宗教表現
倫理／哲学	道徳的自覚：私のものと貴方のもの、私と他者	道徳の自覚：諸価値と選択	人間の哲学的解釈：諸価値と諸規範

目標と主要科目要素（抄）

前期初等教育段階第1－4学年の科目に関する目標

聖書の物語

生徒は最も重要な聖書の物語のいくつかに精通するべきであり、これらの物語のいくつかからのモチーフを有する主たる芸術作品について知っているべきである。

教会史の物語資料

生徒は、キリスト教の歴史におけるいつかの顕著な図とエピソードをよく知るべきである。

キリスト者の祭り、宗教的シンボル及び地域キリスト教共同体の生活

生徒は、ノルウェー教会及び地域共同体の他のキリスト教信徒団に関する祭り、慣行、儀式及びシンボルをよく知るべきである。

生徒は教会に行き活動 service に参加するべきである。重要性は、そのような経験をやり通し、それを続けることに置かれるべきである。クリスマス、復活祭及び聖霊降臨祭は毎年、再確認されるべきである。生徒は、よく知られたクリスマス聖歌及び復活祭賛美歌のいくつかを習うべきである。心からであることが望ましい。

他の宗教及び道徳的指導

生徒は主たる宗教又は道徳的人間的指導（orientations）の重要な物語及びいくつかの祭り、儀式、慣行、生活型式（patterns）をよく知るべきである。

生徒は、近隣の多様な宗教的道徳的共同体の代表に会うべきであり、一つの宗教的式典に出席すべきである。

道徳的自覚の発展：私と他者

生徒は自分と他者との違い、異聞の欲求や必要と他者のそれとの違いについての認識を発達させるべきである。

この目標の下での主要科目要素は、各学年の他の授業要目資料との関連で考察され、学級、学校及び地域共同体での生活からの例を挙げて説明されなければならない。

第1学年－第4学年の主要科目要素

第1学年

聖書物語

生徒は、次の物語をよく知るべきである。

*天地創造物語

*ジーサスの誕生、教会堂（Temple）における子どもとしてのジーサス

教会史の物語資料

生徒は、次の物語をよく知るべきである。

*聖ニコラス及びルーシー

*3人の賢者

*アッシジの聖フランシス及びジオットの聖フランシス生涯図

・ **キリスト教の祭り、宗教的シンボル、地域的キリスト教生活**

生徒は、次のことをよく知るべきである。

*クリスマスの福音書

*芸術史におけるクリスマス主題の絵画

*ノルウェーのクリスマス慣習

*祈りとは何か、夜の祈り、食卓の祈り、私たちの父

道徳的自覚の発展：私と他者

生徒は次の機会をもつべきである。

*こそ泥やせ盗み、借用と返却のようなテーマと活動の関連における正と悪と許しの素朴な概念使用の経験

(以下、聖書物語、教会史の物語資料、キリスト教の祭り、宗教的シンボル、及び地域的キリスト教共同体の生活、道徳的自覚の発展：私と他者の内容項目が第2、3学年に応じて配列されている。省略。)

第1－4学年

他の宗教及び道徳的指導

生徒は次のことについてよく知るべきである。

○ユダヤ教

*サバ

*シナイ山上の約束、トーラー（ユダヤ教の律法）、ユダヤ教の風習

*ペサックの物語（過ぎ越しの祝）、出エジプト及び荒野の彷徨と共に

*ロシュハシャーナ（新年祭）、Yom Kippur（贖罪の日）

*Chanukah と Purim

*祈り、一つ又はそれ以上の歌

*適法な食物

○イスラム

*天地創造

*天使、位階制、預言者の選択

*ムハンマドの生涯からの物語（すなわち、預言者の誕生、子ども時代と昇天 ascension、コーランの啓示、メッカからメディナへの遷都、並びにメディナでの生）

*カーバと聖なる黒石

*祈りと儀式と浄化、一つの重要な祈り

*誕生、命名（aquiqa）

- *祭り、ラマダン、生け贄の祝宴、断食、食物と飲み物のきまり
- *一つ又はそれ以上の歌

○ヒンズー教

- *ガネシャとカーリ（女神）の物語
- *ガンジス川が出来た物語
- *Rama、Sita 及び Hanuman 寺院の話

○仏教

- *仏陀の生からの物語（その誕生及び子ども時代、4つの徴、その出家・真理追究への出発、菩提樹の下での悟り、教師としての仏陀、仏陀の死）
- *仏陀最初の訓練、飢えた男の話、仏陀とアングリマラ、仏陀と病気の僧
- *仏教史からの物語（アショカ、マヒンダ及びサンガミッタ）
- *祭り（Vesak、Vulan）

○人道主義 Humanism

- *イソップ寓話からの選択
- *ソクラテスについての物語
- *世界人権宣言及び子どもの権利条約
- *式典（すなわち市民の命名式）と歌

○ギリシャ神話

- *ギリシャ神話からの物語、例えばヘラクレス又はイアソンの労働のいくつかつと黄金の羊毛、トロイの陥落と木馬、イカロス、並びにクノッソス、クレタ島の迷宮

後期初等教育段階第5－7学年の科目に関する目標(略)

第5－7学年の主要科目要素（抄）

（各学年は、「聖書の歴史」、「初期キリスト教史」、「キリスト教信仰と道德」、「他の宗教」、「道徳的自覚の発展：価値と選択」で構成されている。次は、その一部である。）

第5学年

他の宗教

○イスラム

生徒は以下のことをよく知る機会をもつべきである。

- *イスラムとは何か、ムスリムとは何か、イスラムの5つの柱
- *神についての見解、「聖なる」という言葉、人間についての見解、性についての見解
- *イブラヒム(アブラハム)とイシュマエルの物語
- *ムハンマドについての物語(別れの説教、預言者の死)
- *祭儀の場所及び地域共同体センターとしてのモスク、預言者のモスク、建築物の例

- *アブー・バクル、オマル、オスマン及びアリなどムハンマドの主たる後継者の何人か
- *イスラムの女性、例えば Khadijah、Aihah、Hafsah 及び Fatimah
- *コーラン、その構成と内容例、コーランの暗唱
- *主たる教義(主義綱領及び suras 1 及び 112)、道徳(道徳の理念としての預言者)、信仰、厚い者の義務
- *イスラム芸術の例、書法、なぜイスラム芸術は装飾的か(像の禁止)、音楽と 1 つ又はそれ以上の歌
- *ムスリム諸国及びスペインの建築物
- *イスラムと中世の科学
- *ノルウェー、ヨーロッパ及び世界におけるイスラム

道徳的自覚の発展：価値と選択

生徒は、次のようなテーマに関する道徳的態度を発展させ衝突と選択を議論する機会をもつべきである。

- *学級と学校における協同と社会関係
- *異文化との関係、先住者としてのサミ Sami
- *ノルウェーにおける道徳的少数者、人種差別主義
- *ノルウェー及び世界における富者と貧者の関係
- *自然と環境
- *両親と兄弟姉妹の関係
- *世代間の関係
- *羨望と陰口及び寛大、敵意と赦し

第 7 学年

他の宗教(ちなみに第 6 学年のこの節ではユダヤ教を扱っている。)

○ヒンズー教

生徒は次のことをよく知るようになる機会をもつべきである。

- *クリシュナとヒンズーの神々：ヴィシュナ、シヴァ及びパールヴァティに重点をおいてヒンズー文書の物語資料
- *主たるヒンズーの概念：業 karma、転生 reincarnation 及び存在の状態
- *ヒンズーの儀礼 kult の例：通過儀礼 livets overgangsriter 及び寺院儀礼 tempelkulten
- *ヒンズーの芸術と建築の例
- *世界におけるヒンズー教の広がり
- *マハトマ・ガンジー

○仏教

生徒は次のことをよく知るようになる機会をもつべきである。

- *自覚 awakening、改心 rebirth、業 karma、生の繰り返し及び涅槃並びに事物の相互依存
- *例えば Dhammapada、Itivuttaka、Kalamasutta、the Prajnaparamitasutras など仏教典

- *仏教の道：倫理、瞑想、洞察
- *寺院と僧院、僧と尼僧
- *仏教の芸術、建築、音楽
- *仏教の広がり、世界での及びノルウェーでの
- *ダライ・ラマ

道徳的自覚の発展：価値と選択

生徒は、次のようなテーマに関する道徳的態度を発展させ衝突と選択を議論する機会をもつべきである。

- *学級と学校における協同と社会関係
- *異なる文化との関係、先住民としてのサミ
- *ノルウェーにおける民族的少数者、人種差別主義
- *富者と貧者との関係、ノルウェーと世界における
- *自然と環境
- *様々な宗教における道徳理念
- *両性の関係
- *労働と労働生活
- *正直、真実、忠実

前期中等教育段階第 8－10 学年の科目に関する目標

聖書の歴史、聖書の著述の種類

生徒は、長い複合的な起源を有し、著述表現の広い幅を含んだ文化と信仰の源泉としての聖書の重要性について学ぶべきである。

キリスト教近代史

生徒はノルウェーと他のどこかにおける 1600 年以降のキリスト教史の特徴について知るべきであり、その時期における個人、宗教表現形式及び闘争のいくつかを認識すべきである。

キリスト教の多様な現代的解釈

生徒は、主たるキリスト教と集団のいくつかの解釈と主な表現形式について、並びにその歴史、普及、組織と宗教的特性について知るべきである。

今日の宗教表現

生徒は、人生と今日の世界についての多様な宗教的見解の主たる類似と差異についての知識を得るべきであり、人生の実践的問題及び行動に関するそのような類似と差異を明らかにするような経験を得るべきである。

人間、価値、及び規範についての哲学的解釈

生徒は、人間の本性について、善と悪、正と不正についての哲学的論議における基礎的概念と理論についてよく知るべきである。

第8—10学年の主要科目要素（抄）

第10学年

聖書の歴史、聖書の著述の種類

生徒は次のもので学習する機会をもつべきである。

- *聖パウロの使徒書簡及び他の使徒書簡
- *詩篇及び知恵の書（《wisdom》books）
- *多文化図書としての聖書、その発生史と使用
- *文学及び言語への聖書の影響

キリスト教近代史

生徒は次のことをよく知る機会をもつべきである。

- *現代の宣教師と全世界的仕事
- *ヨーロッパの外の現代キリスト教、特にドン・ヘルダー・カマラと第2バティカン会議に続く発展、並びにデスモン・ツツ司教：キリスト教、アパルトヘイトと黒人神学を含むラテンアメリカと南アメリカを強調して。
- *音楽、絵画、文書における近代ラテンアメリカ及び南アフリカキリスト教の芸術表現の例

キリスト教の様々な現代解釈

生徒は次のことをよく知るようになる機会をもつべきである。

- *イギリス国教会、福音ルーテル自由教会（The Evangelical Lutheran Free Church）、バプティスト、メソヂスト、聖霊降臨祭運動、クエイカー、救世軍、地域共同体で代表的な他のキリスト教共同体

今日の宗教的表現（expression）

生徒は、次のことに関する問題の類似と差異を知る学習の機会をもつべきである。

- *聖なるものと神、神の多様な概念、聖なる聖書
- *悪
- *魂の救済、死後の生
- *人間の本質と価値
- *諸性の他に対する関係
- *清らかと清らかでないもの、浄化（purification）、食事のきまり
- *通過儀式（子どもから成人へを含む）

人間、価値及び規範の哲学的解釈

生徒は次のことに関する知識を得、倫理的自覚を発展させる機会をもつべきである。

*世界的道徳の普遍的宣言 (the Universal Declaration of a Global Ethic)

*人間主義者の伝統の世俗的宗教的根源

*人道主義と宗教の関係

*ノルウェーにおける人道主義の伝統

生徒は次の問題に関する衝突と選択について討議する機会をもつべきである。

*近代工学の光の中での生の始まりと終わり

*人間についての遺伝子技術と諸見解

*諸世代と私たちの現代社会における権威 (authority)

*性と同棲 (cohabitation)

第8—10学年

人間、価値及び規範の哲学的解釈

生徒は次のようなギリシャ神話におけるもっとも顕著な物語のいくつかに関する知識を得、倫理的自覚を発展させる機会をもつべきである。

*サイレンの歌並びにスキュラとカリュプティス (オデッセイ)

*テセウスとアリアンデ

*エディプス王

*オルフェウスとエウリディス、アモールとプシケ、ナルシサス

*ゼウス (ゼウス賛歌を含む)、ヘラ、アテネ、アポロ、アフロディーテ、ハーデース

英 語

導入(略。細目：この科目と教育の目的、英語学習へのアプローチ、この科目の構造)

この科目の全体目的(略)

目標及び主要科目要素(抄)

第1－4学年の主要科目要素(抄)

第1学年

会話言語及び筆記言語への出会い

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *英語がどのように聞こえ、みえるかを発見し、他のものの中で、例えば、Humpty Dumpty、Jack と Jill、並びにその他の子ども詩選集 anthologies からの抜粋リズム、繰り返しと詩、歌の中や、例えば Pat-a-cake、Simon Says など伝統的又は最新の歌い動きゲームの中で英語に出合う。
- *様々なメディアにおける英語を経験し、生徒が出合うテキストの精神に入る手段として絵画と線画を使用し、児童書の抜粋を聞く。
- *例えば歌、読み、暗唱合唱、模倣、言葉ゲーム遊び、言葉遊びなどで自ら英語を発してみたり、英語の押韻とリズムを発見する。
- *英語を話している国の子ども暮らし方について学び始める。

第2学年

会話言語及び筆記言語への出会い

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *押韻、繰り返し詩句と詩、歌と歌い動きゲームを含めていくつかのメディアによる英語及び豊富なテキストから選んだ英語を経験する。；例えば little Red Riding Hood、The Three Billy Goats Gruff など既に自分の言葉で知っている物語や物語の縮約版を聞く。
- *英語の音、押韻、リズムを探す。；口頭の短文を創り完成する。；彼らが出合った文における意味を創ることによってゆくために文とともに絵画、映画及び音楽を使う。；その内容を引き出し形作り、劇づくりとロールプレイに参加する。
- *例えば絵画キャプションや言葉イラストなどを自分のペースで読み書きし、英語のコンピュータ・プログラムで遊ぶ。
- *家族と友達のようなテーマで学習しながら英語を話す国の暮らし方について学ぶ。

第8－10学年の主要科目要素(抄)

第8学年

言語の使用

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *様々な時代の口語及び文語を探し、その内容を議論し、そのようなテキストについて彼らが知っておりあるいは見つけることが出来るものを利用する。物語、寓話及び例えばロビンフッドのような伝説；続き漫画、一コマ漫画、例えばガリバー旅行記のある版のような挿し絵付き話；短編物語、少年少女小説、例えば Mark Twain、Roald Dahl 及び Nina Bawden の小説からの抜粋；詩、歌、バラード、フォークソング、伝記、新聞雑誌記事、並びに説明書その他の情報。
- *多様なコミュニケーションにおいて言語を用いるモデル及び出発点としてテキストを用いる。；そしてテキストを絵画、音楽、歌、舞踊及び演劇のような他の表現様式と結びつけて構成するとき、言語の知識を用いそれを試してみる。
- *少なくとも一つの生徒が選ぶ小説又は優しい読み物を読み、読んだものについての印象及び意見を述べる。

英語及び英語文化並びに自分の学習についての知識

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *言語の仕組みとその構文のきまりを調べ、会話英語と筆記英語のいくつかの差異を知り、いくつかの変化形態英語を経験し、広い語彙の漸次的獲得と自己を表現する新しい方法の発見を追求する。
- *学校と教育、現在の出来事と芸術を含め、テキストの学習及び他の国々の人々との接触と結びつけ、英語を話している国の文化と社会条件についての知識を次第に広める。；英語を話している国々の文献及び慣用語句を自分でよく知る。
- *辞書、入門書及び情報工学のような他の参照材料を英語の学習に用いる。
- *よい学習状況を創ることを助け、学習方法を議論し、英語学習のよい条件を明らかにし define、自分の学習と努力の評価を練習する。

第9 学年

言語の使用

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *下記のようなものを含む豊富で多様なテキストから選んだもので学習する。神話と伝説、例えばアーネスト・ヘミングウェイ、ウィリアム・サマセット・モームなどの短編物語、若者向けの小説、例えばチャールズ・ディッケンズ、J.R.R.Tolkin などの小説からの抜粋、例えば William Blake、William Carols Williams などの詩、歌、バラード、民謡、ポップ、ロック・リリック、伝記、新聞雑誌記事、展覧会テキスト、例えば Chief Seattle、ウィンストン・チャーチル、マーチン・ルーサー・キングなどの手紙と演説、歴史的テキスト、例えばジョージ・バーナード・ショウのピグマリオンのような演劇の抜粋、ラジオ・ドラマ、劇、ミュージカル、例えば映画、ラジオ番組、テレビ、新聞及び定期刊行誌のようなメディアからのテキスト。
- *他の人と協同して多様な分野のテキストを作り、関連するテーマについての議論と討論に参加し、議長をする。
- *英語で、例えば科学・環境科や社会科など他の科目内容を読む。
- *自分で選ぶ一つの小説又は読み物を読み、読んだものについての印象及び意見を述べる。

英語及び文化並びに自分の学習についての知識

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *言葉を使ってみることによって言語体系とその様式慣習について自分で親しむ。変化諸形態の英語を区別できるようになり、自分自身の文章における言葉の選択、ニュアンス及び変化について学習する。
- *例えば地理的条件、重要な事件及び人々、音楽、映画、及びグラフィック芸術など、英語を話している国の文化及び社会条件を、英語でその国の人々と接触し英語の文学を読んで学習する。
- *辞書、入門書、メディア及び情報技術のような参照資源を用いる。
- *自分の学習要求を定め、学習目標を定め、課題の計画、他の生徒とのその交換、自分の学習の計画と評価の経験を得る。

第 10 学年

言語の使用

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *多様な時代の本物のテキストで学ぶ。これには、例えばジョン・スタインベックの短編、シャーロット・ブロンテ、ルイス・キャロル、コナン・ドイル及びアガサ・クリスティなどの小説の抜粋、例えば Emily Dickinson、Rupert Brooke 及び Langton Huger の詩、例えばビートルズの歌、バラード、ジャズ、ブルース、黒人霊歌、伝記、新聞雑誌記事、広範にわたる解説的文書、情報材料、例えばウィリアム・シェークスピア及びテネシー・ウィリアムズの劇からの抜粋、映画からの抜粋、小説及び演劇の劇化 dramatization、ミュージカル、映画、ラジオ、テレビ、新聞、定期刊行誌のテキスト等の学習を含む。
- *口頭及び筆記でテキストを構成し、談話し議論し、自分の考えを述べる練習をし、現今の出来事を議論する。
- *例えば口話又は筆記レポートの形態で、英語で他の教科内容を提示する。
- *自分が選ぶ少なくとも一つの小説又は随筆、及び自分が選ぶ少なくとも一つの短編物語又は散文 factual prose text を読み、読んだものについての印象と意見を議論する。

英語及び英語文化並びに自分の学習についての知識

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *構文、句、節、発言 speech の部分、言語におけるそれらの結合と機能、言語的表現の手段の様々な型について学ぶ。；英語の変化諸形態について自分でよく知ようになる。
- *国際的接触と英語を話している多様な国における文学についてのより広い知識の使用を形成しながら、社会関係、自然、環境・文化保護、国際協同、サミを含む先住民の権利、戦争と平和のようなテーマを含めて、英語を話している国における文化と社会条件について勉強する。
- *広い範囲の参照資源を用いて言語勉強過程で出合う問題を解決し、どのように有用な情報が蓄積され、組織され得るかを経験し、学級及び図書室で利用し得るようになる。
- *学習材及び英語課程の目的及び目標との関係における学習方法について話し、評価し、彼ら自身の言語学習を利する選択をする。

数 学

導入(抄)

この科目と教育の目的

人間は最も早い時代から、存在の謎を解き自然の諸関係を説明する試みの中でのその観察、経験及び印象を組織化し分類するために自分の周りの世界を探究しようと欲してきた。数学の発展は、このような人間の探究し測定し把握したいという衝動から発している。これらの目的のために必要な道具である知識と技能 skills は、数学的活動を通じて発展する。

数学は長い歴史的伝統をもってきており、常に私たちの文化の重要な部分であってきている。それは例えば工学、建築及び経済に不可欠であり、時代を通じた多くの技術革新並びに私たちの社会の形成及び毎日の環境に対して基本的であった。数学は他の学問及び科学の発展の中でとりわけ顕著でもあった。

数学は多くの表現形態をもっており恒常的な発展を続けている。それは科学であり、芸術であり、技術であり、言語であり、かつ道具である。理由付け、想像及び経験は数学の全く重要な要素である。学校の科目としての数学は、この広さと発展を映すことを求める。

義務教育学校の数学の学習は、この学問の学習、他の科目の学習及び総じて生活において興味を引き起こし洞察を伝え、全ての生徒に有用で満足しうるものであることを目指している。選ばれた実践的適用、例及び方法は、女子も男子も同じく、かつ異なる文化的社会的成育背景の生徒もこの学問に属す感覚を経験しこの学問への好ましい態度を発展させるための機会をもつことを確保することを意図されている。生徒たちは彼ら自身の能力への洞察と自信を得るであろう。この授業細目は、学校数学と外の世界の数学との緊密な結合を創り出そうと努めている。日々の経験、遊び及び実験はその概念と術語を作り上げるのを助ける。

実践的道具であることに加えて、数学は、創造力を用いその美的側面を経験するよう生徒に勧める invite。数学は生徒の発明力と批判的分析的能力に課題を課す。彼らが実験し経験し不思議に思い省察するのに応じて、この科目は生徒の好奇心の発展を助け、探究へと駆り立てる。重要なのは生徒が数学の学習をひとつの過程として経験することである。

技術的発展は、同時に、学校においてもその外においても私たちを課題に直面させる新しい機会をうち開く。数学的洞察と技能は今日の技術を理解し利用するために必要とされており、かつ、現代社会におけるコミュニケーションの鍵でもある。数学的知識と技能は、労働生活と余暇活動に参加するための、並びに社会過程を理解しそれに影響を与えるための重要な基礎である。数学は、個人が課題をやり遂げるのを助けることができる。

積極的な姿勢がこの科目を学ぶための重要な前提条件である。その言語と記号に親しみその概念を明確に把握することは、数学における前進の重要な必要条件である。

数学学習へのアプローチ(略)

この科目の構造(抄)

教育段階	主要領域				
前期中等教育段階	日常生活における数学	数と代数	幾何	データ処理	中間グラフ及び関数
後期初等教育段階	日常生活における数学	数	幾何	データ処理	
前期初等教育段階	日常生活における数学	数	空間と形		

この科目の全体目的(略) 目標及び主要科目要素(抄)

第1－4学年の主要科目要素(抄)

第2学年

日常生活における数学

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *遊び、ゲーム及び実践的課題の中で配列すること及び数えることを学ぶ。
- *ものの特性に従って分類し等級づけることによって差異と類似性を見つける。
- *長さを測り量を量る練習をし、時計と時間並びにノルウェー硬貨と紙幣を学び、お金を数え、交換する練習をする。
- *例えば地域環境から、数え話で、練習をする。

数

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *生徒は多様な経験、特に遊び、議論及びその他の日常活動から引き出される数と関係を記述する。
- *数の記号、特に標準的な1桁の数 standard digits を学び、桁の位 place value 並びに単位及び10のまとまり tens を理解する。
- *口頭及び筆記で表現しながら加算と減算を学ぶ。
- *数と記号で実験し、算数操作を試し、電卓とコンピュータを用いる。
- *計算で及び会話で毎日の状況を記号で記述し、口頭であるいは筆記で教育を日常生活の中で解釈する。
- *実情的な状況の中で奇数及び偶数の例を学び、半分にすること及び倍にすることを練習

する。

空間と形

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *例えばビルディング並びに多様な家、家具、道具及び織物など彼ら自身の周辺に見い出される多様な図形及びパターンを調べる。
- *多様な方法で図形を観察し作成することによって具体的な場合における線対称を探す。
- *2次元の形、とりわけ円、四角形、三角形並びに3次元の形、立方体及び他の直角柱、円柱、球についてさらに学び、それらの特性について話す。
- *位置づけ及び移動を経験し、それらを記述する用語を学びかつ用い、パターンを作成するために形を繰り返す。

多様な長さと面積を比較するために物差しを用い、生徒がしばしば選ばせられる単位で量を表現する。

第3学年

日常生活における数学

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *遊び、ゲーム及び実践的課題の中で多様な確率を協同で査定する。
- *適切な測定道具を選ぶ練習をし、その使用の経験を得、かつ量を査定し比較する。引き続いて時計と時間を学習する。
- *例えば店を組織し店で遊ぶなど、過去及び現在の購入と販売に関する学習課題について議論し査定し遂行する。
- *自然及び生徒が居住する近隣の、生徒自身が興味を持つ領域からデータを収集し分類と整理を試みる。

数

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *いくつかの1桁数における1桁数の位 the place value of a digit in a several-digit number を経験する。
- *例えばローマ数字の40までなど、様々な記数法を試してみる。
- *実際の状況において二分の一や四分の一など簡単な分数を用いる。
- *20まで加算と減算を系統的に学習し、かつ、いくつかの1桁数を暗算及び筆算で加減する方法を次第に発展させる。加算と減算の関係について勉強し、算数操作を探究する explore ために電卓又はコンピュータを使う。
- *多様な状況において加算及び減算を使い、学習課題のための適切な方法と補助手段を経験する。
- *具体的な状況においてかけ算とわり算を使う。
- *わり算札で(? with the multiplication boards)例えば2, 3, 4, 5, 及び10を掛けることを学習し、数の世界のパターンと構造を見つける。

*回答の理由のないことを査定し調査する assessing and checking 多様な方法を実施する。

空間と形

生徒は次のような機会をもつべきである。

*形、大きさ、頂点、辺／稜及び面を調べ、簡単な場合の面对称を観察し使い、2次元及び3次元のパターン及び図形の学習を続ける。

*固定点を中心とする回転角特に直角としての四分の一回転を経験する。

*方眼紙に点を記すこと及び他の参照方法を用いること、例えば遊び、ゲーム及び他の状況における経験について描くことをやってみる。

*長さや距離を比較し、それを標準単位を用いて表現することを次第に学び、テープ尺とメートル法を用い、物差しで図形を読み、長さや距離を測り、測定値を比較する。

*面積と体積の基本的な経験をし、様々な面積と体積を比較し、面積と体積の単位を使う。

第8－10学年の主要科目要素(抄)

第10学年

日常生活における数学

生徒は次のような機会をもつべきである。

*寸法測定道具の使用を評価し寸法測定の不確かさを査定する。

*例えば汚染、消費、エネルギー供給及び消費並びに交通とコミュニケーションなど自然管理及び自然資源に生じる疑問や問題に数学を適用する。

*例えば表計算ソフトその他の補助手段を用いるなどして、貯金とローン、単利と複利、ローン返済の期間と条件に関連する要因について学ぶ。

*例えばプロジェクトなど、現実的な脈絡において複合的な問題と研究課題 assignments を学ぶ。

数と代数

生徒は次のような機会をもつべきである。

*引き続き数及び計算過程、式及び方程式を手段として状況を解釈し記述し、及び問題を解く。

*単項分母の分数表現を含めて簡単な代数表現を用い扱う。

*文字で表された変化量がどのように一般的な関係を式で表し証明するのに用いられるかを経験する。

*引き続き一つの未知数による簡単な方程式及び不等式をたて、また解く。

*二つの未知数の方程式をたて、解釈し、多様な解法を学び、それらを点検し評価する。

*文化的歴史的脈絡における数と代数の例を見る。

*例えば特別の特徴を持つ数やある種の文化における数秘学 numerology、数のなぞなぞ余興など、いくつかの面白い数的関係で学習する。

幾何

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *引き続き、特に 平面に規則的 regular 又は準規則的 semiregular パターンを作りかつ調べることによって図形 figures、形 shapes 及びパターン patterns の特性について学習する。規則的な 3 次元の図形について学び、場合によっては準規則的な 3 次元の図形について学ぶ。
- *測定の縮尺、合同と相似の経験を得る。
- *引き続きピタゴラスの定理とその証明について学ぶ。
- *並行移動、線対称変換及び回転並びにこれらの組み合わせなどの幾何学的変換を行い記述する。かつ、パターンを作り分析するためにこれらの幾何学的変換を用いる。
- *例えば自然の中、芸術、技術及び建築の中、並びに歴史的遠近画の中の、美学と結びついた幾何学文様を学ぶ。

データ処理

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *質問票を含めて、データ収集紙を計画し作成することによって簡単な統計調査を実施する。
- *表及び他のデータから情報を見つけ抽出し何らかの不確かさ、偏り、及び誤差の源泉について議論する。
- *データを整えグループ分けする。位置測定の適切な尺度としての最頻値、中央値及び平均値、並びに分布幅及び実際には変動の他の尺度を見つけ、用い、算定する。
- *棒グラフ、曲線、扇形図表、分布図表を含め、例えば情報工学を使いながら、統計的なグラフと図表を作成する。
- *統計計算の結果を解釈し、グラフと図表を解釈し、かつ、それらを批判的に査定する。
- *引き続き確率に関する概念を学習する。

グラフと関数

生徒は次のような機会をもつべきである。

- *多様な関数表現形態を経験し関数の特性を調べる。
- *関数概念を数学、他の教科及び日常生活における諸関係の記述に適用する。
- *比例と反比例について勉強し、一次関数及び二次関数を学ぶ。
- *俊喜及び方程式及び不等式をグラフで解くのに関数概念を用いる。

社 会 科

導入

この科目と教育の目的

- 力動的で民主主義的な社会にとってはその成因が一定の民主主義的な価値に親しみそれを支えることは必須のことである。各々の新しい世代は参加の価値を学び、私たちの社会の様々な部門を統治する民主主義的なきまりを擁護することが必要である。全ての生徒は社会の成員であり、その創造と統治に正当な方法、多様なやり方で参加するであろう。社会科は、生徒に共同の善のための任務を引き受けるための知識、自分自身の価値に対する確信、願いを備えさせることによって彼らを様々な任務に準備させることを目指している。これらの目標は、学校の外のより広い社会との密接な共同の下に遂行され根柢にならない。

過去についての知識は年齢を超えて人々を結びつける。私たちは私たちの時代を理解し評価でき未来を計画することができるような知識を必要としている。社会科は、素善との及び相互の交渉を通じて日ちびとがどのように様々な社会生活と社会の形態を発展させてきたかを示す。私たちの社会、過去及び現在に対する考え抜かれた態度を発展させることは社会科の重要な目的である。

経済学、生態学及び工学の相互作用は、今日、社会に対する重大な挑戦を提起している。社会科は、生徒と自然との相互作用に対する生徒の洞察と興味とを発展させ彼らの生活の条件及び標準についての認識を高めなければならない。

情報量の急速な増加によって若い人たちは今日多数のしばしば混乱した影響を受けている。多様なメディアの使用は、社会科へのよい出発点を提供する。これは生徒が外観と展望を獲得し、同時にメディアについての批判的な認識を発展させることを助けるであろう。

社会科の構造(略)(各学年とも歴史、地理、社会科学で構成するが、前期初等教育段階では多分に広い科目横断的テーマとして扱われる。)

この科目の全体目的(略)

目標及び主要科目要素(抄)

第8－10学年の主要科目要素

第10学年

歴史－1750年頃から現在に至る主たる発展

生徒は次の機会をもつべきである。

*戦後の物質的成長の国家的世界的結果、並びに第一次及び第二次産業及び家族、運輸、マスメディアにおける工学的革新についてを計算し評価する。

*福祉国家の出現を強調しながら戦後ノルウェーの社会動向、すなわち、教育爆発の背景と結果、北海石油の抽出、メディアの増大する役割、近年の移民、性約割り及び家族構

成の変化、サミ文化のクローズアップ higher profile 及びサミの自己認識の増大、他の北
欧諸国における主たる動向について学習する。

- *近代工学が世界をどのように小さくし、国境を越えた、及び国家間の接触、貿易及び協
同の必要性がどのように増大しているかを見つけたす。
- *ヨーロッパ及びその他における衝突と協同並びに軍縮、平和及び国際正義の達成の努力
について、世界共同体におけるノルウェーの役割を考慮しながら学ぶ。
- *第二次世界大戦後のヨーロッパにおける政治的發展を研究し、中欧及び東欧における政
治的激動が引き起こした困難と前信の可能性について議論する。
- *アフリカ、アジア及び南米の2地域の發展と北米又は西欧の2地域の發展とを、世界の
異なる部分における社会發展の差異を引き起こした条件に力点を置きながら比較する。

地理－平等と不平等の世界

生徒は次の機会をもつべきである。

- *人口に関する問題、すなわちその大きさ、構造、開発と移民及び難問について研究し、
都市の増大の理由と結果について議論する。
- *世界経済、国際貿易のパターン及び労働の国際分配の主たる特徴及び異なる見解につい
て自分自身でよく知る。多国的協同活動についての及び様々な国連組織についての情報
を探す。
- *北米、南米、アフリカ及びオセアニアのいくつかの国を選んで、その自然資源、生活の
仕方、生活条件について議論する。
- *国連人権宣言の光に当てて世界の貧困部分と富裕部分の大きな違いについて研究し議論
する。；この差異が引き起こす問題を見、持続可能な開発について議論する。
- *世界の主たる地理的特徴に親しくなり、大陸、大洋、主要山脈、湖、川と島を位置づけ
る。；入植地、主な都市、及び選んだ地域及び国におけるコミュニケーションについて
学ぶ。

社会科学－参加と統治

生徒は次の機会をもつべきである。

- *彼らが思春期へと成長してゆくにつれてどのように権利と義務が広がるかについて認識
をするようになる。；家計について学びノルウェーの国家財政の主たる特徴について研
究する。
- *性、同棲及び結婚と配偶関係に適用されうる規範を議論し評価する。；両性の平等、性
アイデンティティ、堕胎、胎児診断、並びに遺伝子技術、医療革新及び倫理的選択の間
の相互関係について議論する。
- *様々な種類のメディアで学び及びそれを調査する。；様々な影響、圧力、広告を実地に
評価する。；新しい情報工学によって開かれた可能性について学び、その影響力の可能
性について考察する。
- *ヨーロッパ及び世界の他の部分における政治条件と統治制度について研究し、ヨーロッ
パと他のどこかの国際的協同について学ぶ。
- *後期中等教育の多様な選択の機会について調査する。また、変化し移行しつつある労働
市場に対する実地的な態度を發展させる。

以上

ノルウェーの高等学校—現地視察を踏まえて—

発表要旨

北川 邦一

日本比較教育学会第37回大会 2001年6月24日 京都大学
大会発表要旨集録 158-159頁所収 (資料全27頁は別掲)

(一) ノルウェーの教育改革

後期中等教育について、1994/95 学年度から制度改革が行われ、義務教育修了後、希望する者全員に3年間(障害者は5年間)の後期中等教育を受ける権利が保障され、教育課程改革が行なわれた。又 97/98 学年度から義務制初等・前期中等学校である「基礎学校」の就学が1年早められ6歳からの10年間にされ、教育課程の改革が行なわれた(1999/2000年度完了)。これら近年の初等中等教育改革は、99年8月1日から実施された「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」(98年7月17制定・法律第61号。略称「教育法」)によって法的に集約整備された。さらに、その後、手話で初等中等教育を受ける権利の保障、及び、今までに受けていない成人に後期中等教育を受ける権利を保障する「教育法」改正が行われた。(2000年8月1日)。また、並行して教員養成制度の改革が進められている。

(二) 高等学校とその基礎課程

①基礎学校の修了者は、志願申請によって3年間(障害者は5年)の全日制の後期中等教育を受ける権利を有する。②志願者は省令によって設置される高等学校 videregående skole の基礎コース grunnskurs (GK)の中から3つまでへの入学を申請でき、そのうちのどれか1つへの入学が保障され、その上に設置されている2年間の上級コース videregående kurs (VK) のどれかで引き続き教育を受ける権利を有する。③公立高等学校及び実習企業での後期中等教育課程は無償である(以上、「教育法」)。

高等学校のGKは現在、①一般・経済・管理経営②音楽・舞踊・演劇③スポーツ④保健・福祉⑤自然利用⑥造形学科⑦ホテル・調理⑧建築⑨建築関係技術⑩電気⑪機械⑫化学・加工⑬木材加工の13があり、①～③は高等教育機関に接続しており、④～⑩が職業資格に接続している職業教育学科である。

同年齢層の約95%が高校に、同年齢層のおよそ1/2が高等教育機関に進学している。

(三) 後期中等教育教育課程 修得単位数 (1 単位時間は 45 分)

共通一般教育科目	一般、経済及び管理学科			職業学科	
	1 年次	一般教育学科総計	経済学科総計	1 年次	総計
ノルウェー語	4	14	14	2	4
英語	5	5	5	2	4
社会科	0	2	2	0	2
数学	5(3)	5(3)	5	3	3
理科	5(2)	5(2)	5	2	2
商業及び事務労働	0	0(5)	0		
宗教／倫理	0	3	3		
地理	0	2	0		
近現代史	0	4	4		
古代中世史	0	3	0		
経済及び情報処理	5(3)	5(3)	5		
言語 B／言語 C	4	8(12)	8		
企業経済	0	0	5		
体育	2	6	6	2	6
専門科目/選択科目	0(2)	28(26)	28(30)	22	78 専+6 選
最少修得単位数	30	90	90	35	105

(四) 職業教育学科

職業学科は、第 2 学年＝V K I、第 3 学年＝V K II と進級するにしたがって細分化し、V K II は取得職業資格の数に応じて約 200 に分化している。また職業学科の V K の学習は、実際は過半の場合、高校で 1 年間の V K I と企業で 2 年間の V K II となっている。2 年間の企業内職業学習には理論学習も含まれている。職業教育は可能な限り企業内の 2 年間で行うことが望ましく止むを得ない場合に限り高校の 1 年間で行うとされている。

(五) 企業における職業実習(職業見習い)

①職業実習生 læring は、K U F 省令の定める職業資格試験受験を目指して企業と実習契約を結ぶ。②実習生は、後期中等教育としての職業実習を受ける固有の権利を有する外、実習期間中、実習企業の被雇用者として法律と労働協定に定める権利と義務を有する。④職業実習委員会は、職業実習場所を確保しなければならない(「教育法」)。

(六) 教育を受ける権利の保障

(以下、発表当日追加)

(1) 教育法が定める3年間の後期中等教育(障害者はさらに2年。企業での職業教育実習を含む。)を受ける権利は、実質的に概ね保障されており、さらに発展させられている。

(2) 高校では所定の課程について行けない生徒に対して1年多く教育をする機会を与えることが實際上広まっている。

(3) 後期中等教育から外れる者に対するフォローアップ施策が追求されている(Østfold 県教育部聞き取り)。

(4) 手話で高校教育を受ける権利が法的に保障され、实际的に施行されはじめている。
2000年9月、現在 Heimdal Videregående skole(p.20)で15人。全国の高校で200人。

(5) 成人の後期中等教育を受ける権利が法的に保障され、2002/2003 学年度から実施されることになっており、それと共に2001年1月から教育休暇の権利の拡大が実施された(<http://odin.dep.no/kuf/engelsk/publ/> 2000年10月)。

(6) 問題行動のある生徒の通常学校復帰・社会適応への教育的努力が行われている(Harden 高校 Tosterødberget 分校(p.6 ~))。

(七) 希望に応じた柔軟な後期中等教育進路分化と職業教育

(1) 94年改革の具体化としての中央政府の普通教育:職業教育の比率5:5配分と具体的な職業教育進路分化は生徒父母の大多数に受け入れられている(90%以上が改革に満足)。

(2) 特に、GK→VK I→VK II(学校又は企業)の学年進行の区切り毎の、学校間移動を含む柔軟・機動的な進路分化の仕組みは、社会的養成と生徒の進路希望・能力をうまく調整し得ているように思われる。

(3) 高等教育進学資格と職業資格取得コースへの進路分化は、後者のコースから前者のコースへの変換を可能にする教育課程を備えているため、あきらめ感や差別分断感を与えていないと見られる。(関連して、賃金格差、職業資格の地位、高等教育を含む公教育無償・奨学金・教育休暇の権利保障状況との関係把握が研究課題。)

(4) 特に職業科などで部分的資格に向けての教育や1年多い教育期間の実質的保障や、教育行政機関=県教育部による学校離脱者フォローアップの制度、など落伍者を出さない努力が行われている。しかし、普通科・経済行政科、職業科の一部の課程では出来る者から入学・進学する一定程度の競争が見られる。

(八) 職業実習委員会の下での職業実習を受ける権利の保障

実習生代表も参加する職業実習委員会の下にある公的機関が職業実習の権利保障に当たっていることは、生徒の進路保障と安心感の充足に寄与していると思われる
(Sør-Trøndelag 県職業実習部、p.18・19)

(九) 教育学習・授業

(1) 94 年改革の理念として共通一般教育は力説されているが、そのための授業時数は特に職業科の場合、80 年代までの日本の高校教育を念頭に置くと多くはない(報告要旨(三))。少なくとも後期中等教育段階では専門教育を先行させそれに付随した一般知識・技能の教育が重視されているようである。

(2) 青少年の価値規範の変化、特に政治離れは著しいようであり、伝統的基準、特にキリスト教的倫理・知識を重視しそれを踏まえた価値・規範を育成することが重視されている。順調な経済発展の影響が大きいせいか、「争点」は明確化されていないように見える。

(3) 生徒学生の国際交流は奨励されており盛んであり、次世代の世界情勢への対応は良く準備されていると思われる。(p.29・'Norwegian pupils/students studying abroad'、Stovner 高校の海外交流プロジェクト・p.11、Oslo Handelns Gimnasium 日本語履修の生徒、Fredrik 高校のグアテマラとの文化交流、Adolf Øiens Skole の英語による国際バカロレア対応の化学実験授業、同校の英語による物理学の実験授業、など。)

(4) 化学の実験授業や物理学の実験授業は、よく準備された教材・施設設備のもとに高度な内容で行われていると見られる。しかし、自然科学・数学教育の広がり、現代の科学技術の発展・高等教育の必要に充分には応じ得ていないのではないと思われる。(Adolf Øiens Skole での自然科学教育についてのインタビュー。Fredrik Stadt で一番若い物理学修士教諭 50 歳の話、見学した GK の数学の授業例、職業科から大学進学に進路変更する補足的数学授業の例、等)

(5) 見学した数学の授業例では、いずれも正確さや迅速さを競うというよりは、教師が和やかに生徒の質問に応ずるという雰囲気で行われていた。演習問題の答えを数人が前のボードに書いてそれを点検するというやり方は、およそノルウェーの中、高等学校ではなされていないということである。

(十) 生徒の自治、学校の管理運営への生徒参加・父母参加

(1) 学校委員会への生徒評議会選出代表 2 名参加制度(教育法 § 11-5、p.31。Østfold 県

の例・p.2)は、民主主義や協同の精神の育成を「お題目」にとどめないで、実地の参加によって育成すると思われる。

(2)政府・KUFは、生徒の民主主義と自治を奨励してきている (*The guide*, The national Center for Educational Resources, 1994)。

(3)国政選挙や地方選挙の直前での学校での模擬選挙や社会科の政党説明授業など時宜に即した政治教育が試みられている。

(4)生徒会の取り組みは、いじめ・暴力克服や学校行事への参加が主であり、政治性や対立傾向を含んだ運動は見聞した事例には無い

(5)学校教育・制度への生徒集団として要求は、不満や対立傾向として蓄積されるよりは、参加制度の下で学校・行政機関に吸収されているように見える。加えて、父母代表や学校教育部外者代表を含まない学校委員会の制度、比較的に小さな人数の学校・学級規模、資格を目指して年々学習集団が再編される職業教育課程の条件の下では、生徒集団固有の要求の蓄積は難しいように思われる。

(6)生徒の代表参加は、教育行政制度への参加に繋がられている (Sør-Trøndelag 県の教育委員会の例・p.16、同じく職業実習委員会の例・p.18)

(十一) 大学・高等教育との関連

(1)高等教育受講者の急増の中で universitet と høyskole (college) とのあり方が見直されている。(NOUレポートほか、Ola Mø KUF 県局長の説明・p12-13)

(2)大学は、入学は高等学校卒業資格を基本としており難しくないが、入学後、数学や自然科学の補足授業拡充の必要があるという (Adorf Øiens Skole の Wættens 教諭談・p.26)。

(3)人材需給の実態、高等教育を受ける人の急増、学費無償、教育休暇制度、奨学金制度との関連を含めた高等教育の実態と課題は、ほとんど全面的に今後の学習研究課題。)

(十二) 少人数学級授業の法的保障 (p.31・教育法 § 8-3)

(十三) 教員

(1)人材不足との意見が聞かれた。特に自然科学・技術系は好況の中での産業に比して給与が低いという。(4)④物理学教諭・50歳が市で最年少修士。)

(2)中等学校教員および高校の普通教科教員が複数教科を担当することが原則となって

いる事情は、各教員能力の十全な発揮に障害のように見える。(進行中の教員制度改革を見定めたい。)

・ (十四) 教育の政治経済的背景 ・ 条件

・ (1) ノルウェー経済は北海の油田もあって好調である。その条件下で労働者党などは EU との関係を重視しているが国民投票での否決もあって EU には加盟していない。

(2) ノルウェーでは、教育問題、特に理念問題で主要政党間に大きな対立はないという。しかし、人口約 50 万のオスロ全市で高校 1 学区の選択制度・学期明け約 400 の空席、私学の台頭、4 校統合ハルデン高、2 校統合フレデリク高などは教育の規制緩和、自由化、効率化の現れにも見える。

(3) KUF の示した 94 年・97 年教育改革の理念に対して今までのところ批判を聞かない。しかし、そのカリキュラム化過程には少なくとも一部に中央集権的で実状に沿わないとの批判もある。

(2001.06.24 記)

ノルウェーの高等学校

——現地視察を踏まえて——

資 料

目 次

Østfold 県 の 教育行政・学校運営 1

(1) ウストフォル県の行政 1

(2) 高等学校の学校委員会 2

(3) 高等学校教員の採用 2

(4) 教育行政 2

(5) 高校入学 3

ハルデン高校 4

特殊教育分校での聞き取り 6

グレメン高校 7

オスロ市教育部 8

ストヴナ高校 10

Hudpleier (スキンケア・リスト) 科 10

K U F ・ スル ・ トロンデラーグ 県 教育局 12

スル ・ トロンデラーグ 県 教育部 15

スル ・ トロンデラーグ 県 組織図 16

スル ・ トロンデラーグ 職業実習委員会 18

ハイムダル高校 20

電気学科、電子学科 20

Heimdal 校 社会科 21

宗教教育 22

Adolf Øiens skole 23

倫理・宗教 25

社会科 25

自然科学教育 26

Østfold 県の教育行政・学校運営

(1) Østfold 県の行政

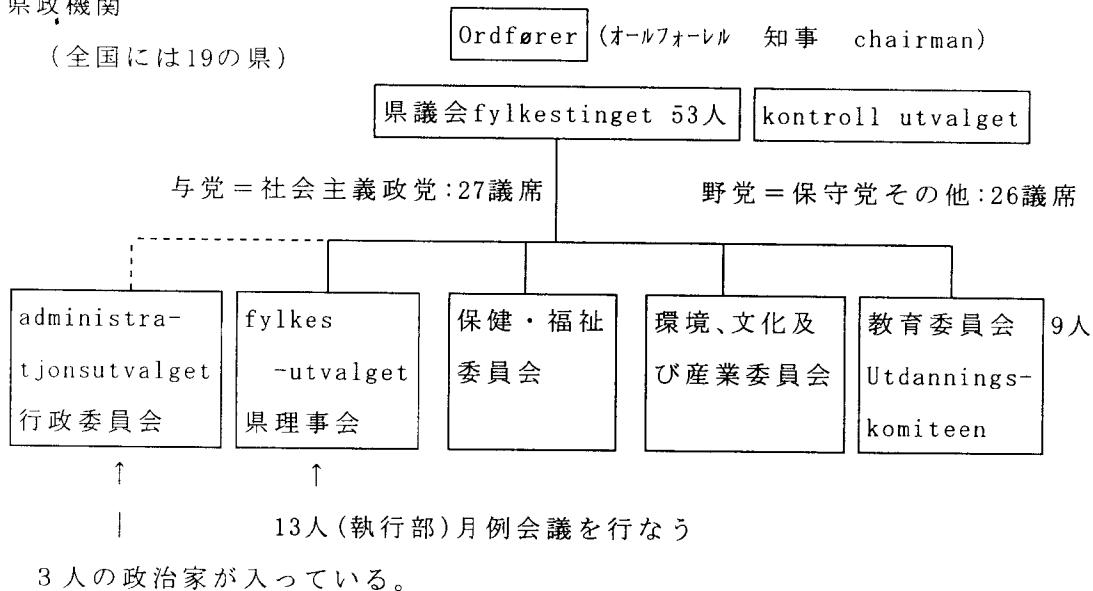
(99 年 9 月聞き取り)

人口24万。18自治体。内6つが市town。

県庁所在市Moss、教育部所在地Sarpsborg サルフ・スホルグ

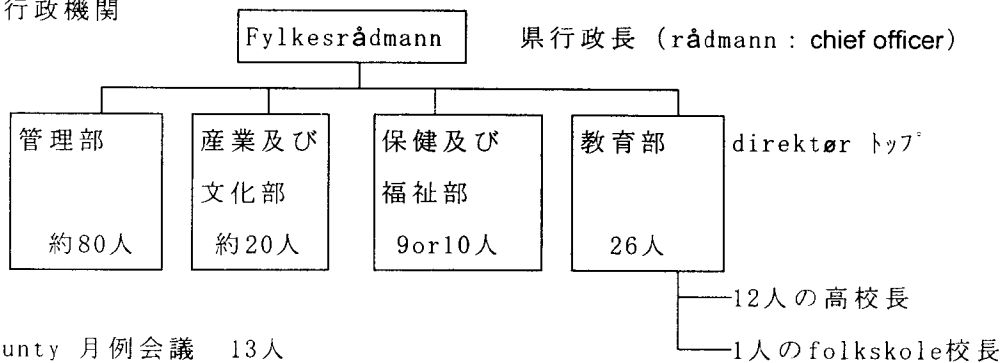
県政機関

(全国には19の県)



一般に県の教育委員会は、①県議会が任命する。②後期中等教育及び同レベルの成人教育に責任を負う。③地方自治法の定める範囲で、県が他の行政事務も兼ねる委員会によって教育行政を行なうことも可能。

県の教育行政機関



県 The County 月例会議 13人

Executive Board 県議会にのみ責任を負う

6つの委員会 高等学校教育委員会

(不詳) 見習い制委員会

県の予算 31億クローネ ≡ 400億円 (1nok ≡ 13円 として)

cf①1998年7月17日の法律第61号 § 11-5 高等学校の学校委員会

cf②地方自治法

§ 11 事業、施設等の管理

1. コミュニティ管理部kommunestyret及び県議会fylkestingetは、自身でコミュニティまたは県の事業、施設等のために独自の管理組織を設立することができる。そのような管理組織は、最小限3人の構成員を有しなければならない。

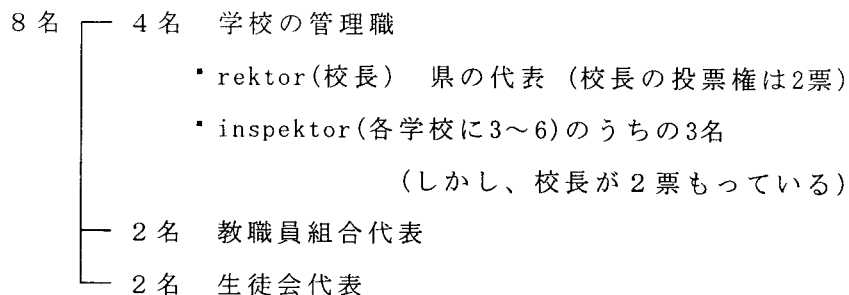
2. コミュニティ管理部及び県議会はその管理部の構成に関して独自の規定を与える。それはその管理組織が完全に又は部分的に管理の長から任命され、又は公務員からここで定めることができる。

(2) 高等学校の学校委員会 skoleutvalget

(= 協議委員会samarbeidsutvalget)の構成

(corrdinating committee)

Østfold県の高等学校の場合



(3) 高等学校教員の採用

高校の校長は、fylkesutvalget が採用する。

副校長Inspektørは、administrasjon utvalget が採用する。

教員は学校の skoleutvalget が選ぶ

(4) 教育行政

教育内容はKUFが定める。

教科書は文部省が認定する。複数ある。

学校のskoleutvalgetが選ぶ(実際は教員が選ぶ)

BokmålとNynorskの両方が必要

教科書は高校は生徒が買う。

この県に関してはプロジェクトがあって、貸し出し制を試みている。

財政

県の収入

国の援助

⇒学校に分配⇒学校が使う。

給料 90%

教材

設備

○学校は予算申請

○総額は総枠

(5) 高校入学

第一希望に93%が入る。(200人=7%が第一希望に入れない。)

造形とスポーツ学科が難しい。

県に願書を集める。その調整が県の教育部の仕事。26人のうち4人が係り。

中学校の内申書によって決める。

この県の独特のやり方。学科を選ぶ。

(この方式は北ノルウェーに1県か2県あるだけ。他の県は学校を選ぶ)

県の教育委員会で決めた方式。

内申書 11科目 0~6の7段階評定。点数の付け方は法規で定めている。

高校の学習上の問題

県の高校生の20%が勉強について行けない。

履修内容の部分的修得にも証明書を発行している。

これに上乘せして勉強が出来る。

高校の脱落者 ①高校に行っていない子に対しては、県が呼び出して面接して聞く。

②高校を辞める子については、書類に記入⇒フォローアップする。

③

本当に学校に来ないのは4% ~ 5%

ハルデン高校

訪問・聞き取り 99.9.8

1997年、4つの学校を統合してハルデン高校となった。

特殊学校：県で唯一の学校。生徒27人。

Porsnes 普通は生徒400～450の定員。今年は少ない。

教職員70人(教員の外、管理人や食堂用員も含む)。

職業コース 1クラス15人

普通クラス 1クラス30人

○ポシュネス分校 床面積約9000m²

○リースム分校 6000m²

○クリムセン分校 5000m²

○特殊教育分校 1000m²

殆どの生徒は、ハルデンから来ている。

すべてのタイプの生徒を受け入れている。階層、社会的背景の違いがこの学校の生徒に見られる。

99/2000年の学校の主要課題

すべての分野における質の向上

いじめ、麻薬、アルコール対策

生徒参加を重視

生徒たちが、学校について教員についてアンケートを企画している。

入学の手続き

①生徒は願書を県の教育部に出す。

②中学校の成績証明書。

過年度卒業生は、1年(??)労働証明がポイントにプラスになる。

留年は、1000人に10人くらいの割合。

機会科の場合、1年間で学ぶべき事に2年間で当てる生徒がいる。

今、30人のうち5人はそうしている。

学習課題の全部を修了しなくても、一部(例えば溶接)を身につけたら、それについて証明書を出す。

20～30%が、学科の全部をクリアすることは出来なかった。

職業科を選んだ生徒も1年追加の勉強をすれば大学進学勉強が出来る。

そのために選択できる科目の提供もしている。

職業コースでも理論だけで終わるコースもある。

成人向きの席を25%設けている。(1番年上は50歳がいる。)

5%弱は外国人。多くは元ユーゴスラビア、パキスタン、ベトナム。

70年代にパキスタンから労働力が入ってきた。

スポーツと teknisk byggefagの二つがこの学校にない。

↑ ・ 15～17人⇒サブスブルグへ（6kmはなれている）

・ 4～5人⇒

小中で4km以上、高校で6km以上離れていると国からコミューン、県に国から補助金がでる。

・ 95%は家から通っている。

今年[・]の入学では90%が第一志望で入った。

造形は第一志望で入れない子が多かった

・ ハルデン高校には県で唯一のコースが二つある。

薬局技術（薬剤師の資格or 薬剤事務の資格）

↑ 薬剤事務第3学年クラスを見学した。

機械プロセス

skoleråd	{	4人 {	校長	これが、 校長、教頭以外を 採用決定する。
		教頭		
		2人・・・教職員代表		
		2人・・・生徒代表		

基本精神と専門知識のカリキュラム

・ 電気のシラバス or カリキュラム

・ 造形

生徒規則（校則）

麻薬問題	}	重視している。
アルコール		

・ その対策：各市及び県の専門家が職域を超えて学校と一緒にプログラムを作った。

・ 違反者を見つけて罰するのではなく、修学できるようにするのが目的。

・ いじめに対するプロジェクトもある。

クラスに1人ずつ、いじめ問題を担当する生徒がいる。

対象生徒

普通の学校では学べない

中学生の段階で乱暴をする } 生徒たち

今、女子8人、男子19人、計27人の生徒。

社会生活に問題のある生徒たち。情緒生活に問題のある生徒たち。

全県から来ている。この近くの子たちは殆どなし。

全寮制の学校(次第に宿泊日数を増やす)

多くの子供たちは愛情不足。両親と一緒に住めない。

大きな機能障害は無い。

学校には1年単位で願書を出す。(5年間まで教育を受ける権利がある。)

最高4年、ここにいた子がいる。ここには平均3年居る。

職員たちは、長く居すぎるのは良くないと思っている。

学習内容は、3週間が単位。 出席と社会性を重視

クリアした子は、その生徒の出身の町で実習ができることを目指している。

実生活を重視する。

生徒は3段階に分かれる。1)24時間の監督付き。2)夜の監督。3)普通の生活
農場が周囲にある

コース1。自然を使ったコース。農場はあるが酪農はしない。

コース2。木工 4人。家を建てるのではなく、家具など小さなものを作る。

コース3。機械 6人

コース4 ヘルスソーシャルファグ 6人

1週間に2日、近くの幼稚園児と保母がこの学校に来る

また、1週間に1回、老人センターにゆく

1週間に1日は、学校で売店を作って売り、食事の世話をする

A0Aコース。経営・コンピュータ・市場開拓

1人1台のコンピュータ。学校のニューズレターを作る。

グルンクルスに戻れるように、数学、ノルウェー語、社会、英語をやっている

食事を一緒に作ったり。

半強制的に課すこともある。

この学校のアドバイザーと出身コミュニティーの担当者が連携して

(仕事 住まい 友人関係・ネットワーク)	を保障している。 殆ど100%の生徒がこの保障を受けた。
------------------------------	---------------------------------

追跡調査をした。4, 5年たっても仕事と住まいは続いていた。

友人関係はフォローアップ不可能。人間関係が淋しい。学校の寮が良かったという。

44人のスタッフがいる。

うち教員 11人

校長
副校長 2
主任

その他の職員 31人

・ インタネット
・ 調理員
・ 掃除人
・ 夜の管理人

教員はすべて特殊教育教員資格を取っている。1年で足りる。

しかし、2年間の学習をした人もいる。

グレメン高校

(訪問：99.09.8日 10時～)

生徒数1000人

3万㎡の敷地 サッカーコート10個分

240人の職員、うち170人が教員

5つの基本精神：快適、安全、安心、協力、ポジティブ

これほどの環境では、教員、生徒一人ひとりの精神を良くするしかできない。

上からの監督ではだめ。

学校に居場所を求めて来る生徒への対応も重要になっている。

↑ 約5%の生徒

この学校の生徒の95%の生徒が授業に満足。学校生活が楽しい、教員のレベルが高いと思っている。(Østfold 県のアンケート調査)

普通科は一クラス生徒数30人

職業科の専門科目は最高15人。12～15人が普通。

学校の課題：ともすると1つの学校の中にいくつもの高校。

それを防いでみんなで一体感を作ることが重要。

オスロ市教育部

99年9月14日 13時30分～15時

高校入学 13の基礎コースは他県と同じ。

成績順で選ばれる。

1年はすべてこの教育部(etat)に願書を出す。

2年、3年、職業課程は每学年毎に市に願書を出す。

スポーツ科、普通科。経済科はその学校で3年過ごす。

高校の制度は市(他は県)で決める。

生徒はまず学科を決め、その学科のある学校を3つ選ぶ。

この点は、他の県と全く違う。他県は学校を選ぶ。

理論的にはコースも3つ選べる。(3×3=9つ選べる)

実際には殆ど選んだ学科に入れる。

教員(rådgiver)も入れる現実性のあるコースを志願するよう指導する。

成績順に取るので学校差ができる。街の中心にある学校が人気。

職業課程は規模が小さい方が人気がある。

市政で変わる。

労働党市政の時(～1995?)は地域性を重視していた。

今は全市1区

今はF+右(Høyre) (対 A労働者党 + S V社会主義左等)

今度の選挙の後も、K r キリスト教民主党が多分、右につくのではないか。

今まで右の政党が執行部の市議会だった。

多分、同じ政党の執行部になるだろう。

(特定の学科・学校に希望者が集中したとき、調整する仕組みがあるか?)

基礎課程入学決定の仕組み

2回に分けて希望を取る。1回目の希望提出は7月10日、2回目は8月5日。

1回目の希望から抜けてゆく人がある(・外国に行く。・私立学校に行く)

希望の多いところから成績順に決めてゆく。

学校が始まったときに、その課程にでてこない人が400人いた。

海外に引っ越し。

両親はオスロ。しかし、他県のバーネワン(??)の決定で(??)

グルンクルスをもう一回やり直すつもりだったけれどもやっぱり止めた者、など。

すでに入学コースが決まっている者は、変えることが出来ない。

400人の欠員部分は、それなでの2回の決定で入れなかった者がそこに入れる。

オスロに24高校がある。7793人が入学許可された(99年8月)

うち400人が学期当初に来なかった。

現実に希望が多くて入学定員を増やした学科は？

ホテル・サービス学科は増やした。

高校生活調査：90%の教師も94年改革に満足している。

年取った人のための入学の別枠がある。

夜間学校もある。

学校間格差 (日本では大学に進学しやすい学科・高校が入学が難しく、
志望者が多くなっているが、そのような現象はないか？)

オスロ市の西の方が学力が高い。

概して、子どもはお余の職業に応じた職業に向かうコースを選んでいる。

ノルウェーは機会均等。

でも実際は親の社会階層に応じている。

スウェーデンのように学校が社会階層の影響を減少させているか否かについての調査があることは私は知らない。

(特定の学校や特定の学科毎に定員が満たされない傾向があるか？)

自然利用natur-brukや化学過程chemieprocessの学科はオスロの環境ではその方面の職業に就く可能性が少ないので希望が少ない。

生徒の希望とこちらが提供できる学科とのかねあいが難しい。

義務制、高校一貫行政

オスロは、大きな都市コムーネであるが、基礎学校行政に関してオスロの特別の教育行政の仕組みはない。

基礎学校と高校の教育行政を一貫して行っているオスロの方がよいということがある。

基礎学校については一番近い学校に行くという原則でやっている(地域性)

境界の場合は兄弟がどちらに行っているかが考慮される。

基本精神は、地域で子どもを育てる。

高等学校の教務担当の責任者

ソグンは、単科高等学校

ストーブナーは普通科と職業科がある(これは新しい傾向。15年くらい迄に??出来た)

オスロ・ハンデルス・ギムナジウムは単科で古い(98年?に105周年。cupをもらった)

Stovner 高校

99年9月15日 9:45～

私立学校の問題が出てきた。

オスロでは賛成派・・・伸びた。 Høyre

反対派・・・Venstre、 S V

H：競争を利用して学校全体の質を上げる。

遠距離通学の問題が生ずる。

この学校はオスロ市の北東部にある。

普通科：近くから来ている生徒が多い

職業科については、ソグンとストブネル（地域）がこの学校だけに来る。

Hudpleier(skintherapist)の学科

hudpleier(skintherapist) (pleie = take care of)

オスロではStovner高校だけにある。∴他校のGKからもこの学校のVKに来る。

逆に、StovnerのHelse-og socialgagのGKが進むVK1は、Stovnerではこの学科だけ。

StovnerのGKからこのVK1に進むのは5,6人

生徒数は、VK1、VK2で60人。専門学科の教員は4人。

生徒の負担にかかる費用：VK1で4000～5000NOK(7万5000円くらい)

VK2で、2000クローネ

約20年前に既にこの学校にこのコースはあった。

この学科は人気があって、入るのに難しい。就職も良い。

Hudpleierの時給 400～500NOK

マッサージ産業はすべて私企業。

Hudpleier 科の専門科目(この項。出典'Din videregående opplæring ? '2000-2001, side74)

Hudpleier skole Vkl 2.・r(学校での第2学年)

専門科目 25時限／週

8 Dermatologi(皮膚病学・皮膚科学)

8 Hudpleiefag

4 Service og etikk

5 Apparat- og produktl・re

Hudpleier skole Vkl 3.・r(学校での第3学年)

入学資格 VK1 hudpleier

専門科目 29時限／週 (Stovner校の3年では週30時間のうち13時間は実習)

2 Miljøl・re(環境学習)

4 Dermatologi og sykdomsl・re(皮膚病及び病理学)

3 Bedriftslære(企業学習)

5 Make-up og farger(メーキャップ及び色彩学習)

15 Hudpleie fag

選択科目 4 時限/週

Helse-og sosialfag(G K)

その専門科目 22時限/週

11 保健科目

6 社会福祉及び心理学

5 人間生物学

海外交流プロジェクト

ロンドンの学校との交流、スコットランドの学校との交流をしている。

↑最初。Hudpleier ↑2校との交流。普通科(4クラスある).hudpleierの方は断られた。

EUの学校との交流。これを利用して教員の交流も行う。

日本の17,18歳の生徒が教師と来ていた。

99年3月から短期交流のプロジェクトをはじめた。

(生徒に入学時に?)この学校を選んでもらうため。

この地域は経済的に平均よりやや下。

その階層の子どものために学校が機会を開く。

3万5000クローネ、生徒は国から経費をもらえる。

今申請をだしているところ。私たちはOKをもらえると思っている。

2000年8月から。

オスロ市教育局はこういう企画にポジティブ。

学校増築計画がこの学校にはある。

2000 m²の教室面積を増築。

∴2003年8月入学者のなると2000人の高校定員が不足する。

海外交流のこのプロジェクトをやると1年間に45人の生徒が海外にでるので

毎年その間の生徒数を増やす(20～30人が普通科。15人がスキンケア科)

2006年8月(7年後)に5000人の入学すべき生徒が増える。

(小中学生が現に増えている。)

この学校の生徒の35～40%が外国語が母語。

inspektør等のリーダーは、校長を含めて毎日会合する。

K U F ・ セール ・ トロンデラーグ県教育局での聞き取り

2000年9月5日。オーラ・モーOla M・e 局長UTDANNINGS DIREKT・R AV STATENS UTD
ANNINGSKONTOR I S・R-TR・NDELAG ,

高等教育問題認識

①知識社会への対応、②human-capital 理論 ③国際間の要因としての教育。多文化社会への対応。同時にノルウェーの伝統尊重。④教育学的な最近化。⑤生産性の能率化

教育改革論

上の5つは西欧の教育学的理念と同様。しかし、ノルウェーでは 教育における民主主義に重点を置いている。したがって、多くの国民により長く教育を与えることを重視し、エリート・専門家の教育よりも国民全体の教育に重点を置いている。イギリスのサッチャーリズムの影響はあまりない。今のところ好調なノルウェー経済の状態が前提になっている。

94年の改革、97年の改革は労働者党の文相ハーネス(Gumund Hernes)が指導した。

ハーネスは、どちらかということと教育内容の最新化。

97年9月選挙の結果、中道政権に移り、文相もキリスト教政党になったが、2000年春、労働党が政権に復帰。しかし、ノルウェーでは、教育に関しては労働党と中道政党の間に大きな違いはない。ハーネスの改革理念には、中道政党からの反対はない。

中道政党は中道政党は、やや、競争、個人の教育、専門家の育成を強調している。

また、中道は地方に重点。労働党はやや中央管理的。

L・replanverketの作成は、ハーネスの跡を継いだ97年政権までの労働党の文相Reidar Sandal。96年のL・replanverket以降は、どちらかということ、教育方法の最新化に重点が移った。97年改革はデューイ理論による。

今は、ミョース(Ole Danbolt Mj・s)の率いる大学改革が論議されている。

NOUレポート(Norgws offentlige utredninger) 2000:14

Frihet met answer om h・gre utdanning og forskning i Norge

humann-capital論。(NOU報告71頁以下)

資本と労働力だけでなく知識も経済発展の要因(として重視する)。

国際教育 ①経済の国際化 ②政治の国際化 ③EUに加盟していないがEUとの関係深くなっている。③個人の流動性(よく海外に行く)。④ノルウェーに外国人が多くなった。外国語教育に力を入れている。自分(59歳)は中学から英語。今は小学1年生から英語。

多文化社会への対応教育の関係。特にユネスコの「国際教育」の影響ではない。

大学・高等教育入学制度

①高校を卒業して、大学・ホイスコーレに入学する。

職業科から大学に入るには、ノルウェー語、英語、数学、理科、社会を一定水準まで勉強していないといけない。(この成績は高校が認定)。

この5つの科目を勉強すれば、原則として大学に入学する権利はある。

②しかし、現実には収容能力の問題があるので、高校の成績を点数で計算し、点数の高い者から入る。

③その上で、医学や工学の場合、各大学(学部)の特殊な科目の試験がある。この試験も、各大学が独自に行うものではなく国の規則で決まっている。国の法規で、どの科目の成績を計算するかなど、各大学の入学制度は定められている。例外として、芸術や実習の設計とかは、大学で試験をする。

④3つか4つの科目は、国家試験(Examen fra videregående skole)。

数学、英語、理科、ノルウェー語、第2 or 第3外国語

⑤高校で職業科を学習したが、大学に進学したい者に対する補足教育の期間は大体1年。

権利として保障するのではないが、国は補足教育の機会を与えるよう県に勧めている。

⑥定員(席)の何倍かの入学生が生じているのは、5科目履修者が高等教育を受ける権利を有するという原則と収容能力の矛盾の問題。

一つには、入学許可が出ても、複数大学・高等教育機関に合格し、実際には入学しない者がいる。学生に入学大学の優先順位を付けさせることを検討する必要がある。

⑦もう一つは、原則として入学する権利があるので、入学させないためには入学させないことができるという許可が必要。(省あるいは省の定めに従って大学の理事会が定める)

ホイスコーレの場合は、始めから人数制限がある。大学は公開が原則。

⑧現在、94, 95%が高校に進学。卒業はそれよりやや少ない。高校は、職業と一般が50%、50%になるよう、政府は目標としている。現実もそれに近くなっている。

80年代-90年代の始め青年の失業が大きな問題だった。

80年代末、労働党が青年の職業又は教育を保障する政策を出し、そのため大学にも金を出した。(前に高卒の人も大学教育を受けられるようにした?)

労働党の青年保障政策。

数年で大学・高等教育進学者が2倍になった。80年代末-90年代始めのこと。

94年改革の背景

大きな目標は、できるだけ多くが卒業することであった。

職業教育について、原則として学校で2年の学習の後、企業で実践及び理論学習2年としているのは、世界的にもノルウェー独特の制度と考えている。

見習い制度

従来はノルウェーもdual system だった。94年の改革で組み合わせた。

従来は、V K 1、V K 2に進むことが困難だった。県の義務、生徒の権利を定めてこれを克服した。

企業での実習と、企業にゆけないために学校で行う実習とでは、実数は前者の方が多い。

S·r-Tr·ndelag県では、93年の2倍以上の見習い実習ができるようになった。

94年改革前は、年長者が職業教育に入っていた。

94年改革は、16歳の青年に教育を受ける権利を与えた。

成人の職業教育の機会が不足した。

それを解決するために、今年6月1日oppl·ringslova(oppl·ringsloven)を改正した。

1978年以前に生まれた人の後期中等教育を受ける権利を定めた。

企業実習重視の背景(理由)

①学校と経済界の協力の必要性があるという考え方。人間性の育成を重視すると協力が難しくなるおそれがある。義務教育と企業との連携を進めようとしたが、これはやや問題を生じた。

②活動を通しての学習の方が生徒は楽しいし、効率的であるということ

③企業では最新の機器を使うが、学校で最新の機器を整えるには金がかかる費用がかかると言うこと。

教科書行政

①今年の夏、法改正があり教科書の承認の制度がなくなった。

教科書にかつてほど重点を置かなくなった。l·replanに重点を置く。

②教科書出版は、民営化している。

③教科書採用は、義務教育では各教員が選び、学校の予算の範囲内で(したがって校長の承諾を得て)買い、生徒に貸す。学校の経費は、義務教育ではコミュニエが出す。

高校の教科書は、教員がきめ生徒が買う。価格制限はない。市場競争が働く。

教科書会社の大きな収入になっている。

④高校の教科書は高価なので1億NOKを政府が教科書購入のための補助金として出すことに決めた。国から県を介して1人ひとりの生徒に出るだろう。詳細未定。未実施。

スル・トロングラグ県教育部での聞き取り

2000年9月8日

政治行政機構

53人の県議は選挙

一部の県議は兼職

うち13人が執行委員会(常任委員会)

3つの委員会の委員はすべて県議(教育委員会の生徒2名を除く)

4つ目の行政委員会(管理委員会?)の3人は従業員代表

○Fylkesr・dmannは、行政の最高責任者である。募集して応募した中から議会が選ぶ。

職は身分保障

この県では任期は無い。

r・dmannを設置することは法で定められている。

○r・dmanの下各部の部長(教育部長など、)は、Fylkesutvalgが選ぶ。

○県の議長及び4委員会の委員長は、県議会選挙の後の議会で決める。

各委員長がその委員会の委員を決める。議会の構成に応じて。

○教育部の中の職員は教育部長が選ぶ。

○28の高校の校長は、応募者の中から部長が選ぶ。

職員は、校長が選ぶ。

この県の場合は、教育実習委員会は教育部(教育部長)の管轄外。

教育部長職設置は法定ではない。

長官r・dmannから任務を委嘱されている。

∴長官に反対の意見は提案できない。自治法§11-6

○教育委員会の生徒代表は、発言権はある。決定権と選挙権はない。

県の主な機能

①病院の管理運営、②道路整備、③高等学校等の設置運営、④産業開発

県の雇用人(従業員)	1996年	1998年
	8799人	9321人

平均的な県で平均的な雇用者数である。

(高校教員、病院の医者、看護婦、管理公務員を含む)

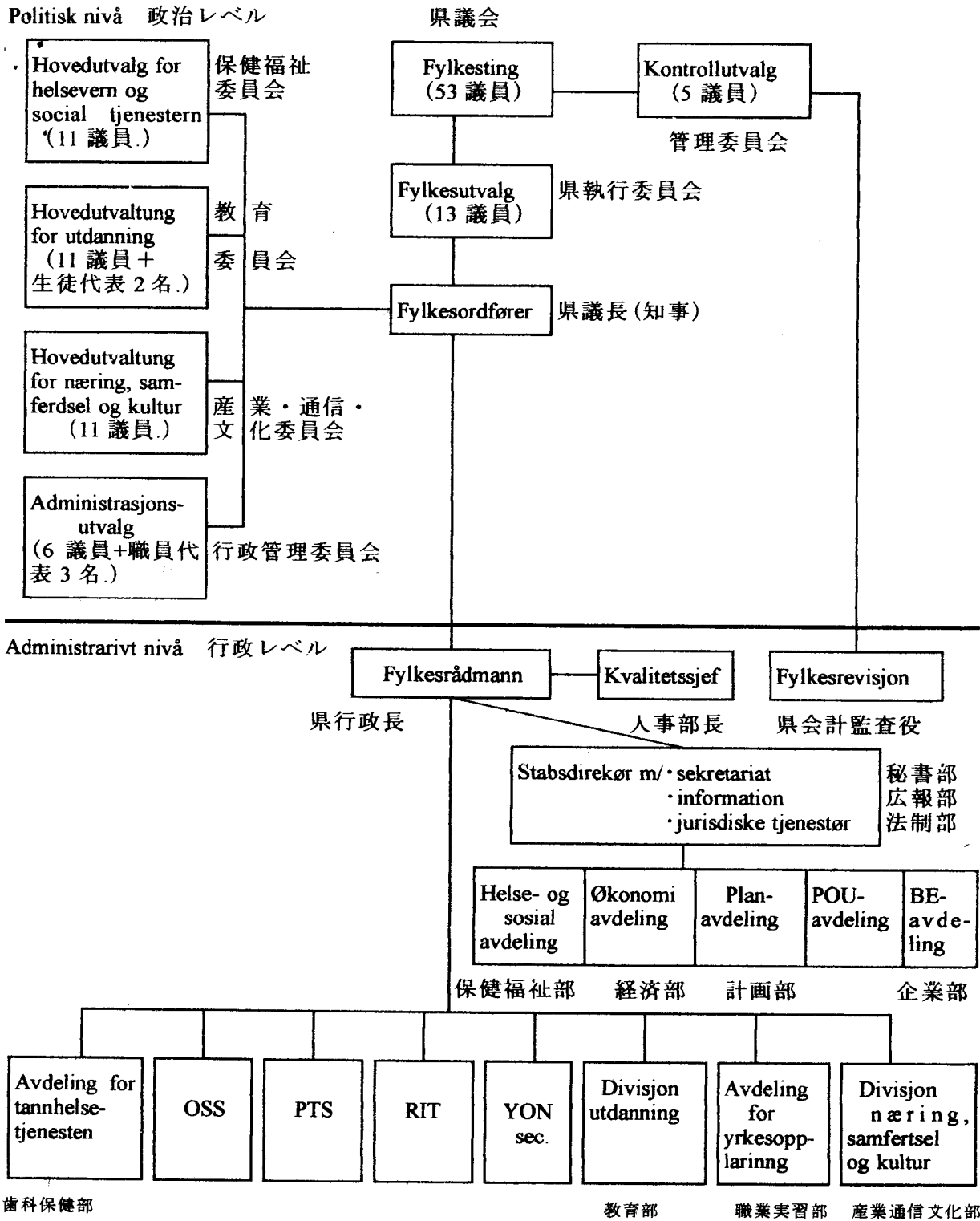
9321人のうち1500人が高校教員。

500人がその他の高校職員。

高校：生徒及び見習い実習生が約10,000人

スル・トロンドラグ県組織図 (＜25＞頁前掲図に同じ)
Sør-Trøndelag fylkeskommune, ORGANISASJONSKART

1996 年以来の組織図
2000 年 9 月現在も同じ。



○Fylkestingが取り上げるのは、大きな問題だけ。

○74(94?)年に高校に関する法律ができ、概ね今の決まりのとおり。

○2000年8月1日の教育法改正で、成人の後期中等教育を受ける権利を保障した。

○低学力(「弱い生徒」)問題が発生している。 karakuterar(個性、特徴; 評点) under middels (means、expedient 手段、方法)

・高校の教員は、高校らしい教育をするべきで「保護者」のような役割を果たす教員教育は受けてこなかったという意見がある。

今の高校は、みんなのための学校。inkluderende skole(KUFもこの概念を用いている。)

これについて議論している。

今の法律では、生徒の必要(ニーズ)に応じて教育をしなければならない。

みんなを受け入れる学校の教授法をしなければならないが、大学等でそういう教育を受けてこなかったので困っている教員がいる。

当県ではKUFの方針を実施するプロジェクトを作り議論をしている。

○Ressurs kontor (office) がいくつか教育(講習会)をしている。

産業界の講習

この事務は独立。独立採算性を採っている。

場所は、学校を使う。20校。

成人教育法に基づくものではない。

なぜするか。1. 学校の収入になる。

2. 学校と地域社会との結びつきを強める。

○県の教育計画

2004年までの計画を作った。2004年以降、16-19歳人口が急増する。

いくつかの側面で県の予算の承認が必要。

全体枠：地方債が大きすぎた。

Fylkesmann(県長官)が県の予算を認めない場合がある。

スル・トロンドラグ職業実習委員会

9月8日。yrkesoppl・rinngsnemndについての

スル・トロンドラグ県職業実習部(職業教育委員会事務局)での聞き取り。

職業実習委員会yrkesoppl・rinngsnemndの構成

○被雇用者代表 2名 (2名ともL0の代表)

・ Stig Klonsten:委員会副委員長 建築の地盤作り、壁作りの職人。

ノルウェー労働者党の県書記長

・ Synnove Bergan:商業事務(handelns)の労働組合の専任

○雇用者側 2名 (当県では2名ともNH0。雇用者組織はKSが代表の県も)

・ Eivind Jonsen:委員会委員長。約20年間雇用者側の連合組織NH0の代表の職にある

・ Arve Haugan:ペンキ塗りの仕事(マスターの資格)。NH0の代表。

○実習生代表 1名

・ Ingen Ronesen 実習生代表の最初の2年間の正代表

(ドレス・スーツの刺繍の勉強をしている)

(・M・ 副代表。)(実際は、対等な代表)

○産業・雇用に詳しい人 1名 (産業委員会の代表)

○学校に詳しい人 1名 (Hovedutvalgの代表が来ている)

これらの委員は4年間の任期制。今の委員の任期は1999年10月1日-2003年9月31日。

実習生の任期は2年。ただし、連続性を保つため正二年、補欠二年を入れ替わりで務める。

(それぞれが、正と副合わせて4年を務める。)

職業実習委員会事務局の仕事

・ 実習生の席を見つけること

・ 途中の連絡、細かい問題の解決

・ 職業資格試験の実施

・ 実務 資格証明書発行。応募の受付。企業訪問・受け入れ依頼。実習生を訪問

○年次報告を出している。

○事務局の人数14人

○実習の席がなかった人で権利のある人:62名

この生徒のためにVKIIを学校でやらねばならない。

・ それまでの成績が悪い人

欠席が多い人

○他方で、進学したいので学校でのVKIIを目指す人がいる。

1年で終われる。

これをなくす努力をしなければならない。

VKIIをクラスで作ると予算がかかる。(1人当たり6万~7万NOK/年。84冊~98冊)

その費用をこの機関が払わなければならない。

しかし、法律によれば席を与えると断ることはできない。

これをこれから厳守させたい。

○一般教育40%、職業教育60%にするのが県議会の指針。

行動計画 2000-2003年

目標は、・学校に見習い生を考慮した教育をさせること。

・企業に、学校で得た教育を踏まえて見習いをさせること。

調整のためには労使の協力が必要。

○今、ビーオーセンに、2004年に完成予定の高校を建てている。

車を修理する企業を学校に作っている

○席、設置の時、常に雇用情勢を考慮している。

○失業に向けて訓練をする事は避けようとしている。

○職業紹介機関もあるが、その???

いま伸びる可能性としての職業

・厚生(看護婦etc.,) 2007, 2008

・トロンハイム(建設)

ex. この町の病院の建て直し

○職業教育委員会の長と副長は日常的に仕事。

また、その仕事を事務局に委嘱。

契約を結ぶとき、opplæringskontorを通じて結ぶ。

企業側の実習生受け入れ事務所

○今、委員会が取り上げている課題は、それを、例えば、▽厚生社会、▽建築・建設、
▽事務、のように、職業別に設けるべきか否か。(従来は、kontorが職業別にあった。)
職業教育委員会では、業界別に席を見つけるべきだとして、建設業界のkontorの申し出
を断った。

○学校と企業との関係。附加事項

見習い生の実習の改善のために企業において見習い計画を作ってもらった。

99年以降は、計画書無しには実習生を受け入れることができない。(法定どおり。)

○途中放棄、途中解約、不満・苦情、見習い生の理論学習

・KUFに取り消しを報告している。ORDINに載っているだろう。

・取り消しは、殆どが見習い生の方からである。

選択が間違っていた、体験して不適性が判った、等。

・企業から解消した例はほとんどない。今年では2つ目を扱っている。

・見習い生が大きな間違いを繰り返している。

・サボリ。ものを盗んだとき。

○今のところ、3年の権利(後期中等教育の?)を4年に伸ばす話があるが、実験段階。

Heimdal校

電気学科、電子学科の聞き取り 9月11日

Henrik Henriksen…電気学

K·re Sundsfjord …電子工学

・電気、電子どちらも人気があつて生徒の学力水準は高い。

・生徒の学力には差がある。

12人, or 13人が1クラス。

・障害がある人も受け入れなければならない。

他方で、入る生徒は学力が高い。

聾啞者で読み書きの悪い人がクラスの中に2, 3人いる。(数年かけて卒業する)

低学力の生徒のために特別の教育をしなければならない。

聾啞の生徒が電気のVK1に1人いる。手話通訳がついている。

・スポーツ・体育でも本来2年間の過程を4, 5年かけて特別の選手養成をしている。

電気。学校で2年学習、

2年半実習→卒業。又は3年学校で卒業(この学校では、無い。)

学校では理論学習(器具のない)、企業では実習という風になってきた。

学校では実際の企業での作業に触れないことで生徒の不満がある。

電子工学の方は、実習、実践学習はやりやすい。

VKII、実習企業の席がない。殆どの人は学校で3年間学習する。

運が良ければ、2年の学習の後、実習の席を確保できるが、今の所それがあるのは電話機の組み立てのみ。

学校の3年の勉強で卒業資格を得るが、その資格は仮資格のようなもの。

あと1年半実習が残っており、就職すれば1年半の後、正規の資格を得るが、

その実習をしなければ無資格に終わってしまう。

GKは、電気、電子あわせて2クラス。12×2=24人

この中で申し込んだうちのうち半分はVKIに残る。

電気VKI: 15人。電子VKI: 15人。すべての上級コースは1クラス上限15人。

VKIに行けなかった人も電気・電子を学ぶ権利を持っており、県の教育部の責任で長い時間を掛けて、完全な資格では無いとしても、勉強するようにしている。県教育部がそういう生徒をフォローアップする責任を負っている。

この学校ではr·dgiverの1人が担当している。

達しない人は、部分的資格証明書をもつ。ex. 店のレジ。

一つのクラスのうち2, 3人が高等教育を目指す。

T O F。Tekniske og Felles 最近、一般教育及び技術科というのができた。

学校で4年間学習をする。

G Kで 学校3日、企業での実習2日。

4年の途中で証明書を取って、さらに物理、一般科目を学習をするが、
技術の資格を取る。

Heimdal校 社会科 samfun gslæreの聞き取り

(一般教育向け生徒の社会科 2000年9月11日)

Henry Notaker 教諭

○毎週2単位時間 (= 2 コマ = 2 時限) の授業

1コマ45分 × 1年75コマ × 2

○生徒は成績を重視

○第1章 ノルウェーの政治の仕組み

議会制民主主義、政党政治

国
コムーネ
県

今は政治意識が変化しつつある。どちらかといえば右傾化。

地方裁——最高裁

国際政治のこと

戦争と平和、国連、人権、

家族、家庭、男女、人権

○道徳、子どもの権利

労働市場、労働と経済

○失業防止がノルウェー政治の大きな課題

○生徒は労働に関する個人の権利、義務を学ぶ。

労働紛争、労働組合、雇用者組織

職場における民主主義、職場の社会環境・自然環境

○生徒は起業家になることを学ぶ。企業の作り方

○他文化、他宗教との出会い。

○社会問題を取り上げると生徒は関心を持つ。

○生徒は政治にあまり興味がない。

○木、土にバイト。

○ex. 20年前は政治問題に関心をもち、それに関する新聞記事を読んでいた。

今は、マテリアリズムmaterialisme=materialism物質主義、実利主義

私の子供時代：10～15人に1つサッカーボール

今はみんなもっている。

○戦争と平和の諸問題

- ① 2重の教育が必要 ※ [客観的な事実の教育
その上で教師が自分の意見を言う。

② 教科書の承認は大きな問題ではない。

将来は、生徒が自分で選べる状態にする。

③ ・30年間社会を教えているが、一度も非難を受けたことがない。

・※この規準は、大多数が受け入れるであろう。

・色んな人を学校に呼んで話をしてもらっている。

④ ノルウェーでは政治家が教師を非難することは非常に稀である。

∴ノルウェーの教師は、異なる見解の政治家等を学校に招いて話をしてもらう慣行ある。

政治家が教師を非難することは、殆どない。

学校のあり方を納得している。

政治家に教師出身者が多い。

高校で親の意見を聞く機関がない（事は問題かもしれない??）

ナチスに近い教育をして裁判になった事例が数少ない事例。

宗教教育（同じくHenry Notaker 教諭 2000年9月11日）

北川の質問。

- ① 道徳や秩序を教えることと宗教教育との関係

② 自然科学、科学的認識と宗教との矛盾はどうする？

③ 宗教間の争いについてはどう教えるか。

① 道徳と宗教は区別して教えている。

道徳と宗教は伝統的に結びついている。

宗教心が落ちると道徳も落ちることにならないように。

宗教に共通の道徳や人間のあり方があるということが宗教の時間の内容になっている。

1800年代のキリスト教と社会主義の問題を取り上げて共通点が多いことを示している。

② 科学と宗教

自然科学的な世界観も取り上げる。

自然科学とは違う側面も取り上げる。

③ 宗教間の争い。

宗教に対する寛容を教えている。

宗教に人権に違反する行動があれば、それを（是認すべきでない）と教えている）

ex. 結婚相手を親が決める。

校長（社会科について）

高校での職業科生徒の社会の時間は2時間だけ。そもそも興味を持っていない。

もう少し実習に、社会科で学ぶことを関連させて教えた方が良いという考えをもっている。

Trondheimの工科大学の教授たちは、高卒の生徒の数学の学力が落ちているといっている。

しかし、私（校長）は、そうは考えていない。優秀な生徒は昔と変わらない水準に達していると思っている。

・生徒は難しい学問をしなくなったと言えるかもし得ない。

・何が大事か。―― 実習を組み合わせ、実践と理論の結合。現実的な問題を学習する態度
―― 発案する
―― 生涯にわたって学習する態度

Adolf Øiens skole

9月12日 火曜9時－

Rektor Kjell Jensen

Vice President Per Mehus

376人の生徒

G K 一般教育 4つのクラス 29人のクラスが4つ

うち1つは、handels-kontor (?) (商業兼事務)

このクラスは自然科学と数悪の時間が少し少ない。

職業に就くのが前提。

V K I 7つのクラスがある。うち4つは、一般教育

残りの3つは職業教育

VKのこの3つに進学できる

・ 商業事務 (→ 2年実習→職業)

・ I K T (→ 2年実習→職業)

すべての13のG Kから応募できる。

・ 旅行サービス・ホテル (→ 2年実習→職業)

他の学校からも来る。

V K II 一般教育のクラスが4つある。

ノルウェーは政治目標としては、複合学校を目指している。

この学校は従来一般教育校だったが4年前から職業学科V K Iが付け加えられた。

3校交換授業

この町は、一般教育に重みを持つ3つの高校が協力する仕組みを作っている。

時間割り表もほぼ一緒。

町の中心にある3つの学校の協力機構を作っている。

Adolf Øiens skole

Katedralskole

Gerhard Schønings Skole

・ となりのカテドラル校の100人の生徒がこの学校の授業を受けに来る。

逆にこの学校の100人がカテドラル or X校の授業を受けている。

・ カテドラル校は、イタリア語、ラテン語を教えている。

この学校は、スペイン語を専門。

G校が、フランス語、ドイツ語専門。

一般教育では30時間GKでは全部義務。

外国語はいくつかのなかから選ぶ。

第2外国語としては、独、仏、スペイン語の中から選べる。

中学で勉強した人は、やや中級から。

V K I 共通科目は週13コマ（1コマは45分）

その他は生徒選択

計 30コマ

殆どの生徒はこの学校のV K Iに上げれる。数人の生徒は他の学校に変わる。

この学校に来る生徒は優秀なので。

けれども自然。

生徒数の上限は、法律or制令で定めている。

この学校では6, 7割が物理を選ぶ。

しかし、物理を選んでいる女生徒は3割。

基礎コースの応募者：平均2倍くらいに応募する。

今年は減ったが収容能力を20~30人超過。

V K I への応募：数人が入れ替わるほかは、殆どは自分の学校に進む。

この学校では約10人、変わる。

一部は外国との交換留学。

一部は違う学科、違う内容へ。

高校の一般クラスの生徒数の上限は、G K : 30人

V K I
V K II } : 27人

○数学、情報を教えている。大学・カレッジへの進学的能力は充分持っている。

○自然科学オリンピックがある。（数学、物理、化学）この学校から出席したこともある

国際オリンピックがある。

今年は、韓国でのオリンピックに、この学校の代表が参加した。

○6000m² 校舎の延べ床面積

○うち、3900m² 教室

○ 2100m²は事務室、廊下。

多いときは650人の生徒が居た。しかし、青少年の減少で減っている。

B o s e n (?)で新しい学校を建てている。∴2004年から生徒数増。

・ 倫理・宗教(Adolf Øiens skole)の聞き取り

9月12日 ～11:15

Anne Randi Kvan (女性の年輩の先生)

①人間の認識の中に宗教的問題がある。

人間の実存的なことを取り上げる学問が必要である。

高校の宗教の時間には世界の宗教の勉強をする。

ノルウェー社会は益々、多様な宗教。互いの宗教を知る必要がある。

②倫理観

ノルウェーでは昔の倫理的基準に問いを投げかける人がいて、非難する人がいて、それを討論する状況が出ている。

10台の生徒は基準を探している。

それをクラスで討論して助けるのが倫理の時間の仕事。

自分の未定の事柄

倫理における問い。

この学校で倫理を勉強して、より確かな意見に達する。

社会科についてのインタビュー

Per Mehus(副校長)

ドイツの機関がヨーロッパの歴史及び社会科の教育内容の研究をした本がある。

Youth and History, Körber stiftung, 1997

C D Romもある。

重点

1. プロジェクトの学習で地域、地元の経済、政治を学習する。

事業家的態度。起業家。企業の作り方を。

2. もう一つの重点は民主主義。

18歳の青年の投票率は低いので、選挙、民主主義について考える。

倫理の教員

- ・生徒の中にはキリスト教信者でない人がおり、基準そのものは問われていないがその正当化基準を問うている。

社会科の教員

- ・ノルウェーの教育には矛盾しているところがある
 - ・国の教育理念とそれに対する批判とが矛盾する。
- ノルウェーの学校は中央政府的。

自然科学教育についての質疑

Åse Eidem 年輩の女性教員(自然科学科のリーダー)

Åsmund Wættens 若い男性教員(この人の化学の実験授業を見学)

Knut H. Bodsiberd

○大学に入った学生たちに数学の入門授業をしている。補足講義。

こちらの大学、カレッジは3年間数学の学習をしていることを前提にしている。

しかし、数学の学習を2年で止めている学生がいる。

∴大学によって、補足授業をやっている。

高校で3年間数学を学習していれば一応充分。

しかし、他国に比べて数学の学習レベルは、やや低いかもしれない。

一部には進学しない生徒もいる。この生徒のニーズにも応える必要。

理系は、大学では物理か化学。

学習内容は1 Bコースの場合、

75%は理論学習	とノルウェーでは
25%は実験。	

決まっている。

物理の授業

私は予習は求めない(要求する教員もいるが。)ディスカッションを求める。

科学技術の発展の必要にノルウェーの高校の科学・数学教育は応えているか。

Åse Eidem : yes

Åsmund Wættens :

- ・大学での補足コースをもっと拡大しないといけない。
- ・もっと多くの自然科学の授業が必要。若いときに取らなかった人のために。
- ・小学校から理科教育が必要。
- ・小学校では全教科教員が授業を担当しているので $(3/8) \div (2/3)$ を教えられないなど日本と同じ問題がある。
- ・数学ができる人が小、中学校教員に志願しない。

20hours/weekの授業。

Åsmund Wættensは化学の修士号をもっている。中学生を教えたいが、小中の教員になると専門科目を教える時間があまりに少なく、専門外を教える時間が多い。

- ・いくつかの教員養成学校では、小学校教員になるための席が30%空いている。
- ・今は、義務教育教員養成校にゆけば、第1学年-第10学年を教える免許。
- ・大学・カレッジで免許を取っても1-4年生担当の教員にはなれない。

ノルウェーの「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」

一要点と特徴一

初出『日本教育法学会年報』第30号・有斐閣・2001年、202-3頁

ノルウェーにおいて、「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」(Lov om endringer i lov 17. juli 1998 nr. 61 om grunnskolen og den vidaregåande opplæringa (opplæringslova) が99年8月1日から施行された。この法律は、公立学校及び実習企業における基礎学校教育(初等及び前期中等教育)及び後期中等教育(高等学校3年、又は、同2年及び企業内職業実習2年が通常)、並びに、私立の基礎学校及び基礎学校段階の私的家庭教育に適用され、コムーネ(基礎自治体)又は県が責任を負う成人教育及び成人のための特殊教育に対して部分的に適用される(1章1節。第1章第1節を略記。以下同様)。この法律は、従前の基礎学校、後期中等教育・職業実習等に関する4法律を廃止し(16章3節)、94/95学年度以降の後期中等教育改革、97/98学年度以降の基礎学校教育改革を含む一連の教育制度改革を集約統合したものである。

日本の教育との比較研究の観点から、以下にこの法律の規定内容の要点と特徴を述べる。

(1) 教育の目的について、1章2節で、①まず、キリスト教的な倫理的発達・価値の自覚と理解を掲げている。これを受け、2章4節で基礎学校において他の宗教的哲学的信念による出席免除の権利を認めつつキリスト教・宗教・道徳の時間を必修としている(教育計画要領で各学年概ね週2時限)。②また、一般的知識の授与、労働と社会生活への準備性、国の文化遺産・民主主義の理念及び科学的思考方法・労働方法の増進、人間の平等、精神の自由と寛容、生態学的理解及び国際的協同責任の促進、③生徒各個人の能力と適性に応じた授業、④教員、生徒、実習生、企業、学校、家庭、労働生活相互間の良好な協同形態の創造、⑤生徒及び実習生を攻撃的言動から保護することを謳っている。②に関して基礎学校、後期中等教育、成人教育のための教育計画要領「一般部分」を定め、社会発展に応じた国民共通の一般教育を重視している。また③に関して授業組織は「通常、能力の水準、性又は民族的所属によってはならない」としている(8章2節)。

(2) 基礎学校について、①この法律により就学を1年早め、基礎学校で6歳から10年間の義務教育を受ける権利を保障し(99学年度全面実施)、②3ヶ月以上ノルウェー定住見込みで権利を認め、③児童生徒の義務であることを明記し、④私立学校の外、家庭での義務教育代替実施を認め、⑤教科書教具を含め無償としている(2章1-3、12、13節)。

(3) 後期中等教育について、①基礎学校の修了者は、申請によって3年間(障害者は5年)の全日制の後期中等教育を受ける権利を有する。②志願者は、1年間の基礎コース(現在は省令で13種設置)の中から3つを志願でき、そのうちの1つとその上に設置される2年間の上級コース(10種の職業コースの多くでは、高校1年間プラス 企業での実習2年間)

に入学する権利を有する、③公立高等学校及び実習企業の教育課程は無償と定めている（3章1節。但し教科書は自費）。

（4）企業における職業教育実習（見習い）について、①実習生は文部省令の定める職業資格試験受験を目指して企業と実習契約を結ぶ、②実習生は実習期間中、実習企業の被雇用者として法律と労働協定に定める権利と義務を有し、かつ実習生固有の権利を有する、③実習企業は、県の職業教育委員会の承認を受け、実習内容に関して省令の要件を満たし、かつ実習監督の有資格者を保有しなければならない、④実習は定められた研修計画に従って行なう、⑤実習企業は文部省令の定めによって県から補助金を受け取る、等と定め、⑥実習契約の修正、解除に関しても定めている（以上4章）。

（5）教育の時間と内容に関して、①文部省は、基礎学校の総授業時数と教育計画要領（læreplan = 授業内容・方法の基準）と日々の授業時間の枠組み、後期中等教育の総授業時数・企業実習期間の総計と教育計画要領、授業時間の枠組み、学業及び職業実習の成績評価、評価に対する不服申し立て、職業実習の実習企業承認条件について省令を定める（2章2節、3節、3章2節、4章3節）。なお、文部省は、教育職員の資格・常勤の学校職員の資格について省令で定める（10章1節、3節）。また、毎年、全基礎学校毎に数学、ノルウェー語、英語のいずれかの科目を選んで第十学年生徒全員に学力テストを行なっている。②以上のような文部省の権限を前提として、基礎学校教育にはコミューネが、後期中等教育には県が責任を負っている（13章1、3節。なおノルウェーのコミューネと県の間に指導・監督等の上下関係は無い）。

（6）学校の管理運営組織について、①基礎学校には、教員代表2名、他の職員代表1名、父母代表2名、生徒代表2名、コミューネ代表2名による協同委員会を置く。コミューネ代表の内1名はその学校の校長とする。生徒代表は、法令による秘密事項に関しては出席してはならない。委員会はその学校に関するあらゆる事項についてその見解を表明する権限を有する（11章1節）。②高等学校に職員及び県の代表並びに生徒評議会選出代表2名を含む学校委員会を置く。校長は県の代表である。委員会は当該学校に関する全ての事項について見解を表明する権限を有する。生徒評議会代表の集団、職員代表の集団のいずれも単独で理事会議席の多数を有することがあってはならない（11章5節）、等と定めている。

以上の外、（7）一学級の生徒数上限について、第1-7学年は28人（但し、第1学年で1学級19人以上の時は教員2名配置）、第8-10学年は30人以下学級とする、高等学校普通科目は30人、専門科目は15人とする（8章3節）、（8）教育言語について、ブックモールとニューノルウェースクという両形態の国語により、かつ両形態の国語の教育をしている（2章5節）、（9）少数言語（で）の教育を重視している（2章7、8節、6章）、

（10）疎少人口のため通学の運送と宿泊を重視している（7章）等の特徴がある。

以上

基礎学校及び後期中等教育に関する法律

目 次

第1章 目的と適用範囲 1

- § 1-1 法律の適用範囲 1
- § 1-2 教育の目的 1
- § 1-3 施行規則 2
- § 1-4 試行 2

第2章 基礎学校 2

- § 2-1 基礎学校教育の権利と義務 2
- § 2-2 基礎学校教育の時間構成 3
- § 2-3 基礎学校教育における内容と評価 3
- § 2-4 キリスト教知識・宗教・道徳科目の授業、
宗教活動の免除、等々。 4
- § 2-5 基礎学校における言語形態 (målförmer) 4
- § 2-6 手話教育 (teiknspråkopplæring) 5
- § 2-7 クベン・フィンランド系の生徒のためのフィンランド語教育 5
- § 2-8 少数言語出身の生徒のための教育 6
- § 2-9 校則等 6
- § 2-10 出席停止 6
- § 2-11 義務教育の免除 6
- § 2-12 私立基礎学校 6
- § 2-13 家庭における私教育に対する法律の適用 7

第3章 後期中等教育 7

- § 3-1 後期中等教育を受ける権利 7
- § 3-2 後期中等教育の時間数 8
- § 3-3 後期中等教育の授業設定 8
- § 3-4 後期中等教育の内容と評価 8
- § 3-5 実習と学校以外での職業資格試験 9
- § 3-6 フォローアップ・サービス 9
- § 3-7 校則等 9
- § 3-8 退学及び権利の喪失 9

第4章 企業における後期中等教育 10

- § 4-1 職業実習生 10
- § 4-2 職業実習生の特別の権利と義務 10
- § 4-3 実習企業の承認 10
- § 4-4 実習企業の権限と義務等 10
- § 4-5 実習契約 11
- § 4-6 実習契約の修正及び解除 11
- § 4-7 個別の実習企業における監督 12
- § 4-8 罰 12

第5章 児童、少年及び成人のための特殊教育 13

- § 5-1 特殊教育を受ける権利 13
- § 5-2 成人のための特殊教育 13
- § 5-3 専門的評価 13
- § 5-4 特殊教育に関する行政的手続き 14
- § 5-5 教育内容に関する規定の例外 14
- § 5-6 教授学心理学センター pedagogisk-psykologisk teneste 14
- § 5-7 義務教育年齢より下の児童に対する特別な教育援助 14
- § 5-8 保健措置 15
- § 5-9 国の教材確保義務 15

第6章 サーム語教育 15

- § 6-1 定義 15
- § 6-2 基礎学校におけるサーム語教育 15
- § 6-3 サーム語の後期中等教育 16
- § 6-4 教育の内容 16

第7章 運送と宿泊 16

- § 7-1 基礎学校における運送と宿泊 16
- § 7-2 高等学校における運送と宿泊 17
- § 7-3 障害のある生徒及び一時的病気又は怪我の生徒の運送 17
- § 7-4 付き添い及び監督 17
- § 7-5 スクーリングの権利を有する成人の運送 17
- § 7-6 義務教育年齢より下の児童の運送 17

第8章 授業組織 17

- § 8-1 学校 17
- § 8-2 学級 18
- § 8-3 学級生徒数 (Klaasedelingstal) 18
- § 8-4 基礎学校第1学年における教材 18

第9章 学校の運営、機能、設備、教材 19

- § 9-1 運営 19
- § 9-2 助言及び学校図書館 19
- § 9-3 設備と学習条件 19
- § 9-4 教科書及びその他の教材 19
- § 9-5 校舎 20

第10章 学校の職員 20

- § 10-1 教育職員の資格 20
- § 10-2 校長の資格 20
- § 10-3 常勤の学校職員の資格 20
- § 10-4 職の公示 20
- § 10-5 複数の求職者の間での選考 20
- § 10-6 臨時的任命 20
- § 10-7 学校における教育実習の地位 21
- § 10-8 在職教育 21
- § 10-9 警察の証明 21
- § 10-10 給与と労働条件に関する団体協約 21

第11章 学校の利用者参加組織 21

- § 11-1 基礎学校の協同委員会 21
- § 11-2 基礎学校の生徒評議会 22
- § 11-3 基礎学校の学級評議会 22
- § 11-4 基礎学校の父母評議会 22
- § 11-5 高等学校の学校委員会 23
- § 11-6 高等学校における生徒評議会及び生徒総会 23
- § 11-7 共通規定 23
- § 11-8 県の委員会における生徒の代表 23
- § 11-9 基礎学校の父母委員会 23
- § 11-10 免除 24

第 12 章 企業内職業教育との連携機関 24

- § 12-1 労働生活職業実習中央評議会 24
- § 12-2 職業実習評議会 (opplæringsråd) 24
- § 12-3 職業実習委員会及び職業委員会 25
- § 12-4 職業実習委員会の職務 26
- § 12-5 学習指導要領グループ 26
- § 12-6 職業資格試験に関する不服審査委員会 26
- § 12-7 評議会の構成員と委員会 26

第 13 章 コムーネ、県及び国の責務 27

- § 13-1 コムーネが基礎学校教育及び特殊教育援助を施す義務 27
- § 13-2 基礎学校教育及び特殊教育援助を施す県の義務 27
- § 13-3 後期中等教育を施す県の義務 27
- § 13-4 運送提供の責任等 28
- § 13-5 成人教育 28
- § 13-6 音楽及び文化学校の提供 28
- § 13-7 学童保育 Skolefri-tidsordninga 28
- § 13-8 オスロ・コムーネ 29
- § 13-9 国からの補助金 29

第 14 章 監督と統制 29

- § 14-1 国の監督と統制 29
- § 14-2 家庭教育に対するコムーネの監督 30

第 15 章 行政法の適用。通報義務 30

- § 15-1 行政法の適用 30
- § 15-2 不服申立て審査機関に関する特別規定 30
- § 15-3 児童保護事務所への通報義務 31
- § 15-4 社会福祉事務所への通報義務 31

第 16 章 実施及び移行規定。他の法律の改正 31

- § 16-1 実施 31
- § 16-2 移行規定 31
- § 16-3 他の法律の廃止 32
- § 16-4 他の法律の改正（省略） 32

基礎学校及び後期中等教育に関する法律

(教育法)

1998 年 7 月 17 日・法律第 61 号

(1999 年 8 月 1 日施行)

北川邦一 翻訳

LOV av 17.juli 1998 nr.61

OM GRUNNSKOLEN OG DEN VIDAREGÅANDE OPPLÆRINGA (OPPLÆRINGSLOVA)

(I KRAFT 1. AUGUST 1999)

出典 CAPPELEN AKADEMISK FOLAG as, 1999, Oslo. ISBN*82-456-0997-8

第1章 目的と適用範囲

§ 1-1 法律の適用範囲

この法律は、他に特別の定めのない場合、公立学校 (offentlege skolar) 及び実習企業 (lærebedrifter) における、基礎学校教育 (grunnskoleopplæring) 及び後期中等教育 (vidaregåande opplæring) に適用される。

この法律は、私立学校法 (privatskulelova) による国庫補助を受けない私立基礎学校及び基礎学校段階の私的家庭教育 (privat heimeopplæring) に適用される。

コムーネ (kommunen) 又は県 (fylkeskommunen) が責任を負って成人のために特別に組織する基礎学校教育及び後期中等教育に対しては、§ 1-2、§ 1-3、§ 2-3 第 2 項、§ 3-4 第 1 項、§ 7-5、§ 10-1、§ 10-8、§ 13-5、§ 14-1、§ 15-1 第 1 項及び § 15-2 が適用される。§ 5-2 による成人のための特殊教育に対しては第 5 章が適用される。

§ 1-2 教育の目的

基礎学校は、家庭の協同と理解を得て、生徒をキリスト教的倫理的に成育させ精神的身体的に発達させ良好な一般的知識を与え、彼らが家庭と社会において有益で独立した人間になることを援助しなければならない。

後期中等教育は、生徒が仕事と社会での生活が行なえるよう技能と理解と責任を発達させ、生徒と職業実習生の個人的な発達を援助しなければならない。後期中等教育は、基本的なキリスト教的人間的価値についての自覚と理解、この国の文化遺産、民主主義の理念、並びに科学的思考方法及び労働方法を増大させることに貢献しなければならない。

基礎学校教育及び後期中等教育は、人間の平等、精神の自由と寛容、生態学的理解及び

国際的協同責任を促進しなければならない。

教育は、より広い教育及び学習の基礎を提供し、共通の知識、文化及び基本的価値の基礎、並びに人々の高い水準の能力を支持しなければならない。

教育は、個別の生徒及び職業実習生の能力と適性に応じたものでなければならない。

教員と生徒、職業実習生と企業、学校と家庭、学校と労働生活の間に良好な協同の形態を創ることを重視しなければならない。学校及び実習企業に関与する者は、生徒及び職業実習生が損なわれ攻撃的な言語及び行為に晒されないよう努力しなければならない。

§ 1-3 施行規則

閣議における国王 (Kongen i statsråd *) は、学校教育のあらゆる目標と原則を充足するために施行規則を定めることができる。 (訳注: ※大文字Kによる Kongen i statsråd は内閣を法文の用語

で内閣を指す。Jon Gisle, JUSLEKSIKON, 1999, Oslo.)

§ 1-4 試行

省は、コムーネ又は県からの申請に応じて、時限的な教育的組織的実験に関して、この法律及びこの法律による規定からの逸脱 (avvik) を許可することができる。

第2章 基礎学校

§ 2-1 基礎学校教育の権利と義務

児童 (barn) と少年 (unge) は基礎学校教育を受ける義務を負い、この法律及びこの法律の施行規則による公立の基礎学校教育を受ける権利を有する。この義務は、公立の基礎学校教育又は他のこれと同等の教育によって守られる。

基礎学校教育の権利は、児童が3ヶ月を超えてノルウェーに住む見込みの時に適用される。この学校教育の義務は、滞在が3ヶ月を超えた時に始まる。省は、特別の場合、生徒のこの義務を免除することができる。

基礎学校教育の義務は、通常、児童が暦年齢満6歳になったときに生ずる。もし、専門的な評価によって児童が学校教育を始めるほどに成熟していないと疑いがもたれるならば、児童は両親が申請するとき学校教育の始期を1年遅らせる権利を有する。専門的評価に従い、かつ書面による両親の同意によって、コムーネは特別の場合に学校教育の始期を1年遅らせることができる。両親がそれを求め又は両親がそれに同意するならば、児童が4月1日に満5歳になる場合、コムーネは専門的評価にしたがって児童を1年早く学校に入れることができる。

教育の権利と義務は、生徒が10年間の学校年を満たすまで存続する。専門的評価に従い、かつ両親の書面による同意によって、コムーネは、そうすることが生徒の利益になる

と認めるとき生徒の教育の義務の全部又は一部を免除することができる。生徒が義務教育を欠席するならば、生徒の両親又はその他の保護者は、それが彼らの故意又は怠慢によるのであるならば、罰金を課せられる。公的訴追は、コムーネが決定しない限り始められない。

公立基礎学校は、無償である。コムーネは、基礎学校の生徒に教科書、読本、筆記道具及びその他の教材を提供しなければならない。

§ 2-2 基礎学校教育の時間構成

省は、基礎学校の授業時間の統合に関する規則を定める。

コムーネは、第 1 項による規則に定められた時間を超えて授業時間に関して規則を定めることができる。ノルウェー官報における告示に関する行政法第 38 節第 1 項 c 号の要請は、適用されない。

教育は、学年の連続する 45 週枠内で最小限 38 週にわたらなければならない。

コムーネは、生徒に対して学年の授業日及び休業日に関する規則を定める。

この規則は、国家試験の終了に適していなければならない。ノルウェー官報における告示に関する行政法第 38 節第 1 項 c 号の要請は、適用されない。

省は、生徒の毎日の授業時間と休憩時間に関する規則を定める。

§ 2-3 基礎学校教育における内容と評価

基礎学校教育は、キリスト教知識・宗教・道徳科目 (faget kristendomskunnskap med religions-og livssynsorientering) [直訳：宗教指導及び人生観指導を伴うキリスト教知識科目]、ノルウェー語、数学、外国語、体育、家庭、社会、自然に関する知識、及び美的、実用的、社会的教育を含まなければならない。§ 2-2 による授業時間の一部は、学校及び生徒が選ぶ科目及び活動、学校キャンプ活動、並びに、その他の学校の教育または学校外の労働の場での教育に使われることができる。コムーネは、§ 2-2 による規則に定められた最小時間を超えた授業時間をどのように使用するかを決定する。

省は、基礎学校のカリキュラムの主たる段階に応じた、科目及び時間配分、中心的授業方法、並びに、各科目の教育の知識・方法の扱い及び主たる要素に関する規則を定める（教育計画。læreplanar）。省は、生徒の評価及び評価に対する不服申立て（klage）に関する規則を定める。

生徒は、教育に能動的に引き入れられなければならない。教育職員は、この法律によって定められた教育計画に適合して授業を準備し遂行しなければならない。校長は、第 1 項及び、第 2 項による規則に適合し、かつ、§ 1-2 及び、§ 1-3 による規則に適合して学校を組織しなければならない。

コムーネの申請に基づいて、省は、それが総体として授業要請を引き下げないならば、

学校が第 1 項及び教育計画に関する規則から逸脱することを認めることができる。このような許可がされる以前に、学校の協同委員会の意見表明が提出されていなければならない。

§ 2-4 キリスト教知識・宗教・道徳科目の授業、 宗教活動の免除、等々。

キリスト教知識・宗教・道徳科目の授業は、

- ・文化遺産及び福音ルーテル派の聖書及びキリスト教の基礎知識を与え、
- ・他のキリスト教宗派の知識を与え、
- ・他の世界宗教、人生観、道徳的哲学的問題の知識を与え、
- ・キリスト教的、人道主義的価値観への理解と尊重を助長し、かつ、
- ・信仰及び人生観問題について異なる解釈の人々との理解と尊重と対話の能力を助長しなければならない。

キリスト教知識・宗教・道徳は、普通はすべての生徒が参加すべき通常の授業科目である。この授業は説教であってはならない。

キリスト教知識・宗教・道徳の教員は、始めに § 1-2 に定められた基礎学校の目的条項を取り扱い、また、キリスト教並びにその他の宗教及び人生観の特徴を取り扱わなければならない。同じ教育原理が様々な問題の授業の基礎に据えられていなければならない。

生徒は、彼ら自身の宗教、哲学によって、他の宗教の実践あるいは他の哲学への参加するために、両親の文書通知によって各々の学校の授業のこの科目の部分への出席を免除されなければならない。このことは、学級の内又は外での宗教的活動においても可能である。学校は、免除が通知された場合、可能な限り、特に低学年段階においては、教育課程内の異なる授業の権利を提供するという解決を探さなければならない。

15 歳に達した生徒は、自分で第 4 項の文書通知をすることができる。

§ 2-5 基礎学校における言語形態 (målfører)

コムーネは、(ブックモールとニューノルスクのうちの・訳者補足。) どの言語形態が個別の学校における主言語であるかに関する規則を定める。主言語形態は、文書教育と文書学習で用いられなければならない。第 8 学年以上では、生徒は自分の望む文書言語形態を使う。

口頭授業の場合、生徒と教育職員は、どの会話言語を用いるかを自分たち自身で定める。しかし、教育職員と学校管理者は、言語選択と表現方法における生徒の会話言語を最大限度可能な限り考慮しなければならない。

親は 7 学年までの生徒が使う教科書の言語形態を決める。8 学年以上からは、生徒がどの言語形態を用いるかを定める。ノルウェー語の授業では、生徒は主言語形態の教科書を持たなければならない。

持たなければならない。

第 1 学年から第 7 学年の一つの学年の学級に通っている生徒の 10 人以上がコムーネが採用したのとは異なる主言語形態の文書教育を要求する場合、もしその結果、生徒が去ったあとの学級又は学級の各々に残される生徒が 10 人より少なくなるのでなければ彼らは分離学級を作る権利を有する。この権利は、分割によって作られた学級に残る生徒が 6 人以上いる限り存続する。コムーネで生徒が複数の学校に分散している場合、親は単純多数でどの学校が当該の主言語の授業を行なうべきかを決定する。

それまで使っていたのとは違う主言語形態の学校に転校した第 1-4 学年の生徒は、引き続き元の言語形態による主言語形態による文書教育を受ける権利を有する。彼らはその人数に拘わらず一つの分離集団でノルウェー語教育の授業を受ける権利を有する。

基礎学校の最後の 2 年間、生徒はノルウェー語の両方の形態の授業を受ける。省は、特別の言語授業を受ける生徒に対する第二ノルウェー語形態の授業の免除に関する規則を定める。

ノルウェー語の主形態の変更には、又はコムーネ議会の過半数若しくは有権者の四分の一以上が変更を求めたときには、§ 8-1 に定める学校の教区としての地域において意見表明の全員投票が行なわれなければならない。

有権者は、当該学校に通学している生徒の親である。省は、施行規則を定めることができる。

§ 2-6 手話教育 (teiknspråkopplering)

その第一言語が手話である生徒は、手話によるかつ手話のための基礎学校教育を受ける権利を有する。その授業の時間配分と教育内容範囲は、この法律の § 2-2 及び § 2-3 による規則で定められなければならない。

コムーネは手話による教育及び手話のための教育が、生徒の学校とは異なる場所で行なわれると定めることができる。

義務教育年齢より下で手話教育を受ける特別の必要のある児童 (barn) は、そのような教育を受ける権利を有する。省は、施行規則を定める。

§ 2-7 クベンーフィンランド系の生徒のためのフィンランド語教育

トゥトン及びフィンマルク地方においてクベンーフィンランド系 (kvensk- finsk backgrunn) の基礎学校の 3 人以上の生徒が要求するときは、その生徒たちはフィンランド語による授業を受ける権利を有する。その授業の時間配分と教育内容範囲は、この法律の § 2-2 及び § 2-3 による規則において定められる。第 8 学年以上では、生徒自身がフィンランド語で授業を受けるか否かを決める。省は、学校の教員が第 1 項に定める授業をすることができないときの代替授業に関する規則を定める。

§ 2-8 少数言語出身の生徒のための教育

省は、コムーネが少数言語出身の生徒に特別の教育をする義務に関する規則を定める。

§ 2-9 校則等

コムーネは、個別の基礎学校の学校の校則 (ordensreglement) [直訳では秩序規程] に関する規則を定めなければならない。校則は、法律又は他の方法で定められていない範囲で、生徒の権利と義務に関するきまりを定めなければならない。校則は、行為、規律を破った生徒にどのような措置が用いられるか及びそのような事項が扱われる手続きを含まなければならない。

校則は、生徒及び親に知らされなければならない。ノルウェー官報における告示に関する行政法第 38 節第 1 項 c 号に述べられた要請は、適用されない。

体罰又はその他の侮辱的処遇は行なわれてはならない。

生徒には、出席停止 (bortbising) を含めて懲戒に関する何らかの処分が行なわれる前に、処分決定の責任者にその事件について述べる機会が与えられなければならない。

§ 2-10 出席停止

コムーネは、校則において、重大に又は反復的にきまりを犯す第 8-10 学年の生徒は 3 日以内の授業への出席停止に処せられることがあるということ、及び第 1-7 学年の生徒は個別の授業時間への出席停止又はその日の残り時間への出席停止に処されることがあるということを定めることができる。

校長は、生徒の教員の意見を聴いた後、出席停止を決定する。このような決定が行なわれる前に、他の援助あるいは処分の採用の検討が行なわれていなければならない。第 1-7 学年の生徒の親は、学校の残りの授業時間への出席停止が行なわれる前に知らされなければならない。

§ 2-11 義務教育の免除

適切な場合には、コムーネは申請に応じて、個別の生徒が 2 週間まで学校を休むことを認めることができる。

ノルウェー教会外の信仰共同体に属する生徒は、申請によって、その共同体が聖なる日とする日に学校を欠席する権利を有する。この権利は、親が免除期間に必要な教育を行い、免除期間が終わったとき生徒が一般生徒の授業についていくことができるかどうか依存する。

§ 2-12 私立基礎学校

私立基礎学校は省によって承認されなければならない。承認は、学校が第 2 項及び第 3 項に定められた要件を満たすときに行なわれる。この承認なしに私立の基礎学校を運営する者は罰金に処されうる。

この法律の § § 1-2、1-3、2-3 及び 2-4 並びにそれらによる規則は、これらの規定が国際法の下でのノルウェーの義務を侵さない限り、私立基礎学校の内容と評価に適用される。

私立基礎学校には、§ 2-2、§ 2-5 の第 1、2、3 及び 6 項、§ § 2-9、2-10、2-11、8-2、8-3、8-4、9-1、9-2、9-3、9-4、9-5、10-1、10-2、10-6、10-9、11-1、11-2、11-3、11-4、11-7、11-10、14-1、15-3 及び 15-4 も適用される。

省は、ノルウェーにおける外国の学校及び国際的学校に対して、第 2 項及び第 3 項の要件の免除を認めることができる。

§ 2-13 家庭における私教育に対する法律の適用

この法律の § § 1-2、1-3、2-3 及び 2-4 並びにこれらによる規則は、それらの規定が国際法の下でのノルウェーの義務を侵さない限り、家庭における私的な基礎教育の内容に適用される。

第3章 後期中等教育

§ 3-1 後期中等教育を受ける権利

基礎学校又はこれと同等の教育を修了した者は、申請に基づいて 3 年間の全日制の後期中等教育を受ける権利を有する。15 歳に達した少年は、後期中等教育の受け入れ先を自分で探す。生徒と職業実習生はこの法律とこの法律による規則に応ずる教育を受ける権利を有する。

この権利全体は、通常基礎学校を修了して 4 年間に、また、実習が全面的あるいは部分的に実習企業で行なわれる場合には 5 年間に行使されなければならない。県は、申請に応じて、生徒又は職業実習生が権利の損失なしにその実習を延期又は中断することを認めることができる。省は、権利の延期及び中断に関する規則を定める。

第 5 章による特殊教育の権利を有する生徒は、専門的評価によって必要と認められるならば、可能な限りさらに 2 年間の後期中等教育が認められなければならない。

志願者は、志願した 1 年間の基礎コース 3 つのうちの 1 つとその基礎コースの上に設置されている 2 年間の上級コースに入る権利を有する。この法律の第 5 章に照らして特殊教育を受ける権利を有しかつ特殊基礎コースを特別に必要とする志願者は、省が定める規則の定める割当の範囲内でそのようなコースへの入学を認められる権利を有する。

生徒又は職業実習生が選択した教育の履修に特別の困難を有する場合には、県は別の教

省は、入学に関する規則を定める。

公費で維持される高等学校及び実習企業で提供されるコースは無償である。

県は、生徒及び職業実習生が学習に通常必要な自分の使用する教材及び学習器具を備えさせることができる。

県は、生徒及び職業実習生にそのような教材を複写するに必要な費用の負担を要求することができる。

省は、施行規則を定める。

§ 3-2 後期中等教育の時間数

省は、後期中等教育における総授業時数及び実習期間の総計に関する規則を定める。学校において授業に充てられる時間は、学年における連続した 45 週の枠内で少なくとも 38 学校週以上でなければならない。県は、学年における授業日及び生徒の休業日に関する規則を定める。規則は、全国試験の実施に適應していなければならない。ノルウェー官報における告示に関する行政法第 38 節第 1 項 c の要請は、適用されない。

省は、日々の授業時間及び生徒の休憩時間の枠組みに関する規則を定めることができる。

§ 3-3 後期中等教育の授業設定

後期中等教育は、学業資格、職業資格及びその他の部分的資格へと導くものでなければならない。

学校のコースは、基礎コースと数段階の上級コース含む。各コースの期間は、通常 1 年間とする。

職業実習 (fagopplæring) は、通常、2 年間の学校における教育 (opplæring) 及び 1 年間の企業における教育を含む。企業における教育が企業における生産労働と結びついている場合には、企業における教育は 2 年以上に延長することができる。

県が企業における生産的労働の教育を希望する生徒に対して設定することができないときは、その教育も学校で行なわれなければならない。

高等学校は、理論的教育及び短かい実習を含む。

省は、特別の小教科、§ 3-1 に該当しない職業実習生及び特別の必要を有する職業実習生、並びに以上の授業設定からの逸脱 (avvik deviations 偏差) に関する規則を定めることができる。省は、どの教科の実習が企業で行なわれるかに関する規則を定める。

§ 3-4 後期中等教育の内容と評価

省は、コースの提供、教科とその時間配分、及び授業内容とその指導の仕方を記述する教育計画 (læreplan) に関する規則を定める。省は生徒及び職業実習生の評価、評価に対する不服申立て、試験、職業資格試験並びに記録に関して規則を定める。

生徒及び職業実習生は教育に能動的に引き入れられなければならない。教員は、この法律によって作られた教育計画に従って授業を準備し実施しなければならない。校長は、第1項による規則に従い、かつ、§ 1-2 及び § 3-3、並びに § 1-3 による規則に従って学校を組織しなければならない。

省は、県の申請に基づいて、学校が教育計画から逸脱することを認めることができる。この承認がなされる前に、学校協同委員会の意見が表明されなければならない。

§ 3-5 実習と学校以外での職業資格試験

定められた実習期間の 25 %以上の労働経験を有する者は、それに基づいて職業資格試験 (fag- og sveinepøve)を受けることができる。県の職業実習委員会 (yrkesopplæringsnemnda) は、志願者が申し述べる労働経験が承認し得るものか否かを決定し、かつ、特別の場合には経験期間を上のだめよりも短縮することができる。

§ 3-6 フォローアップ・サービス

県は、§ 3-1 に定める実習の権利を有し、かつ実習も労働もしていない少年に対するフォローアップ・サービスをしなければならない。このサービスは、§ 3-8 又は § 4-6 に定める後期中等教育の権利を失った少年をも含む。

省は、フォローアップ・サービスに関する規則を定める。

§ 3-7 校則等

県は、各高等学校の校則 (ordensreglement) に関する規則を定める。校則は、法律その他の方法によって定められていない限りで、生徒の権利と義務に関するきまり (regel) を定める。校則は、行動に関するきまり、校則に問題を起こした生徒に対して適用され得る措置についてのきまり及びそのような事項を扱う手続きに関するきまりを含まなければならない。

校則は、生徒及びその父母 (foreldre 親(複数・既知形)) に知らされなければならない。ノルウェー官報における告示に関する行政法第 38 節第 1 項 c の要請は、適用されない。

体罰又は恥辱的な処遇は行なわれてはならない。

例えば退学 (bortvisining) 又は権利の喪失 (tap av rett) を含め、懲戒に関する決定が行なわれる前に、生徒には、決定の責任者に対して口頭でその事情を示す機会が与えられなければならない。

§ 3-8 退学及び権利の喪失

県は、校則の中で重大又は反復的に校則を侵犯する生徒は 5 日までの停学にされることがあると定めることができる。校長は、その生徒を教えている教員の意見を聞いた後、生

があると定めることができる。校長は、その生徒を教えている教員の意見を聞いた後、生徒に対して上述による決定をしなければならない。

生徒が学校の秩序及び平穏な学業に重大に違反する行為を続けるとき又はその義務を著しく怠るとき、生徒は入学を認められた基礎コース又は上級コースから退学させられることがあり得る。コースからの退学に関する決定と関連して、県は生徒が § 3-1 に定める権利を喪失することを決定することができる。県は、生徒の後期中等教育からの退学又はその権利の喪失を定める本項の責任を学校の学校の機関(organ)に委任することはできない。

退学又は権利喪失の決定が行なわれる前に、生徒を救済し又は罰する他の措置を用いることが可能であるかについての決定がなされなければならない。

第4章 企業における後期中等教育

§ 4-1 職業実習生

職業実習生とは、この法律によれば、§ 3-4 にいう規則の定める一つの職業における職業資格試験を受けるために実習契約を結んだ者である。

§ 4-2 職業実習生の特別の権利と義務

職業実習生は、法律と労働協定に定める権利と義務を有する実習企業における被雇用者である (§ 4-6 の最終項、参照)。

実習期間が終了したとき、労働協定も適用を終わる。職業実習生が当該企業に居続けるためには、新しい労働協定が結ばれる必要がある。

職業実習生は、教育学心理学センター(pedagogisk-psykologisk teneste)を高等学校の生徒と同様に利用することができる。

§ 4-3 実習企業の承認

1 人又はそれ以上の職業実習生を採用する企業は、職業実習委員会から承認されなければならない (§ 12-3、参照)。実習企業として承認されることができるのは、個別の企業、公的部局又は施設、及び、実習の協同責任を負う施設間協同体(実習事務所又は実習団体)の機関である。

実習企業は、実習内容に関する § 3-4 による規則に定める要件を満たし、かつ、その実習とその監督に責任を負う資格(実習監督)を有する者を雇用していなければならない。省は、実習企業の承認の条件に関して施行規則を定めることができる。

§ 4-4 実習企業の権限と義務等

実習は、定められた研修計画に従って行なわれる。職業実習生は、実習企業の外での理論的授業に参加する自由時間を得ることが出来なければならない。基礎コース及び上級コースⅠに加えて理論的教育を必要とする職業においては、実習企業はこの付加的教育の費用を負担する。

実習企業は、良好な労働環境及び実習環境の創造に重点を置かなければならない。職業実習生の労働時間及び学校時間の合計は、その職業の他の労働者に適用されている労働時間よりも長くてはいけない。

実習企業は、職業実習生を実習期間の終わる日に最も近い日に行なわれる職業資格試験に登録する。実習企業は、試験を受けるために必要な労働場所、材料、道具、設備及び助手を提供する。それらの試験が学校で行なわれ学校が材料費を負担するときは、生産物は学校の財産となる。

実習企業が停止し又は発展して職業実習生に十分な実習を提供することが不可能と分かったときは、企業は県の職業実習委員会に報告しなければならない。

実習企業は、省が定める規則に従って、県から補助金を受け取る。

§ 4-5 実習契約

実習が始まるときには、実習企業と職業実習生間の実習契約が実施されていなければならない。

この契約が有効であるためには、§ 12-3 にいう県職業実習委員会の承認が必要であり、労働関係が結ばれた日から契約は有効となる。省は、この契約の内容とその形式に関する施行規則を定めることができる。

21 歳に達し § 3-3 第 6 項にいう全日制の実習を含む実習契約を結んだ職業実習生は、6 ヶ月の試行期間に属さなければならない。文書による契約が、遅くとも試行期間の実習開始の 1 ヶ月以内に設けられなければならない。試行期間中、実習企業及び職業実習生の双方は、実習を取りやめることができる。労働者の保護と労働環境に関する 1977 年 2 月 4 日の法律第 58 節及び第 63 節の規定は、職業実習生が特定の試行期間に対して文書でされなかった場合にも適用される。

文書による実習契約がなされるとき、保護者の同意は必要でない。

§ 4-6 実習契約の修正及び解除

実習契約は、当事者が同意し、職業実習委員会がそのことを文書で実習企業に知らせた後、§ 12-3 に定めるところにより、解除することができる。

次の場合、職業実習委員会の同意を得て、契約は実習企業又は職業実習生が解除することができる。

- a. 契約の相手方が労働関係における義務の重大な中断に責任がある場合、

場合、又は

c. 職業実習生が契約期間の終わりまで実習を続けることが不合理に不都合であることを書面で言明する場合。

職業実習委員会は、実習が止められなければならない場合を決定する。実習企業は、実習期間のうち遂行されたことが言明される部分についての証明書を発行しなければならない。

職業実習生が実習契約を自由意思で解除する場合、§ 3-1 に定める後期中等教育の権利は、職業実習委員会が何らかの別の決定をしない限り、消滅する。実習契約解除の決定が実習企業の要請によってなされる場合、職業実習委員会が消滅すると決定しない限り、職業実習生の後期中等教育を受ける権利は存続する。

実習解除決定が実習企業の要請によってなされる前、又は権利喪失に関する決定がなされる前に、職業実習生には決定責任者にその事情を説明する機会が与えられなければならない。

職業実習委員会の同意によって、実習期間は休暇のために中断されることができる。

実習企業が存続しなくなる場合、§ 4-3 による承認の条件を満たさなくなる場合、または職業実習委員会が実習が満足でないと認める場合、委員会は職業実習生が職業実習委員会は実習期間の残りのための実習ができるよう援助しなければならない。新しい実習企業は、前の施設に代わって実習契約に当たる。職業実習生が不適切な実習を受けてきた場合、新しい施設における実習は県の同意によって1年にまで延長されることができる。

実習契約は、本節に従う以外のどのようなやり方でも修正されまたは無効にされてはならない。例外は、§ 4-5 の第3項による試用期間中の職業実習生に適用される。

§ 4-7 個別の実習企業における監督

実習企業においては、次のことを確保するため、一人またはそれ以上の労働者の代表が実習監督を補助しなければならない。

- 一、実習企業における実習条件が満足すべきものであること。
- 一、実習契約が作成されること。
- 一、科目の教育計画が遂行されること。
- 一、職業実習生が要求する理論的教育を受けること。

§ 4-8 罰

教育の責任遂行を大きく怠る者、文書による契約に基づくことなく職業実習生を任命する者または承認を受けるために職業実習委員会に実習契約書を提出することを怠る者は、罰金を科せられる。

第5章 児童、少年及び成人のための特殊教育

§ 5-1 特殊教育を受ける権利

通常の教育から十分に利益を受けない生徒又は受けることができない生徒は、特殊教育を受ける権利を有する。

どのような種類の教育が提供されるべきかの評価においては、生徒の発達の見通しが重視されなければならない。提供されるコースの内容は、当該生徒が、他の生徒との関係及び当該生徒の実際上の教育目標との関係において、全体としての授業から適切な利益を受けるようなものでなければならない。特殊教育を受ける生徒は、他の生徒と同じ総授業時間の教育を受ける。（§ 2-2 及び § 3-2 を参照）

§ 5-2 成人のための特殊教育

病気又は傷害の結果、あらためて基礎学校教育を受ける必要のある成人は、そのような教育を受ける権利を有する。同じことは、基礎学校教育を受けなかった、又は不適切な基礎学校教育を受けた成人にも適用される。

基礎的な熟練を発達させ又は維持するために教育を受ける必要のある成人は、そのような教育を受ける権利を有する。この教育は、専門的教育的な指導と監督の下に行なわれる。このような教育は、この法律の § 10-1 に定められた資格要件から除外される。

§ 5-3 専門的評価

コムーネ又は県が § 5-1 若しくは § 5-2 による特殊教育に関する決定を行い、又は § 5-7 による特殊教育の通学に関する決定を行なう前に、生徒の特別の必要について専門的な評価が行なわれなければならない。この評価は、生徒は特殊教育を必要とするか否か、どのような種類の教育が提供されるべきかを決定しなければならない。

この専門的評価は、次の事項について考慮し決定しなければならない。

- 一、通常の教育から受ける生徒の利益
- 一、生徒が有する学習上の困難及び教育に重要性を有する他の特別の条件
- 一、当該生徒の現実的な目標
- 一、通常の教育で生徒の困難にたいする援助を提供することが可能か否か
- 一、どのような種類の教育が提供するのに適切か

省は、専門的な評価に関する施行規則を定めることができる。

コムーネ又は県による決定が専門的評価と異なる場合、生徒が受ける教育が § 5-1、§ 5-2 及び § 5-7 による生徒の権利を充足するとコムーネ又は県が考える理由がとりわけて示されなければならない。

§ 5-4 特殊教育に関する行政的手続き

生徒又は生徒の親は、その生徒が特殊教育を必要とするか否かを見定めるのに必要な検査を行なうこと、そして必要ならば、どのような形態の教育が必要かを学校に要求することができる。教員は、生徒が特殊教育を必要とするか否かを考慮し、いかなるそのような必要についても校長に知らせなければならない。

専門的評価を実施する前及び特殊教育の決定をする前に、生徒又は生徒の親との合意が得られていなければならない。守秘義務の規則と行政法 § 19 とによる限りで、生徒又は生徒の親は、専門的評価の内容を詳しく知る権利及び決定が行なわれる前に自分の意見を述べる権利を有する。

可能な限り、提供される特殊教育は、生徒及び生徒の両親との協同で計画されなければならない。かつ、彼らの意見が強く考慮されなければならない。

§ 5-5 教育内容に関する規定の例外

この法律及びこの法律に基づく規則における教育内容に関する規定は、適用可能な限りにおいて特殊教育に適用されなければならない。個別の教育計画が、特殊教育を受ける生徒のために準備されなければならない。その計画は、教育目標と内容を特別にし、授業がどのように行なわれるべきかを指示しなければならない。職業実習生の契約条件からの逸脱 (avvikande) もまた個別の教育計画において定めることができる。

半年毎に生徒の学級担任教員は、生徒が受けた授業についての総括文書及び生徒の発達の評価を用意しなければならない。校長は、この総括と評価を生徒又は生徒の親及びムーネ又は県に送る。

§ 5-6 教授学心理学センター pedagogisk-psykologisk teneste

それぞれのムーネ及び県は、教授学心理学センターを有しなければならない。ムーネの教授学心理学センターは、他のムーネと又はその県と協同で組織することができる。教授学心理学センターは、特別の必要を有する生徒のための教育の適応性を改善するために組織の開発及び専門的知識の開発についての学校の仕事を援助する。教授学心理学センターは、この法律が要求している専門的評価を確保しなければならない。省は、この事務所に関する規則を定めることができる。

§ 5-7 義務教育年齢より下の児童に対する特別な教育援助

義務教育年齢より下の、特別な教育援助を要する児童は、そのような援助を受ける権利を有する。その援助は両親に対する指導を含まなければならない。この援助は、保育所、学校、社会福祉及び医療施設などと協同して、又は独自の措置として行なわれることがで

学校、社会福祉及び医療施設などと協同して、又は独自の措置として行なわれることができる。

特別な教育援助のために、この法律の § 5-4 第 2 項及び第 3 項が適用されなければならない。この法律の § 5-5 第 2 項は、適用可能な限りで適用されなければならない。

§ 5-8 保健措置

省は、特殊教育を受ける生徒のための保健措置及び医学的援助に関する規則を定めることができる。

§ 5-9 国の教材確保義務

省は、特殊教育のための教科書その他の教材が作成されているよう務めなければならない。

第6章 サーム語教育

§ 6-1 定義

この法律においては、次の意味で用いる。

〔サーム〕 サーム選挙登録に登録できる人（サーム議会及びサームの法的事項に関する 1987 年 6 月 12 日の法律第 56 号〔サーム法〕 § 2-6、参照）及び登録できる人の子ども

〔サーム語〕 北部サーム語、南部サーム語、又はリュレ・サーム語

〔サーム地方〕 1) サーム法 § 3-1 によるサーム行政地方、2) サーム議会並びに当該のコムーネ及び県が提出したところに基づいて閣議における国王が発する政令が定めるその他のコムーネ又はコムーネの部分

§ 6-2 基礎学校におけるサーム語教育

サーム地方においては、基礎学校年齢のすべての児童は、サーム語でサーム語の教育を受ける権利を有する。

サーム地方以外では、一つのコムーネにおいて 10 人以上の生徒がサーム語でサーム語の教育を受けることを希望するときは、6 人以上の生徒がいる限り、そのような教育を受ける権利を有する。

コムーネは、コムーネにおける一つ又は複数の学校においてサーム語教育を行なうことを決めることができる。

コムーネは、サーム地方における基礎学校のすべての生徒がサーム語の教育を受けるなければならないと規定する規則を定めることができる。

は、生徒が通っている学校の教員からこのような教育を受けることができない場合の代替教育の形態に関する規則を定めることができる。

第 8 学年以上の生徒は、第 1 項、第 2 項及び第 5 項によるサーメ語教育を受けるか否かを自分自身で決める。

§ 6-3 サーマ語の後期中等教育

後期中等教育におけるサーメの生徒は、サーメ語教育を受ける権利を有する。省は、生徒が通っている学校の教員からこのような教育を受けることができない場合の代替教育の形態に関する規則を定めることができる。

省は、一定の学校、コース、学級がサーメ語の教育又は後期中等教育の特別サーメ語科目の教育を行なうべきことに関する規則を定めることができる。

§ 6-4 教育の内容

§ 2-3 及び § 3-4 による教育計画に関する規則は、他の科目領域と結び付けて、サーメの民族、言語、文化及びサーメ民族の社会生活に関する教育のあり方を定めなければならない。

サーメ議会は、基礎学校及び後期中等教育におけるサーメ語教育の教育計画に関する規則、並びに後期中等教育における特別サーメ語科目の教育計画に関する規則を定める。この規則は、省が定める範囲と教材の枠内で定められなければならない。

省は、サーメ地方における他の特別教育計画及びサーメ地方の外でサーメ語教育を受ける生徒のための教育計画に関する規則を定める。サーメ議会は、省と協同でこれらの規則の草案を作らなければならない。

第 7 章 運送と宿泊

§ 7-1 基礎学校における運送と宿泊

学校から 4km よりも遠方に住む第 2-10 学年の学級の生徒は、無償運送の権利を有する。1 学年及び就学前学校の生徒に対してはその範囲は 2km とする。特別に危険または困難な道の生徒は距離に関わりなく無償運送の権利を有する。

必要な時は、生徒は行程距離に拘わらず無償の船舶運送の権利を有する。

毎日の運送が適当でないときは、コムーネは、生徒を宿泊 (innlosjering) させなければならない。この評価においては、年齢、障害、運送時間及び安全など個別の生徒に影響を及ぼす要因、並びに毎日の運送がコムーネに非常な経費または困難をもたらすか否かが特別に重視されなければならない。疑わしいときには、生徒が通学すべきか宿泊すべきかを

両親が決める。

コムーネは、宿泊している基礎学校生徒の監督を指導する。

§ 7-2 高等学校における運送と宿泊

学校から 6km を超えて住んでいる高等学校の生徒は、無償運送の権利または運送費用の完全な償還を受ける権利を有する。必要なときには、生徒は行程距離に拘わらず無償の船舶運送の権利を有する。省は、特別な場合に生徒の運送を外の方法で充足できるということに関する規則を定めることができる。

県は、家が離れておりあるいは行程が長くて毎日通学できない高等学校生が宿泊を確保することを援助しなければならない。必要ならば県は生徒の家を建てなければならない。

§ 7-3 障害のある生徒及び一時的病気又は怪我の生徒の運送

障害または一時的病気もしくは怪我のために運送を必要とする生徒は、家学校間の距離に拘わらずその権利を有する。

§ 7-4 付き添い及び監督

生徒は通学中必要な付き添いを受ける権利を有する。生徒は、毎日学級が始まるのを待つ間及び放課後必要な監督を受ける権利を有する。

§ 7-5 スクーリングの権利を有する成人の運送

§ 7-1、7-3 及び 7-4 は、§ 5-2 に定めるスクーリングの権利を有する成人にも適用される。

§ 7-6 義務教育年齢より下の児童の運送

§ 5-7 に定める特殊教育援助の権利を有する児童は、特別の考慮によってその援助を受けるために必要なときには運送の権利を有する。§ 7-1 の第 3 項及び第 4 項並びに § 7-4 は、それに応じて適用される。

第8章 授業組織

§ 8-1 学校

基礎学校の生徒は、住居に最も近い学校又はその教区の近隣の通学区の学校に通学する権利を有する。コムーネは、そのコムーネの特別な通学区についての規則を定めることが

できる。ノルウェー官報における公示に関する行政法 § 38 の第 1 項 c の要請は、適用されない。

申請によって生徒はその通学区と異なる学校に受け入れられることがあり得る。

§ 8-2 学級

すべての生徒は、学級に属する権利を有する。授業の特定の部分については、生徒は他の方法で組織されることができる。組織は、通常、能力の水準、性又は民族的所属によってはならない。

各学級には、学級の実践的、行政的及び社会的教育上の仕事に関して例えば教区のクラスのように家庭とのその他の接触などにおいて責任を負う学級担任を置く。

§ 8-3 学級生徒数 (Klaasedelingstal)

学年の始めにおいて、基礎学校の 1 学級は次に定める生徒数を超えてはならない。

- ・ 4 又はそれ以上の学年にわたるとき、12 人
- ・ 3 学年にわたるとき、18 人
- ・ 2 学年にわたるとき、24 人
- ・ 第 1 学年から第 7 学年において 1 学年のとき、28 人
- ・ 第 8 学年から第 10 学年において 1 学年のとき、30 人

基礎学校の同一学級の複数学年集団は、その学校に連続している学年集団があるとき、連続していなければならない。

学校は、同じ学級段階又は並行する複数年齢学級において、複式学級と単式学級とを同時に有してはならない。しかし、学校は、学校の生徒の利益に照らして正当なときには、1-4 学年、5-7 学年、8-10 学年の各主要段階の中で混合学級を有することができる。

学年の始めにおいて、高等学校の 1 学級の生徒は、30 人を超えてはならない。

職業学科における専門科目においては、学年始めにおいて、1 学級生徒は 15 人を超えてはならない。

学級生徒のために理由がある場合、コムーネ又は県は第 1 項及び第 4 項の規定の例外を定めることができる。省は、独自の発意により、又は学級の 1 人又は複数の生徒の不服申し立てに基づいて、そのような定めを除外し、又は追加的な教育資源がそのような学級に割り当てられるよう要求することができる。不服申し立ては、行政法の規定にしたがって扱われなければならない。

§ 8-4 基礎学校第 1 学年における教材

18 人を超える第 1 学年又は就学前学年の学級には、各授業時間 2 名の教員をおかなければならない。しかし、授業の部分は、もしそれが授業の他の部分において補償されるな

らば1人の教員によって行なわれることができる。

第9章 学校の運営、機能、設備、教材

§ 9-1 運営

すべての学校で公正で専門的、教育的及び管理的運営がなされなければならない。

各学校の専門、教育及び管理の長(leiar)として校長(rektor)が任命されなければならない。この校長に関する要請は、第 1-7 学年の 30 人以下の生徒の基礎学校には適用されない。

省は、申請によって第 2 項の規定に対する例外を定めることができ、かつ、学校運営の他の方法を認めることができる。

§ 9-2 助言及び学校図書館

生徒は、教育、職業紹介及び職業選択について並びに社会的問題について必要な助言(radgivning)を受ける権利を有する。省は、施行規則を定める。

生徒は、学校図書館(skolebibliotek)を利用する権利を有する。省は、施行規則を定めることができる。

§ 9-3 設備と学習条件

すべての生徒は、その必要に適した学習場所の権利(rett til ein arbeidsplass)を有する。学校は、必要な設備、備品及び教材を利用することができなければならない。

省は、生徒の安全に関する規則を定めることができる。

§ 9-4 教科書及びその他の教材

学校で用いられる教科書は、省によって承認されなければならない。省は、施行規則を定めることができる。省は、それぞれの科目における教科書（未知型・複数）を承認の要求の外におくことができる。

ノルウェー語以外の科目においては教科書及び他の教材は、ブックモールとニューノルスクで同時にかつ同一の価格の時にのみ使われることができる。特別な場合、省はこの規則の例外を定めることができる。

省は、どのような教材が第 2 項に述べられた要請に当たるかについて施行規則を定める。

基礎学校におけるノルウェー語科目の読本は、生徒がブックモールとニューノルスクの両方を読むことを学ぶのに十分なノルウェー語の両方の形式の教材を含んでいなければならない。

§ 9-5 校舎

コムーネは、適切な基礎学校を整備しなければならない。

通常、基礎学校は生徒 450 人を超えて設立されてはならない。

学校並びに学校その他目的に関連する施設において、アルコールは提供されてはならないのみならず、公的又は私的催しに結びついた消費のためにこれらの施設に持ち込まれてはならない。特別の場合、学校その他の目的に関連する施設において、これらの施設が学校時間外の文化的社会的目的のために用いられるとき、例外がありうる。

第10章 学校の職員

§ 10-1 教育職員の資格

基礎学校及び高等学校において授業をする職に任命される者は、そのための専門的、教授学的能力を有しなければならない。省は、学年別及び学校の種類別の教育職に任命される者に必要な教育的な資格と経験に関する施行規則を定める。

§ 10-2 校長の資格

校長に任命される者は、学校又は学年に対する § 10-1 に定められた資格の一つを有し、かつ、学校又は他の教育的管理部門で 3 年間以上、教員又は管理者として働いたことがなければならない。

§ 10-3 常勤の学校職員の資格

省は、常勤の学校職員の資格に関する規則を定める。

§ 10-4 職の公示

教員及び校長の職は、公示されなければならない。この要請は、6 ヶ月より短い職について、又は雇用主が解雇の防止に関して労働の継続及び環境に関する 1977 年 2 月 4 日法律 4 号第 60 節の定め及び新しい職への転任の権利に関する同法第 67 節の定めによって在任職員あるいは前任職員にその職を提供する場合には適用されない。

§ 10-5 複数の求職者の間での選考

複数の求職者の間で一人を選ぶときは、教育と経験、任命が目標とする授業の必要及び候補者のその職への適性が重視されなければならない。

§ 10-6 臨時的任命

この法律に定められた資格要件を満たす候補者がいない場合は、他の者が臨時的に任命されることができる。より短い任命の取り決めがない場合は、任命は7月31日までとする。

§ 10-7 学校における教育実習の地位

省は個別の場合に又は規則によって、総合大学学生及び大学カレッジ学生(studentar frá universitet og høgskolar)を学校の教育実習及びガイダンスに行かせるようコムーネ又は県に命じ、また、そのような実習に責任を負う人物を選ばせることができる。

§ 10-8 在職教育

国、県及びコムーネは、教員、校長及び学校において特別の責任を有する職員が在職教育を受けて専門的教育的な知識を更新、拡大し、能力を高めて情報を有し学校及び社会の発展の水準にあることを確保する努力をしなければならない。

§ 10-9 警察の証明

基礎学校に任命される者は、児童に対する性的虐待の罪を負い、起訴され、又は過去に侵したことがあったか否かを示す警察の証明を提出しなければならない。児童に対する性的虐待の罪を認められた者は、基礎学校に任命されることはできない。

コムーネは、日常的に基礎学校に出入りする他の者に対しても第1項の警察の証明を求めることができる。

省は、施行規則を定める。

§ 10-10 給与と労働条件に関する団体協約

この法律の下で行なわれる職に対して、給与と労働条件は団体協約で定められる。閣議における国王は、誰が給与と労働条件に関する交渉権を有する公務員組合と交渉するかを定める。

第11章 学校の利用者参加組織

§ 11-1 基礎学校の協同委員会

それぞれの基礎学校には、教員代表2名、その他の職員代表1名、父母評議会代表2名、生徒代表2名、コムーネ代表2名による協同委員会を置く。コムーネ代表の内の1名はその学校の校長とする。生徒代表は、事項が法律又は規則による秘密に属するときには出席してはならない。

協同委員会はその学校に関するあらゆる事項についてその意見を表明する権限を有する。

コムーネが協同委員会に行政上の職務を委任するときには、コムーネは協同委員会にさらに代表を加えることができる。コムーネは、協同委員会をコムーネ法第 11 節に定める学校の理事会 (styre for skolen) に指定することができる。コムーネが協同委員会以外のものを学校理事会に指定するときは、2 名以上の父母評議会代表が理事会の議席を有する。生徒、職員、父母のいずれの集団も単独で理事会の多数を占めてはならない。校長は、会議に出席し、話し、提案する権限を有する。

コムーネは、基礎学校とコムーネ立幼稚園の連絡協同委員会を設置することができる。同意によって私立幼稚園とコムーネ学校との連絡協定を作ることができる。委員会には、学校の生徒代表 2 名、教員代表 1 名、他の職員代表 1 名、幼稚園代表 2 名、学校の父母評議会代表 2 名、幼稚園の父母評議会代表 2 名が含まなければならない。第 1 項及び第 3 項によるコムーネの代表に加えて、幼稚園の所有者は 2 名の委員を任命することができる。

§ 11-2 基礎学校の生徒評議会

各々の基礎学校に各学級 1 名の代表による第 5 - 7 学年の生徒評議会 (elevråd) を一つ、第 8 - 10 学年の生徒評議会を一つ置く。代表は秋期始業の第 3 週に選ばれる。

その学校の教員 1 名が職務として生徒評議会活動を援助する。生徒評議会担当教員は生徒評議会の会議に出席し発言する権限を有する。

生徒評議会会長 (leiaren for elevrådet) は、生徒評議会担当教員と相談して生徒評議会の会議を招集することができる。生徒評議会は、その構成員の三分の一又は校長が要求するときはいつでも招集される。

生徒評議会は、学校の生徒の共通の利益を増進し良好な学習環境・学校環境をつくるために働く。生徒評議会は又、生徒の地域的環境に関する事項について意見を表明し提案をすることができる。

§ 11-3 基礎学校の学級評議会

基礎学校の各学級にその全生徒で構成する学級評議会を置く。学級担任 (学級教員) は、学級評議会の活動について学級を支援する。学級担任は学級評議会の会議に出席し発言する権限を有する。

学級評議会は学級の生徒の利益を増進し教員及び父母と協同して学級の良好な環境をつくるために活動する。学級評議会は生徒評議会から得る事項に関して発言する。

§ 11-4 基礎学校の父母評議会

各基礎学校に、その学校の生徒の親全員を構成員とする父母評議会 (foreldre- råd) を置く。

父母評議会は、父母の共通の利益を増進し、生徒及び父母が良好な学校の環境をつくる

ことに積極的に参加することを確保するよう援助する。父母評議會は、学校と家庭の連帯の雰囲気を増進し、生徒の福祉と積極的発達の基礎をつくり、学校・地域共同体間の交流を形成するために働く。

父母評議會は常務委員会 (arbeitsutval) を選ぶ。常務委員会は、協同委員会のための 2 人の代表とその補欠〔複数〕を選ぶ。常務委員会の長 (leiaren) は、この代表の中の 1 人でなければならない。

§ 11-5 高等学校の学校委員会

各高等学校に職員及び県の代表並びに生徒評議會によって選出された 2 名の代表で構成される学校委員会を置く。校長は、県の代表でなければならない。

委員会は当該学校に関するあらゆる事項について意見を表明する権限を有する。

県は、学校委員会を地方自治法第 11 節の定める学校の理事会 (styre for skole-n) と定めることができる。県が委員会以外の学校理事会を定める場合は、2 名以上の生徒評議會代表が理事会に席を有しなければならない。生徒評議會代表の集団、職員代表の集団のいずれも単独で理事会議席の多数を有することがあってはならない。

校長は、出席し話し提言する権限を有する。

§ 11-6 高等学校における生徒評議會及び生徒総会

各高等学校に生徒 20 人に 1 人づつ以上の構成員で構成される生徒評議會をおく。生徒評議會は無記名投票用紙で選出される。

とりわけ生徒評議會は、生徒の学習環境、勉学条件及び福祉的利益を改善するために働く。

生徒評議會又は生徒の五分之一が要求するときは、学校の生徒全員を対象とする生徒総会が行なわれる。学校の生徒の過半数が出席し投票するとき、生徒評議會は、招集に掛けられた事項に関する生徒総会の決定に拘束される。

§ 11-7 共通規定

§ 11-1 から § 11-6 による評議會及び委員会は、その長、次長 (nestleiar) を選ぶ。それらは書記 (sekretær) をも選ぶ。

§ 11-8 県の委員会における生徒の代表

後期中等教育の生徒の代表は、従業員に適用されるのと同等の規定に従って、県の委員会 (nemnder) に出席し発言する権利を有する。(コムーネ法 § 26、参照)

§ 11-9 基礎学校の全国父母委員会

コムーネが協同委員会に行政上の職務を委任するときには、コムーネは協同委員会にさらに代表を加えることができる。コムーネは、協同委員会をコムーネ法第 11 節に定める学校の理事会 (styre for skolen) に指定することができる。コムーネが協同委員会以外のものを学校理事会に指定するときは、2 名以上の父母評議会代表が理事会の議席を有する。生徒、職員、父母のいずれの集団も単独で理事会の多数を占めてはならない。校長は、会議に出席し、話し、提案する権限を有する。

コムーネは、基礎学校とコムーネ立幼稚園の連絡協同委員会を設置することができる。同意によって私立幼稚園とコムーネ学校との連絡協定を作ることができる。委員会には、学校の生徒代表 2 名、教員代表 1 名、他の職員代表 1 名、幼稚園代表 2 名、学校の父母評議会代表 2 名、幼稚園の父母評議会代表 2 名が含まなければならない。第 1 項及び第 3 項によるコムーネの代表に加えて、幼稚園の所有者は 2 名の委員を任命することができる。

§ 11-2 基礎学校の生徒評議会

各々の基礎学校に各学級 1 名の代表による第 5 - 7 学年の生徒評議会 (elevråd) を一つ、第 8 - 10 学年の生徒評議会を一つ置く。代表は秋期始業の第 3 週に選ばれる。

その学校の教員 1 名が職務として生徒評議会活動を援助する。生徒評議会担当教員は生徒評議会の会議に出席し発言する権限を有する。

生徒評議会会長 (leiaren for elevrådet) は、生徒評議会担当教員と相談して生徒評議会の会議を招集することができる。生徒評議会は、その構成員の三分の一又は校長が要求するときはいつでも招集される。

生徒評議会は、学校の生徒の共通の利益を増進し良好な学習環境・学校環境をつくるために働く。生徒評議会は又、生徒の地域的環境に関する事項について意見を表明し提案をすることができる。

§ 11-3 基礎学校の学級評議会

基礎学校の各学級にその全生徒で構成する学級評議会を置く。学級担任 (学級教員) は、学級評議会の活動について学級を支援する。学級担任は学級評議会の会議に出席し発言する権限を有する。

学級評議会は学級の生徒の利益を増進し教員及び父母と協同して学級の良好な環境をつくるために活動する。学級評議会は生徒評議会から得る事項に関して発言する。

§ 11-4 基礎学校の父母評議会

各基礎学校に、その学校の生徒の親全員を構成員とする父母評議会 (foreldre- råd) を置く。

父母評議会は、父母の共通の利益を増進し、生徒及び父母が良好な学校の環境をつくる

閣議における国王は、基礎学校の全国父母委員会 Foreldreutvalet for grunnskolen を任命する。委員会は長、次長及び5人の他の構成員を有する。その任期は4年である。省は、全国父母委員会の任務に関する施行規則を定める。

§ 11-10 免除

省は、特別の場合、第11-1節から第11-7節までの定めを免除することができる。

第12章 企業内職業教育との連携機関

§ 12-1 労働生活職業実習中央評議会

国王は、労働生活職業実習中央評議会(råd for fagopplæring i arbeidslivet)を任命する。評議会は省に助言し、職業実習の助長を主導する。評議会は、労働生活の構成員の代表及び省の代表を含まなければならない。委員の過半数は、労働提供者及び労働者からの同数の委員で労働生活を代表しなければならない。省は、評議会の構成に関して及びその任務を定める。

評議会は、省が決定する前に次の事項について意見を表明しなければならない。

- 一 企業における実習時間を含む、職業又は労働領域における職業実習内容に対する一般的指針
- 一 職業資格試験に関する規則

評議会はまた、一つの職業または労働領域が職業実習の下に含まれるべきかあるいはもはや含まれるべきではないかに関する、関連領域の団体賃金協約の当事者又は省による提案について意見を表明しなければならない。

§ 12-2 職業実習評議会(opplæringsråd)

企業において職業実習を行なうことができるそれぞれの職業(fag)及び職業評議会(fagområde)は、一つの職業実習評議会(eit fagleg opplæringsråd)に結合される。省は、労働生活職業実習中央評議会の提案にしたがって、労働生活における職業実習について、何の職業実習評議会が設けられるべきか、その職業実習評議会の規模、それぞれの職業実習評議会はどのような職業分野を蔽うべきか、及び職業実習評議会の仕事の規則を決定する。その規則は、事務局または事務局の機能について定める。

省は、諸職業実習評議会の委員を任命する。それらの委員会の任期は4年である。各職業実習評議会は、労働生活における賃金交渉両当事者の提案によって指名された同数の使用者代表及び労働者代表を有しなければならない。委員会の長及び次長は、任期2年で両当事者から選ばれる。職業実習評議会は、この外、職業実習の内容及び評議会の任務に広

い知識を有する別の構成員を有するが、使用者及び労働者の代表の合計は構成員の過半数でなければならない。

職業実習評議会は、企業における実習時間を有する職業または労働領域の資格要件 (sluttkompetanse 実習終結時の能力) の提案を起草する。評議会は、その職業または労働領域における実習内容に関して及びその職業または労働分野の全実習期間に関してもまた見解を宣言しなければならない。

評議会は、省が次のことを行なう前に、その見解を發表する。

一、早期の学校、コースまたはその他の科目教育を実習期間または実践期間と認定することに関する規則の決定

一、外国の職業教育をノルウェーの職業教育と認定すること

一、実習内容に関する規則が実習生に対して企業における実習を受ける前に基礎コースあるいは上級コースを修了していることを必要としていない場合に、ある職業に対する理論的要求が適応されるべきかどうかに関する規則の決定

一、学習分野の外で試験を受ける受験生に対する職業資格試験の理論部分と同等であると認定されうる試験を有する他の実習に関する規則の決定

§ 12-3 職業実習委員会及び職業委員会

県は、§ 4-3、§ 4-5、§ 4-6 及び § 12-4 の定めによる責任を負う職業実習委員会 (yrkesopplæringsnemnd) を任命する。

この委員会は、7名の委員とその各人の補欠委員 (personlege varamedlemmer) で構成される。2名の委員は被雇用者組織の勧告に基づいて、2名は雇用主の組織の勧告に基づいて指名される。この外にまた1名の実習生の代表が指名される。県はまた、産業及び雇用問題に特別の識見を有する委員1名及び学校問題に特別の識見を有する委員1名を指名する。任期は、県議会と同じである。実習生の代表は、一任期2年で指名される。県は委員会の長及び次長を任期2年で指名する。

県の労働担当部局の代表1名と県の代表1名は出席し発言する権利及び議事録の見解を入手する権利を有する。

委員会は、職業的問題を扱う際には県の指示権限に従わない。その他の任務の遂行においては委員会は県の指示権限に従う。

県は、委員会に事務局と長を置く。

省は、どのような任務をこの事務局に与えられることができるかに関する施行規則を定めることができる。

委員会は、各職業若しくは職業分野の助言的職業委員会を任命し、または試験委員会を職業委員会として用いる。省は、職業委員会の構成と活動に関する規則を定めることができる。

§ 12-4 職業実習委員会の職務

職業実習委員会は、この法律に従って企業における実習を監督する。委員会は、労働生活における職業実習を促進する活動責任を負い指導性を発揮しなければならない。

職業実習委員会は、実習場所（席）に関して同意を交わした実習企業の生徒を確保する。省は、その手続きに関する規則を定めることができる。

職業実習委員会は、受験志願者がいる職業について、可能な場合には他の県と共同で、一つまたは必要ならそれ以上の試験委員会を任命する。

職業実習委員会は、合格した試験に基づいて職業資格免許状を書く。

職業実習委員会は、実習の外での試験の報告を志願者の実践として認める（§ 3-5、参照）。

委員会は、県、労働生活職業実習中央評議会及び省にその活動に関して及び職業実習にとって重要な措置に関して報告する。

県は、職業実習に関連するその他の職務を委員会に課すことができる。

省は、規則でこの項及びこの法律第 4 章に伴う職務を超えて職業実習に関連するその他の職務を課すことができる。

§ 12-5 教育計画グループ

県は、職業または企業における実習期間を有する労働領域における実習の内容を決定することを援助する教育計画グループを任命する。

これらの教育計画グループは、同数の労働生活からの代表と学校側からの代表で構成されなければならない。職業実習評議会は、労働生活の背景を有しなければならない教育計画グループの構成員に関する提案を行なう。

§ 12-6 職業資格試験に関する不服審査委員会

省は、職業資格試験に関する決定に対する不服審査機関である不服審査委員会を任命する。各委員会は 3 名の構成員を有する。そのうちの 2 名は職業教育による資格を有しなければならない。省は、誰が長であり誰が次長であるかを定める。

不服審査委員会が職業資格試験に対して任命されなければならないときは、その職業の職業実習評議会が勧告を行なう。

委員会の構成員とその個人的な代理は、長と次長を除いた中で、任期 4 年で任命される。

§ 12-7 評議会の構成員と委員会

選挙によって労働生活職業実習中央評議会、職業実習評議会、試験委員会または不服審査委員会の構成員に選ばれた者は、その課題を果たす責任を負う。けれども委員は、その仕事を続けてきたのと同じ長さの期間、更新して任命されないことを要求できる。満 60

仕事を続けてきたのと同じ長さの期間、更新して任命されないことを要求できる。満 60 歳になった者は任命されないことを要求できる。

第13章 コムーネ、県及び国の責務

§ 13-1 コムーネが基礎学校教育及び特殊教育援助を施す義務

コムーネは、この法律に従い、コムーネにおけるすべての住民の基礎学校教育及び特殊教育援助の権利を充足しなければならない。この責任は § 13-2 によって県が責任を負う生徒その他の人に対しては適用されない。

省は、個別の場合に誰がコムーネの住民と見なされるかに関する、かつ他のコムーネで生じた基礎学校教育の費用の償還に関する規則を定め又は訓令を発する。

公的な基礎学校は、コムーネのものでなければならない (Offentlege grunn-skolar skal vere kommunale.)。特別な場合、国又は県が基礎学校を運営することができる。県はその場合、国の承認を得なければならない。

コムーネは、コムーネ管理部に、学校水準以上の学校専門性を有する職員を備えていなければならない。(Kommunen skal ha skolefagleg kompetanse i kommuneadministrasjonen over skolenivået.)

§ 13-2 基礎学校教育及び特殊教育援助を施す県の義務

県は、県が運営責任を負う福祉・医療施設のクライアントの基礎学校教育及び特殊教育援助の権利を充足しなければならない。

国は県の責任に関して、施行規則を定め又は個別の場合における訓令を発する。

§ 13-3 後期中等教育を施す県の義務

県は、すべての住民に対してこの法律による後期中等教育の権利を充足しなければならない。

県は、§ 3-1 による権利を有しない志願者に対して機会を与えなければならない (skal gi tilbod)。省は、機会の範囲に関する規定を含む規則を定める。

省は、個別の場合に誰がコムーネの住民と見なされるかに関して、及び他の県で生じた後期中等教育の費用の償還に関して規則を定め又は訓令を発する。省は、県に他の県からの志願者に対して後期中等教育の機会を与えるよう訓令を発することができる。

県は、刑務所における後期中等教育の責任を負う。省は、特別な場合、県が刑務所においてその他の教育と結び付けて後期中等教育を施すことを指示することができる。

県は、国の目的、志願者の要求、並びに、あらゆる学習分野における後期中等教育に対

する及び多様な年齢集団に対する社会の必要を考慮し、かつ、刑務所及び福祉・医療施設における教育に対する責任及び特殊教育の必要を考慮して、後期中等教育の提供を計画し施設を立てなければならない。

公的な高等学校は、県のものでなければならない（Offentlege vidaregåande-skolar skal vere fylkekommunale.）。特別の場合、国又はコムーネが高等学校を運営することができる。その場合、コムーネは省の承認を得なければならない。

§ 13-4 運送提供の責任等

コムーネは、基礎学校の生徒及び特別に危険又は困難な通学路のために運送の権利を有する成人の運送に責任を負う。コムーネは、幼稚園児童、基礎学校生徒及び成人に対する付き添いと監護を受ける権利を充足しなければならない。その他の場合、県が第7章に定められた規定による運送、付き添い及び監護の責任を負う。コムーネは、県が運送した幼稚園児童、基礎学校生徒及び成人の運賃を償還する。

県は、コムーネと協力して学校運送を組織しなければならない。コムーネと県が学校運送の組織と財政について合意しないとき、省は訓令を発することができる。

省は、この法律による援助又は教育を受けるために宿泊を必要とする者のための旅の家、付き添い及び休憩設備に関する規則並びに学校運送及び運送費用の償還に関する規則を定めることができる。

§ 13-5 成人教育

国は、成人教育を全般に発展させる責任を負う。コムーネは、コムーネにおける成人の基礎学校教育を計画し発展させる責任を負う。県は、県における成人の後期中等教育を計画し発展させる責任を負う。

コムーネ又は県が現在の提供を通じてこのような教育の必要を充足することができないときは、教育の実施は、成人教育に関する 1976 年 5 月 28 日の法律第 35 号 § 10 によって承認された学習協会に委託することができる。

§ 13-6 音楽及び文化学校の提供

すべてのコムーネは、単独で又は他のコムーネと協同で、学校活動及び文化生活と結び付けて組織された、児童 barn 及び若者 unge のための音楽及び文化学校を提供しなければならない。

§ 13-7 学童保育 Skolefri-tidsordninga

コムーネは第 1 - 4 学年の授業時間の前及び後の学校保育（の制度、施設）Skolefri-tidsordninga を提供しなければならない。

学校保育は、児童の年齢、機能水準及び興味を出発点とする遊び、文化及び余暇活動を用意しなければならない。学校保育は、児童を保護 omsorg し、監督 tilsyn しなければならない。機能障害のある児童は、良好な発達条件を与えられなければならない。場所の広さは、室内室外とも目的に適していなければならない。

学童保育は、次の事項に関する規程を有しなければならない。

- ・ a. 所有権
- b. 児童の受け入れ決定権者
- ・ c. 入所基準
- d. 入所期間、及び、学校保育在籍取り止めの予告期間
- e. 親の支出
- f. 遊びと在留の場所
- g. 毎日の開所時間と年間の開所期間
- h. 職員配置と運営

学童保育が学校に付設されているとき、通常、校長が管理と教育の長でなければならない。省は、この要請の例外を認める。

学校保育施設は、国及びコムーネの補助金と親の支出で賄われなければならない。

§ 10-9 第1項及び第3項の規定は、学童保育における任命に適用される。

コムーネは、国の補助金を受ける私立の学童保育を認可し、監督する。

省は、学童保育に関する施行規則を定める。

§ 13-8 オスロ・コムーネ

オスロ・コムーネは、この法律において県に定められている権限を有し義務を負う。

§ 13-9 国からの補助金

国は、コムーネ及び県の出費の一部を充足するため補助金を出す。この補助金は、省が定める規定による一括補助金の形で与えられる。

第14章 監督と統制

§ 14-1 国の監督と統制

省は、この法律による活動に関する事項の助言と指導を行い、かつ、その他の場合には、コムーネ、県及び私立学校の設置者（eigarar. 所有者）と協同して、法律と規則に応じた満足で同等の教育施設の提供を確保するためになければならない。

省は、この法律による活動を監督し、それと結び付けて、学校施設と学校の文書を把握

できるようにしなければならない (skal ha tilgjenge til …)。

この法律又は規則と矛盾する状態が見つけたときは、省はそのような状態を是正する訓令を発することができる。

省は、この法律に含まれる教育活動の報告と評価に関する規則を定めることができる。

§ 14-2 家庭教育に対するコムーネの監督

コムーネは、通学しない児童及び少年の義務教育を監督し、また彼らを特別の試験に呼び出すこともできる。コムーネは、この法律及び規則によって定められた家庭教育が充足されていないときは、児童又は少年が通学するよう要請しなければならない。

第15章 行政法の適用。通報義務

§ 15-1 行政法の適用

行政法は、この法律に基づいて行政機関が運営する施設に対して、この法律に定められた特別の規定に従って適用される。

行政法 § 13 から § 13 e に定められた守秘義務に関する規定は、この法律の § 2-12 によって承認された私立学校にも適用されなければならない。

§ 15-2 不服申立て審査機関に関する特別規定

省は、基礎学校による個別の決定に対する不服申立て審査機関 (klageinstans) である。個人的事項に関する個別の決定に対しては、それにも拘わらず、行政法 § 28 に定められた不服申し立て機関に関する規定が適用されなければならない。

省は、後期中等教育における入学許可と特殊教育に関する個別の決定並びに § 3-6 及び § 4-6 による後期中等教育の権利の喪失に関する個別の決定に関する不服申立て審査機関である。

後期中等教育への入学許可に関する不服申立てに関して、省は、志願者がどの基礎コース、上級コース又はどの学校に入学許可されるかに関する県の決定を修正することはできない。このような決定については、行政法 § 28 における不服申立て審査機関に関する規定が適用されなければならない。省は、専門的評価による特別の基礎コースへの入学許可の個別の決定に関する不服申立て審査機関である。

職業実習評議会、職業実習委員会が県に従わない場合に関して、職業実習委員会による個別の決定に対する不服申立て審査機関である。(§ 12-3、参照のこと)

省は、 § 5-2 による個別の決定の不服申立て審査機関である。

§ 15-3 児童保護事務所への通報義務

この法律による学校の職員は、その仕事において、児童保護事務所に諸措置をとらせる当面の状況に対して留意しなければならない。(vere på vakt)

守秘義務に拘わらず、職員は、児童が家庭において虐待されている、若しくは保護において、1992年7月17日の児童保護に関する法律第100号§§ 4-10、4-11、4-12が定める重大な過誤が生じていると信ずる理由があるとき、又は児童が重大かつ継続的な行動上の問題を示したときには、自分自身の発意によって児童保護事務所に通報しなければならない (skal gi opplysninger)。職員は又、児童保護に関する法律の解釈に責任を有する機関から指示されたときにも、このような通報をしなければならない。

§ 15-4 社会福祉事務所への通報義務

この法律による学校の職員は、個別のクライアントに関する場合に、社会福祉事務所に助言と指導を与えなければならない。職員は、その仕事において、社会福祉事務所に諸措置をとらせる状況に留意し、かつ、自身の発意によって、そのような状況について社会福祉事務所に通報しなければならない。このような通報は、生徒の承諾又は大抵は親の承諾とともに、そうでない場合には守秘義務への服従を超えて行なうことができる。

第16章 実施及び移行規定。他の法律の改正

§ 16-1 実施

この法律は、国王が定める日から実施される。この法律の個別の規定は、その他の日から実施されることができる。

§ 16-2 移行規定

この法律が実施されるとき、期限の定まっていない職に雇用されている基礎学校の職員は、解雇されない。この職員に対しては、基礎学校に関する1969年7月13日の法律第24号の§ 24の(1)の第2項及び(2)が適用される。

この法律が実施されてから5年の間、基礎学校に関する1969年7月13日の法律第24号の§ 17の(4)の第3項によって運営協定を設けた学校は、§ 9-1の第2項による校長に関する要請の外に置かれなければならない。

§ 2-1による10年間の基礎教育の権利と義務は、1991年以後に生まれた児童に適用される。その他の児童と少年は、9年間の基礎学校の権利と義務を有するが、基礎学校の第10学年を終了するよう1学年上の水準の学年に進む。

§ 16-3 他の法律の廃止

次の法律は、廃止される。

1. 基礎学校に関する 1969 年 6 月 13 日の法律第 24 号
2. 後期中等教育に関する 1974 年 6 月 21 日の法律第 55 号
3. 労働生活における職業実習に関する 1980 年 5 月 23 日の法律第 13 号
4. 生徒及び学生の福祉組織に関する 1986 年 5 月 9 日の法律第 19 号

§ 16-4 他の法律の改正（省略）

(以上)

コムーネ及び県に関する法律（コムーネ法）

1992年9月25日 法律第107号

1993年1月1日施行

最近改正：1999年4月16日・法律第18号

Lov av 25 september 1992 nr. 107

om kommuner og fylkeskommuner (kommuneloven).

med endringer, sist vedtatt 16. april 1999 nr. 18

出典：Cappelen Akademisk Forlag as、ISBN：82-456-0432-2、september 1999.

目 次

第1章 法律の目的及び適用範囲。コムーネ及び県（フュルケス・コムーネ）の組織

- § 1 法律の目的
- § 2 法律の適用範囲
- § 3 コムーネの分類、コムーネの名称、町
- § 4 コムーネ及び県の活動に関する情報
- § 5 コムーネ及び県の組織

第2章 コムーネ及び県の機関

- § 6 コムーネ議会及び県議会
- § 7 コムーネ議会及び県議会の構成
- § 8 コムーネ執行部、県委員会
- § 9 議長、県議長、副議長
- § 10 常設委員会。委員会
- § 11 企業、施設等の理事会
- § 12 コムーネ行政区委員会
- § 13 緊急事項における権限の拡大
- § 14 選挙権、選挙を受ける義務
- § 15 辞職、停職
- § 16 前倒し選挙、期日前選挙
- § 17 コムーネ議会及び県議会における創立会議等

第3章 コムーネ及び県の議事

- § 18 コムーネ又は県の議事の導入及び廃止
- § 19 コムーネ議会、県議会
- § 20 コムーネ議会及び県議会の責任と権限
- § 21 コムーネ議会及び県議会のグループへの事務的報告的援助

第4章 コムーネ及び県の行政

- § 22 行政長
- § 23 行政長の職務と権限
- § 24 コムーネと県の地位
- § 25 部分構成的委員会、行政委員会
- § 26 委員会の職員代表に与える権利

第5章 コムーネ間の共同 （以下、§見出しは省略）

第6章 住民代表機関における事務処理規則

第7章 住民代表の権利と義務

第8章 財政計画一年間財政

第9章 責任、支払い贈与の防衛、負債の徴収、支払いの中止

第10章 監察と統制

第11章 権限設定。移行決定。他の法律の廃止及び改正。

条 文 抄 訳

第 2 章 コムーネ及び県の機関 organer

- § 6. コムーネ議会 kommunestyret 及び県議会 fylkestinget は、最高のコムーネの機関 organer 及び県の機関である。これらは、法規又は権限委任決定による他の決まりのない限り、コムーネ又は県に代わって決定を行なう。

(中略)

§ 8. コムーネ執行委員会 formannskap、県執行委員会 fylkesutvalg

1. コムーネ議会及び県議会は、それぞれ 5 名以上のコムーネ執行委員会及び県執行委員会を選ぶ。ただし、これは議会執行制を導入したコムーネ又は県には適用されない。
2. コムーネ執行委員会又は県執行委員会の委員及び代理委員又はコムーネ議会又は県議会の委員の中から任期 4 年で選ばれる。その選挙は、一人以上の委員が望めば比例代表選挙で、さもなければ多数決で行なわれる。
3. コムーネ執行委員会及び県執行委員会は、経済計画、年間財政及び税決定の提案を処理する。その他については、コムーネ議会及び県議会は、コムーネ執行委員会及び県執行委員会の活動分野を定める。コムーネ執行委員会及び県執行委員会は、法による別の定めのないすべての事項について決定権限を与えられることができる。

§ 9. コムーネ議会議長、県議会議長、副議長

1. コムーネ議会は、コムーネ執行委員の中からコムーネ議会議長及び副議長を選ぶ。県議会は、県執行委員の中から県議会議長及び副議長を選ぶ。

(中略)

3. コムーネ議会議長及び県議会議長は、コムーネ議会及び県議会、コムーネ執行委員会及び県執行委員会を主宰する。彼又は彼女は、コムーネ及び県の代表であ（る）り…（以下略）

§ 10. 常設委員会 Faste utvalg、委員会 Komiter.

1. コムーネ議会及び県議会は、自らコムーネ若しくは県の目的のため、又はコムーネ及び県の活動の部分のためにコムーネ及び県の常設委員会を設置することができる。この常設委員会の委員は、3 名未満であってはならない。
2. コムーネ議会及び県議会は、自ら常設委員会の活動領域を定める。この委員会は法律によって別に定められない限りのあらゆる決定をする権限を与えられることができる。
3. コムーネ議会及び県議会は、自らその委員並びに委員の中から委員長及び副委員長を選任する。
4. 常設委員会は、コムーネ議会又は県議会によって別に定められていないところで、その委員長又は作業委員会 arbeidsutvalg に個別の問題又は原則問題を含まない事項の諸型について決定を下す権限を与えることができる。

(中略)

§ 11 企業、施設等の理事会 Styre for bedrift, institusjon o.l.

1. コムーネ議会及び県議会は、自らコムーネ又は県の企業、施設等の固有の理事会 eget styrets を設立することができる。これらの理事会は少なくとも3人の構成員を有しなければならない。

2. コムーネ議会及び県議会は、それらの理事会の構成について自ら定める。理事会は全体的又は部分的に行政長から任命され又は関係企業もしくは施設の職員の中からあるいは施設の利用者から選ばなければならないと定めることができる。これらの措置で任命されない又は選ばれない構成員は、コムーネ議会又は県議会から選ばれる。

3. このような理事会のいくつかは、活動の運営及び組織に関する決定に適合する権限を委任されることができる。

4. コムーネ議会及び県議会は、自らいつでもこのような理事会を再組織または廃止することができる。コムーネ議会及び県議会が自ら定めた規定の中での新しい選出による再組織は、選挙能力を認められている同じ組織または職員によってなされることができる。

§ 13. 緊急事件における権限の拡大

(中略)

§ 14. 有資格者。選挙を受ける義務。

第3章 コムーネ及び県の議会主義

§ 18 コムーネ又は県の議会執行制の導入と終止

1. コムーネ議会 kommunestyret 又は県議会 fylkestinger は、この章の定めるところに従って、自ら議会執行制 Parlamentarisk styringsform の導入を定めることができる。この決定は、コムーネ議会又は県議会の半数以上による承認を要する。

2. 議会執行制の導入の動議は、任期終りから2年目の12月31日以前に提案され承認されなければならない。この動議は単独過半数で承認されることを要しない。この議会執行制は、次期市議会又は県議会の最初の会議まで解散されてはならない。この議会執行制は、新議会の任期2年目までに決定され実施されなければならない。

3. コムーネ議会又は県議会は、この項の定めに従って決議して通常の執行制度に戻るることができる。この決議は半数以上による可決を要する。

§ 19 コムーネ行政執行部。県行政執行部

1. コムーネ議会及び県議会は、コムーネ又は県の行政の最高機関 øverste ledelse av kommunens eller fylkeskommunens administrasjon としてコムーネ行政執行部 kommuneråd または県行政執行部 fylkesråd を設置しなければならない。

2. コムーネ行政執行部又は県行政執行部が導入された場合、執行長 admonistrasjonssjef (chief exusective) の制度は廃止されなければならない。

3. 議会執行制の継続に際して、コムーネ議会又は県議会は、その選挙の後の設立会議に

において執行委員会 et råd を選ぶ。コムーネ議会または県議会が現在の執行委員会 sittende rådet の職の終止を決定したとき、又は、執行委員会が職を止めることを知らされたときは、次の会議以前に新しい執行委員会の選出が行なわれなければならない。執行委員会は、選出後直ちに職務を開始する。

4. 執行委員会の承認は、執行委員会に要すると同数の委員名を含み、かつ、誰が執行委員会の委員長及び副委員長になるかを特定するものでなければならない。

(以下、略)

§ 20 コムーネ行政執行部及び県行政執行部の責任と権限

1. コムーネ行政執行部及び県行政執行部は、この法律に基づく以外には、あらゆるコムーネ又は県の行政組織に対する最高の行政機関 øverste ledelse for den samlede kommunale eller fylkeskommunale administrasjon である。

(中略)

4. コムーネ議会及び県議会は、執行委員会にコムーネ及び県の活動の分離部分部分に関して、その行政に関する執行委員会を設置し任命する権限を与えることが出来る。

(中略)

5. コムーネ行政執行部及び県行政執行部は、コムーネ議会又は県議会に出席しなければならない。執行委員会委員長は、自ら又は執行委員の代理によってコムーネ又は県の諸機関の会議に出席する権限を有する。この会議に出席する権限は、これらの会議がコムーネ議会自体の若しくは県議会自体の又はそれらの機関自体の内的組織に関する横断活動的業務であるときには、統制委員会 kontrollutvalge の会議又はコムーネ議会自体の機関の会議若しくは県議会自体の機関の会議には適用されない。

§ 21 コムーネ議会又は県議会のグループに対する職務援助及び業務説明

(略)

第4章 コムーネ及び県の行政組織

§ 22 行政長 administrasjonssjef

1. コムーネ及び県には行政の長が雇用されなければならない。

2. コムーネ議会及び県議会は、自己の行政の長を雇用しなければならない。

§ 23 行政長の職務と権限

1. 行政長は、コムーネ議会又は県議会の定める規定に基づく例外を除き、かつ、その定める基準の範囲内で、コムーネ又は県のあらゆる行政組織の最高指導者 den øverste leder for den samlede kommunale eller fylkeskommunale administrasjon である。

2. (以下、略)

教員制度

(一) 総論

ノルウェーの教員制度は、4つの教育レベルに応じている。

初等前教育（学童保育施設及び第1学年）

基礎学校教育（第1学年－第10学年。すなわち義務教育）

後期中等教育（第11-13学年）

高等教育

（以下特記の場合以外、出典：<http://www.dep.no/kuf/publ/dice/> 1999.09.11）

基礎学校及び後期中等教育の教員資格に関しては「基礎学校及び後期中等教育に関する法律」（Lov om grunnskolen og den vidaregåande opplæringa。略称教育法 opplæringslova。98年制定）及び「大学及び高等教育学校に関する法律」（Lov om universiteter og høyskoler。95年制定）が、一般的なことを定めており、実質的には「教員養成基本計画」（Rammeplan for lærerutdanning）及び大学等の各機関の計画によっている。

(1) 総じて、初等、中等教育の教員になるためには、次の二つの要件がある。

A. 最小限2学科（subject）についての大学レベルでの3年乃至6年のから学習。

B. 教授学10単位、教科目教授法（5+5）単位、教育実習最小限週16週を含む1年間の教職課程

(2) その上で、教員の種類によって養成課程は異なる。総じて、

① 初等前教育教員 カレッジで最小限3年

② 基礎学校全科教員（全科目を教育する教員。第1-10年担当）

③ 専科教員（特定の科目を専門に教育する教員。大部分は高等学校）

④ 職業教育教員は、3-6年の養成課程での勉学を要する。

（以上(1)、(2)は、テレマーク・カレッジ教員養成学科助教授ビヨン・アークレ氏による。）

教員（以下、紛れのない限り初等中等教育教員を言う。）養成は、現在では26の国立カレッジのうちの18カレッジ及び1つの私立カレッジ、並びに大学で行われている。

(二) 初等前教育教員

この資格を得るためには、3年制カレッジで初等前教員課程を修了しなければならない。

現在では、第1学年教員も基礎学校教員の資格を得るため1年間の教職理論及び実習課程（以下、本稿では教職課程と言う。）教育を受けることが望ましいとされている。

(三) 基礎学校教員

この大半は、①全科教員である。

全科教員は、教員養成課程を有するカレッジで養成され、彼らは全科教員免許状 Certificate of Teacher Education を有する。

現在の4年制全科教員養成課程は次の要素を含む。

必修の教科科目：2年半（50単位）：ノルウェー語10、数学10、宗教及び倫理学10、理科、環境及び社会科10、実践的科目・美的科目各5

教授学及び教育方法学はこの 50 単位中に 10 単位分含まれていると見なされる。

教育理論：半年（10 単位）

選択教科科目の深化研究：1 教科目 1 年（20 単位）又は 2 教科目 半年（10 単位）2 つ

基礎学校教員には、そのほか基礎学校の科目の 2、3 関係する一般的な大学又はカレッジの学位を有し、さらに必修の 1 年間の教職課程を修得する。これらの教員には、②アデュンクト adjunkt（教職課程を含めて 4-5 年）とレクター③ lektor（教職課程を含めて 7 年）の教員資格の種別がある。

初等段階では、実際には初等前教員を除いてほとんど全教員が全科教員であり、上級学年でより多く、専科教員が使われている。

しかし、現在では前期中等教員の 9 割までが全科教員になっており、教員の多様性が失われつつあることを由々しい問題とする指摘（ユニ・キウス・アーリン氏）がある。

（四） 後期中等教育教員

後期中等教育教員は、職業教育教員も一般教育教員も科目についての専門家である。

高等学校の職業科目教員の資格は、次の分野を基礎としている。

通常はカレッジにおける専門科目教員の課程

職業資格、それに関連する職業経験及び 1 年間の教職課程

承認された芸術能力と 1 年間の教職課程（芸術科目）

しかし、3 年制の職業教育養成課程が 2000 年乃至 2006 年のうちに導入されることになっている。

高等学校の一般教科又学問的教科の教員は、3 年半から 6 年間の専門教育と 1 年間の教職課程の教育を受ける。高等学校一般教科・学問教科の教員の大部分は、5-6 年の大学の学位を有する。

（五） 教員の給与

教員の給与は、政府と労働組合全国連合体の交渉を経て、各教員の教員資格と年功によって定まる。98 年 5 月から 2000 年 4 月までの給与協定による年収はつぎのとおり。

lærer	最低 201,300NOK	最高 249,000NOK
ajunkt	216,500NOK	269,000NOK
lektor	230,900NOK	298,300NOK

このほかに、学級担任、生徒相談等を担当すると手当が付く。

（六） 教員の労働時間

年間労働時間は、1717.5 時間

週間平均労働時間は、教育レベルによってことなり

初等教育 25 時間

前期中等教育 21,4 時間

後期中等教育 20,7 時間

60 分のうち 45 分が授業時間

この外、年間 190 時間（週約 5 時間）が学校所在拘束時間

この外、授業日のほかに年間 5 日が計画作成日

以上

HALDEN VIDEREGÅENDE SKOLE

Klasse- og elevplassstall for skoleåret 1999/2000

Avdeling Christian August

AØA

VKI Allmenne fag	3 kl.	108 elevplasser	1 7 7 2 3 0 8
Økonomiske og administrative fag	1 kl.		

VKII Allmenne fag	3 kl.	108 «»
Økonomiske og administrative fag	1 kl.	

<u>Allmennfaglig påbygning</u>	1 kl.	27 «»
--------------------------------	-------	-------

Sum:	9 kl.	243 elevplasser
------	-------	-----------------

Tilrettelagt kurs med allmenne fag og butikfag	1 kl.	20 «»
--	-------	-------

KP

<u>GK Kjemi og prosessfag</u>	1 kl.	15 «»
-------------------------------	-------	-------

Sum avd. Chr. August:	11 kl.	263 elevplasser
-----------------------	--------	-----------------

Avdeling Porsnes

AØA

GK Allmenne, øk. og adm. fag	4 kl.	120 elevplasser
------------------------------	-------	-----------------

EL

GK Elektrofag	3 kl.	36 «»
---------------	-------	-------

VKI Elektro	1 kl.	15 «»
-------------	-------	-------

<u>VKI Elektronikk</u>	1 kl.	15 «»
------------------------	-------	-------

Sum:	5 kl.	66 elevplasser
------	-------	----------------

Nelfo-kurs	1 kl.	15 «»
------------	-------	-------

ME

GK Mekaniske fag	2 kl.	30 elevplasser
------------------	-------	----------------

VKI Plate- og sveisefag	1 kl.	15 «»
-------------------------	-------	-------

<u>VKI Mekaniske prosessfag</u>	1 kl.	15 «»
---------------------------------	-------	-------

Sum:	4 kl.	60 elevplasser
------	-------	----------------

HS

VKI Barne- og ungdomsarbeiderfag	1 kl.	15 elevplasser
----------------------------------	-------	----------------

Hjelpepleier	1 kl.	15 «»
--------------	-------	-------

Helseservicefag	1 kl.	15 «»
-----------------	-------	-------

Omsorgsfag	1 kl.	15 «»
------------	-------	-------

VKII Apotektekniker	1 kl.	15 «»
---------------------	-------	-------

Helsesekretær	1 kl.	15 «»
---------------	-------	-------

<u>Hjelpepleier</u>	1 kl.	15 «»
---------------------	-------	-------

Sum:	7 kl.	105 elevplasser
------	-------	-----------------

<u>Videreutdanningskurs i psykiatrisk hjelpepleie</u>	1 kl.	15 «»
---	-------	-------

Sum avd. Porsnes	22 kl.	381 elevplasser
------------------	--------	-----------------

2 år
(5 elever)

Avd. Risum**MDD**

GK Musikk, dans og drama	1 kl.	30 elevplasser
VKI Musikk/drama	1 kl.	30 «»
<u>VKII Musikk/Drama</u>	<u>1 kl.</u>	<u>30 «»</u>
Sum:	3 kl.	90 elevplasser

BY

GK Byggfag	1 kl.	15 elevplasser
<u>VKI Tømrer</u>	<u>1 kl.</u>	<u>14 «»</u>
Sum	2 kl.	29 elevplasser

HN

GK Hotell- og næringsmiddelfag	2 kl.	30 elevplasser
<u>VK Kokkfag</u>	<u>1 kl.</u>	<u>15 «»</u>
Sum:	3 kl.	45 elevplasser

HS

GH Helse- og sosialfag	4 kl.	60 elevplasser
------------------------	-------	----------------

FO

GK Formgiving	3 kl.	45 elevplasser
VKI Formgivingsfag (aktivitør)	1 kl.	15 «»
VKI Tegning\form\farge	2 kl.	30 «»
<u>VKII Tegning\form\farge</u>	<u>2 kl.</u>	<u>30 «»</u>
Sum:	8 kl.	120 elevplasser

Tilrettelagt opplæring

AØA (klasse med sterkt redusert elevtall)	1 kl.	4 elevplasser
Byggfag	2 kl.	12 «»
<u>Hotell- og næringsmiddelfag/PDK</u>	<u>1 kl.</u>	<u>6 «»</u>
Sum:	4 kl.	22 elevplasser
Sum avd. Risum	24 kl	366 elevplasser

Avd. Tosterødberget

<u>Tilrettelagte klasser innen AØA, HS, ME, NB, TF</u>	<u>6 kl.</u>	<u>27 elevplasser</u>
--	--------------	-----------------------

Halden videregående skole

<u>Samlet sum:</u>	<u>63 kl.</u>	<u>1037 elevplasser</u>
--------------------	---------------	-------------------------

Samtlige grupper i grupper registret med elevantal

30. aug. 1999

Frederik II videregående skole

ÅA1ØK Økonomi og info.-behandling			187	Jenter	Gutter	Totalt
1AAACAA1ØK991	991	Nils A Holme		13	15	28
1AAAFAA1ØK991	991	Sølvi Børstad		16	12	28
1AABCAA1ØK991	991	Liv Odsbu		13	15	28
1AABFAA1ØK991	991	Sølvi Børstad		16	12	28
1AACCAA1ØK991	991	Liv Odsbu		16	10	27
1AACFAA1ØK991	991	Knut-Harald Christiansen		14	14	28
1AADCAA1ØK991	991	Tom Jannestad		17	11	28
1AADFAA1ØK991	991	Trine Mørch Klev		18	10	28
1AAECAA1ØK991	991	Nils A Holme		18	10	28
1PDAFAA1ØK991	991	Christer A. Eng		0	0	0
1PDBFAA1ØK991	991	Sølvi Børstad		0	0	0
Antall grupper:						11
AA2BI Biologi (2BI)			112	Jenter	Gutter	Totalt
C2BIA0991	991	Hans Opsahl		17	6	23
C2BIC4991	991	Tore Willy Tangen		13	2	15
F2BIB1991	991	Knut Bøymo		19	5	26
Antall grupper:						3
AA2BØ Bedriftsøkonomi I			187	Jenter	Gutter	Totalt
C2BØA1991	991	Willy Lien		9	12	21
C2BØB1991	991	Jan Møller Jakobsen		14	11	26
F2BØC1991	991	Knut-Harald Christiansen		7	8	15
F2BØD2991	991	Trine Mørch Klev		19	6	25
F2BØE2991	991	Nils Helge Helgesen		8	12	20
Antall grupper:						5
AA2EN Engelsk I			187	Jenter	Gutter	Totalt
C2ENB0991	991	Björg Lier		11	10	21
C2ENC0991	991	Elisabeth Petterø Dyndale		11	14	25
C2ENE4991	991	Astrid Weel Sannrud		22	6	28
F2ENA0991	991	Turid Skaara Egeberg		13	9	24
F2END1991	991	Magne Aasbrenn		20	8	28
F2ENF4991	991	Svenn Poppe		21	4	26
Antall grupper:						6

IST-Skole (GRUPPEKL RPT)

Side nr 1

Samtlige grupper i grupperegistret med elevantall

30. aug. 1999

Frederik II videregående skole

C2POA0991		991	Harry Henriksen	2	3	5	
				Antall grupper:		1	
AA2RE1	Regnskap I			187	Jenter	Gutter	Totalt
C2RE1A1991		991	Nils Helge Helgesen	6	9	15	
				Antall grupper:		1	
AA2RL	Rettslære I			112	Jenter	Gutter	Totalt
C2RLA0991		991	Esben Kiønig	13	12	25	
C2RLB1991		991	Nils A Holme	5	4	9	
				Antall grupper:		2	
AA2SK	Samfunnskunnskap (2SK)			187	Jenter	Gutter	Totalt
C2SKB0991		991	Svein Skahjem	12	3	15	
C2SKD4991		991	Liv Odsbu	18	9	27	
F2SKA0991		991	Marie Johanne Våtevik	11	3	14	
F2SKC1991		991	Even Dahlback	19	8	27	
				Antall grupper:		4	
AA2SPC	Spansk C-språk 2			150	Jenter	Gutter	Totalt
C2SPCA4991		991	Ove Jan Dedichen	9	2	12	
				Antall grupper:		1	
AA3BI	Biologi (3BI)			187	Jenter	Gutter	Totalt
C3BIA0991		991	Lasse Pettersen	13	10	23	
F3BIB2991		991	Knut Bøymo	20	4	24	
F3BIC3991		991	Tore Lauvstad	21	4	25	
				Antall grupper:		3	
AA3BØ	Bedriftsøkonomi II			187	Jenter	Gutter	Totalt
C3BØA0991		991	Nils A Holme	10	10	20	
C3BØC3991		991	Nils Helge Helgesen	7	16	23	
F3BØB2991		991	Knut-Harald Christiansen	7	21	28	
				Antall grupper:		3	
AA3EN	Engelsk II, skriftlig (alt.A)			187	Jenter	Gutter	Totalt
C3ENAB2991		991	Sten Berglund	22	5	27	
F3ENAA0991		991	Elizabeth Smith Lerfald	15	8	23	

IST-Skole (GRUPPEKL RPT)

Side nr.: 4

14. EDUCATION

- ⑨ Kindergartens
- ⑨ Schools and pupils
- ⑨ Universities. Students. 1 October 1998
 - Research and development (R&D). 1997
 - Highest completed education¹. Per cent
 - Norwegian pupils/students studying abroad

} 略

Kindergartens

	1998	1999
Total number of institutions	6 178	5 942
Of which private	3 169	2 950
Total number of children	187 869	187 612
Per 1 000 children aged 0-5, total	516	514
Total number of employees	52 643	52 486
Total number of man-years	39 906	39 451
Children per man-year	4.7	4.8

Source: Statistics Norway.

Schools and pupils

Schools	1997/98		1998/99	
	Schools	Pupils	Schools	Pupils
Total	4 062	972 806	4 046	983 222
Primary and lower secondary schools	3 273	558 247	3 277	569 044
Upper secondary schools	707	1233 816	687	¹ 230 115
Universities and colleges	82	180 741	82	184 063

¹ Apprentices are included.

Source: Statistics Norway.

Universities. Students. 1 October 1998

	Total	Percentage women
Students, total	81128	53.2
University of Oslo	33701	58.5
Free Faculty of Theology	755	58.3
State Veterinary College	430	72.3
Oslo School of Architecture	270	42.6
Norwegian College of Physical Education and Sport	697	44.0
Norwegian College of Agriculture	2 026	51.5
State Academy of Music	450	48.9
University of Bergen	16207	55.5
Norwegian School of Economics and Business Administration	2 698	32.6
Norwegian University of Science and Technology	17903	44.1
University of Tromsø	5 991	54.1

Source: Statistics Norway.

ノルウェーの学校教育

——その概要、共通教育理念と後期中等教育制度——

北 川 邦 一

目 次

はじめに	111
(一) 学校教育の概要	111
(二) CORE CURRICULUM——共通教育理念——	113
序論	113
(1) 精神的人間	113
(2) 創造的人間	114
(3) 労働する人間	115
(4) 一般教養教育を受けた人間	116
(5) 社会的人間	117
(6) 環境を認識した人間	118
(7) 人格的に統合された人間	118
(三) 後期中等教育改革	118
(1) 従前の後期中等教育問題	118
(2) 課題	119
(3) 解決策	120
(4) 解決策による利点	123
(四) 職業訓練制度	123
(五) 後期中等教育生徒の権利及び生徒の自治、 大学管理運営への学生参加	126
(1) 後期中等教育生徒の学校管理運営への参加、権利及び自治の保障	127
(2) 生徒の『手引き』	128
(3) 大学の管理運営への学生参加	130
おわりに	131
出典	131
注	132

ノルウェーの学校教育

— その概要、共通教育理念と後期中等教育制度 —

School Education in Norway

北 川 邦 一

KITAGAWA Kunikazu

はじめに

本稿は、主としてノルウェー政府諸機関の発行する英文文献に依って、同国の学校教育の概要、その教育改革における共通教育理念、及び後期中等教育制度についてまとめる¹⁾。

(一) 学校教育の概要²⁾

学校行政の責任は、小、中学校は市町村(municipalities)、後期中等教育(upper secondary education)は県(county)、大学は国が負っている。教育を管轄する国の機関は文部省である³⁾。1994年以来、社会の実情に沿うよう教育改革が進められている。

義務教育生徒の98.5%、後期中等教育レベル生徒の96.5%は公立学校に通っている。私立学校が認められており、国の補助金は私立学校の運営経費の小中学校で85%、後期中等教育レベルで75%、残りは授業料等によっている。

義務教育期間は、現在は9年間で就学年齢は7歳(1月から12月の間に7歳になる児童。新学期は8月)であるが、1997年8月からは就学年齢が6歳に引き下げられ10年間となる。小学校は6年間、中学校は3年間の課程であり、学校は週5日制、年間38週又は190日開校する。1学級の生徒数は、上限が小学校28名、中学校30名と定められているが、小規模校が多く、平均小学校18名、中学校22名となっている。教員1人当たりの生徒数平均は、小学校10名、中学校8.9名となっている(1993年)。

義務教育では、早い場合は第2学年から英語があり、第8、9学年では第二外国語(フランス語、ドイツ語、他)が選択科目としてある。

義務教育各学校は、親、生徒、教員その他職員の代表による調整委員会の援助を受け(assisted by coordinating committee)、校長によって運営される。同時に親、教員、生徒の各評議会(council)及び学級評議会がある。

学校時間外に7-10歳の子どもを預かるデイ・ケア・センターが91年に発足し、93-4年

には自治体の80%に設けられており、97年迄に100%に普及することが目ざされている。

16歳の約95%の者が義務教育終了後、なんらかの中等教育を引き続き受けている（93年で約21万人）。94年の教育改革によって、16-19歳の青少年に大学入学資格や職業資格につながる3年間の後期中等教育を受ける法的権利が保障された。障害者には5年間に拡大された。県は、学校制度の外にいるこの年齢グループの青少年をフォロー・アップする（follow up）責任を負う。後期中等教育学校では1つの学校で一般科目と職業科目の両方を教えている。後期中等教育学校の授業料は無料であるが教科書代等は生徒が負担する。後期中等教育学校教育修了者の約4割が高等教育へ進む。

高等教育機関としては、4つの大学と6つの大学レベルの「ユニヴァシティ・カレッジ」があり、これらの修業年限は4～7年である。この他に26の国立カレッジがある。これらの総学生数は93年で約16万人である。

成人教育については、1976年に制定された成人教育法によって政府は助成金を出している。92年、市町村が運営する初等及び前期中等教育レベルのコース及び県が運営する後期中等教育レベルのコースで約5万人、通信教育で約3万人が学んだ。この外に43の成人教育協会や通信教育機関が設けるコースがあり、それに93年、後期中等教育レベル7万人、高等教育レベル1万7500人を含む約60万人が参加した。又、正規の資格には結びつかないが17歳以上なら誰でも入学できる全寮制の民衆高等学校（フォーク・ハイスクール）がある。92年、84施設総計約7700人定員で宗教団体や独立の財団、県等によって設置運営されている。

以上のようなノルウェーの現行教育制度を定めている基本法規は次の諸法律である。

- ①Primary and Lower Secondary Education Act 初等及び前期中等教育法
- ②Act No.55 of 21 June 1974 Relating to Upper Secondary Education, As Subsequently Amended, Most Recently by Act No.90 of 11 June 1993 後期中等教育法
- ③Act No.13 of 23 May 1980 Relating to Vocational Training, As Subsequently Amended, Most Recently by Act No.85 of 11 June 1993 職業訓練法
- ④Act No.22 of 12 May 1995 Relating to Universities and Colleges 大学法
- ⑤Adult Education Act, 1976 成人教育法
- ⑥Folk High Schools Act 民衆高等学校法

なお、同国に言語的な少数集団(language minorities)としてサーメ(Sami)がおり、サーメ出身の子どもは第一言語又は第二言語としてサーメ語で授業を受けることができる。この選択はノルウェー語を話す子どもにも開かれている。現在1400人のサーメの生徒がサーメ語で授業を受けており、サーメ語による授業は多くの高等学校でも行われている⁴⁾。

（二）CORE CURRICULUM ——共通教育理念——

1994年以來のノルウェーの教育改革の一つの核心的な理念ないし精神を示す文書として、『ノルウェーの初等、中等及び成人教育のためのコア・カリキュラム』（*Core Curriculum for Primary, Secondary and Adult Education in Norway*）⁵⁾が作成されている。

この基本的性格について、同国文部大臣はその前書きで次の旨、述べている。①この文書は「初等、中等及び高等教育において同時に大規模な改革が導入されるときに、成人教育を含めて諸水準の教育の結合を強調する観点をもって、教育課程の共通コアの共通の系統的叙述説明(a common formulation of the common core of the curriculum)をする」ものである。②文部省は、その設けた作業班の調査研究報告による提言と草案を受け、これを教育制度を統括する諸法⁶⁾の定める諸目的及び数年の論争を経て議会の承認を得た中央政策文書の諸原則によって検討して草案を作成した。③「本文書this documentの草案は広く配布され討論され、その文言(the text)は次に議会(Parliament)の最終的形式で提出される前に修正された。議会はそれ以上の変更を加えることなしに全面的同意を与えた。」④「それ故、この文書は様々な水準におけるそれぞれの教育課程及び主要な授業要目の発展に対して拘束力のある基礎(a binding foundation)、ノルウェー教育制度の共通コアを成している。」

このCore Curriculum は、その内容を見るとわが国で言う「カリキュラム」すなわち学習教育内容の区分とその順次的配列を示すものではなく、共通教育内容の核心とするべき理念ないし精神の説明をしているものである。

以下、この目次・構成を示しつつ、わが国の教育改革を念頭におくとき注目されるその内容の抄訳を示す。見出しは原文の目次の大項目、続く角括弧〔 〕内はその小項目である（見出しの（ ）付き数字番号および波下線による強調は北川が付した）。

序論

「社会は教育機会の平等が実現されるよう確保する責任がある。」（5頁）

（1）精神的人間〔キリスト教的及び人間的価値。文化的遺産とアイデンティティ〕

「キリスト教的人間的価値は、異なる文化及び慣習に余地を提供しつつ寛容を要求し養う。これらは、法の支配並びに平等な政治参加及び討論の枠組みとしての民主的国家を強化する。……

キリスト教の信仰と伝統は私たちの歴史の深い流れを成している。…

私たちのキリスト教的人間的伝統は、平等、人権及び合理性をその前面に置く。

社会進歩は、理性と明察の中、人間の創造し評価し交流する(communicate)能力の中に探し求められる。

又、この織り合わされた伝統…… それは、無私で創造的な努力を鼓舞し誇り高くかつ礼儀正しく思いやりのある行動を励ます。

同時に、…若者は、道徳的基準が争いの源でありうること、しかし、又、それが変化を受け、省察と批判と対話を通じて社会関係と人間の相互作用に対する新しい型が創造され得ることをも理解しなければならない。

教育は、あらゆる人が平等に創られており人間の尊厳は不可侵であるという観点に基づくべきである。教育は、各人が独自のuniqueであるという信念、すなわち、各人はその固有の成長を育て(nourish his own growth)うること、及び、各個人の特徴は私たちの世界を豊かにし活気づけるという信念を確実なものにするべきである。」(7頁)

「個人のアイデンティティの発達は、継承した振る舞いの形式、行動の規準及び表現の型に慣れ親しむことを通じて生ずる。それ故、教育は学習者の全国的・地域的伝統——家族の歴史及び世界における文化の多様性に対する私たちの貢献である顕著な特徴——との親密性を努めて作りあげ深めるべきである。サーメの言語と文化は、ノルウェーと北欧諸国が保護する特別の責任を有しているこの共通の継承物の一部である。」(9頁)

「知的自由(intellectual freedom)は、他の観点を斟酌することallowanceを含むだけでなく、一つの立場をとること、たった一人でとるべき信念、並びに、自分自身の信念に照らして考え行動する性格の強さを励ます。…

教育は、自己の権利の主張及び他者の権利の主張を決意すること、並びに、それらの侵犯に対して立ち上がることを発達させなければならない。」(10頁)

(2) 創造的人間〔創造的能力。3つの伝統(tradition)。判断についての批判的感覚。科学的方法と活動的民衆〕

「過去の大小の業績は、前の時代の人類の事績に対する尊敬の念を吹き込むだけでなく、未来が開かれており今日の若者がその発意と想像によって未来を形づくることをも示す。私たちの文化的遺産は過去と同義語ではなく、むしろ創造的な過程であって、その過程では学校教育は小さからざる貢献者である。

その上、創造は学習を前提条件とする。…… 事実に基づく知識は、夢と想像と遊びに火をつけ、精神を異なった分野における共通のパターンの発見へと駆り立てる。

それゆえ、教育は、革新的労働、知的探究及び芸術的表現という人類の偉大な伝統の中で繰り広げられてきた過去の貢献を、そのようなものとして打ち立て論証しなければならない。(Education must build upon and demonstrate the contributions of the past …)」(11-12頁)

「教育は、継承した実践の更なる発展及び新しい知識の獲得に学習者自身が参加できるようなやり方で構成されなければならない。」(12頁)

「第一の伝統は、実践的労働及び経験を通じての学習に結びついている」(12頁)

「教育は、…… どのように現存の基準が試行錯誤によって継続的に改善されてきたかを伝えなければならない。（12頁）

「学習者は、論理と事実、経験、証拠と研究によって試される理論的發展を通して新しい知識が勝ち得られる諸学科（subjects）において第二の伝統に出会う。それは言語、数学、社会科学、自然科学の学習において提供される。」
「教育は、思考の訓練、推測、それらを概念的に検討すること、結論を引き出すこと、結論に達すること、観察と実験の訓練を必要としている。その副本(counterpart)は、議論、論争及び論証において自分自身を簡潔に表現する実践である。」（13頁）

「第三は、体と精神によって伝達され、美術と工芸の中、言語と文学の中、劇場、歌、音楽、舞踊と競技の中に埋め込まれている私たちの文化的伝統である。」（13頁）

「批判的な判断は、生活のあらゆる領域において求められる。…… 生活の多様な領域における批判的な判断は、明確な諸基準に対置する表現と実行を試みることによって発展させられるべきである。」（13-14頁）

「3つの伝統に共通しているのは、それらが創造すること及び経験することという人間の資質(gift)を融合することである。」（14頁）

「科学的思考と労働方法とにおける熟練(skill)は3つの機能の訓練を要求する。

- 疑問に思い新しい問題をたてる能力(ability)
- 人が観察した現象に対する可能な説明を考案する能力
- 他人の説明をその源泉、経験あるいは観察によって試す能力」（14頁）

（3）**労働する人間**〔技術と文化。学習と労働習慣。授業と個人のイニシャティブ。既知から未知へ。生徒に適合させた授業。全面的発達。教員と教育者の役割。授業能力と活動的学習。集団としての学習〕

「教育は、学習者に労働の世界の多様性への覚醒と視野を与え、それへの活動的な参加に必要な知識と熟練を贈るべきである」（16頁）

「私たちの社会の幸福と全存在は高度な技術に基づいている。しかし、その同じ適用された科学と技術が破壊的な目的に使われ得る。……技術が統御されず、又は間違っ使用されるときは、それは地球を使い尽くし次の世代の存在の基礎を破壊するかもしれない。

……私たちの技術的遺産(our technological heritage)をよく知ることは一般教育(general education)の不可欠な要素である。」（17頁）

「教育は、自分が選んで実践した結果を各個人がよく見ることによって学ぶことができるようにしなければならない。それゆえ実践的な労働と訓練は教育の重要で統合的な部分でなければならない。」（19頁）

「あらゆる教育実践的課題のうちで最も重要なことは、子どもたち若者たちに彼らが絶えず前進していることを伝え彼らが自分自身の能力(abilities)への確信を得るようにする

ことである。」(22頁)

「学校外の社会的条件を別にすると、学級間の違いは、教員が生徒の課業(work)を構成し、生徒の努力に対して指示と応答、支持と励ましを与える方法に大きくその原因がある。……等しく授業を受ける権利(right to equal schooling)は、各個の生徒が割り当てられている学校の学級からも独立でなければならない。」(23頁)

(4) 一般教養教育を受けた人間(the liberally-educated human being) [明確な知識と広いレファレンス・フレーム(specific knowledge and broad frames of reference)。専門化した社会における共通レファレンス(common references in a specialized society)。国際化と伝統の評価]

「学校教育は、多面的で全面的な一般教育を提供するべきであり、この一般教育は、広い視野と見通しを与え得る人間と社会と自然についての具体的な知識、生活の実践的社会的個人的な課題に対する方法と熟練、並びに、人々の協同を容易にし人々が共に暮らすことを豊かで魅力的なものにする特質と価値を備えたものでなければならない。」(25頁)

「教育においては、知識は、次第に物事の概観を把握し統一性を与えるよう、常によく配慮して選ばれたものでなければならない (In education, knowledge must always constitute a careful selection, presented in a progression to provide overview and create coherence.)。…教育課程は学習者が何をどんな秩序どんな水準でよく知っているかを確認したものでなければならない。」(26頁)

「情報を秩序づける知識が、学ぶことを学ぶため、又知らないものを把握するのに知っているものを用いるために求められている。

前後の脈絡、統一性と見通しを与えるためには学科と分野を超えて授業を計画し調整し、それら相互の関連が開かれより統合された理解が出現するようにすることが重要である。

このようなレファレンス・フレーム(frame of reference 照合機構)が全人民の共通の財産でなければならないということ、さもないと能力の差異が社会的不平等の中で表面化し非民主主義的な力によって悪用されることを避けるためにまさしくその一般教育を統合する一つの部分(an integral part of the general education)でなければならないということは、人民啓蒙の中心的な信条である。

それゆえ、共通レファレンス・フレームと近代技術の熟知とが全集団に分有されて民主的参加のための条件における不一致を避けるようにすることは、必須である。」(26頁)

「このような共通のコンテキスト(contexts 文脈)、理解のためのレファレンスは、歴史的イベント[「4月10日」]、憲法の原理[権力の分立]、古典文学[「Peer Gynt」]、文化的慣用語[「らくだと針の穴」]、あるいは天気図に用いられる記号等を含む。このような判読や解読、解釈や関係づけを容易にする共通照合点(common reference points)を有することを欠いては、人は自分自身国から疎遠になり得る。(「」書きは原

文による。－北川）

これらの頭上にかかるパラダイム(paradigm 理論の枠組み)の理解がなくては、通常の専門家でない市民がその生活に深く影響を及ぼす決定に参加することは不可能である。私たちの文化が専門化され技術的になればなるほど職業の境界を超えて意思伝達することは困難になるであろう。このように共通背景知識(common background knowledge)は民主的共同体の成員間の意思伝達の全国ネットワークの核心にある。それは、人が見、読み、聞くものを一つの共有の、口に出さない思考様式に結びつけることを可能にする共通レファレンス・フレームである。それは複合したメッセージを測ること、新しい思想、状況、課題を説明することを可能にする。」(26-28頁)

「教育は、この共通背景情報、すなわち、もし社会が民主的でその市民が主権者で在り続けるべきであるならばすべての人がよく知っていなければならない文化を伝えることにおいて指導的な役割を果たさなければならない。」(28頁)

「よい一般教育は、言語、伝統及び学習における地方の共同体からの共通の刻印を印象づけることによって国民的なアイデンティティと結束(national identity and solidarity)に寄与しなければならない。……新来者(newcomers)は、私たちの文化に暗黙のうちに含まれた特質が明らかにされ目に見えるようにされるとき、私たちの社会により容易に組み込まれる(incorporated)。」(29頁)

(5) 社会的人間 [多様化した仲間文化(diversified peer culture)。義務と責任。学校共同体からの社会的学習。学習のための広い文脈：仲間文化、父母参加及び地方共同体]

「今日では……若者は労働の世界における仕事(tasks)から大きく遠ざけられ、それに対する少しの責任又はそれに対する少しの統制しかもっていない。それに加えて、増大しつつあるマス・メディアに曝されていることが彼らを観客という受動的な役割におき、彼らを対立する見解や価値に曝している。

若者が学校外の実際的世界と接触することの狭隘化及びその結果としての大人との交流の減少が、しばしば内向的で内省的な仲間文化(peer culture)を悪化させている。……

……代理的経験の成分(the component of vicarious experience)が直接経験を犠牲にして増加してきた。

それゆえ、学校を社会的熟練の発達のための仕事の共同社会として開発することが重要である。学校は、学習者の活動が他の人々に対する結果をもたらすようにし、学習者が自分の決定の影響(immpact)から学ぶことができるように構成されなければならない。」(30-31頁)

「各人は学習環境に関して、他人の必要への考慮と学習の尊重をお互いに示す責任がある。後の人生の良い機会としての各人の学校における毎日の立場は、争いや分裂が学級の雰囲気や学校を支配することが容認されると破壊されうる。全ての生徒は、秩序があり節

度のある条件のもとで教育を受ける権利をもっており、このことについてお互いに責任がある。」(31-32頁)

「両親はその子どもの養育と教育に第一次的な責任をもっている。これは学校に委せられるのではなく、学校と家庭の間での共同によって果たされなければならない。」(34頁)

(6) 環境を認識した人間(the environmentary-aware human being) [自然科学、生態学及び道德。人間、環境及び利害の相克。自然の喜び]

「もし私たちが持続可能な開発を確保すべきであるとするならば、経済、生態及び技術の相互作用は、私たちの世代に、科学的、倫理的な一つの要求をするに違いない。この持続可能な開発は、私たちの自然環境によって、資源、技術水準及び社会条件によって、並びに、環境への配慮が優先されるときに生ずる衝突によって設定される制限をその出発点として受け取らなければならない。世界の開発は、生物圏が人間の活動の結果を吸収し得るように、政治的機関によって成長し得るコースに置かれなければならない。そして又、持続可能な開発は倫理的な要求をする。すなわち、もし持続可能な開発が実現可能であるならば、世界の貧しい人々との兄弟関係と団結が一つの推進原理でなければならないということである。それゆえ教育は自然における諸相互関係についての、及び、人間とその生息環境との相互作用についての広い認識を与えなければならない。」(36-38頁)

「教育は、身体活動における又自然の大きさにおける喜びの感覚、風景の描線の美しい国で季節の変化の中に生活することの感覚を燃えさせたせる(enkindle)べきである。」(38頁)

(7) 人格的に統合された人間(the integrated human being)

「教育による優れた教え(precept)は、より偉大な知識、方法と熟練を社会的な認識、倫理的な方向づけ及び美的感受性に結びつけることでなければならない。……

教育の究極の目的は、共通の善性に役立つような方法で、すなわち発達しつつある社会において人道性を育てるために、諸個人がその可能性を実現することを鼓吹することである。」(40頁)

(三) 後期中等教育改革

本節では、ノルウェー文部省著作『94年改革：私たちの解決策——1994年に開始されたノルウェーの後期中等教育改革』⁷⁾を縮約紹介して、この改革の問題と課題、解決策とそれによる利点として期待されている事項を示す。

(1) 従前の後期中等教育問題

この文書が従前「問題であったこと」として示しているのは、次の10の事項である。

①職業コースの地位が高等教育準備コースと比べて下がりつつあった。

②若者の相当の割合が労働資格も継続教育の機会もないままに離学(leave school)していた。彼らは基本的に非雇用に向かって訓練されていた。

③国の教育制度は学校教育を見習訓練制度(apprenticeship)と結びつけるものであるが、利用できる養成所(apprenticeships)があまりに少なすぎ、学校の職業訓練と産業との結合があまりに弱かった。

④地理的な不平等があった。

⑤社会的な不平等があった。

⑥専門化(specialize)が早すぎたため、あまりにも多くの者が間違った選択をしていた。すなわち、選択肢として100以上もの異なった基礎コース(foundation courses)又は当初登録コース(ports of entry 通関港)があった。

⑦職業教育を受けた後、カレッジ又は大学進学を希望した多くの者が杓子定規な(square)教育から再出発しなければならなかった。

⑧成人に対する教育機会が減少していた。

⑨恵まれない学生に対する制度的な援助がほとんど無く、ドロップ・アウトした者は、適切なフォロー・アップを受けていなかった。

⑩教育の内容と方法が未来の必要に適合していなかった。

（２） 課題

この改革案が「我々の課題(our challenges)」として示しているのは、次の10項目である。

①職業訓練の地位を向上させ、若者に魅力あるものにする。

②すべての若者と成人を適応させることができるような多様な教育機構を創り出し、彼らに正規の能力(formal competence)を与える。

③ドロップ・アウト問題の解決策を見出す。

④環境悪化の問題に対応する。

⑤国際化の課題に応える。

⑥マイクロチップから合成素材まであらゆる分野において知識が益々重要になっているという「知識革命」の結果を受容する。

⑦1994年に16歳で中等教育に入る人はほぼ2040年まで労働力として留まる。彼らを生涯持ちこたえさせる知識と能力が必要である。

⑧それゆえ、生徒と見習訓練生(apprentices)は、今日の労働市場に向けてだけでなく、まだ心に描かれていない(not yet envisaged)仕事に向けても教育されなければならない。

⑨生徒と見習訓練生は、生涯学習の用意をしなければならない。

⑩生徒と見習訓練生は、収入の多い雇用のためにだけでなく、自分達自身で新しい仕事を案出するため、企業家的視野(entrepreneurial outlook)を得るためにも訓練されなければならない。

(3) 解決策

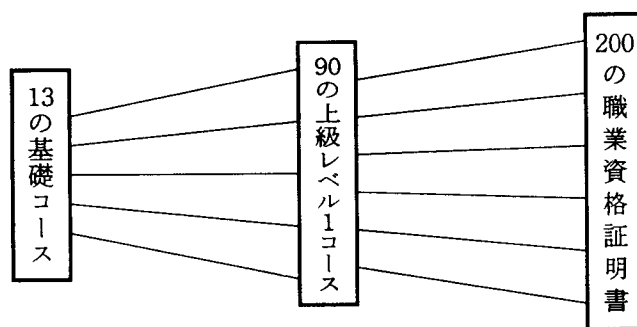
この改革案が「私たちの解決策」として示している14項目の要点は、次のとおりである。

①16歳から19歳までのすべての者は、満3年の中等教育を受ける権利を与えられる。地方行政当局は、そのような教育を与える法規上の義務(statutory obligation)を有する。

②当初登録コースを100以上から13に引き下る。基礎コースのうちの3つは伝統的なギムナジウム(gymnasium)に相当し生徒を高等教育に準備させる。残りの10は職業コースである。すべてのコースがすべての地方(regions)で用意される(available)。

③すべての生徒は、後期中等教育に入るに当たって、自分が優先させる3つの選択のうちの1つが認められる権利を有する。

④生徒と見習訓練生は、基礎年の13種から第2年の約90種、第3年の200種の職業関連選択へとシステムを通過するに連れて次第に専門化(specialized)した選択に分かれる。

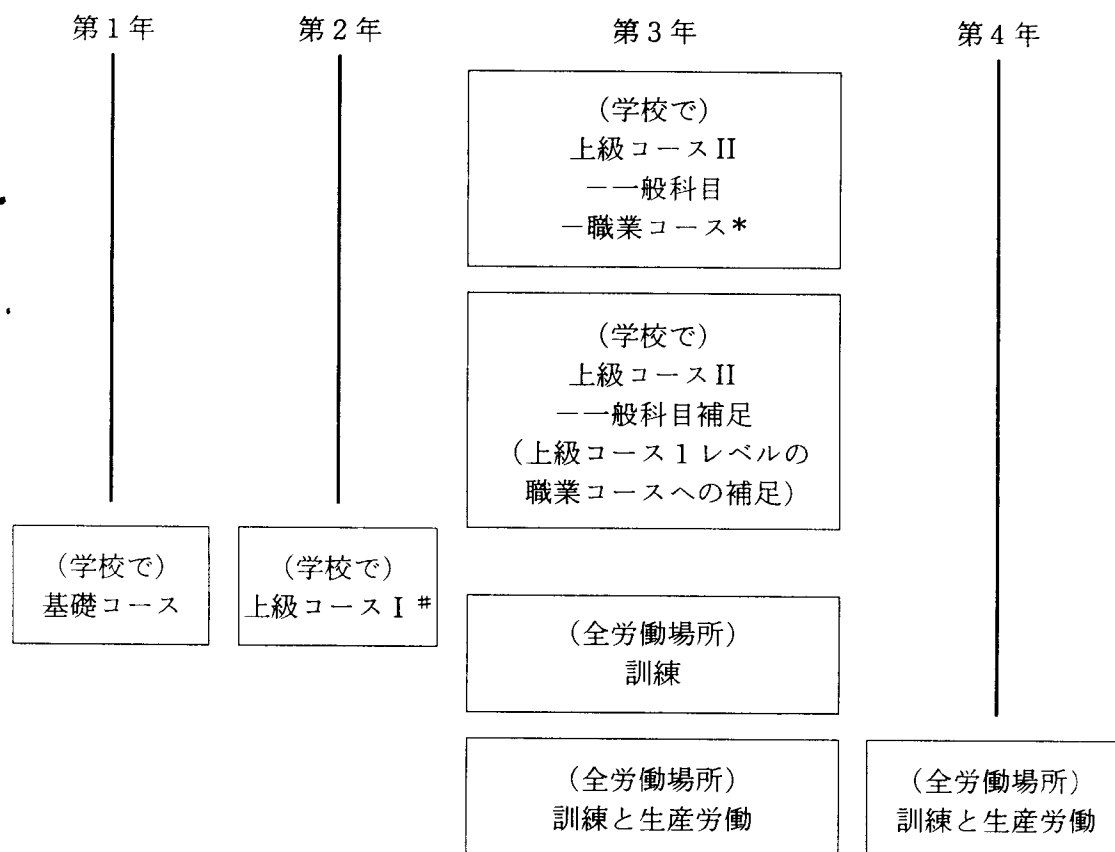


図I 後期中等教育分化の概略

⑤新しい職業訓練の2元制度(dual system)における典型的な系統sequenceは、一つの学校で2年の教育を受け、1つの会社firmで見習訓練生として2年の訓練を受けることになる。後者の半分は正規の教育(formal education)であり、その他の半分については見習訓練生は支払を受ける。教育課程は、完全な系統として定められる。見習訓練生を引き受けている会社は、訓練の教育的部分に対して弁済を受ける。会社は、学校における1年の見習訓練費用に等しい金額を受け取る。

⑥後期中等教育の終わりに、生徒は高等教育のための免状(diploma for higher education)又は熟練労働者の資格証明書(certificate as a skilled worker)を授与される。

⑦一般教育(general education)は、職業訓練の統合的一部分であり、ノルウェー語、英語、数学、自然科学及び社会科学における共通コア・カリキュラムを含む。これらの履修単位は、見習訓練生が後になって高等教育に進もうとするとときに算定される。



* 学校における職業訓練コースは一般規則に対する例外である。

いくつかの業種における訓練構造は変則的に労働場所における上級コース I を伴う。

図 II 学校における学習と労働場所における訓練・生産労働

⑧一般教育課程における教材と学科内容(subject matter)は、例えば保健・社会保障の基礎コースの生徒は英語の授業で「盲腸」を、機械の基礎コースの生徒は「研磨機」という異なった語彙を学ぶなど、一定の範囲で生徒が学ぶ職業領域に応じたものとする。

⑨すべての生徒と見習訓練生は、いくつかの企業家的熟練(some entrepreneurial skills)を教えられる。

⑩恵まれない学生の必要に応じるよう特別の措置が取られる。

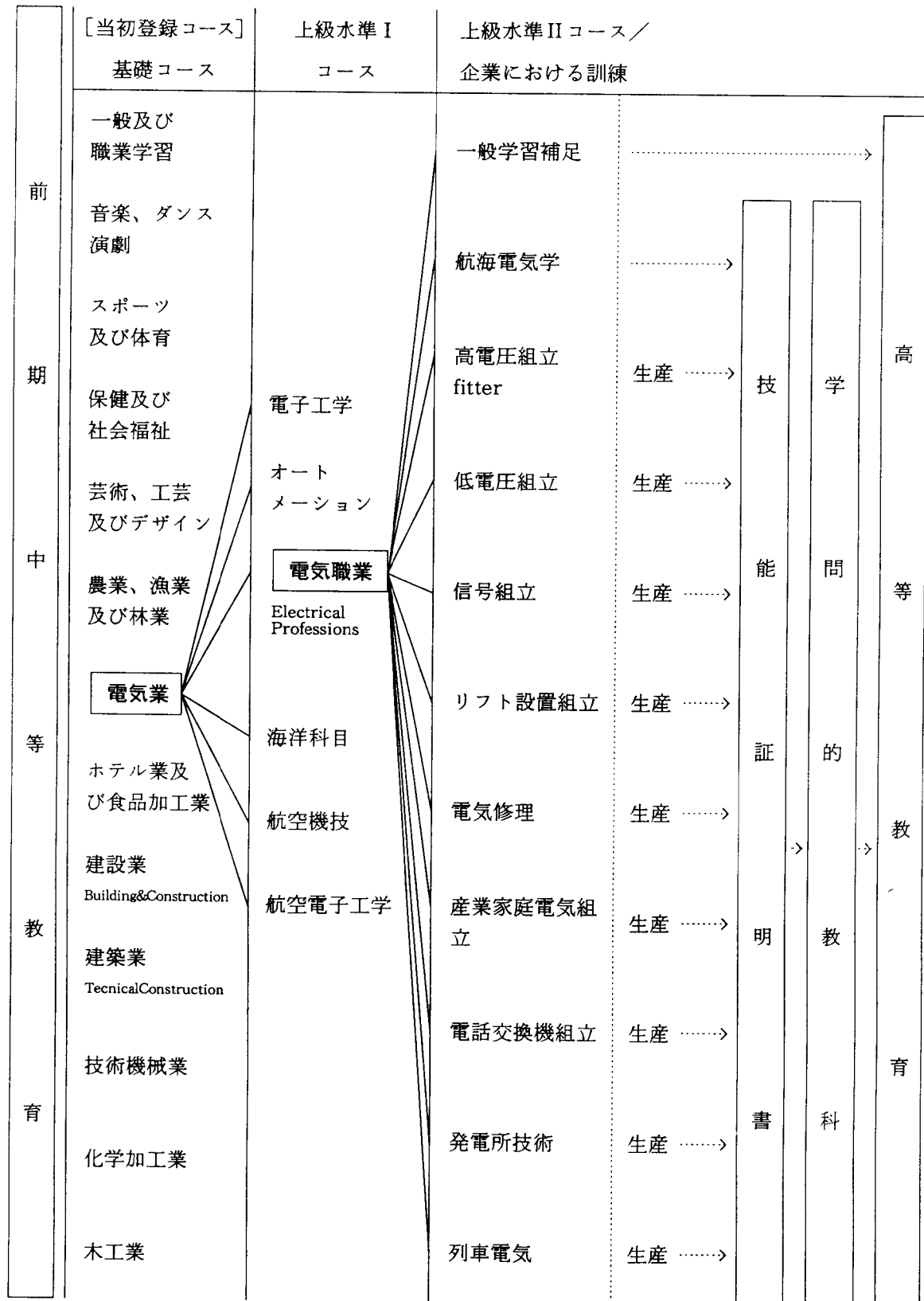
⑪ドロップ・アウトに対して法規による「フォロー・アップ」サービス制度をつくる。

⑫広い知識観を導入する。事実に関する知識、手の熟練、倫理的価値及び人格的特質(例えば、社会的能力、コミュニケーションの熟練、創造性)のすべてを重視する。

⑬社会と労働市場における未来の課題に応じるようすべての教育課程を見直す。

⑭よりよい教育機会が基準化された教育課程を通じて成人に提供され、地方当局は成人に適応したコースを提供する責任を負う。

(例：上級レベル I および II における電気業 Electrical Trades)



図Ⅲ 職業教育訓練の基本構造

（４） 解決策による利点(advantages)

この改革案がその改革による利点として挙げている内容の要点は次のとおりである。

・ 「マクロ経済上の利点」

- ①非熟練又は無資格での後期中等教育離学の消滅。②全人口における高い資格水準の達成。
- ③職業資格についての全国的基準の形成とこれによる流動性の促進。④学校でのより広い知識、熟練、態度、現職教育でのより専門化した知識、熟練、態度という職業訓練の両特徴の兼備。⑤見習訓練期間を通じた実習環境における最新設備の利用。⑥労働力市場での需要供給の整合改善。⑦よりよい教育の質の確保。⑧若者の非雇用の減少。⑨才能の豊かでない人への機会の供与の改善。⑩雇用者組織及び被雇用者組織の教育・教育課程開発への能動的参加。⑪労働力の弾力性の増加。

「生徒と見習訓練生にとっての利点」

- ①すべての若者の正規の能力に達する後期中等教育を受ける権利の保障。②職業訓練と高等教育に至るコースへの等しい地位の付与。③職業訓練から高等教育へのアクセスの容易化。④学校から労働への移行の円滑化。⑤実務的課業に対する最新の教育課程によるより適切な理論的知識の確保。⑥認められる熟練に基づく、見習訓練生の地位と収入の獲得。
- ⑦人格の発展、独立性及び責任の奨励。⑧年齢混合環境及び熟練した成人及び訓練中の若者との密接な相互交流に基づく、見習訓練生に対する動機づけのよりすぐれた環境の提供。
- ⑨生涯学習に対する強固な基礎の確立。

「雇用者にとっての利点」

- ①あらゆる職種、業種における専門的熟練と態度を有する被雇用者の質、量の確保。②労働者が質がよく採用後直ちに生産に従事できること。③全国的基準と教育課程が採用決定に対してより強固な基礎を付与すること。④雇用者の組織と被雇用者の組織が教育内容について一つの影響力を有すること。

「教育当局にとっての利点」

- ①経済的資源のよりよい使用。②正規の学校と見習訓練制度とに基づく2元制度の確立。
- ③学校教員と産業指導員との協同の達成。④教員及び指導員の熟練の系統的最新化。

（四） 職業訓練制度

上記に見られる、ノルウェーの学校と労働場所とにおける2元的な後期中等教育・訓練制度は、わが国を基準に考えれば、非常に特徴的に思われる。この2元制度の一方の職業訓練制度を定めている「職業訓練法」の要点部分を次に示す。同法は、全文24ヶ条、英文ではA4判14頁の分量である。

職業訓練に関する1980年5月23日の法律第13号

(最近改正：1993年6月11日法律第85号)⁸⁾

(抄)

第1節 本法の適用範囲

第1条 本法の関与事項

この法律は職業訓練に関して定める。この法律は、この法律の下での職業及び見習訓練生、学校生徒及び正規の訓練を受けていないがその知識についての証明を得たいと望む志望者の就職又は職人試験(journeyman's examination)に関して定める。

②又、この法律は、見習訓練生及び訓練施設(training establishment)の権利義務、訓練の計画と実行における雇用者及び被雇用者の団体の協同、並びに職業訓練の助成に関する県及び国の責任について定める。(○で囲む項番号は北川が付した。以下、同様)

③後期中等教育に関する1974年6月21日の法律第55号は、学校において行われる職業教育に適用する。

第1条a. 基本目的

この法律は、工芸、職業(profession)及び社会に関する能力、理解及び責任を開発すること、継続教育の基礎を与えること、並びに見習訓練生の人間的発達を援助することを目的とする。

②職業訓練は、基礎的なキリスト的及び人間的価値、わが国の文化的遺産、民主主義的理想及び科学的思想と方法についての認識と理解を増大させなければならない。

③職業訓練は、人間の平等と平等な権利、知的自由と寛容、生態学的理解と国際的協同責任を促進しなければならない。

第1条b. 訓練の組織(機構)

訓練は一般に職人試験を通じて訓練を受ける者に職業資格(vocational qualification)を与えなければならない。

②この法律に応じる訓練の基準モデルは、見習訓練生が後記中等教育学校において基礎コース(foundation course)及び上級コースI(advanced course I)終了の後、訓練施設において行われる全日制1年間の訓練である。訓練施設における訓練は生産労働と結合されることがあり、その場合は訓練期間は2年に延長されることがある。

③県が訓練施設で行われる訓練を提供できない場合は、訓練の最終段階も学校で行われなければならない。

第2条 この法律の下における職業

省は、その発意又は所轄部門における団体賃金協定当事者によって提出された提案及び職業訓練全国評議会(National Council for Vocational Training)の助言に基づいて、ある領域の労働又は職業がこの法律の下に含まれなければならないことを決定する。

②ある職業がこの法律の下に含まれるべきでなくなる場合の決定も同様とする。

第2節 見習訓練生及びその要件

第3条 見習訓練生の定義

この法律による見習訓練生とは、第1条bの規定にしたがって就業するため又は職人資格を得るためにこの法律の下にある職業(trade)における見習訓練契約をした者である。

②県職業訓練委員会(county vocational training board)は、委員会が県の代理として協定を結んだ相手方の訓練施設に生徒を配置する準備をする。大臣はこの手続に関する規程を定める。

第3節 監督及び管理

第5条 職業訓練全国評議会

職業訓練全国評議会は、国王によって任命される。この評議会は大臣に助言し、この法律によって与えられた事務を遂行し、率先して職業訓練を推進する。評議会は雇用者の組織、被雇用者組織及び省の代表を含むものとする。その成員の過半数は、雇用者及び被雇用者の同数代表からなる労働共同体(the working community)を代表するものとする。省は評議会の構成と職務について定める。

第6条 職業訓練評議会(Vocational training councils)

各職業又は職業分野は職業訓練評議会と提携するものとする(Each trade or trade area shall be affiliated to a vocational training council.)。大臣は、職業訓練全国評議会の助言に基づいて、職業訓練評議会の設立、その人数規模、その技術的視野(technical scope)及びその活動の管理規則を定める。この規則は、職業訓練評議会の事務局及びその機能に関する規定を含む。

②職業訓練評議会は、団体賃金協定の当事者によって提案された雇用者及び被雇用者を代表する同数の成員を含むものとする。

職業訓練評議会は、又、訓練計画の内容及び機能に広い知識を有する成員を含むものとするが、雇用人及び被雇用人の代表が委員の過半数でなければならない。

④職業訓練評議会は、その職業に関する問題についての県の職業訓練委員会の決定に対する苦情処理機関である。

省は、職業訓練評議会の決定に対する苦情処理機関である。

第4節 見習訓練契約。訓練施設及び見習訓練生の権利及び義務

第10条 仮見習訓練及び見習訓練契約

①書面による契約が訓練施設と見習訓練生との間で見習訓練の始めに記入されるものとする。

第11条 訓練施設の権利と義務

1. 訓練は定められた教育課程にしたがって行なわれなければならない。……

2. ……見習訓練生の労働時間とあらゆる学校時間(any school hours)は、合わせてその職業における他の労働者に適応されている労働時間を超えてはならない。

第12条 見習訓練生の権利と義務

1. 見習訓練生は、理論的訓練を補足するため職場を離れる権利を含め、教育課程に定められた訓練を受ける資格がある。

2. 見習訓練生は訓練計画の目標を能動的に遂行し、よい労働環境と協同のためのよい条件の創造に寄与しなければならない。

3. 見習訓練生は、見習訓練期間の終りに最も近い日に行なわれる試験に出席しなければならない。

第13条 関連する学校授業及び職業試験の理論的部分

教育課程で修得すべき理論と職業試験の理論部分は、通常は(normally)基礎コースと上級コースIの完成と相応している。

第16条 見習訓練契約の解約

見習訓練契約は、訓練施設から県を代表する県職業訓練委員会への書面による通知がされた後、当事者の合意によって解約することができる。

②次の場合、契約は、県職業訓練委員会によって代表される県の承認を得て、訓練施設又は見習訓練生のどちらか一方のみによって解約することができる。

1. 当事者の他方に労働における義務の重大な違反がある場合。
2. 見習訓練生又は訓練施設が見習訓練を継続する能力がないことが明白な場合。
3. 契約期間の終りまで見習訓練を続けることが自分にとって過度に不適切であるというところを見習訓練生が書面で表明する場合。

第17条 勤務条件

見習訓練生は訓練施設の被雇用者であり、その権利と義務は法規と賃金協定によって生ずる。

(五) 後期中等教育生徒の権利及び生徒の自治、 大学の管理運営への学生参加

本節では、ノルウェーにおける学校の管理運営への後期中等教育生徒の参加及び生徒自治の法的保障及びそれに関する生徒指導方針、並びに、大学等の管理運営への学生参加の制度の要点を示す。

（１） 後期中等教育生徒の学校管理運営への参加、権利及び自治の保障

ノルウェーにおける「後期中等教育(upper secondary education)」は、「前期中等教育(義務教育である一北川)と高等教育の間のあらゆる教育及び訓練(education and training)」を指して言われている⁹⁾。これに関する法律の抄訳を示す。93年、前記の職業訓練法と同日に改正されたものである。

後期中等教育に関する1974年6月21日の法律第55号

(最近改正:1993年6月11日法律第90号)¹⁰⁾

第15条 学習環境及び生徒の権利と義務

生徒は、教育課程に定められた教育を受ける権利を有する。又、生徒は教育計画 educational programmeの目標を達成するために積極的に教育計画に参加する義務を負う。

県における生徒代表は、理事会(board)の会議で、職員(employees)が会議に出席し発言する権利と同じ、出席し発言する権利を有する（県及び市町村に関する1992年9月25日の法律第107号第26条、参照。）。

第16条 生徒の退学処分

生徒が重大な違反又は大きな怠慢の罪を有する(guilty)時は、最終的には退学処分(expulsion)にされうる。

退学処分の決定がされる前には生徒に釈明の機会が与えられなければならない。

第27条 学校委員会(School Committee)

各学校には、職員及び県の代表及び2名の生徒代表による学校委員会を置かなければならない。

校長は、この委員会の成員でありかつ書記であり、会議に出席し意見を述べ委員会に提案する権利を有する。

委員会はその学校に関するあらゆる事項について意見を表明する権利を有する。

県は、委員会を学校理事会に任命することができる(The county may appoint the committee to be the board of the school)。

県が学校委員会の外に学校理事会を任命する場合は、地方自治法(Local Government Act)第11条により生徒は理事会にその成員として少なくとも2名の代表を有しなければならない。

省は学校委員会の任務(function)に関してより詳細な規則を定めることができる。

第31条 生徒評議会及び生徒総会(Pupils' Council and General Meeting)

各学校は、少なくとも生徒20人に1人以上の成員による生徒評議会を置かなければならない。生徒評議会は、その議長及び副議長を選ぶ。

生徒評議会又は5分の1の生徒の要求により全生徒の生徒総会を学校で行うことができる。

生徒評議会の選挙は、書面の秘密投票により行われる。

生徒評議会は、生徒の学習条件及び福祉に関する事項を扱う。

省は、生徒評議会の任務に関する規則を定めることができる。

第34条 子ども福祉機関に情報を提供する義務

この法律の下に働く職員は、その義務を遂行するに当たって児童福祉機関の活動を必要とする条件に留意しなければならない。

守秘義務に関わらず、職員は、子どもが家庭において虐待されているとき若しくはその他適切な保護を与える上での間違ったやり方の下におかれていると信ずる根拠があるときは子ども福祉に関する法律第4-10、第4-11及び第4-12条により、又は、子どもが重大な行動上の混乱を示したときは、同法第4-24条により、自己の発意で子ども福祉機関に通告しなければならない。職員は、又、子ども福祉に関する法律の定める責任機関の要求に応じてこのような情報を提供する責任を負う。

(2) 生徒の『手引き』(The Guide)

ノルウェーの国立教育資源センター(The National Centre for Educational Resources)が1994年発行した『手引き』(The Guide)¹¹⁾は、次に示す「まえがき」及び目次から判るように後期中等教育生徒の学校生活全面に及ぶ手引き書である。

まえがき(抄)

『手引き』はあなたたちの進路を助けるために作られました。これを読めば、どのようにすれば責任を確信して自分自身の学習ができるようになってゆけるか、どのようにすればあなたやクラス・メートが学級の学習で積極的役割を果たせるかがわかるでしょう。学級代表がどのようなものであるかも理解できるでしょう。

目次

第I部 学習という仕事(job of learning)	
単元1 動機づけ—計画—責任—学習	9頁
単元2 教育課程の目標から学習へ	15頁
単元3 評価	27頁
単元4 学習の組織的枠組み	31頁
第II部 学級代表	
導入	37頁
学級代表選出の仕方	37頁
生徒評議会の成員としての学級代表	37頁
学級代表は紛争にどのように応ずるべきか	37頁
ほかに何を取り上げることができるか	39頁
生徒評議会(The student council)	39頁
生徒評議会の義務	39頁
生徒評議会執行部の成員とその義務	40頁
生徒評議会の議長が留意すべきこと	44頁

この中で生徒の自治や権利、学校の管理運営への参加を奨励している記述を以下に示す。

第1部第4節 学習をとりまく組織的枠組み

学級評議会(class council)

学級評議会はそのクラスの全生徒から成り、例えば生徒評議会(student council)に生徒の意見が求められて報告が提出される前に生徒が諸事項を討論することができる場forumである。学級評議会は、学習環境や学級などその学級だけの諸事項も扱うことができる。……議長は通常は学級代表を務める。

学級全体会議(class general meeting)

学級全体会議、あるいは学級時間は、多くの学校で導入されている。

生徒、教員、及び管理者(administrators)が会する会議である。

学級時間は学習計画作成や学習方法討論にも充てられる。学校によっては、自由時間に学級全体会議を予定として組み込んでいる。

生徒評議会

生徒評議会は、学校評価あるいは学習及び教育行政に関するその他の問題を討論することができる。生徒評議会は、生徒が学級代表を通じて又は直接に生徒評議会の執行部に諸問題を提出するならば最も良く機能する。

第2部学級代表(class representative)

生徒評議会の成員としての学級代表

生徒評議会で行き上げられる問題をその会合の前に、例えば学級全員会議や自由時間に学級で討論しておくことが重要である。

生徒評議会が『手引き』(The Guide)に沿って活動できる次のようなやり方がある。

●学年の始めに各学級は生徒評議会が勧告した線に沿って様々な教員の冊子(booklet)の使い方を討論することができる。学校は冊子の使い方に関する全面的な計画をもっているかも知れない。その場合にはあなたたちはその計画を討論しなければならない(should discuss)。もしそのような計画がないなら生徒評議会は計画が作られるよう提案してその仕事に参加することができるだろう。

生徒評議会執行部の成員とその義務

全生徒は生徒評議会執行部の選挙に立候補することができる。

生徒評議会執行部は、生徒評議会の効果的な活動及び日々生徒評議会の前に置かれる問題を処理することに責任を負う。

生徒評議会をどれだけの回数するかは評議会自体が決めることである。しかし、多くの場合、取り上げて欲しい問題をいつ出すべきかわかるように、週に1度決まった曜日に会議をすることが都合がよい。

(生徒評議会執行部には、会長、副会長、書記、会計、その他の役員が置かれる。—北川)

総会(general meetings)

生徒評議会は総会が定期的に開催されるよう準備しなければならない。

事務所と当番名簿

生徒評議会は生徒が評議会委員と会えるように事務所をもち、事務所を開いている時間と当番を決めるべきである。

(3) 大学の管理運営への学生参加

以下に示す法規に見られるように、ノルウェーでは、国立カレッジ以上の高等教育機関の理事会、評議会への学生代表参加が保障されている。なお、これらの学校では、日本の学部等に当たるとされる“Departments”の運営委員会(Steering Committee)にも学生代表が15-20%の委員構成比率で参加することとされている(下記法律12条1項、13条1項・4項)。

大学及びユニヴァシティ・カレッジに関する法律(1995年5月12日 法律第22号)¹²⁾

(抄)

第1条 この法律の適用施設

1. この法律は、大学(universities)…、ユニヴァシティ・カレッジ(university colleges)…、国立カレッジ(state colleges)……に適用される。(省略部分に8つの大学、6つのユニヴァシティ・カレッジ、26の国立カレッジの名称が列挙されている—北川)

第3条 主たる管理機関

1. 各施設は、大学理事会(board)又はカレッジ理事会によって管理される。

第4条 理事会の義務

1. 理事会は、施設の最高管理運営機関であり、……(以下、略)。

第6条 理事会の構成

1. 理事会は、9、11、又は13名で構成される。

2. その成員は、総長、副総長、2乃至5名のアカデミック・スタッフからの選出代表、1乃至2名の技術職員及び管理職員からの選出代表、2乃至3名の学生からの選出代表、2乃至4名の学外者による。

3. 理事会はその成員の過半数がその施設のアカデミック・スタッフのみ、又はアカデミック・スタッフと学生でなければならない。

第7条 大学又はカレッジ評議会の義務

1. 大学又はカレッジ評議会(council)は、大学等の活動の基本方針に関する事項又はそれに関連して生ずる原理的な重要問題について理事会に助言をする。……

5. 評議会の会議は公開である。但し、個人のプライバシーを守るため又は施設の運営の利益に関わる場合は単純多数により秘密会にすることができる。……

第8条 大学又はカレッジ評議会の構成

1. 大学又はカレッジ評議會は、第4項に定める場合を除いて、少なくとも15名で構成される。その人数配分は次のとおりである。

- a. 常任アカデミック職員 51-60%
- b. 臨時指名アカデミック職員 0-10%
- c. 技術・管理職員 5-25%
- d. 学生 15-30%

第11条 理事会及び評議会の選挙

2. 理事会及び評議会の学生成員及びその補欠は、1年の任期で選ばれる。

おわりに

以上、①成人教育や少数言語教育重視を含むノルウェーの教育の概要、②その改革における一般教育重視の基本理念、③学校と労働場所において一般教育と専門教育とを共に保障しようとする2元制度による後期中等制度改革、④その2元制度の一方としての職業訓練制度、⑤学校の管理運営への生徒・学生の参加の制度的保障と後期中等教育生徒の自治育成方針、等を見てきた。

以上のような理念や方針、制度等が、ノルウェーで国をあげて追求されているという事実は、わが国の教育改革においても、これらに含まれている価値ある内容を創造的に適用・発展させることの重要性を改めて考えさせる。

今後、教育実態や教授学習内容、教育課程、子どもや親の権利保障なども含めて、ノルウェーの教育についての知識と理解をさらに深める機会を求めてゆきたい。

出典（《 》内は便宜上の和文略称）

- ①ノルウェー大使館発行 ノルウェー Infomation No.3/95「ノルウェーの教育制度」、和文A4判1枚表裏2頁。
- ②Norway Ministry of Education, Research and Church Affaires, *Education in Norway*, Oslo:May 1994, 12 pages, A4 format. 《ノルウェーの教育》
- ③the same as above, *Core Curriculum for Primary, Secondary and Adult Education in Norway*, Oslo:1994, 42 pages, 《コア・カリキュラム》
- ④the same as above, *Reform '94; This is our solution-The Reform of Upper Secondary Education in Norway Started in August 1994*, Oslo:November 1994, 10 pages, 《後期中等教育改革》

- ⑤ *Act No.13 of 23 May 1980 Relating to Vocational Training, As Subsequently Amended, Most Recently by Act No.85 of 11 June 1993*, English Translation by the same Ministry as above, 24 august 1994. 《職業訓練法》
- ⑥ *Act No.55 of 21 June 1974 Relating to Upper Secondary Education, As Subsequently Amended, most Recently by Act No.90 of 11 June 1993*, English Translation by the same as above, 24 august 1994. 《後期中等教育法》
- ⑦ The National Centre for Educational Resources, *The Guide*, Oslo:1994. 48 pages. 《手引き》
- ⑧ *Act no.22 of May 1995 Relating to Universities and Colleges*, English Translation by the same Ministry as above. 《大学法》

注

- 1) ノルウェーの概要と特徴の若干を記しておく。

【国土】ノルウェイ (Norge又はNoreg) は、正式国名ノルウェー王国 Kongeriket Norge、94年現在人口約430万人、領土面積約38万7000km、概ね北緯56°～72°東経5°～31°スカンディナビア半島の北西部に位置している。国土は、その1/3は北極圏内にあり、山岳地帯が多く耕作面積は約3%である。スカンディナビア山脈による長い国境線によって半島南東部のスウェーデンと隣接している。首都オスロ (Oslo) は、人口約48万人、北緯60°東経11°、1日の平均気温は年間平均で5.7℃、最寒1月の平均気温-4.3℃、最暖7月17.3℃である (東京書籍編集部『世界各国要覧』1995年及びDominique et Michèle FREMY, *Quid 1996*, Paris:Éditions Robert Laffont,1995, p.1268、参照)。

【歴史】ノルウェーは1380年のデンマークとの同君連合の成立以降デンマークに支配されていたが、1814年、スウェーデン支配下に移された。この下でノルウェーは形の上では独立国としてスウェーデンと同君連合をなし、ノルウェー独自の憲法・議会・政府の維持を認められ、外交と軍事が共同の名目でスウェーデン側に握られていた。この「エイツヴォル憲法」の下で、ノルウェー議会は1884年にはスウェーデン国王に任命されるノルウェー政

府を完全に支配下におくようになり、また議院内閣制・普通選挙・地方議会における婦人参政権の導入などを行なった。しかし、ノルウェーの海運業と漁業が発展し外交権を持たない不利益が顕著になり、1890年頃からノルウェー側とスウェーデン側の対立と交渉が進行した。結局、1905年ノルウェーの国民投票のほぼ2千対1による結果に基づく独立表明を経て同年9月のカールスタッド協定による円満な連合解消が成立しノルウェーは独立した。(百瀬宏・村井誠人監修『北欧』1996年・新潮社、63-64頁・本間晴樹執筆及び355-358頁「北欧史略年表」)。

【言語】公用語にはボークモール (bokmaal, rikusmaalともいう) とニーノシュク (nynorsk) がある。前者は80-85%の人に教えられている第一言語であり、デンマーク語をノルウェー語の発音に合わせて変化させたものでかつて400年間は唯一の公用語であった。後者が公用語として新しいが前者に代わる傾向はなく二者が併存している。後者は、デンマークによる征服の以前から日常的に話されていた言語を引き継いだものであり (以上、*Quid 1966*、前掲頁)、非デンマーク的なノルウェー語を確立しようする運動によって各地で使われていた方言を採取してつくられたもので1885年に国会で公用語として承認され

た。この両言語の問題は「あくまで書き言葉の問題」であり「東京弁と大阪弁を正書法に採用しているような」ことだと言われる（岡本健志・『北欧』74頁）。

- ・ [政治経済] 第二次世界大戦でノルウェー（以下、本注ではNと略記）は、1940年4月、ナチスドイツの奇襲攻撃を受け大戦終結まで本土はドイツに占領され、ロンドンの亡命政権と国内戦線によるレジスタンスを展開した。戦後、45年に国連、49年にNATOに加盟した。東西対立の中でNはデンマーク（以下、D）とともに、NATO加盟に際して「自国領に外国軍基地を設置しない」という特別項目を付ける（しかしのちNATO軍を置くことになった。）、62年には自国領に核兵器を置かない宣言をする等独自の安全保障を追求してきた。北欧諸国、すなわちN、Dとともに、スウェーデン、フィンランド、アイスランド（以下、S、F、Iと略記）は、53年各国国会議員による「北欧会議」を形成（Fは56年加盟）、60年「ヨーロッパ自由貿易連合」EFTAに加入（Fは準加入）、64年「国連待機軍」を創設（Iは不参加）、72年「北欧閣僚会議」を設置するなど国際政治経済において一定の北欧独自の共通性を追求してきた。

EU加盟問題での各国国民投票では、Dが92年否決・93年再投票で可決、94年S、Fが可決したが、ノルウェーは72年EC加入否決に引き継ぎ94年EU加盟を否決した。「EUという特権階級よりも、残りの世界の人々と手をつなぐ」というのが加盟反対派のスローガンであったが、その裏付けには69年に北海油田が発見されその採掘量1日280万バレル、天然ガス採掘年間600-700バレルによる経済の安定があると言われる（以上、前掲百瀬編『北欧』85-118頁、武田龍夫『物語北欧の歴史』1993年・中央公論社・190-197・221-230頁、大島美穂ほか『環バルト海』95年岩波書店・153-167頁、参照）。

政権は、労働党が1928年に少数内閣を形成、35-40年単独、40-63年連立政権、その後保守

連立政権となった（武田・前掲書197頁）。議会は伝統的に小党分立的で、同時に政党が社会主義的と非社会主義的とに大別でき2大政党政治的とも見られ、近年では概ね総選挙毎に保守と革新で政権交替が行なわれている。現在は、93年9月の総選挙の結果、女性のグロ・ハルレム・ブルトラン首相が率いる労働党の単独政権となっている（前掲『世界各国要覧』140頁）。

[福祉・教育] Nでは他の北欧諸国と同様又はそれ以上に環境や福祉への施策が先進的に進められている。例えば、①「男女平等法」（79年施行）の規定の追加・修正によって「公的に任命される理事会、審議会、委員会等の構成は男女一方の性が少なくとも40%以上でなければならない」とする制度が88年から実施されている。②42週間の休暇の場合は100%、52週の場合は80%の育児有給休暇が父母に保障されており、うち母親は出産の直前に3週間、産後6週間とらねばならないが、93年からは父親も4週間以上とらなければならないとされている（上野勝代『子ども、お年より、女性が輝く国ノルウェー』95年・かもがわ出版・165-166頁）。③81年、世界に先駆けて「子どもオンブッド」制度を実施した（同国大使館、英文「子どものための委員に関する1981年5月6日の法律第5号」等の諸資料）。同国の学校教育については、『国際理解教育と教育実践』（エムティ出版、1994年）第4巻第10章「ノルウェー」（中嶋博執筆）及び中田慶子『私の出会ったノルウェー』（ドメス出版、92年）等があるが、前者に和文文献の紹介はなく本格的な紹介・研究はこれからと思われる。

2) この節は、特記しない限り、本文末記載出典の①、②による。

3) 英文では直訳と思われる“Ministry of Education, Research and Church Affairs” “The Royal Ministry of Education, Research and Church Affairs” “The Royal Ministry of Church, Education and Research” など

が用いられている。日本語直訳は「(王立)教育研究教会省」などであろうが、本稿では「文部省」とする。

- 4) サーメは、現在ノルウェー、スウェーデン、フィンランド三国の北端からロシアの西北端にかけて住みトナカイ放牧を中心に狩猟、漁労などで生活してきた人々である。従前の「ラップ」という呼称は差別的だされている。人数は認定基準によって4万人とも10万人ともされる。サーメ語は18世紀まではサーメ人の居住地域では半ば公用語の地位にあったが、19世紀に言語的同化の圧力が高まり学校教育はサーメ語を排除、同語の習得や使用が社会的心理的に困難になる状況が生み出された。第二次大戦後、北欧サーメ会議及び同評議会においてサーメ語復権運動が始められ、ノルウェー政府は87年の通称「サーメ法」及び90年の立法措置を通じて同語の地域的な公用語化、同語教育及び同語による教育に道を開いた。続いてフィンランドも91年の通称「サーメ言語法」により同語の地域的公用語化を実現した。スウェーデンでは、93年にサーメ人の代議機関が設置された以外は、通常学校における同語の教育・同語による教育はノルウェー、

フィンランド両国に比して限定的であり地域的公用語化もまだ実現していない(吉村博明、大倉純一郎・前掲『北欧』82-83頁)。

なお、ノルウェーでは88年、同国に住む14歳以下のすべての外国人の子どもたちは週に最低4時間、それぞれの母国語で授業を受ける権利を保障されているという(中田慶子・前掲書78頁)。

- 5) 本文末出典③。A4判全文42頁カラー図版入りである。
- 6) ここで「教育制度を統括する諸法」として挙げられているのは、本稿(一)に記述の6法律のうち《大学法》以外の5法律である。*Core Curriculum* ではこれらの基本目的(principal aims)を定める諸条文を表紙裏面に示し、これら諸法律の目的の要素を次の6大項目に分類整理している。①道徳的視野(moral outlook) ②創造的能力③労働(work) ④一般教育⑤協同(cooperation) ⑥自然環境。
- 7) 本文末出典④ 8) 出典⑤ 9) 出典②p.8
- 10) 出典⑥
- 11) 出典⑦。A4判全文48頁のものである。
- 12) 出典⑧

——1996年10月21日——

ノルウェーの学校教育（その2）

— オスロでの小、中学校調査を踏まえて —

北 川 邦 一

目 次

（一） 義務教育と97年改革	295
（1） 義務教育の制度・教育課程と97年改革	295
（2） 義務教育学校の科目時間配当	297
（3） 義務教育学校の父母組織、生徒組織、学校運営組織	298
（二） ルセチェルン小学校	299
（三） ホルムリア中学校	301
（四） ロフスルード中学校	304
（1） 学校運営の概要	304
（2） 学校の年度計画	307
（3） ロードジベル（radgivere）	309
（4） 高等学校への進学指導	310
（5） 学校の予算・施設設備	312
（6） 授業など	312
（7） 父母評議会の活動	313
まとめに代えて	315
注	316

ノルウェーの学校教育（その2）

— オスロでの小、中学校調査を踏まえて —

On School Education in Norway (II)

— Based on My Visitation in Oslo —

北 川 邦 一

KITAGAWA Kunikazu

本稿は本誌第16号（96年12月）に発表した「ノルウェーの学校教育—その概要、共通教育理念と後期中等教育制度—」の続編である。

前編執筆後、1997年9月2日（火曜）から5日（金曜）にかけて、ノルウェーの首都オスロにおいて1つの小学校、2つの中学校、2つの高等学校、2つの教育行政機関を訪問して見学、聞き取り、資料収集を行なった¹⁾。本稿ではこの訪問で得た知見を踏まえて、主として、前編では触れることの少なかった同国の義務教育学校の状況についてまとめるものである。

高等学校教育及び教育制度・教育行政についてのまとめは、別の機会を期したい。

なお、本稿で特に注記しない事項は、訪問校での見学・聞き取り及びそこで提供された資料に基づいている。

（一）義務教育と97年改革

（1）義務教育の制度・教育課程と97年改革

ノルウェーでは、1969年の「基礎学校に関する法律」に代わって「教育および訓練に関する法律」（*Lov om opplæring*）²⁾が施行され、義務教育について1997年8月の新学年の課程から「97年改革」（*Reform 97*）が始められた。この改革は、前編で紹介した同国における全面的な教育改革の一環であり、とりわけ「94年改革」（*Reform 94*）と呼ばれる後期中等教育改革と連動するものである。

この97年改革によって、従来、義務教育は小学校（*barneskole*）6年間（7－13歳）、中学校（*ungdomsskole*）3年間（13－16歳）であったが、就学前（*forskole*、プレスクール）の1年間が義務化されて小学校に編入され、小学校が低年齢段階（*småskoletrinnet*）4年、中間段階（*mellomtrinnet*）3年の計7学年制となり、中学校の3ケ年と合わせて

義務教育が10年となった³⁾。また、小学校、中学校の新教育課程が次のように導入されることとなった。

1997/98学年度：第1学年/就学前

第2、第5、第8学年

1998/99学年度：第3、第6、第9学年

1999/2000学年度：第4、第7、第10学年

新教育課程の基準は、①ノルウェーにおける初等、中等および成人教育のためのCORE CURRICULUM（共通教育要綱）：一般部分、②義務教育のための原則と指針、③科目要綱（subject syllabuses）によって構成される。

新1年/プレスクール学年については、19人以上の学級には2人の教員が充てられる。また、当面、従来の小学校教員およびプレスクール教員のどちらにもこの生徒を教える資格が認められ、プレスクール教員はさらに研修を受けて低年齢段階（第1学年～第4学年）を担当する資格が認められることになる。

10年制義務教育学校は、「全ての者に同一の学校」の原則を強化するものであり、原則として全生徒は同一の課程で同一の科目を学び、科目要綱に示された教育内容は授業に対する共通の拘束力ある基礎を成すものであるとされ、新教育課程では共通の科目内容が強調されているが、同時にそれを地方的条件および個別の生徒に適合させることも可能とされている。

97年学習指導要領（“The Cullicula for the 10-year Primary and Lower Secondary School” of 1997。学校、教育行政機関において“L97”と略記される。）は、学科交流的な授業（inter-disciplinary teaching）を含む主題的授業（thematically organised teaching）を授業方法として義務づけた。又、97年学習指導要領は、プロジェクト学習（project work）を学校における授業方法として義務づけた。主題的授業によって生徒は全体的で意味に満ちた事物の性質（nature）についての教授を受ける。また、プロジェクト学習においては、生徒自身が学習課程において能動的な役割を果たし問題に基づいて具体的な結論と結果に対する基礎としての情報を獲得しなければならず、教員は監督（supervisor）としての重要な役割を果たすべきであると考えられている⁴⁾。

なお、97年9月5日、オスロでノウェー政府オスロ及びアケルシュス教育局（STATANS UTDANNINGSKONTOR I OSLO OG AKERSHUS）を訪ねた。その時の教育局長（UTDANNINGS DIREKTØR）のビョルグ・エルスタット（Bjørge Ølstad）氏（女性）の説明によると、この教育課程改革は、①男女平等、②児童生徒のニーズに適合した教育、③子どもの能力を伸ばし得る教育という考え方を授業方法に取り入れ、プロジェクト法を重視し、第1学年の授業は一斉教授方式の授業は約25%でプロジェクト法による授業が75%、学年進行とともに教授授業の比率が増し第10学年の高等学校第3学年では教授

方式授業を約80%とする計画であるという。

（２） 義務教育学校の科目時間配当

国の定めでは、義務教育学校における必修教科は、次のように定められている。

- キリスト教、他の宗教および道德教育 (Christianity, other religions and moral education)
- ノルウェー語
- 算数・数学
- 公民科又は社会科 (Civics/social studies)
- 美術および工芸
- 理科および環境科目
- 英語
- 家政科
- 体育
- 追加科目

この外に、学校および生徒が選ぶ科目のための時間を加えることが可能とされている。

また、上記の「追加科目」では、①ノルウェー語、英語以外の、生徒が選ぶ言語科目、②既習のノルウェー語、英語又は身ぶり語学習を深化する科目、③実践的なプロジェクト学習、の3つのうちの1つが提供される⁵⁾。

表Ⅰ オスロ市小学校、中学校の授業時間配当

教 科	小学校段階							中学校段階		
	学 年							学 年		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
キリスト教	76	76	76	76	76	76	76	76	76	95
ノルウェー語	266	266	266	266	190	190	209	190	152	190
算数・数学	114	152	152	152	152	152	152	152	114	152
社会科	38	38	76	76	114	76	114	114	114	152
美術及び工芸	38	38	76	76	152	114	114	76	76	76
理科及び環境科目	38	38	76	38	76	76	95	114	114	114
英語	0	19	38	38	114	76	114	114	114	114
音楽	38	38	38	38	76	76	76	38	38	38
家政科	0	0	0	76	0	114	0	0	114	0
体育	76	76	76	76	76	76	114	152	76	76
選択科目	0	0	0	0	0	0	0	76	114	114
生徒評議会・学級評議会	0	0	0	0	0	0	0	38	38	19
自由活動	114	95	38	0	0	0	0	0	0	0
学校選択・生徒選択	38	38	38	38	38	38	38	0	0	0
合 計	836	874	950	950	1064	1064	1102	1140	1140	1140
週当たり授業時間単位数	22	23	25	25	28	28	29	30	30	30

(注) ※数値は45分を単位とする授業単位数を示す

オスロ市の小学校および中学校で1997/98学年度から行なわれる教育について見ると、その授業時間配当は、表Ⅰのとおりである⁶⁾。

科目欄に挙げられている科目を見ると、「KRL」は“KRL=Religious Instruction and Ethical Education”と説明されているが、国が挙げている「キリスト教、他の宗教および道徳教育」に当たる。又、「社会科」は、国の挙げる「公民科又は社会科」に当たる。「選択科目」(Electives)と「生徒又は学級評議会」(Pupil/Class Council)および「自由活動」(Free Activities)という科目は、国ではこれらの名称は直接には挙げていない。オスロ市の上記授業時間配当は、国の定める最小限単位時間総数よりも、722単位時間多い。

(3) 義務教育学校の父母組織、生徒組織、学校運営組織

また、公立義務教育学校においては、学校運営および生徒、父母の諸組織が設けられており、オスロ市教育長編集の文書では、次のように説明されている⁷⁾。

【父母評議会】(Foreldrerad) 各学校に設置され、その学校に通う生徒の親全員で構成される。父母評議会は、父母および保護者の共通の利益を保護することおよび父母が良い学校環境を創造することに能動的に貢献することに責任を有する。

【父母評議会運営委員会】(Foreldrearbeidsutvalg, FAU) 通常各学級の父母代表で構成され、この中から2人が学校の調整委員会委員に選ばれる。

【学級の父母代表】(父母評議会学級委員) 学級生徒の父母の中から女性1名、男性1名が選ばれる。一方で学級の父母・保護者の間で、他方で父母評議会運営委員会の間で、学級教員と父母との協同をとりもつ。学級の父母代表は、○父母一学級教員会議の企画・開催、○学校内外の環境に関する問題の討論、○学級父母への父母評議会運営委員会の活動に関する情報提供、○生徒と父母の連絡網の作成、○学級遠足の準備への参加等の役割を果たす。

【生徒評議会】(Pupiles' Council) 各中学校では生徒評議会が設けられてきたが、新教育法は、これを中間段階(第5学年～第7学年)に拡大した。初等段階のどの学校にも生徒評議会がつくられ得ようになり、通常、各学級は生徒評議会への代表を選出する。

【学級評議会】(Class Council) 各学級にその全生徒を構成員とする学級評議会が設けられる。

【調整委員会】(The Coordinating Committee) 各学校には調整委員が設置され、これは教員/プレスクール教員の代表2名、その他の職員の代表1名、父母評議会からの代表2名、生徒評議会からの代表2名から成る。校長とコミューネ(kommune。市、町又は村)に任命された委員とがコミューネを代表し、校長が事務を担当する。議事が守秘事項に及ぶときは、生徒代表は席を外さなければならない。調整委員会の仕事は、学校社

会の多様な当事者の接触と協同を奨励しその活動を調整することである。調整委員会は学校に関するあらゆる問題に関して見解を表明し学校の諸活動に影響を及ぼすことが認められている。しかし、給料及び労働条件並びに個人的事項に関する決定は扱ってはならない。

（二） ルセチェルン小学校

9月3日9時、オスロ中央駅からSki行き電車で南方へ約8.5km、Holmlia駅で下車徒歩数分、Nordåvein 1, n-1251 Osloに位置するルセチェルン小学校Lusetjern skoleを訪問した。

リングスタード(Lyngstad)校長(女性)、教員のアームスグコークさん、調整委員会委員長のブッシュマンさんにインタビューに応じていただき、主として校長から説明を受け、いくつかの授業参観をした。

学校の組織構成は、次のとおりである。

生徒 (elver) 410名。

学級 (klasser) 17学級

(第1～5学年各3学級、第6学年2学級)

職員総数47名。

教員 (lærere) 42名

(校長 rektor 1名を含む)

助手 (assist) 3名

事務職員 (sekretær) 1名

用務員 (vaktmester) 1名。

1997/98学年度から小学校は7年制になっているにもかかわらずこの学校に第7学年がないのは当校が94年8月から開設されたという特殊事情によっている。すなわち、当校は隣接校の収容力不足解消のため、94/95年度に第1学年、第2学年及び第6学年で発足した。発足時の2学年は97年8月には従来の制度によれば第5学年になるところであるが、制度改革で第6学年になった。その1年上の学年は元々在校生がないのだから第7学年は欠けているのである。

図Iは校舎・教室の配置図である。校舎は、A～Gの7棟からなり、1階がワーク・ショップ用、2階が教員のdata roomその他の部屋からなるA棟以外は全て平屋で学年毎にまとまって教室が割り当てられており、各教室はそれぞれ戸外への出入口をもっている。特殊教室としては、美術室 (formingsrom)、音楽室 (musikkrom)、情報室 (mediatek) があるが、理科実験室、家庭科室がなく、体育館は外部の施設を2校で使用している。

この学校はオスロでも外国籍の生徒が最も多い方で、約4割の生徒がノルウェー語を第



97/98学度 学級配置							
E棟	D棟	A棟		B棟	F棟	C棟	
1番=1B	4番1階=	20番1階=作業場	A:5年	音楽室 メディア室	8番1階=5A	14番1階=2A	
2番=1C	5番1階=	教員図書室	B:6年		9番1階=5B	15番1階=2B	
3番=1A	6番2階=6A	E:教員のため の情報室	C:4年		10番1階=5C	16番1階=2C	
	7番2階=6B		D:2年		11番2階=4A	17番2階=3B	
	工芸室		F:3年		12番2階=4B	18番2階=3A	
			G:1年	13番2階=4C	19番2階=3C		

図 I

2言語にしている。パキスタン、ベトナム、アラブ系の子が多く、それらの言語ができる教員が配置されて授業担当者を助けている。

教員は、各学級担任に2、3人の教員を加えた計5人又は6人の教員で学年の生徒を担当する。そのため、毎週2時間打ち合わせの時間をとっている。障害児や少数言語の子など特別の指導が必要な子も普段は普通のクラスに属する。

各生徒の能力・発達段階に沿った授業という考え方が基本にされ、一斉授業は、なるべくしないように行政でも決めており、プロジェクト、テーマを重視して授業をしており、遊びが重要な役割を果たすと考えられている。

常時勤務の教師は週当たり25時間の授業担当のほか企画・打ち合わせ・研修を5時間、合わせて30時間勤務する。この外、年間540時間自由に仕事をし（以上2つの合計では1710時間）、年間合計1770時間、勤務する。学年は39週間であり1週45時間の勤務である。

学校の管理運営に関する組織としては、「調整委員会」が設けられている。調整委員会の構成は、親代表が2名、教員2名、教員以外の職員1名、コミュニーネ代表1名、校長1名の7名で構成される。この機関は、校長の助言機関であるが、98/99年度からは決定権を有することになっている。

調整委員会の委員長は、学校の職員以外から選ばれることになっており、現在はコミュニーネ代表がなっている。

地方自治体代表は、議員とは別に、コミューネ議会で会派の勢力比に応じて各種の行政分野の諸委員が任命され、そのうちの1つとして学校への委員が定められているものである。

学校には生徒の全父母で構成する「父母評議会」があり、各学級では2名の父母代表が定められ、そのうち1名がFAU（父母評議会運営委員会）に参加して毎月1回会合をしている。

調整委員会は、学校予算の増額や教員増、教育条件の整備など地方自治体に対する要求などを議題として取り上げている。

父母評議会や学校の調整委員会はもっと大局的な学校の管理運営や予算、職員増などについて校長に勧告をしたり、体育館の増改築などどちらかと言うと地方自治体に対する要求を扱っているという。

親の学校や教員に対する要求や不満は、父母評議会や調整委員会には出されず、校長に出されている、という。

見学した1つの授業は男性教員の第1学年の学級だった。生徒は3週間前、学校に入学したばかりで、10迄の数の学習で、大きな丸に色を塗ったり、「（インディアンが）一人、二人、三人来ました」の歌を歌ったりしており、数人ずつ向き合う机の配置だった。

もう一つは、女性教員の社会科の授業であった。9月14日の国会議員選挙の直前だということで国会についての勉強をしていて、首相や大蔵大臣、文部大臣など大臣の名前を挙げていた。もう一つのクラスと質問を出し合って競技をすることになっているという。授業生徒人数は21人で、机の配置は黒板に向かう一斉授業様式であったが、机の間や前後が広々とした感じであった。

（三）ホルムリア中学校

ホルムリア中学校（Holumulia ungdomsskole）は、ルセチェルン小学校に隣接している。同校を午前10時15分頃訪問し、オース（Aas）校長（男性）及びロードジベル（女性）の応接・説明を受け、授業を見学し、生徒評議会役員生徒2人と話をした。

同校の1997/98学年度の学級・生徒数、職員数は、次のとおりである。

生徒総数 459名

第8-10学年相当の外国語生徒受け入れ学級	11名
第8学年6学級	161名
第9学年5学級	136名
第10学年7学級	151名

（第10学年に2名の学級がある外は、同学年でも学級生徒数に若干の幅はあるが、各学級とも生徒数は23名～30名）

学校職員総数 63名

校長 (rector) 1 名
副校長 (undervisningsinspektører) 2 名
ロードジベル (rådgivere) 2 名
教員 (lærere) 51 名
助手 (skoleassistenter) 3 名
事務職員 (sekretærer) 2 名
警備員 (vaktmester) 1 名
清掃員 (renholder) 1 名

上で「ロードジベル」というのは、助言 (råd) を与える人 (givere) という意味であり、ノルウェー語－英語辞典では “*adviser*” とされている。学校運営上の役割と生徒に対する助言を兼ねる職である。（(四)で後述するロフスルード校のロードジベルの仕事、参照。）

同校は、外国語を母語とする生徒が約50%である。そのため、同校は “*Holmlia school, a school that is exuberant and exiting and with a cultural diversity*” と題する「学校要覧」ないし「学園案内」に類する文書を英文で作成している。

校長とロードジベルの説明並びに上の文書によると、同校の教育は次のようである。

まず、教育の重点は次の点においている。

- 生徒に良い普通教育 (general education) を与える。
- 生徒に安全と豊かな発達を与える。
- 生徒に肯定的な自己概念 (positive self-concept) を与える。
- 生徒に他の諸文化を尊重することを教える。

外国からの生徒受け入れ学級は、外国からきたばかりの生徒16人までに1年間、社会科とノルウェー語を教える。生徒は、その後、通常学級又は他の学校に移る。

この外に3つのオルタナティブ学級があり、その生徒は通常学級と重複している。①「地域環境グループ」は通常の課程に加えて実践的な教育を行っている。②「売店営業」では、8人～12人の生徒が企画、生産、経理、販売等の売店営業の実習を12単位時間行い、後の18時間は通常の学習を行なう。③「メディア・音楽」では、「センドル・ホルムリア余暇センター」という青年クラブと協同してビデオ及び音楽の製作の一部を担っている。これには12人まで受け入れることができる。

通常の学級は、2つの学級毎にノルウェー語、数学、英語の3人の正規の教員を配置し、その3人の教員がその学級・生徒について密接に協同して教えている。授業運営においては、いくつかの科目について、「キャスリング・モデル」(ノルウェー語では *rokeringsmodell* ⁸⁾)、すなわち、2学級を合わせて3つのグループに分け、各科目の教員はその3つのグループ全部の授業を持つという方法を採用している。

また、5人の特別教員、副校長及びロードジベルで協同して特別教育を行なっている。例えば、8週間で4つの数学の基本演算を習得させるために目標を立て、生徒と父母が契約にサインをする。その間、生徒は他の科目のいくつかの授業から離れるというやり方である。

図書室は、97/98年度から週に30時間開け、生徒への貸出、プロジェクト授業、図書指導、教材収集、インターネットなどを行なう。

全生徒はワープロとスプレッド・シートの教育を受けている。選択教科及び補助授業で情報を行っており、インターネットに学校のホーム・ページを有している。

当校はプロジェクト教育を何年もやってきた。秋の間は「私たちの街」というプロジェクト教育をやり、春には「オープン・イブニング」に至るプロジェクトを行なった。後者では、第10学年生が様々な国の紹介、フォーク・ダンス、民族衣装、民族の食事や展示を行ない、8年生と9年生は校庭でフォークダンスや木工作品の展示やいろいろな種類の催しをし、両親や近所の人たちを招いたという。

正規の全教員は毎週1授業の間に生徒と会話をしなければならないことにしている。また、何人かの生徒向けには生徒の興味を惹く話題を扱う2人の青年をリーダーとする「会話グループ」を作っている。

また、当校はブリュッセルから資金を得ての「コメニウス計画」の取り組みや他文化の父親グループの取り組み、水泳の経験のない他文化女子生徒の水泳コースなどもしている。

見学した授業は、どの授業も落ち着いたなごやかな状態で行なわれていた。

見学した数学の授業は、上記の「キャスリング・モデル」の一つの適用なのであろうか、担当する2学級生徒を進度別に3つのグループに分けて教えていたが、どうやら進度別に3分した一番遅れているグループのようで、第8学年（13歳生徒）であるにもかかわらず、 $26+58$ 等の計算練習をしていた。

なお、その教科書に示されていた計算手順は次のように図式化しうるものであった。

$$\begin{aligned} 26+58 &= (26-2) + (58+2) \\ &= 24 + 60 \\ &= (20+60) + 4 \\ &= 84 \end{aligned}$$

高等学校への進学について、校長とロードジベルに質問した。特に大きな問題はなく、大半の生徒は中学校での助言を受けて概ね本人が納得し志望する高校の学科に進学することができている、また、受け入れ高校の方でもそれなりの対応をしている、敢えていうと、職業的学科と結びついた見習い養成所が、中学校側の希望に比べて少ない、産業界の人材要求というよりも教育的に見て見習い養成所が不足している、ということであった。

生徒とのインタビューには、どちらも第10学年で現在学校の生徒評議会役員をしている

ウェルヴィン君と生徒評議会役員を経験したことがあるゴクソエル君が応じてくれた。ウェルヴィン君は、オスロ市の「青年評議会」の役員もしている。物おじしない落ち着いた態度の子たちで、次のように話してくれた。青年評議会は、オスロ市の各学校の生徒評議会代表50%とオスロ市内の青年クラブの代表合わせて59人で構成しており、年に2回会議をする。25人の運営委員会を選んで多いときには3週～6週に1度の割合で会合をもっている。

この委員会の主導で、①労働環境法で労働条件が定められているが、それに相応する生徒の法律の草案を作っている。そのため学校の学習条件を定めようとしている。また、②いじめやをどうやってとめるか、児童家庭省と相談して方針書作成のため審議をしている。また、学校の生徒に、いじめや喧嘩等の紛争調停の方法を教える講座を開いている。「街で武器を持たないようにしよう」というキャンペーンのためTシャツを売ったりしている。

（四） ロフスルード中学校

ロフスルード中学校（Lofsrud ungdomsskole）は、オスロ中央駅の南南東約8 km、Lofsrudhøgda 210, N-1281 にあり、ホルムリア中学校の北東約3 kmに位置する。この学校を9月4日正午過ぎに訪ねた。

97年9月3日現在、生徒は521名、学級数19、第8学年はA～Gの7学級、第9、10学年は各々A～Eの6学級、各学級の生徒数は厳密に均等ではないが各々24人～30人、職員は教員53名と他11名合わせて計64名の学校である。

校長室で、ビェルトネス（Bjertnes）校長（女性）から同中学校の教育の概要について、メーブリ・サンダソン社会問題担当教員兼ロードジベルから生活指導のやり方について、ヨースンド進学問題担当ロードジベルから進路指導について、それぞれ主として説明を受けた。その後、コード・ロシュラン副校長（男性）の案内で施設及び授業を見学した。授業見学の後、学校の調整委員会委員であり父母評議会委員長であるトーレ・レーニンさんの来校時刻を見計らって校長室に戻り、彼から父母評議会の活動について説明を受けた。

以下、概ねこの順で見聞をまとめるが、校長と両ロードジベルからは説明に際してその内容に関する文書（いずれもノルウェー語）の提供を得た。限られた時間での説明よりも明確な部分もあるので、以下では、適宜それらの邦訳を示して見聞・質疑内容を補足する。

（1） 学校運営の概要

同校の教育の概要については、校長から説明を受けたが、その際、「学校運営の概要」（ノルウェー語。A 3判3頁）と題する文書を提供してもらった。これは、同校1996/97学年度についてのものであるが、97/98学年度は97年8月下旬から始まったばかりであっ

たから当時から見て最新の状況を述べたものである。まず、その全文の訳出によって学校の概況を示す。なお、1997/98学年度からは、義務制就学が1年早まり、同中学校には第8学年＝13歳から第10学年＝15歳の生徒が在学している。

ロフスルード中学校 1996/97学年度

学校運営の概要

Oversikt over driften ved skolen

ロフスルード校は、18学級、各学年6学級で生徒は合計479名、その中に26ヶ国からの138名の少数言語（ノルウェー語以外－訳注）の生徒がいる。

教員は50名、他に職員10名がいる。

【授業組織】

第8学年と第9学年では、授業はABCとDEFの2つのチームに分けて行なわれる。ノルウェー語、数学及び英語の授業は、それぞれの科目について援助グループとT-time グループ（テーマ学習グループ）があるように3クラスずつ同じように設定されている。第二言語としてのノルウェー語は、ノルウェー語と同じように設けられている。第7学年では、97/98年度は2学級ずつでチームを作るという試行をしている。これらの2学級に、1人の数学教員、1人のノルウェー語と英語の教員がつく。後者は社会科、理科及びキリスト教も教える。T-time グループがノルウェー語、英語及び数学の時間と同様に設けられている。

この学年は1つの「キャスリング・モデル」（前出。原語rokeringsmodell）を持っており、この2学級が、ノルウェー語、英語及び数学の時間には週に2回、3つのグループに分けられる。このチーム・モデルは、1月ないし2月に評価されことになっている。

学校は、97年指導要領に向かう状況下でよい組織のあり方を考えてさらに仕事をすすめなければならない。

【少数言語の生徒の授業】

当校は3つの学年全部に外国語としてのノルウェー語を設けている。また、語彙が少なく、学習上の問題の理由で科目に困難を有している少数言語の生徒に対しては、通常のクラスに通うが、特に少ないグループでノルウェー語、英語、数学、社会科及び理科の授業を受けるようにしており、そのような生徒は教員の厚いフォローアップを受ける。

【小学校から中学校への移行】

ロードジベルは、小学校の教員から生徒の情報を入手する。ロードジベルは、我々

及びロフスルード校の関係者の父母評議会に出席する。彼らは又、小学校の学級訪問も行なう。小学校の学級は、5月又は6月にロフスルード校を訪問する。ロードジベルは、全ての情報が集められた後で新しい学級を一緒に設定する。

【特別授業】

生徒企業

特別授業として当校は、生徒企業を設けている。これは、実践の中での多く学ぶ必要のある生徒に対する企業である。生徒は週当たり4時間、この科目を受ける。企業では、生徒は食べ物を作り、売り、計算をする。

選択科目・売店

学校は、8、9学年に売店の選択科目を提供している。生徒は売られる食品を大変自由に作る。

生徒は、毎日、大変自由に乳製品やジュースを買うこともできる。

活動日

学校は年に4日の活動日を持っている。秋に1日・自由スポーツ又は遠足日、2月に1日・冬季活動日、初夏に遠足、フットボール試合旅行などのための2日である。

新年ダンス会・第7学年祭日

第9学年には新年ダンス会がある。第7学年には秋に「大親睦会（en stor 《blijent med hverandre fest》。大「相互に知られ合う祭」）がある。

タレント祭典（*Talentiade*）

わが校では、全生徒に対して年に一度、《タレント祭典》も行なう。生徒たちは、着飾って互いに見せ合う。私たちは、多様な学級の中の最善の要素を選ぶ。

アルコール・ドラッグ授業

第8学年には、青年期と酔いをめぐって学級で継続的な授業を伴う若者コースがある。第8学年は、その関連の中で大きな生徒評議会又は父母評議会に組織される。

朝の集会

学校は、各年、何回か朝の集会を行なう。ここで生徒は互いに選り合う。スポーツで、あるいは他の方法で優れたことを示した生徒は表彰される。

大変自由な活動

しばしば、音楽が大変自由に演奏され、生徒委員会は校外で演奏する。

5月17日（訳注：憲法記念日）

父母評議会運営委員会は、生徒のために特別朝食を伴う協同行事を組織する。

【父母の活動】

ロフスルード校では、学校と家庭の間により協同がある。毎秋、学校の全学級のための大父母評議会があり、その後、各学級で会合がある。さらに、各学級はクリスマス

スの後で父母評議会をもつ。教員は年に2回、父母と相談時間をもつ。

第9学年に対しては、毎年1月に生徒とその保護者に対して高等学校に関する会合がある。

学校のFAU（父母評議会運営委員会）は、大変積極的で活動的である。

【情報教育】

学校は2単位時間の情報の選択科目を提供している。この学校は、5つのこのような選択グループを有しており、つまり、約80人の生徒をカバーしている。

第8学年向けには今年、全8年生に対して文書処理コースを設けた。学校の教員は多くの情報訓練を必要としている。

（2）学校の年度計画

また、校長から「ロフスルード校 1997年の活動計画 目標：成長における知識と充実」（*VIRKSOMHETSPLAN VISJON KUNNSKAP OG TRIVSEL I VEKST*）と題する、表紙を含めてA4判8頁の同校の教育計画文書の提供を得た。

この作成手続きは、各学年から1人ずつ計3人で計画作成に責任を負う教員集団をつくり、一般の教員の意見を踏まえて提案を校長に出す。校長は原案を作成し、同校に2つある教員の労働組合の代表との協議を経て、父母評議会運営委員会に提案し、調整委員会に諮って定めたという。

この学校の調整委員会は、校長、教員代表2名、他の職員代表1名、生徒代表1名、親代表1名の合計6名で構成されている。なお、97年9月時点では、学校運営の法的決定権は校長にあり、調整委員会は助言的機関とされている。

また、労働組合のうちの一つは大学の教員なども入っている組合で全国的な連合体を形成しており労働党との関係が深い組合であり、もう一つは主に産業労働者が入っている独立的な組合である。

さて、上記「活動計画」は、5つの「努力領域」（*Innsatsområde*）から成り、各努力領域毎に一つないし複数の「主要目標」（*Hovedmal*）が掲げられ、この目標毎に、概ね数個の得るべき「結果目標」（*Resultatmal*）、それを実現するための「手段」（*Tiltak*）、その責任者、期限が書き込まれている。このような学校の計画・目標・手段の作成の様式は、オスロ市の学校に共通と推定される。

次に、これに挙げられている5つの努力領域、主要目標・その結果目標を例示する。

1997年 活動計画 ロフスルード中学校

目標 成長における知識と充実

VIRKSOMHETSPLAN 1997 LOFSRUD SKOLE

VISJON KUNNSKAP OG TRIVSEL I VEKST

（抄）

5つの努力領域

- ①97年学習指導要領（L.97）
- ②適応的教育、包含的学校（Tilpasset undervisning, en inkluderende skole）
- ③学校に基礎をおいた評価・職員研修（Skolebasert vurdering / kollegaveiledning）
（注：直訳すれば「同僚職員指導」）
- ④収容能力の整備（Tilrettelgging av kapasitet）
- ⑤父母の協同（Foreldresamarbeid）

（以上の番号は後の便宜上、○番号に変えた。）

【主要目標】学校は生徒用図書室をよく発展させること（上記努力領域①）

＜結果目標＞生徒は自分の勉学で参考文献を使用できるようになること。

〔手段〕より多くの参考文献、新聞、辞書の買い入れ。責任者、校長。期限、12月。

〔手段〕図書室用パソコンの取り替え。CD-ROM辞書の導入。

＜結果目標＞図書室が時間を定めて開かれるべきこと。

〔手段〕図書室に人を配置する時間を定める。責任者、校長。期限、6月。

＜結果目標＞素材文書の発展

〔手段〕最新の新聞をファイルすること。責任者、図書担当。期限、12月。

〔手段〕学科に沿ったビデオ収集、視聴覚室への設置。責任者、視聴覚室担当。期限、6月。

【主要目標】97年学習指導要領の原則と方針に沿った学業をおこなうこと（努力領域①）

＜結果目標＞全学校はプロジェクトを伴う学業を行なうべきこと。

〔手段〕それぞれの学級段階に一つのプロジェクト。責任者、全員。期限、4月。

〔手段〕それぞれの学級段階に一つの環境教育プロジェクト。責任者、全員。期限、8月。

【主要目標】生徒は教科学習で実用的道具として情報機械を使用できること。

＜結果目標＞生徒は文書取扱いを習得すること。

〔手段〕第8学年生は、97年春又は97年秋に文書扱いを伴う学習を少なくとも一つ行なわなければならない。責任者、第8学年教員。期限、12月。

〔手段〕第8学年生は文書処理課程を履修する。責任者、校長・教員。期限、12

月。

＜結果目標＞教員は情報の訓練を受けなければならない。

〔手段〕教員・情報責任者に対するインターネット及び他のプログラムの課程。

責任者、校長。期限、12月。

【主要目標】職員指導と学校に基礎をおいた評価を通じて教育の準備をし開発をすること。（努力領域③）

＜結果目標＞準備と問題解決のために互いに助言をすること。

〔手段〕必要に応じて学年で職員研修（同僚指導）を行なうこと。責任者、学年主任。期限、12月。

＜結果目標＞学校は、プロジェクト授業の発展を追求すること。

〔手段〕プロジェクトと結びついた評価がなされなければならない。責任者、校長・全員。期限4月～8月。

（3）ロードジベル（rådgivere）

先の文書中にも出ている「ロードジベル」（“rådgivere”）は、ホルムリア中学校にも2名置かれていたが、ノルウェーの中学校で学校運営上重要な役割を果たす職種である。ロフスルード中学校には2名配置されており、うち1名は進路問題担当(男性)、もう1人(女性)は“sosial-lærerne”と兼任であった。両中学校の職員人数表では一般の教員と区別して示されているが、ロードジベルは授業も何時間か持つということであった。

“sosial-lærerne”というのは、教科教育ではなく生活指導上の問題で生徒を指導する教員であって、「生活指導教員」とでも訳するのが適切な職務であり、各学校に1名は配置されているという。

次に訳出するのは、この生活指導教員兼務のロードジベルであるサンダソンさんから提供してもらった彼女の職務課題の一覧である。

ロフスルード校における生活指導教員兼ロードジベルの課題

SOSIAL-LÆRERNES/RÅDGIVERNES OPPGAVER VED LOFSRUD SKOLE

1. 科目間の会議の召集と参加

会議の記録

会議で合意されたことのフォローアップ

2. 父母評議会・報告会議及び学校の必要事項が見つけれられるようなチーム会議への参加

3. 学級運営に伴う審議事項における家庭との交渉（Kontakt）
4. 社会的・医学的研究者、教授学的・心理学的機関、児童保護、社会福祉事務所、余暇クラブ、警察及び精神病対応機関との協同
5. 勉学上の又は社会的な特別の保護を要する生徒（障害児ではない。）のフォロー・アップ
6. 生徒の援助・支援事業の実行及び維持継続に対する協同責任
7. 学校内外におけるオルタナティブ授業の設定と維持継続
8. 選択科目時間の設定。選択科目としての労働生活学習。選択科目教員との交渉（Kontakt）。全生徒及び保護者に対する履修指導（Orientering）。
9. 小学校・中学校間の移行（Overgang）。小学校との協同（訳注：この中学校へは、3つの小学校からの生徒が進学してくる）。
10. 中学校・高等学校間の移行。高等学校との協同。

（4） 高等学校への進学指導

また、高等学校進学担当ロードジベルのヨースンドさんから中学校卒業後の制度について説明を受けた。これに関しては、概ね拙稿前編に示したとおりであり、高等学校は大きく13の基礎コース(学科)に分かれており、この内、3つは高等教育に進学するコースで3年制、残りの10のコースは職業資格取得をめざすものであり、就学年限は4年でありこの間に職業見習い実習も行なう。94年教育改革で生徒は義務教育修了後3年間の高校教育(障害者は5年間)を受ける権利が保障されている。

彼からは、さらに進学指導の概要について説明を受けた。その際、提供された高等学校への進学指導計画を次に訳出して示す。

基礎学校から高等学校への進学に関するロードジベルの業務計画

FRAMDRIFTSPLAN FOR RÅDGIVER

VEDR. OVERGANG GRUNNSKOLE/VIDEREGÅENDE SKOLE

1. 第9学年の学級チーム主任、第9学年の父母評議会、及び第9学年の全学級に業務計画を示す。（9月）
2. ロードジベルは、全生徒と対話をする（2人ずつ）。（9月、10月、11月）
3. ロードジベルは、全学級に行き、冊子「様々な教育」を配布し、生徒にその特徴及び要点に関する情報の活用法、94年教育改革及び進学申込書類記入法（3課程希望、2校）に関して教える。（9月、10月）
4. ロードジベルは、全学級に行き、冊子「オスロの高等学校の情報」を配布し、ど

んな可能性があるかについて少し話す。（11月、12月）

5. ロードジベルは、生徒及び可能ならその保護者と新たな対話をする。（12月、1月）
6. 大集会（保護者たち及び生徒たち）。ソグン、ノルトストランド、ランベルセテル、マングレルド及びウルスルド各校の教員が生徒及び保護者に自分の学校について説明する。（1月末）
7. 5、6、と並行して、私たちが援助することが必要な生徒のいずれについても、教員、生徒、保護者、校長及び市教育庁教授学・心理学事務所の話し合いが行なわれる。（2月1日迄に）
8. ソグン高等学校訪問（「オープン・デイ」）。（1月）
9. ノルトストランド、ランベルセテルその他の高等学校訪問。（2月、3月）
10. 軍隊訪問？ 教育に対するどのような可能性があるか？（3月）
11. ロードジベルは生徒の進学申請書の下書きを助ける。下書きの完了。（3月15日）
12. ロードジベルは生徒とともに3月25日迄に高等学校進学申請書を書き上げる。
13. ロードジベルは、奨学金・貸与奨学金について説明する。（5月、6月）
14. ロードジベルは、全ての生徒が卒業証書とともに「フォロー・アップ・サービス」（“Oppfølgingstjenesten”）についての書類を書くことを確保する。

以上について若干補足説明をする。

まず、文書の標題にある「基礎学校」という語であるが、場合によって小学校と中学校をまとめて「基礎学校」（grunnskole）という言い方がされている。また、小学校と中学校の両課程を有する学校が相当比で存在する。

次に、上記「1」に関して、ヨースンドさんは私たちが訪問したこの日、9月4日、父母への説明会を行なったところであったという。

また、「学級チーム主任」というのは、当ロフスルード校でも、先のホルムリア校でも、例えば、同一学年の学級A、B、Cの学級を一つのチーム、D、E、Fをもう一つのチームというように、同一学年に複数のチームを作っている。日本の学年主任よりももう少し小さい単位で置かれていることになる。

「6」の説明会では、13の基礎コースの代表が各コースの内容を説明するという。ここに挙げられている高等学校は、ソグン校は職業科だけ、ノルトストランド校とウルスルド校は普通科、ランベルセテル校とマングレルド校は普通科と職業科を有する。ソグン高校だけはこの中学校から約24km離れているが、その他の学校はいずれもロフスルード校に最近接の高等学校である。

「14」の「フォロー・アップ・サービス」（“Oppfølgingstjenesten”）というの、

94年教育改革で導入された制度であり、高校中退・不登校などで学校制度から外れてしまった若者を指導をする制度である⁹⁾。

（5）学校の予算・施設設備

この学校の予算の支出は、97年度で年間1570万ノルウェー・クローネである。当時のレート（1ノルウェー・クローネ(NOK)は約16.8円）で計算すると約2520万円である。この中には教職員給与1450万NOKが含まれている。学校予算は校長が行政機関と相談して作成し、最後に調整委員会に諮って決定するという。学校が定めるのは管理運営費のみであり、建設費等は別である。

同校には、6棟の校舎とその間の広場を蔽う、開閉装置のついた大きなガラス屋根があり暖かい。しかし、暖房にも開閉にも経費がかかる。1988年に建設したこの学校の建設費は8800万NOKであった。校舎は2階建てで障害者のためにエレベーターが設置されている。

この学校は、18学級用に建てられており、今は19学級となっているので少し狭い。特別の教室としては、実験室1、調理室1、美術・工芸室4、情報処理室大小各1、音楽室1、図書室1などがある。2つの教室毎に入り口が一つ、トイレが一つ作られており便利になっている。しかし、この学校には小人数教室（7人くらいまで用）がないので発音教室、歯科医の事務所、心理学担当者の相談室、会議室などを相談し合って小人数用教育と共用している。体育館は仮設で2つあって、校舎から離れている。歯科医は近隣の学校と合わせて学校歯科医が配置されており、その事務室がこの学校にある。小人数教室不足の問題は近くにもう一つ中学校を建設中でそれで解決することになっている。職員室の感じは多くの日本の中学校の職員室に似ていたが、それとは別に快適でゆったりとした感じの教職員が休憩したり食事をする部屋が別にあった（これはホルムリア校にも、見学した他のどの小学校、高等学校にもあった）。

（6）授業など

授業見学は、まず、シルベ・キスケドゴールさんのノルウェー語の授業と英語の授業を見学した。彼女は、ノルウェー語、英語、フランス語、ドイツ語を教えているという。ノルウェー語の授業では視力の悪い女生徒が1人おり、教室にその生徒用のカメラ、モニター、パソコンが設置されていた。キスケドゴールさんによると、外国出身の生徒もいるがノルウェー語の遅れている生徒は2人であるという。見学した第10学年のノルウェー語の授業は、文学史の自然主義の勉強であり、この日に見学した授業の内容は生徒が自分で調べた内容を発表する授業であった。時間の都合上、見学はしなかったが、演劇のような形で行なうことや「ラップ」の調子で歌うこと予定しているということであった。

見学した10年生の英語の授業は、通常は30人で行なっているが、この日の授業は2つに分けており15人で行なわれていた。黒板には英語で次の課題が書かれていた。

- ①Read the text Asking Out
- ②Check the story
- ③Close your books
- ④Tell the story by the help of the pictures

生徒は英語とノルウェー語の対応ノートを作っていた。

もう一つ、副校長の案内で別の第10学年ノルウェー語文法の授業の「とび入り」見学をした。母親が日本人の女子生徒もいた。授業終了後の担当教員の話では、中学生は反抗期で親や学校に反抗的な行動も見られる、この学校ではそれほど大きな問題はない。彼がいま教えている学級もそれほど問題はないが、中学校修了時に試験があり、進学ではその成績が問題になる、それで生徒は緊張している。ノルウェー語には、オスロの方言に近いボックモールと西ノルウェーの方言に近いニーノルスクがあり、義務教育ではどちらも書けるようにならなければならないが、ニーノルスクの学習に反抗的な生徒がいるという。

なお、一例として第9学年B組の時間割を挙げると、次の表IIのとおりである。

表II ロフスルード中学校第9学年B組の時間割（1997/98年度）

9 B	月	火	水	木	金
8:15	選択教科	体育		ROK	
9:05	選択教科	体育	ROK	ROK	(不明)
10:00	学級会	ROK	ROK	ROK	選択教科
10:55	木工	ROK	ROK	ノルウェー語	選択教科
12:10	芸術	ROK	ノルウェー語	社会科	理科 音楽
13:05	体育	理科	生活指導 ・キリスト教	理科 音楽	社会科
14:00	選択教科	社会科		選択教科	生活指導 ・キリスト教
14:45	選択教科				

注 ①表中のROKはrokeringsmodell（英語：castling model）。本文及びホルムリア中学校の記述および注8）参照のこと。この学級の生徒は3つに分かれてそれぞれ他学級の生徒とグループを形成する。

②選択教科としては、オスロ市教育部は、1）ドイツ語、フランス語又はフィンランド語、2）上級のドイツ語、フランス語又はフィンランド語、3）実践的プロジェクト学習を挙げているが、当校で何を置いているかは未確認。

（7） 父母評議会の活動

父母評議会については、父母評議会の代表であり、その資格で学校の調整委員会の委員にもなっているトーレ・レーニン（Tore Rønning）さんから話を聞くことができた。

父母評議会の構成等は、概ね、本稿（一）の（3）に記述のとおりであった。付け加えれば、進学年が始まったとき各学級で2人親の代表を選び、そのうちの1人が全校の父母評議会運営委員会の委員になる、したがってこの学校の委員会は19名で構成されている。この委員会の議事録は毎回出している。父母評議会は、年に3回、学校が召集する。父母評議会運営委員会は毎月第1火曜日、夕方に2時間くらい開催している。委員会の義務としてその決定を文書や電話で各親に伝えている。それ以外にも特別の会議をしたり親と連絡を取り合ったりしている。この学校の父母評議会ないしその運営委員会の活動内容については次のように説明された。

父母評議会では、①放課後、子どもが望ましくないことをするのを防ぐ対策、②教育に関する政治・政策の学習・検討、③体育館の設置推進の3つの課題にとり組んでいる。

道を調べて交通事故対策を考えた。

5月17日の憲法記念日には学校に生徒を集めて朝食を振る舞いそれからパレードに参加させた。

地域に13歳～22歳の青年が参加する青年クラブがある。その活動は、毎週金曜日の夜7時～11時に行なわれている。100人～200人くらいの若者が集まる。ディスコやビリヤード、映画、本の朗読などを行なっている。オスロ市の職員とそのほかに4、5人が指導に当たっている。禁酒や建物の中での禁煙、宿泊には親の許可を必要とするなどのきまりがある。地元の若者というよりは外部からの若者が邪魔をすることがあったりして、時に喧嘩などがあるのでそれを防ぐために親が当番で携帯電話を持って見守りに歩き、必要な場合は警察やコミュニケーションの青年担当と連絡をとったりしている。親は、9時～12時30分、当番で見守る。

スポーツについては、地域のスポーツ・クラブがこの青年クラブとはまた別にある。ロフスルード中学校の生徒もアイスホッケー、ハンドボール、サッカーのクラブを作っていて参加している。

教育政治・政策に関しては、97年改革を検討して学習指導要領が変わり、親の機関の権限が拡大したことが判ったので、それに関する意見を出した。

教育改革の結果、親の発意で文化祭ができることがわかったので、職員と協力して97年4月17日（木曜日）の午後、12の文化圏にまとめて、出店、料理、音楽、展示などで、それぞれの出身国・地域の文化を紹介する文化祭をやった。およそ1000人が集まり大成功だった（掲示場にこのときの写真がパネルにして飾ってあった。）

政治家に働きかけて、通学に必要なバスの本数を増やしてもらった。

父母評議会として特に力を入れてきたのは、体育館の設置である。法では設置が義務づけられており、10年間働きかけてきたのにできていなかった。それで、父母評議会は怒って生徒のストライキをおこなった。始めは、1カ月毎に1日、生徒を休ませた。これには

99%の親が賛成した。それでも体育館設置を約束しなかったので2カ月毎に1週間休ませるという方針を取った。2回目も実行したら、2回目にオスロ市教育部から手紙がきて、山の中に体育館を作ることが決まるとともに、500万NOKで仮設の体育館を作ってもらった。山の中の本式の体育館は、以前にあった山の中にあった体育館を改造してあと14日で完成する。これは他校と共用する。

なお、校長は、このような「ストライキ」というようなことは非常に例外的ではあると付け加えた。校長は、雇用者側・行政側であるので抑制する立場で振る舞ったが、親には「ストライキ」をしても害の少ない日を選ぶよう勧めたという。

まとめに代えて

①上述した学校がノルウェーの平均的な学校ではないが、外国からの子どもたちを多数受け入れ、しかも見られる限り和やかに教育が行なわれていたのは、心暖まる気がした。

②生徒数・学級数に対する教職員は、多数の外国からの生徒数を考慮しても、わが国よりもはるかに多く配置されていると言えよう¹⁰⁾。また、教室などの施設も豊かと思われた。

③教授・指導方法では「キャスリング・モデル」の学習グループ編成やプロジェクト法など大胆な工夫・試みが行なわれているようである。その意義や学習・教育の内容・水準、進路指導の実態等は今後調査研究してゆきたい。

④生徒や親の学校・教員に対する要求や不満とそれへの対処はよく判らなかったが、限られた見聞による限り父母評議会の位置づけや学校のそれへの対応は、開放的に思われた。

⑤中学校の生徒会が学外の青年協議会に参加していることやその活動内容、生徒会委員の態度などからは、市の教育部や学校が青少年の自治的能力を相応に認め、かつそれを育成しようとしていることが感じとられた。

⑥遠方の外国のしかも言葉も通じず始めて訪ねた一介の大学教員あるいは短期大学教員である私たちの限られた時間内での訪問に対して、十分な見学の機会と豊富な資料の提供、心のこもった応接をしていただいたことは、ノルウェーの教育研究の初心者である私にとって最大の喜びであり励ましであった。

注

1) 本稿の記述における学校・教育行政機関訪問は、1997年9月1日（月）関西空港発フィンランド経由、同月13日関西空港帰着の日程で、京都府立大学教授宮嶋邦明氏とともに行ったスウェーデン、ノルウェーの教育見学・調査旅行の一環である。本誌前号第17号（97年12月発行）では、この旅行を踏まえて「スウェーデンの高等学校」を発表した。

これらの研究は、拙稿「子どもの権利条約と諸国の先進的動向・制度——フィンランド、フランス、ドイツの例を参考に——」（望月彰・土屋基規編著『いのちの重みを受けとめて』（神戸新聞総合出版センター・1997年、所収）とともに、子どもの権利・福祉・環境重視の北欧諸国の教育への関心に基づくものである。

2) 英語では“*the Act Relating to Education and Training*”を当てている。

OSLO KOMMUNE Skolesjefen(オスロ市教育長), *Starting School*, Oslo: 1997. p.2.

なお、以下、ノルウェーの学校、行政機関作成の英文資料による場合で、ノルウェー語を確認できていない語は、さしあたり英語で示しておく。

3) 以下、注4) 添付箇所までは、下記による。

The Norwegian Ministry of Education, Research and Church Affaires, *Reform 97 The Compulsory School Reform*, Oslo: 1996. p.3, p.9.

4) この段落は、*Starting School*, p.16. による。

5) *Reform 97*, p.9

6) *Starting School*, p.17.

7) *Starting School*, p.9.

8) 当地の学校の英訳文書では“*castling model*”の語が当てられており、“*castling*”は、チェスにおける用語で次のように説明されているので、本稿ではそのニュアンスを生かして「キャスリング・モデル」の語を当てることにした。

「*castling*《チェス》キャスリング、王(king)の入場（王と左右のルーク(rook)の間の駒が出払ってしまい、しかも王とルークが一度も動いていない時、ルークを王の隣に動かすのを一手で行なう方法；ただし、checkがかけられているときは行なうことはできない。」（研究社『新英和大辞典』第5版、1980年）

9) 拙稿・本誌第16号「ノルウェーの学校教育」、参照。

10) この点に関して、表Ⅲの大阪府の教職員定員基準表及び次の大阪府羽曳野市立高鷲中学校の実例と、本稿で述べたノルウェーの小、中学校の生徒数・教員数とを比較されたい。

1997年度 大阪府羽曳野市立高鷲中学校

生徒数 468名

学級数 14学級(通常学級12、障害児学級2)

教職員総数 33名(校長・教員29、他4)

内訳 校長1、教諭25(12学級定数20、障害児学級担当2、進路加配1、ティームティーチング加配1、生活指導1)、講師2、養護教諭1、事務職員2(府定数1、市単費負担1)、作業員2。

—1998年9月28日—

表Ⅲ 1998年度 小・中学校学級規模別教職員定員配分基準表（大阪府教育委員会）

学校規模 (学級数)	小 学 校				中 学 校			
	校長・教員	養護	事務	計	校長・教員	養護	事務	計
1	4	1	1	6	5	1	1	7
2	5	1	1	7	7	1	1	9
3	6	1	1	8	9	1	1	11
4	7	1	1	9	10	1	1	12
5	8	1	1	10	11	1	1	13
6	10	1	1	12	13	1	1	15
7	11	1	1	13	14	1	1	16
8	12	1	1	14	15	1	1	17
9	13	1	1	15	17	1	1	19
10	14	1	1	16	18	1	1	20
11	15	1	1	17	19	1	1	21
12	16	1	1	18	21	1	1	23
13	17	1	1	19	22	1	1	24
14	18	1	1	20	23	1	1	25
15	19	1	1	21	25	1	1	27
16	20	1	1	22	26	1	1	28
17	21	1	1	23	28	1	1	30
18	22	1	1	24	29	1	1	31
19	24	1	1	26	31	1	1	33
20	25	1	1	27	32	1	1	34
21	26	1	1	28	34	1	2	37
22	27	1	1	29	36	1	2	39
23	28	1	1	30	37	1	2	40
24	29	1	1	31	38	1	2	41
25	30	1	1	32	40	1	2	43
26	31	1	1	33	41	1	2	44
27	32	1	2	35	43	1	2	46
28	33	1	2	35	44	1	2	47
29	34	1	2	37	46	1	2	49
30	35	2	2	39	47	2	2	51
31	36	2	2	40	49	2	2	53
32	37	2	2	41	50	2	2	54
33	38	2	2	42	52	2	2	56
34	39	2	2	43	53	2	2	57
35	40	2	2	44	55	2	2	59
36	42	2	2	46	56	2	2	60
37	43	2	2	47	57	2	2	61
38	44	2	2	48	58	2	2	62
39	45	2	2	49	59	2	2	63
40	46	2	2	50	61	2	2	65

*なお、21学級以上の小・中学校に1名の大規模校加配。30学級以上の小学校に1名、30学級以上の中学校に複数の生徒指導主事が配置されます。

*ただし、大規模校加配は、大阪市を除きます。

『ノルウェーの 94 年・97 年初等中等教育改革の概括的調査研究』

正 誤 表

2002.4.15 北川邦一

頁番号は、< >付きの通し頁。通常の行数計算には図表分を含まない。

頁・	行	誤(修正前)	正(修正後)	備考
1	4	期間内に	(削除)	重複の前出分
4	下 5	「福音主義ルーテル派」	(削除)	下 4 行と重複
5	下 1 2	(少なくとも)	(削除)	
5	2	(A)	(削除)	
6	3	なっていた	なった	
6	4	、極右政党	(削除)	3 行目と重複
6	下 4	設けたれている	設けられている	
7	下 1 3	前記④、⑥	< 6 > 頁に後記の	
7	下 7	の与える	を与える	
8	5	教育課程領域	教育科目領域	
8	下 1 2	ラーグスティン	ラーグティン	
8	下 5	ており、「実際の	ており、国王の「実際の	「国王の」 を挿入
1 5	1 6	図 2 コミューネの	図 2 あるコムーネの	図の題名
各出現箇所		コミュューネ	コムーネ	現地音に統一。15,16 頁の 図 19, ~ 22 頁、など。
1 6	下 5	」	(削除)	
1 7	3	上記図 1	前記図 1	
1 8	1 9	(。)。	。	
1 8	1 3	for p plan	for plan	
1 8	3	基づいている fylkesmann	基づいている。fylkesmann	句点を挿入
1 9	3	アスビヨン	アスビヨン	印字不良
2 1	図中	県助役、副助役	行政長、行政長	訳語の統一
2 2	1 9	合計 11.000	合計生徒数 11,000	
2 2	下 1 1	fylkestinget	fylkesutvalget	
2 2	下 6	見られないず、	見られず、	
2 2	下 6 末	位置づけられた。。	位置づけられている。	
2 5	中央下	(県と行政長が分離)	県行政長	Fylkesrådmann の下左辺り
2 4	1 1	発言権はある。決定権と	発言権はあるが決定権と	
2 4	下 7	utdannings	Utdanningsdirektør	
2 9	1 8	いる既述のように、	いる。既述のように、	句点を挿入
1 0 7	1 6	Skolefri-tidsordninga	Skolefritidsordninga	
1 1 6	9	fag- og sveinepøve	fag- og sveineprøva	
1 2 9	下 3	foreldre- råd	foreldreråd	
1 3 0	1 1	styre for skole-n	styre for skolen	
1 3 3	右 1 5	男女一方の性が	男女いずれの性も	

ノルウェーの 94 年・97 年初等中等教育改革の概括的調査研究

2002 年 3 月 29 日発行

発行者 北 川 邦 一

E-mail : kitagawa@otemae.ac.jp

大手前大学社会文化学部 伊丹市稲野町 2-2-2

電話:0727 70 6334 Fax:0727 70 6916

印刷所 ワールド美術印刷株式会社

営業企画部 大阪市中央区上町 1-27-15

電話:06 6768 3081 Fax:06 6768 3075
